

二〇一九年度 学位請求論文

院政期歌合の研究 —— 源俊頼・藤原基俊を中心に ——

龍谷大学大学院 文学研究科 日本語日本文学専攻 研究生

L19R535

溝端 悠朗



# 目次

|                              |       |    |
|------------------------------|-------|----|
| 凡例                           | ..... | i  |
| 序論                           | ..... | 1  |
| 第一節 院政期歌合概観                  | ..... | 3  |
| 第二節 本論文の課題と構成                | ..... | 14 |
| 第一部 俊頼と基俊の歌合をめぐる             | ..... | 18 |
| 第一章 元永元年十月二日内大臣忠通歌合の伝本と本文    | ..... | 18 |
| 第一節 二十巻本と別系統の諸本との相違          | ..... | 19 |
| 第二節 別系統の諸本とその系統              | ..... | 23 |
| 第三節 一類本と二類本の関係               | ..... | 32 |
| 第四節 慶應義塾図書館蔵本について            | ..... | 35 |
| 第二章 元永元年十月二日内大臣忠通歌合の「両判」について | ..... | 48 |
| 第一節 俊頼・基俊と忠通家の歌合             | ..... | 48 |
| 第二節 俊頼・基俊の判詞                 | ..... | 54 |
| 第三節 「両判歌合」の意義                | ..... | 60 |

|     |                         |     |
|-----|-------------------------|-----|
| 第三章 | 元永元年十月二日内大臣忠通歌合の詠歌表現と判詞 | 73  |
| 第一節 | 出詠歌人・勅撰集入集状況            | 73  |
| 第二節 | 左右方人たちの詠歌表現             | 81  |
| 第三節 | 主催者・忠通の詠歌表現             | 91  |
| 第四節 | 俊頼・基俊の詠歌表現              | 96  |
| 第四章 | 元永二年七月十三日内大臣忠通歌合の追判について | 117 |
| 第一節 | 歌合の概要                   | 117 |
| 第二節 | 追判をめぐる先行研究              | 122 |
| 第三節 | 追判の表現                   | 126 |
| 第五章 | 奈良花林院歌合の詠歌表現と判詞         | 139 |
| 第一節 | 出詠歌人と他出状況               | 140 |
| 第二節 | 興福寺僧たちの詠歌表現             | 147 |
| 第三節 | 歌枕詠をめぐる                 | 154 |
| 第四節 | 俊頼・基俊の代作歌               | 160 |

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 第二部 院政期歌合の継承と発展                   | 176 |
| 第六章 俊頼・基俊の歌合評語と俊成・定家              | 179 |
| 第一節 歌合判者としての俊頼・基俊                 | 181 |
| 第二節 俊頼・基俊の歌合評語                    | 185 |
| 第三節 俊成・定家における俊頼・基俊の歌合評語           | 200 |
| 第七章 俊成「不可庶幾」評と定家「閨の月影」詠           | 220 |
| 第一節 俊成「不可庶幾」評と基俊の評語               | 221 |
| 第二節 平安期和歌における歌語「閨」                | 224 |
| 第三節 六百番歌合における歌語「閨」                | 232 |
| 第四節 定家における歌語「閨」                   | 237 |
| 結語                                | 250 |
| 第一節 各章のまとめ                        | 250 |
| 第二節 和歌史上における院政期歌合の位置づけ            | 255 |
| 付章 慶應義塾図書館蔵『内大臣家詞合 三十六番』翻刻（付・略校異） | 259 |

## 凡例

一、本論文で取り上げる歌合の名称については、基本的に萩谷朴『平安朝歌合大成 増補新訂』（同朋舎出版、一九九七）以下、『歌合大成』と略す）の名称に拠り、西暦を（ ）に入れて付記する。また同書の歌合番号を示す。ただし、主に催行年月日については国立歴史民俗博物館蔵『類題鈔』（『類題鈔』研究会編『類題鈔（明題抄）影印と翻刻』笠間書院、一九九四）に拠って改めたものがある。また、『歌合大成』に未収のものは、『新編国歌大観』の名称を用いるが、催行年月日等を付して示す場合がある。

二、本論文で取り上げる歌合の個々の本文については、稿中において依拠資料をそれぞれ明示した。

三、引用する和歌の本文と歌番号は、次に掲げるもの以外は、特に断らない限り『新編国歌大観』に拠る。ただし、いずれも句読点や清濁など、一部私意によって表記を改めた場合がある。

・『万葉集』 Ⅱ 龍谷大学善本叢書『類聚古集』（思文閣出版、二〇〇〇）の訓で掲げ、同書の原文を「」に入れて併記する。歌番号は『類聚古集』での番号（同書に拠る）を用い、慣例に従って旧『国歌大観』番号を併記する。

・『散木奇歌集』 Ⅱ 冷泉家時雨亭叢書『散木奇歌集』（朝日新聞社、二〇〇八）に拠り、引用末尾に（部立・歌番号・丁数／頁）を示した。歌番号は冷泉家本を底本とする『新編私家集大成』俊頼Ⅲのものを用いる。

四、その他、引用することの多い作品の本文は、それぞれ次に拠る。ただし、いずれも一部私意によって表記を改めた場合がある。左記以外の作品については稿中に示した。

・『俊頼髓脳』 〓 冷泉家時雨亭叢書『俊頼髓脳』（朝日新聞社、一九九四）に拠り、引用末尾に（丁数／頁）を示した。また、『時雨亭文庫二 俊頼髓脳』（冷泉家時雨亭文庫編、冷泉為臣稿、鈴木徳男校正・解題、和泉書院、二〇一七）の翻刻を適宜参照した。

・『袋草紙』 〓 新日本古典文学大系『袋草紙』（藤岡忠美校注、岩波書店、一九九五）の「原文」（底本…上巻 〓 筑波大学図書館蔵本、下巻 〓 国立国会図書館蔵本）に拠り、引用末尾に（巻・項目・頁）を示した。

・『和歌童蒙抄』 〓 黒田彰子『和歌童蒙抄注解』（青簡舎、二〇一九）所収の流布本（底本…前田尊経閣文庫蔵本）に拠り、引用末尾に（巻・部・頁）を示した。なお引用に際しては、私に濁点等を付した。

・『無名抄』 〓 『歌論歌学集成』第七卷（小林一彦校注、三弥井書店、二〇〇六 底本…天理図書館蔵本）に拠り、引用末尾に（標題・頁）を示した。

・『八雲御抄』 〓 片桐洋一監修・八雲御抄研究会編『八雲御抄 伝伏見院筆本』（和泉書院、二〇〇五）に拠り、引用末尾に（巻・部・頁）を示した。

・『源氏物語』 〓 新編日本古典文学全集『源氏物語』①～⑥（阿部秋生ほか校注・訳、小学館、一九九四～一九九八）に拠り、引用末尾に（巻・冊・頁）を示した。

・『白氏文集』 〓 新釈漢文大系『白氏文集』一～十三（岡村繁（代表）、明治書院、一九八八～二〇一八）に拠り、引用末尾に（巻・詩題・冊・頁）を示した。

五、写本・影印から引用する場合、原則として、私意によって清濁を分かち、句読点・鉤括弧等を付した。また旧字・異体字は通行の字体を用いるが、「哥」「躰」など、この限りでないものもある。ミセケチ等は修訂後の本文で掲げる。判読不能の字は「□」で、中略する場合は「……」で示した。なお、引用する本文中の傍線・傍点等は、すべて稿者によるものである。

六、注は各章の末尾に付した。

七、一頁の字数は、一〇〇〇字である。

## 序論

本論文は、院政期歌合の特質について論じるものである。「院政期」とは、天皇に譲位した上皇が、天皇の直系尊属親としての親権に基づいて政務を執った時代のことであるが、歴史学においては、「院政期」とは平安後期の白河・鳥羽・後白河の三上皇の院政、および鎌倉初期の後鳥羽上皇の院政を指すのが一般的である。<sup>(2)</sup>ただし、文学史研究の側では、「院政期」とは広く十一世紀末〜十二世紀（十三世紀を含む場合もある）を指すのが妥当とされる。<sup>(3)</sup>本論文ではひとまず、白河・鳥羽両院の院政下、すなわち応徳三年（一〇八六）〜保元元年（一一五六）を「院政期」として扱うこととしたい。

院政期の歌合は、早くから萩谷朴氏によって「（引用注：院政期は）歴史の上においては、政治的にも経済的にも、更に文学的にも、古代から中世への深刻な転換が行われた時期であり、歌合も亦同様に、古代遊宴主義の歌合から中世文芸主義の歌合へと著しい質的変化が生じている」（『歌合大成』史論・総説・書志篇、三〇七八頁）ことが指摘されている。橋本不美男氏は特に、堀河天皇近臣たちのグループが中心となって催された康和二年（一一〇〇）四月二十八日宰相中将国信歌合（『歌合大成』242）を画期と見て、これ以降「歌合の社交性・遊戯性の比重を著しく軽んじ、その文芸を対象とする競技（実作と評論）の場といふ面を強く意識」する趨勢が生じるようになる<sup>(4)</sup>と説き、「こゝに至つてはじめて、和歌は宮廷的雅会の、すなはち礼・楽から独立し、場においても、作歌態度においても、前代にない新しさを加へた」、「それ以前を古代的といへば、この頃から和歌の中世的性格が求められ<sup>(5)</sup>ると論じた。萩谷・橋本両氏ともに、院政期を歌合史における転換期と位置づけ、『歌合大成』の言葉を借りれば、「遊宴主義」の歌合から「文芸主義」の歌合へ転換したと捉えているのである。ただし近年は、歌合を「遊宴」と「文芸」の二項対立ではなく、多面的な視点から考察することが進められている。例えば、歌合という催しの行われる場が空間的にどのような構成されているのか、参加者の人的構成がどのようなものであ

るのか、そこにどのような時代性が反映しているのかなど、さまざまな観点が導入され、催しそれ自体の意味や特質が論じられる向きが強くなってきたかと思われる。

浅田徹氏もまた、歌合が院政期に至ると「行事の『現場』の意義が急速に稀薄になり、判者の執筆提出する判詞にその中心的興味が移行してゆく」ことを指摘し、歌合判詞の書き方（文体や様式）が白河朝・堀河朝のあたりで質的に変化したことを論じている。<sup>(6)</sup>

このように、院政期において歌合が大きな変化を遂げたことは、すでに先行研究によって明らかにされてきた。ただし、「変化」とは突発的に生じるものではなく、段階的・漸進的に生じていくものである。院政期の歌合は、大きく新しいものへと移り変わりつつあるさなかにあったといえよう。和歌史を見通すと、院政期から求められるようになった新奇な和歌表現が、平安末期において歌道家の成立・歌学の隆盛を経て、藤原良経を中心とした九条家歌壇と、それを吸収した後鳥羽院歌壇における新風和歌の試みへと引き継がれたことにより、『新古今和歌集』へと昇華したのである。院政期和歌の和歌史上における重要性は高いと思われる。

そうした和歌史のなかで、院政期歌合に加えられた「新しさ」とはどのようなもので、それらは同時代においてどのように受け止められたのか。そしてまたそれらは、後代にどのような影響を与えたのか。これらのことについては、いまだ十分に論じられていないように思われる。本論文では、転換期として変化のさなかにあった院政期歌合のありようを、より詳細に論じてみたい。

歌合そのものを全体的に論じる先行研究としては、『歌合大成』のほか、峯岸義秋『歌合の研究』（三省堂、一九五四 復刻版…パルトス社、一九九五）、岩津資雄『歌合せの歌論史研究』（早稲田大学出版部、一九六三）があるが、院政期の歌合に特化したものではない。院政期歌合を扱う単著の研究書は管見に入らず、院政期歌合そのものを論じる先行研究は、まだ少ないといつてよいだろう。

注釈書も、古くは日本古典全書『歌合集』（峯岸義秋校注、朝日新聞社、一九四七）が、日本古典文学大系『歌

合集』（萩谷朴・谷山茂校注、岩波書店、一九六五）が刊行されているが、院政期歌合はそのうちの一部にとどまり、今なお院政期歌合が広く読まれているとはいえない。しかし最近になって、鳥井千佳子『忠通家歌合新注』（新注和歌文学叢書、青簡舎、二〇一五）や、和歌文学大系『王朝歌合集』（藏中さやか・鈴木徳男・安井重雄・田島智子・岸本理恵校注、明治書院、二〇一八）といった注釈書が公刊され、ようやく院政期歌合の表現や内容に関する研究が行われる下地が整ってきたといえよう。

また近年、特に二十巻本類聚歌合（以下「二十巻本」と称す）を中心とした新資料の発見（もちろん二十巻本以外にも有益な資料は見出されている）や、日本語学など他分野からの提言もなされている。本論文では、そうした新しい成果も積極的に取り入れつつ、院政期歌合の特質を明らかにし、それを和歌史上に位置づけることを目指す。

## 第一節 院政期歌合概観

まずは、院政期歌合を概観し、大まかに特徴を捉えることからはじめたい。次に掲げる〈表1〉は、主に『歌合大成』と『類題鈔』に拠って、院政期歌合を一覧したものである。<sup>(10)</sup>

### 〈表1〉院政期歌合一覧

\*本論文において「院政期」として扱う、応徳三年（二〇八六）〜保元元年（一一五六）までに催された歌合を一覧した。ただし、撰歌合（例えば「327相撲立詩歌合」や「別25琳賢古歌合」など）は新歌の出詠がないこと、「244堀河院艶書合」は和歌を競わせる視点がないことから除外し、また和歌の出詠を伴ったか不明の物合（例えば「別17白河上皇紫野草合」）もひとまず除外した。

\*証本の現存する歌合はゴシックで示した。名称は基本的に『歌合大成』に拠るが、主に催行年月日等について、『類題鈔』に拠って改めた場合が少なくない。その場合、改めた箇所には傍線を付した。また、それに伴って配列を前後させたところがある。

\*番号頭を「X」とした歌合は、主に『類題鈔』によって知られるもので『歌合大成』未収の歌合である。名称は『類題鈔』によ

って知られる内容に基づきつつ、他の歌合にあわせて調整した。

\* 259・333は『歌合大成』では一括とされているが、それぞれ『類題鈔』330・331・332、および同442・443によって別の歌合と考えることが出来るため、a・b・cなどとアルファベットを付した。

\* 「規模」項には題数と番数(不明の場合は「？」で示す)を示し、「判者」項は判者が判明する場合に示した。判者名は伝わるが判詞(逸文含む)がまったく伝存しない場合は、判者名を四角で囲った。

\* 「依拠資料」項には、表作成に際して依拠した資料を挙げた。ただし、多くは『歌合大成』に拠っている。

| 番号  | 歌合名称                                 | 規模     | 判者 | 依拠資料     |
|-----|--------------------------------------|--------|----|----------|
| 215 | 応徳三年(一〇八六)三月十九日経平大弐家歌合 <sup>*1</sup> | 十題十番   | 通俊 | 二十卷本     |
| ×1  | 寛治元年(一〇八七)殿上歌合                       | 七題?番   | 未詳 | 類題鈔239   |
| 216 | (寛治三年(一〇八九)以前)頭家歌合                   | 未詳     | 未詳 | 夫木抄      |
| 217 | 寛治三年(一〇八九)八月二十三日庚申太皇太后宮寛子扇歌合         | 六題十二番  | 経信 | 二十卷本     |
| 218 | 寛治五年(一〇九一)八月二十三日左近衛中将宗通歌合            | 十題十番   | 未詳 | 二十卷本     |
| 219 | 寛治五年(一〇九一)十月十三日従二位親子草子合              | 十五題十五番 | 未詳 | 二十卷本     |
| 220 | 寛治五年(一〇九一)内裏歌合雑載                     | 未詳     | 未詳 | 夫木抄      |
| 221 | 寛治六年(一〇九二)五月五日頭中将宗通歌合                | 未詳     | 未詳 | 夫木抄      |
| 222 | 寛治七年(一〇九三)三月十四日奈良歌合雑載                | 十題?番   | 未詳 | 二十卷本目録   |
| 223 | 寛治七年(一〇九三)五月五日郁芳門院媞子内親王根合            | 五題十番   | 頭房 | 二十卷本断簡   |
| 224 | 寛治七年(一〇九三)秋関白師実歌合                    | 五題?番   | 未詳 | 227 仮名日記 |
| 225 | 某年或所歌合                               | 未詳     | 未詳 | 二条大弐集    |
| 226 | 某年秋或所前裁合                             | 未詳     | 未詳 | 主殿集      |
| 227 | 嘉保元年(一〇九四)八月十九日前関白師実歌合(高陽院七番歌合)      | 五題三十五番 | 経信 | 二十卷本     |
| 228 | 嘉保元年(一〇九四)八月前関白師実後番歌合                | 五題?番   | 未詳 | 二十卷本目録   |

|                     |                            |                          |                         |                         |                      |                         |                          |                                |                         |                  |                     |                        |                   |                          |                        |                         |                              |                          |                              |                              |                     |
|---------------------|----------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------------|-------------------------|------------------|---------------------|------------------------|-------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------------|--------------------------|------------------------------|------------------------------|---------------------|
| 250                 | 249                        | 248                      | 247                     | 246                     | 245                  | 243                     | 242                      | 別<br>19                        | 241                     | 240              | 239                 | 238                    | 237               | 236                      | 235                    | 234                     | 233                          | 232                      | 231                          | 230                          | 229                 |
| 長治元年(一一〇四)五月備後守宗光歌合 | 長治元年(一一〇四)五月二十六日左近衛權中將俊忠歌合 | 長治元年(一一〇四)五月二十一日因幡權守重隆歌合 | 長治元年(一一〇四)五月二十日散位広綱後番歌合 | 長治元年(一一〇四)五月二十日以前散位広綱歌合 | 〔康和四年(一一〇二)以前〕或所歌合雜載 | 康和二年(一一〇〇)五月五日備中守仲実女子根合 | 康和二年(一一〇〇)四月二十八日宰相中將国信歌合 | 〔嘉保元―承徳二年(一〇九四―九九)〕八月十五夜関白師通歌合 | 承徳二年(一〇九九)正月十一日庚申或所名所歌合 | 承徳元年(一〇九八)東塔東谷歌合 | 〔永長元年(一〇九六)以前秋〕経信歌合 | 〔永長元年(一〇九六)夏斎院令子内親王歌合〕 | 〔永長元年(一〇九六)夏内裏歌合〕 | 永長元年(一〇九六)五月二十五日權中納言匡房歌合 | 永長元年(一〇九六)五月三日左兵衛佐師時歌合 | 永長元年(一〇九六)五月三日中宮權大夫能実歌合 | 永長元年(一〇九六)三月二十三日中宮篤子内親王家侍所歌合 | 永長元年(一〇九六)三月二十二日權大納言家忠歌合 | 〔嘉保二年(一〇九五)晚秋〕郁芳門院媞子内親王後番前栽合 | 嘉保二年(一〇九五)八月二十八日郁芳門院媞子内親王前栽合 | 嘉保二年(一〇九五)三月三十日内裏歌合 |
| 未詳                  | 十題十三番                      | 十題十番                     | 十二題十二番                  | 十六題十六番                  | 未詳                   | 五題五番                    | 五題二十番                    | 未詳                             | 未詳                      | 六題十二番            | 未詳                  | 未詳                     | 未詳                | 七題七番か                    | 五題十五番                  | 五題十番                    | 七題七番                         | 十二題十二番                   | 未詳                           | 五題十番か                        | 十五題?番               |
| 未詳                  | 俊頼                         | 為房・時範                    | 未詳                      | 未詳                      | 未詳                   | 衆議↓仲実                   | 衆議↓俊頼                    | 未詳                             | 未詳                      | 未詳               | 未詳                  | 未詳                     | 未詳                | 未詳                       | 経仲                     | 未詳                      | 未詳                           | 未詳                       | 未詳                           | 俊房                           | 未詳                  |
| 夫木抄                 | 二十卷本                       | 二十卷本断簡                   | 書陵部本                    | 書陵部本                    | 肥後集                  | 書陵部本                    | 二十卷本無判                   | 続後撰集                           | 夫木抄                     | 二十卷本目錄           | 夫木抄                 | 中右記                    | 後二条師通記            | 二十卷本断簡                   | 二十卷本                   | 二十卷本                    | 二十卷本断簡                       | 二十卷本                     | 夫木抄                          | 二十卷本断簡                       | 類題鈔 240             |

|                     |                      |                      |                  |                       |                              |                            |                         |                               |                       |                       |                          |                      |                     |                     |                     |                        |                    |                          |                      |                      |     |
|---------------------|----------------------|----------------------|------------------|-----------------------|------------------------------|----------------------------|-------------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------------|--------------------|--------------------------|----------------------|----------------------|-----|
| 270                 | 269                  | 268                  | 267              | 266                   | 265                          | 264                        | 263                     | 262                           | 261                   | 259<br>c              | 259<br>b                 | 259<br>a             | 260                 | 258                 | 257                 | 256                    | 255                | 254                      | 253                  | 252                  | 251 |
| 永久二年(一一一四)八月十五夜内裏歌合 | 永久元年(一一一三)十一月少納言定通歌合 | 永久元年(一一一三)閏三月加賀守頭輔歌合 | 天永三年(一一一二)正月或所歌合 | 〔天永二年(一一一一)十二月以前〕或所歌合 | 〔天永二年(一一一一)十二月以前春權中納言匡房〕後番歌合 | 〔天永二年(一一一一)十二月以前春權中納言匡房〕歌合 | 〔天永元年(一一一〇)閏七月以前〕參議頭実歌合 | 天永元年(一一一〇)四月二十九日右近衛中将師時山家五番歌合 | 〔天仁二年(一一〇九)冬〕修理大夫頭季歌合 | 天仁二年(一一〇九)十一月修理大夫頭季歌合 | 天仁二年(一一〇九)十月二十六日修理大夫頭季歌合 | 天仁二年(一一〇九)十月右兵衛督師頼歌合 | 天仁二年(一一〇九)十月右中弁為隆歌合 | 天仁二年(一一〇九)三月比叡山歌合雜載 | 〔嘉承年間(一一〇六—〇八)〕或所歌合 | 嘉承二年(一一〇七)〔春〕中宮篤子内親王歌合 | 〔嘉承元年(一一〇六)以前〕或所歌合 | 長治二年(一一〇五)七月〔木工頭俊頼女子達〕歌合 | 〔長治二年(一一〇五)三月以前〕或所歌合 | 長治元年(一一〇四)六月權中納言匡房歌合 |     |
| 未詳                  | 未詳                   | 未詳                   | 未詳               | 未詳                    | 未詳                           | 未詳                         | 未詳                      | 未詳                            | 五題二十五番                | 十二題?番                 | 六題?番                     | 九題?番                 | 五題?番                | 未詳                  | 未詳                  | 未詳                     | 未詳                 | 未詳                       | 十題十番                 | 未詳                   | 未詳  |
| 未詳                  | 未詳                   | 未詳                   | 未詳               | 未詳                    | 未詳                           | 未詳                         | 未詳                      | 未詳                            | 未詳                    | 未詳                    | 未詳                       | 未詳                   | 俊頼                  | 未詳                  | 未詳                  | 未詳                     | 未詳                 | 未詳                       | 俊頼                   | 未詳                   | 未詳  |
| 夫木抄                 | 夫木抄                  | 夫木抄                  | 夫木抄              | 江帥集                   | 江帥集                          | 江帥集                        | 江帥集                     | 新勅撰集                          | 二十卷本断簡                | 類題鈔331                | 類題鈔332                   | 類題鈔330               | 類題鈔329              | 高良神秘紙背              | 夫木抄                 | 頭季集                    | 千載集                | 康資王母集                    | 書陵部本                 | 基俊集                  | 夫木抄 |

|                       |                    |                    |  |   |                                   |                          |                      |                                 |                                     |                          |                           |                           |                        |                        |                          |                           |                           |                     |                      |                    |                   |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--|---|-----------------------------------|--------------------------|----------------------|---------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------|----------------------|--------------------|-------------------|
| 291                   | 290                | 289                | 288                                    | 287                                     | 286                               | 285                      | 284                  | 283                             | 282                                 | 280                      | ×<br>2                    | 281                       | 279                    | 278                    | 277                      | 276                       | 275                       | 274                 | 273                  | 272                | 271               |
| 永久五年(一一一七)五月九日内大臣忠通歌合 | 永久四年(一一一六)十月齋宮宣旨歌合 | 永久四年(一一一六)九月修行三番歌合 | 永久四年(一一一六)九月(十八日)雲居寺後番歌合 <sup>※3</sup> | 永久四年(一一一六)八月十五日雲居寺結縁経後宴歌合 <sup>※3</sup> | 永久四年(一一一六)七月三日雲居寺歌合 <sup>※3</sup> | 永久四年(一一一六)七月二十一日右兵衛佐忠隆歌合 | 永久四年(一一一六)六月四日参議実行歌合 | 永久四年(一一一六)五月琳賢房歌合 <sup>※2</sup> | 永久四年(一一一六)五月中務権大輔頭輔歌合 <sup>※2</sup> | 永久四年(一一一六)四月四日白河院鳥羽殿北面歌合 | 永久四年(一一一六)閏三月十一日中務権大輔頭輔歌合 | 永久四年(一一一六)三月二十一日右近衛中将雅定歌合 | 永久三年(一一一五)大宮(権右中弁伊通)歌合 | 永久三年(一一一五)十二月太神宮禰宜後番歌合 | 永久三年(一一一五)十月十一日中務権大輔頭輔歌合 | 永久三年(一一一五)十月二十六日内大臣忠通後度歌合 | 永久三年(一一一五)十月二十六日内大臣忠通前度歌合 | 永久三年(一一一五)五月太神宮禰宜歌合 | 永久二年(一一一四)秋太神宮禰宜後番歌合 | 永久二年(一一一四)秋太神宮禰宜歌合 | 永久二年(一一一四)九月三井寺歌合 |
| 一題?番                  | 未詳                 | 未詳                 | 未詳                                     | 十題十五番                                   | 七題?番                              | 未詳                       | 十四題十五番               | 十題?番                            | 未詳                                  | 五題二十五番                   | 三題?番                      | 十題?番                      | 未詳                     | 未詳                     | 十題?番                     | 六題六番                      | 六題六番                      | 未詳                  | 未詳                   | 未詳                 | 未詳                |
| 未詳                    | 未詳                 | 未詳                 | 瞻西                                     | 基俊                                      | 仲実?                               | 仲実                       | 顕季                   | 未詳                              | 未詳                                  | 未詳                       | 未詳                        | 顕季                        | 未詳                     | 未詳                     | 未詳                       | 未詳                        | 未詳                        | 未詳                  | 未詳                   | 未詳                 | 未詳                |
| 二十卷本目録                | 夫木抄                | 夫木抄                | 類題鈔 352                                | 二十卷本                                    | 類題鈔 350                           | 袋草紙                      | 穂久邇文庫本               | 二十卷本目録                          | 夫木抄                                 | 二十卷本                     | 類題鈔 348                   | 類題鈔 344                   | 夫木抄                    | 夫木抄                    | 類題鈔 349                  | 二十卷本                      | 二十卷本                      | 夫木抄                 | 夫木抄                  | 夫木抄                | 夫木抄               |

|                     |  |                       |                         |                             |                     |                      |                          |                          |                         |                             |                          |                                      |                        |                        |                        |                       |                          |                |                        |        |
|---------------------|--|-----------------------|-------------------------|-----------------------------|---------------------|----------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|-----------------------------|--------------------------|--------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|--------------------------|----------------|------------------------|--------|
| 312                 | 311  | 310                   | 309                     | 308                         | 307                 | 306                  | 305                      | 304                      | 303                     | 302                         | 301                      | 300                                  | 299                    | 298                    | 297                    | 296                   | 295                      | 294            | 293                    | 292    |
| 〔天治元年(一一二四)以前春〕長実歌合 | 〔天治元年(一一二四)春〕永縁奈良房歌合 <sup>※5</sup><br>〔天治元年(一一二四)春〕奈良花林院歌合 <sup>※6</sup> | 〔保安四年(一一二三)七月以前〕忠実紙歌合 | 〔保安四年(一一二三)以前春〕權中納言俊忠歌合 | 〔保安四年(一一二三)春以前〕齋宮姁子内親王石名取歌合 | 〔保安三年(一一二二)以前〕秋頭隆歌合 | 保安三年(一一二二)二月二十日無動寺歌合 | 保安二年(一一二一)九月十二日関白内大臣忠通歌合 | 保安二年(一一二一)閏五月二十六日内蔵頭長実歌合 | 保安二年(一一二一)閏五月十三日内蔵頭長実歌合 | 〔永久四―保安元年(一一一六―二〇)夏〕民部卿宗通歌合 | 〔元永元―二年(一一一八―九)秋〕内大臣忠通歌合 | 元永二年(一一一九)七月十三日内大臣忠通歌合 <sup>※4</sup> | 元永元年(一一一八)十月十八日内大臣忠通歌合 | 元永元年(一一一八)十月十三日内大臣忠通歌合 | 元永元年(一一一八)十月十一日内大臣忠通歌合 | 元永元年(一一一八)十月二日内大臣忠通歌合 | 元永元年(一一一八)六月二十九日右兵衛督実行歌合 | 元永元年(一一一七)内裏歌合 | 永久五年(一一一七)五月十一日内大臣忠通歌合 |        |
| 未詳                  | 五題三十五番<br>"  | 未詳                    | 未詳                      | 未詳                          | 未詳                  | 五題?番                 | 四題三十五番                   | 三題十八番                    | 七題八番                    | 未詳                          | 二題?番                     | 三題三十三番                               | 二題?番                   | 三題十八番                  | 一題五番か                  | 三題三十六番                | 五題十五番                    | 三題十八番          | 未詳                     | 六題?番   |
| 未詳                  | 俊頼<br>基俊   | 未詳                    | 未詳                      | 未詳                          | 未詳                  | 俊頼・基俊                | 基俊                       | 〔頭季〕                     | 〔頭季〕                    | 未詳                          | 未詳                       | 頭季・俊頼                                | 未詳                     | 〔俊頼〕                   | 俊頼                     | 俊頼・基俊                 | 頭季                       | 未詳             | 未詳                     | 未詳     |
| 金葉集(初)              | 二十卷本<br>冷泉家本   | 散木奇歌集                 | 月詣集                     | 散木奇歌集                       | 二十卷本目録              | 類題鈔353               | 二十卷本                     | 二十卷本                     | 二十卷本                    | 行宗集                         | 二十卷本目録                   | 二十卷本断簡                               | 二十卷本目録                 | 二十卷本                   | 二十卷本目録                 | 二十卷本断簡                | 二十卷本                     | 二十卷本           | 万代集                    | 二十卷本目録 |

|                     |                        |                      |                     |                     |                      |                        |                        |                          |                         |                                       |                         |                            |                           |                           |                        |                      |                      |          |                       |                   |                        |
|---------------------|------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|----------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|-------------------------|---------------------------------------|-------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|----------|-----------------------|-------------------|------------------------|
| 334                 | 333<br>b               | 333<br>a             | 332                 | 331                 | 330                  | 329                    | 328                    | 326                      | 325                     | 324                                   | 323                     | 322                        | 321                       | 320                       | 319                    | 318                  | 317                  | 316      | 315                   | 314               | 313                    |
| 保延二年(一一三六)夏左京大夫家成歌合 | 〔保延二年(一一三六)三月〕左京大夫家成歌合 | 保延二年(一一三六)三月左京大夫家成歌合 | 保延元年(一一三五)八月播磨守家成歌合 | 保延元年(一一三五)八月播磨守家成歌合 | 保延元年(一一三五)四月二十九日内裏歌合 | 長承三年(一一三四)九月十三日中宮亮顯輔歌合 | 長承三年(一一三四)六月十七日丹後守為忠歌合 | 〔長承二年(一一三三)九月〕一品宮禧子内親王月合 | 〔長承二年(一一三三)八月以前春〕顯輔歌合雜載 | 〔天治二年(一一二五)正月―天承元年(一一三一)十二月〕三河守為忠名所歌合 | 〔大治五年(一一三〇)九月十三夜〕殿上藏人歌合 | 大治三年(一一二八)九月二十八日神祇伯顯仲住吉社歌合 | 大治三年(一一二八)九月二十一日神祇伯顯仲南宮歌合 | 大治三年(一一二八)八月二十九日神祇伯顯仲西宮歌合 | 〔大治三年(一一二八)八月以前〕俊賴歌合雜載 | 〔大治三年(一一二八)正月以前〕或所歌合 | 〔大治三年(一一二八)正月以前〕雅定歌合 | 某年忠通歌合雜載 | 大治元年(一一二六)八月撰政左大臣忠通歌合 | 天治元年(一一二四)五月無動寺歌合 | 〔天治元年(一一二四)以前春〕雲居寺歌合雜載 |
| 二題?番                | 二題?番                   | 二題?番                 | 二題?番                | 三題?番                | 二題?番                 | 三題三十六番                 | 六題?番                   | 未詳                       | 未詳                      | 十題?番                                  | 五題十五番                   | 十題二十番                      | 十題二十番                     | 十題二十番                     | 未詳                     | 未詳                   | 未詳                   | 未詳       | 二題八番                  | 五題?番              | 未詳                     |
| 顯仲                  | 基俊                     | 基俊                   | 基俊                  | 基俊・顯仲               | 未詳                   | 基俊                     | 師賴                     | 未詳                       | 未詳                      | 顯仲                                    | 未詳                      | 顯仲                         | 行尊                        | 基俊                        | 未詳                     | 未詳                   | 未詳                   | 未詳       | 俊賴                    | 俊賴                | 未詳                     |
| 類題鈔444              | 類題鈔443                 | 類題鈔442               | 類題鈔440              | 類題鈔441              | 類題鈔241               | 群書類従本                  | 類題鈔425                 | 行宗集                      | 万代集                     | 類題鈔424                                | 書陵部本                    | 伝西行筆本                      | 群書類従本                     | 群書類従本                     | 和歌合略目錄                 | 散木奇歌集                | 万代集                  | 新古今集ほか   | 二十卷本 <sup>※6</sup>    | 類題鈔354            | 金葉集                    |

|     |  |        |       |                    |
|-----|--|--------|-------|--------------------|
| 335 | 〔保延三年(一一三七)以前夏〕神祇伯頭仲歌合                 | 未詳     | 未詳    | 忠盛集                |
| 336 | 保延三年(一一三七)九月十四日三井寺歌合                   | 未詳     | 未詳    | 行宗集                |
| 337 | 保延三年(一一三七)閏九月中宮権亮経定歌合 <sup>※7</sup>    | 三題?番   | 基俊    | 夫木抄                |
| 338 | 保延四年(一一三八)〔十一—十二月〕或所歌合 <sup>※7</sup>   | 未詳     | 基俊    | 袋草紙                |
| 339 | 〔保延二年(一一三六)十二月—永治元年(一一四一)十一月〕中納言伊通歌合雑載 | 八題?番   | 未詳    | 類題鈔 <sup>335</sup> |
| 340 | 〔久安元年(一一四五)八月以前〕或所歌合雑載                 | 未詳     | 未詳    | 無名抄                |
| 341 | 久安二年(一一四六)三月左京大夫頭輔歌合 <sup>※8</sup>     | 未詳     | 実行    | 夫木抄                |
| 342 | 久安二年(一一四六)六月左京大夫頭輔歌合                   | 二題?番   | 〔伊通〕  | 類題鈔 <sup>333</sup> |
| 343 | 久安三年(一一四七)十二月左京大夫頭輔歌合                  | 二題?番   | 実行    | 類題鈔 <sup>334</sup> |
| 344 | 久安三年(一一四七)或所歌合                         | 未詳     | 未詳    | 夫木抄                |
| 345 | 久安五年(一一四九)七月山路歌合 <sup>※9</sup>         | 未詳     | 頭輔・清輔 | 夫木抄                |
| 346 | 久安五年(一一四九)七月二十八日右衛門督家成歌合               | 三題三十三番 | 頭輔    | 類題鈔 <sup>336</sup> |
| 347 | 〔仁平元年(一一五一)二月十一日以前〕祇園社歌合               | 未詳     | 未詳    | 玄玉集                |
| 348 | 〔仁平三年(一一五三)正月以前〕左京大夫頭輔歌合               | 未詳     | 未詳    | 忠盛集                |
| 349 | 〔久寿二年(一一五五)五月以前〕山家歌合雑載                 | 未詳     | 未詳    | 後葉集                |
| 350 | 〔仁平三年(一一五三)—永暦元年(一一六〇)二月〕勸修寺歌合         | 未詳     | 未詳    | 惟方集                |

※1 215 について、『歌合大成』は「——故若狭守通宗女子達歌合」とするが、久保木哲夫『若狭守通宗朝臣女子達歌合』の主催者ならびに名称「『和歌文学研究』105、二〇一二・一二」によって、通宗の父にあたる経平主催である可能性が高く、「経平大式家歌合」の名称を用いるべきだということが示された。それに従う。

※2 282・283 はあるいは同一の歌合かともいう(『歌合大成』二八二「考証」項、一七六二頁)。

※3 286・287・288 については、安井重雄「永久四年瞻西雲居寺歌合考——社頭歌合流行の契機として——」(『古典文藝論叢』8、二〇一六・三)参照。286の判者は『類題鈔』350によれば「仲元朝臣」だが、安井氏論文の指摘に従って「仲実」の誤りとみる。

288の催行日は『高良玉垂宮神秘書紙背和歌』168に拠るものだが、『類題鈔』352に「同九月十一日於天王寺西門念仏間見月於雲居寺合之十二日参住吉社十六日晝帰洛上人判之」とあり、不審のため「」に入れた。

※4 300には初判と追判とがあり、追判者には顕季・基俊・俊頼と諸説あるが、俊頼説が最も蓋然性が高いと考える。第四章参照。

※5 311について、『歌合大成』は一括して「——権僧正永縁花林院歌合」とするが、基俊判本（奈良花林院歌合、『歌合大成』乙本）と俊頼判本（永縁奈良房歌合、『歌合大成』甲本）とが完全に別系統の伝本として現存するため、それぞれの内題による名称を用いた。第五章参照。

※6 315の二十卷本は『歌合大成』未収。四辻秀紀「資料紹介 大治元年八月 撰政左大臣家歌合——新出の廿卷本類聚歌合の紹介をかねて——」（『金鱗叢書 第三十三輯 史学美術史論文集』徳川黎明会、二〇〇六・一〇）に影印と翻刻が載る。

※7 337・338はあるいは同一の歌合かともいう（『歌合大成』三八八「考証」項、二〇七七頁）。

※8 341は『歌合大成』が五首を集成するが、『類題抄』334が挙げる歌題と矛盾しないため、343と同一である可能性が高い。

※9 345は『夫木抄』によって顕輔・清輔の「両判」と知られるが、疑問も残る。第二章参照。

まずはこれらの歌合を、『歌合大成』の「分類基準（甲）」（史論・総説・書志篇、三〇九九頁）にならい、主催者もしくは開催場所によって分類したのが、次に掲げる〈表2〉である。

## 〈表2〉主催者・開催場所による院政期歌合の分類

\* 〈表1〉に掲げた歌合を、主催者・開催場所によって分類した。分類の基準は次の通りで、『歌合大成』に準ずる。

内裏歌合：天皇が主催、仙洞歌合：上皇・法皇が主催、后宮歌合：皇后・中宮が主催、女院歌合：女院が主催、内親王家歌合：内親王が主催、斎宮歌合：斎宮・斎院が主催、女房歌合：典侍以下の女官が主催、撰関家歌合：撰政・関白・太政大臣・左右大臣・内大臣が主催、納言家歌合：大納言・権大納言・中納言・権中納言が主催、参議・非参議歌合：三位の公卿が主催、雲客家歌合：四位・五位の殿上人が主催、士大夫家歌合：五位で昇殿を許されない者が主催、神社歌合：神社におい

て開催、僧房歌合：寺院において開催、或所歌合：主催者・開催場所不明。

| 分類        | 歌合番号   |  | 回数   |
|-----------|--|--|------|
| 内裏歌合      | 220<br>・<br>229<br>・<br>237<br>・<br>270<br>・<br>293<br>・<br>330  |  | 六度   |
| 仙洞歌合      | 280  |  | 一度   |
| 后宮歌合      | 217<br>・<br>233<br>・<br>255  |  | 三度   |
| 女院歌合      | 223<br>・<br>230<br>・<br>231  |  | 三度   |
| 内親王家歌合    | 326  |  | 一度   |
| 齋宮歌合      | 238<br>・<br>308  |  | 二度   |
| 女房歌合      | 219<br>・<br>290  |  | 二度   |
| 撰関家歌合     | 224<br>・<br>227<br>・<br>228<br>・<br>別<br>19<br>・<br>251<br>・<br>275<br>・<br>276<br>・<br>264<br>・<br>291<br>・<br>292<br>・<br>302<br>・<br>296<br>・<br>307<br>・<br>297<br>・<br>309<br>・<br>298<br>・<br>317<br>・<br>299<br>・<br>300<br>・<br>301<br>・<br>305<br>・<br>310<br>・<br>315<br>・<br>316  |  | 十八度  |
| 納言家歌合     | 232<br>・<br>234<br>・<br>236<br>・<br>239<br>・<br>251<br>・<br>259<br>・<br>263<br>・<br>264<br>・<br>265<br>・<br>262<br>・<br>302<br>・<br>284<br>・<br>307<br>・<br>309<br>・<br>312<br>・<br>317<br>・<br>299<br>・<br>339<br>・<br>300<br>・<br>346<br>・<br>301<br>・<br>305<br>・<br>310<br>・<br>315<br>・<br>316                                  |  | 十四度  |
| 参議・非参議家歌合 | 216<br>・<br>242<br>・<br>260<br>・<br>259<br>・<br>259<br>・<br>259<br>・<br>243<br>・<br>259<br>・<br>246<br>・<br>262<br>・<br>284<br>・<br>295<br>・<br>312<br>・<br>335<br>・<br>341<br>・<br>342<br>・<br>343<br>・<br>345<br>・<br>348  |  | 十六度  |
| 雲客家歌合     | 294<br>・<br>215<br>・<br>×<br>1<br>・<br>218<br>・<br>221<br>・<br>235<br>・<br>243<br>・<br>331<br>・<br>246<br>・<br>247<br>・<br>333<br>・<br>a<br>249<br>・<br>333<br>・<br>b<br>250<br>・<br>253<br>・<br>334<br>・<br>258<br>・<br>337<br>・<br>261<br>・<br>268<br>・<br>269<br>・<br>277<br>・<br>279<br>・<br>281<br>・<br>×<br>2<br>・<br>282<br>・ |  | 三十二度 |
| 士大夫家歌合    | 248<br>・<br>285<br>・<br>323<br>・<br>324<br>・<br>328<br>・<br>349<br>・<br>322<br>・<br>347  |  | 六度   |
| 神社歌合      | 272<br>・<br>273<br>・<br>274<br>・<br>278<br>・<br>320<br>・<br>321<br>・<br>322<br>・<br>347  |  | 八度   |
| 僧房歌合      | 222<br>・<br>240<br>・<br>257<br>・<br>271<br>・<br>283<br>・<br>286<br>・<br>287<br>・<br>288<br>・<br>289<br>・<br>306<br>・<br>311<br>・<br>313<br>・<br>314<br>・<br>336<br>・<br>350  |  | 十五度  |
| 或所歌合      | 225<br>・<br>226<br>・<br>241<br>・<br>245<br>・<br>252<br>・<br>254<br>・<br>256<br>・<br>266<br>・<br>267<br>・<br>318<br>・<br>338<br>・<br>340<br>・<br>344  |  | 十三度  |

これを見ると、内裏・仙洞・后宮歌合のような、宮廷で行われる公的な晴儀性の強い歌合が減少し、撰関家・納言家などで歌合が行われることが多くなる傾向が明らかである。『歌合大成』はこれを、さきに述べた「遊宴

主義」から「文芸主義」への変革の流れにおいて見ると同時に、院政期という政治形態の変革の歴史の中において理解している。また、撰閑家歌合に分類した十八度の歌合のうち、291～316までの十二度（310を除く）は忠通家での歌合である。すなわち、院政期において、貴顕のもとで行われた歌合は、忠通家での歌合にほぼ限られているということがわかる。忠通家での歌合は二十巻本類聚歌合の巻十二「大臣家下」にまとめて収録されており、院政期歌合において大きな位置を占めていたといえよう。

次に判者について確認する。平安期歌合の判者については、安井重雄氏の論文<sup>(1)</sup>に整理があるが、安井氏は、院政期に入ると内裏・仙洞・后宮歌合のような宮廷での歌合が減少するため、判者もそれまでのように貴顕や公卿の人物が務めるようにはならないことを指摘している。〈表1〉で挙げた判者を、務めた回数とともに挙げると、左のようなになる（証本・判詞の有無は問わず、また衆議判の執筆も回数に含める）。

十三回：基俊　十二回：俊頼　六回：顕季　四回：顕仲　三回：仲実　二回：経信・実行・顕輔  
一回：通俊・顕房・俊房・経仲・為房・時範・瞻西・行尊・師頼・伊通・清輔

基俊と俊頼が圧倒的に回数が多く、次いで顕季、顕仲らの名前が挙がる。これらはみな貴顕・公卿ではなく専門性を備えた歌人である。このうち、判者としての始発は俊頼が一步先んじているといえるが、基俊のほうが後まで生存していたことから、全体的な回数は基俊が上回っている。いずれにしても、院政期歌合の判者といえは、この両者が代表する存在であったといえるだろう。

また、ほかに注目されるのは、判者が複数（二名）である歌合、いわゆる「両判」の歌合というものが登場していることである。〈表1〉に挙げたなかだけでも、248・296・300・306・311・331・345の七度の歌合が、二名の判者を擁している。このような形態が出現したことも、院政期歌合の特徴として捉えることができるだろう。そして、それらの歌合の多くに、俊頼と基俊が関わっている（296・306・311は俊頼・基俊両判の歌合で、300は俊頼が、331は基俊が関わっている歌合である）ことは注目すべきである。俊頼・基俊という存在の重要性がここからも看取で

きるであろう。

以上の概観に基づき、本論文では考察の対象として源俊頼（天喜三年（一一〇五五）ごろ～大治四年（一一二九）ごろ）・藤原基俊（天喜四年（一一〇五六）～永治二年（一一四二））の両名を取り上げることとする。彼らが判者として関わった歌合——特に「両判」の歌合——を、考察の中心に据えたい。

## 第二節 本論文の課題と構成

院政期において、それまでの三代集的な和歌表現が行き詰まりを迎えていたことはよく知られている。例えば俊頼は、『俊頼髓脳』の序文において、和歌表現が閉塞している現状を、次のように述べている。

おほよそ哥のをこり、古今の序、和哥の式にみえたり。世もあがり、人の心もたくみなりし時、春夏秋冬につけて花をもてあそび、郭公をまち、紅葉をゝしみ、雪をおもしろしと思ひ、君をいはひ、わが身をうれへ、別をゝしみ、旅をあはれび、いもせのなかをこひ、事にのぞみて思ひをのぶるにつけて、よみのこしたる事もなく、つゞけもらせる詞もみえず。いかにしてかは、すゑの世の人の、めづらしきさまにもとりなすべき。

（一オ～一ウ／一一～一二頁）

俊頼は、自身が生きる「すゑの世」においては、もはや「よみのこしたる事」も「つゞけもらせる詞」もなく、どうしても「めづらしきさま」に歌を詠むことは困難である、と述べる。これは俊頼に限らず、同時代を生きる歌人たちが共通の課題であったろう。このような認識のもとで、歌人たちはどのようなことを考え、どのような「めづらしきふし」——新しさを和歌に取り入れたのであろうか。本論文では、それを「歌合」という場に即して考えたい。

歌合は基本的に、歌会や百首歌などの定数歌とは異なり、歌どうしを番えて「競わせる」ということに焦点がある。すなわち、歌はその優劣が批評される場に向けて詠み出されているといえる。また、歌合の参加者たちは、

歌を詠出するだけでなく、披講された歌に批評を加えなければならぬ。歌を詠進することだけでなく、詠まれた歌を解釈・鑑賞し、批判したり、あるいは擁護したりすることが求められるのである。つまり歌合とは、和歌を「詠む」力とともに、「読む」力が要求される場であり、和歌の表現に敏感であることが求められる場であったといえるだろう。だからこそ、和歌の表現が行き詰まりを見せていた院政期には、その閉塞感を打破しようとする試みが、ほかでもない歌合において行われていたのではないかと思われる。本論文が歌合に着目するのは、そうした見通しによる。

本論文は、第一部「俊頼と基俊の歌合をめぐる」と、第二部「院政期歌合の継承と発展」の二部から成っている。第一部では、院政期歌合の代表的判者である俊頼・基俊が関わった歌合——特に、複数（二名）の判者が招聘され、二種類の判詞が残されている歌合——について取り上げ、その詠歌表現や判詞について検討する。第一章から第三章までは、「両判歌合の嚆矢」として知られる、元永元年（一一一八）十月二日内大臣忠通歌合（『歌合大成』<sup>296</sup>）を取り上げる。この歌合は、基幹本文となる二十巻本が断簡として一部分しか伝存していないために、別系統の諸本と二十巻本断簡を取り合わせた本文で読まれているのが現状だが、系統の異なる両者の本文を取り合わせることは慎重であるべきであろう。まずは別系統の諸本を系統分類し、この歌合を読むための前提を確認する（第一章）。続いて、この歌合の最も大きな特徴である「両判」という形態について、それがいかなることを目的に行われたものなのか、忠通家での歌合全体や、平安期の歌合史を見通して考察する（第二章）。そのうえで、この歌合の詠歌表現と判詞の特質を明らかにしたい（第三章）。第四章では、元永二年（一一一九）七月十三日内大臣忠通歌合（『歌合大成』<sup>300</sup>）を取り上げる。この歌合は、顕季による初判と、「又判云……」から始まる追判とを有した伝本系統が存するが、追判者についてはこれまでさまざまな説が提出されてきた。その研究史を整理して、追判に用いられた評語と表現から追判者を論じる。第五章では、基俊・俊頼の判詞を付した本がそれぞれ別個に伝存する、奈良花林院歌合（基俊判）および永縁奈良房歌合（俊頼判）を取り上げる。これ

までの忠通家歌壇とは異なり、奈良・興福寺の僧侶たちによるこの歌合は、京都の中央歌壇で行われる歌合とどのような点で異なり、またどのような点が共通しているのだろうか。詠歌表現と判詞から検討を加えたい。

第二部では、「院政期歌合の継承と発展」として、俊頼・基俊の関わった歌合が後代にどのような影響を与えたのかを考察する。表現の行き詰まりに直面していた院政期には、だからこそかえって和歌の表現に対する意識が高まったと思われるのだが、そうした意識がどのように引き継がれ（あるいは引き継がれず）、どのように形を変えていったのかを検討したい。具体的には、第六章において、俊頼・基俊が歌合で用いた評語が、彼ら以降のように歌合判詞において用いられているのかを調査する。特に、平安末期から中世初期にかけて多くの歌合の判者を務め、歌壇のトップに君臨した俊成と、その息定家を対象として、俊頼・基俊の影響を概観したい。第七章はより個別の問題に絞り、歌語の使用を規制する俊成の歌合評語「不可庶幾」をめぐって、院政期の表現や歌合評語が中世初期においてどのような影響をもたらしたのかを考える。

以上の考察を通して、院政期歌合の特質、および和歌史上の位置づけを論じる。転換期における「新しさ」の模索がもたらしたものを、なるべく個別の事例に即して明らかにしたい。

## 注

- (1) 『国史大辞典』（吉川弘文館、一九七九）「院政」「院政時代」項（竹内理三執筆）参照。
- (2) 美川圭『院政——もうひとつの天皇制』（中公新書、二〇〇六）参照。
- (3) 小峯和明『院政期文学論』（笠間書院、二〇〇六）「I 院政期文化と文学」「はしがき」、および「院政期文学史の構想」（初出『国文学 解釈と鑑賞』53・3、一九八八・三）参照。
- (4) 橋本不美男『院政期の歌壇史研究』（武蔵野書院、一九六六）第三章Ⅲ「国信卿家歌合の意義」（初出『書陵部紀要』3、一九五三・三）一七八頁。

- (5) 注(4) 前掲橋本氏著書「結びに」三二七頁。
- (6) 浅田徹「歌合判詞史における白河院政期(一)・(二)・(三)」(『文藝と批評』8・3、5、8、一九九六・五、一九九七・五、一九九八・一〇 副題は省略)。引用は(一)・二頁に拠る。
- (7) 堀河朝の時代に、十卷本類聚歌合(藤原頼通の周辺による歌合の集成)を併呑する形で、さらに歌合を集成する事業が行われた。六条源氏の雅実や頼通の玄孫である忠通の関与が推定されている。二十卷の構成は歌合の主催者階層ごとに分類されており、全体で二〇〇から二五〇ほどの歌合が収録されたと見られる。『歌合大成』、堀部正二『纂輯類聚歌合とその研究』(美術書院、一九四五 復刻再版：大学堂書店、一九六七)、陽明叢書『平安歌合集』上下(思文閣、一九七五)、特別展示図録『近衛家陽明文庫 王朝和歌文化一千年の伝承』(国文学研究資料館、二〇一一)など参照。なお最近、二十卷本の成立については、もともとは別の歌合集成事業による歌合集であったものを、寄せ集めて切り接ぎし再編集したものであるという説が発表された(久保木秀夫「二十卷本類聚歌合成立試論」『和歌文学研究』108、二〇一四・六)。
- (8) 例えば、四辻秀紀「資料紹介 大治元年八月 摂政左大臣家歌合——新出の廿卷本類聚歌合の紹介をかねて——」(『金鯨叢書 第三十三輯 史学美術史論文集』徳川黎明会、二〇〇六・一〇)など。
- (9) 山本真吾「古語辞典における歌論用語の扱いについて」(『和歌文学研究』113、二〇一六・一二)など。
- (10) 〈表1〉の作成に際しては、『歌合大成』、『類題鈔』のほか、安井重雄「平安朝歌合における判者——主催者との関係を中心に、俊成に至る——」(『日本文学研究ジャーナル』12、二〇一九・一二)を参考にした。
- (11) 注(10) 前掲安井氏論文。

## 第一部 俊頼と基俊の歌合をめぐる

### 第一章 元永元年十月二日内大臣忠通歌合の伝本と本文

#### はじめに

元永元年（一一一八）十月二日、内大臣藤原忠通は自邸において歌合を催した（『歌合大成』296「元永元年十月二日内大臣忠通歌合」）。歌題は「残菊」・「時雨」・「恋」で、主催者の忠通（名を隠し「女房」として出詠）・源俊頼・藤原基俊をはじめ二十四名の歌人が出詠した、三題三十六番という規模の歌合である。その催行については、二十巻本の冒頭部分（『歌合大成』断簡A、国文学研究資料館蔵・九九・一三三・一）に、「元永元年十月二日、当座拾被分左右。依仰毎講、左右作者各献疑難詞。俊頼基俊、为上首。但隠作者、任意疑難也」と記録が残っている。これによると、当座において出詠歌を左右に分け、忠通の命によって各番を披講することに難陳が行われたのだが、披講の際は作者名を隠したために、作者の意に任せた議論が行われたという。さらに難陳においては、俊頼と基俊が「上首」となったこともここからわかる。また、現存する別系統の完本においては、この両者は冒頭部分に「判者」として記されている。この催行記録や「両判」という形態については第二章で詳しく検討するが、忠通家での歌合としては画期的な意味を有していた重要な歌合といえる。

その伝本と本文については、二十巻本の断簡が十三葉（『歌合大成』断簡AとM）以下、二十巻本の断簡は『歌合大成』のアルファベットによって示す）知られてはいるが、零本であり、それだけで当該歌合の全容を知ることとは難しい。そのため、本歌合はこれまで、近世期以降に書写された別系統の本を底本としたうえで、二十巻本と校合しつつ読解が重ねられてきた。しかし、二十巻本と別系統の諸本とでは、後述するように歌題の順序など歌合全体の構成として大きな相違があり、この二系統の本文を同列に扱うことには慎重でなければならないであ

ろう。

当該歌合の本文研究はさして進んでおらず、日本古典全書『歌合集』<sup>(1)</sup>や日本古典文学大系『歌合集』<sup>(2)</sup>、『歌合大成』乙本(後述)、『新編国歌大観』といった代表的な活字校注本は、みな群書類従本を底本としている。しかし、群書類従本は、例えば巻頭部の作者一覧の形式が左右で揃っていないなど、良質な本文であるとは必ずしもいいがたい。そもそも、当該歌合を読むためには、時に二十巻本の断簡を参照しながらも、「流布本」という位置づけで伝存している別系統の諸本に頼らざるをえないわけだが、その前提として、別系統の諸本における本文研究はやはり必須であろう。

そこで本章では、当該歌合の別系統の諸本を整理し、本文の系統を分類することで、当該歌合読解に際しての前提を確認することとしたい。それは当該歌合の利用に資することにもつながるはずである。

### 第一節 二十巻本と別系統の諸本との相違

萩谷朴氏『歌合大成』は、二十巻本の断簡を「甲本」、その他「流布本の位置を占める」とする別系統の諸本を「乙本」と称し、その違いを次のように指摘している。

乙本は、残菊と時雨との歌題順序を顛倒したばかりでなく、甲本が、三十六番全体の通し番号を附しているのに対して、各題毎に、一番から十二番までの番号を附し、勝負附の様式を改め、作者名も甲本の当時のな略称から、公的に整頓した記載に改めている上に、本文誤謬も甚だしい。尤も、乙本系の中では、桂宮本が比較的純粋な本文を保持しているといえよう。

(「本文研究」項、一八四〇頁)

右のごとく『歌合大成』が指摘するように、二十巻本と別系統の諸本との間には、さまざまな点で相違があり、当該歌合を利用するに際しては留意する必要がある。以下、『歌合大成』の指摘とも重複するが、その主要な相違点を①～⑥の六点にまとめておく。

①先述したように、二十巻本は冒頭部分（断簡A）に「元永元年十月二日／当座拾被分左右依仰每講左右／作者各献疑難詞俊頼基俊為／上首但隠作者任意疑難也」という催行記録があるが、別系統の諸本はこれを有さない。

②二十巻本は冒頭部分の歌題から「残菊」・「時雨」・「恋」の順であったことが知られるが、別系統の諸本はすべて「時雨」・「残菊」・「恋」の順である（ただし「残菊」題の本文は伝存しない）。また、二十巻本は全体を通して「一番」から「三十六番」までの通し番号を付すが、別系統の諸本はそれぞれの題ごとに「一番」から「十二番」までの通し番号を付している。

③冒頭部分の作者一覧では、二十巻本は作者を左右に分かたずに掲出するが、別系統の諸本は左右に分けて掲出している。ただし、当該歌合は出詠歌人を左右に固定しておらず（例えば俊頼は「時雨」一番・「残菊」一番では右、「恋」二番では左である）、披講の実態としては乱番であったかと思われる。また作者表記に関していえば、別系統の諸本は男性歌人にすべて「朝臣」をつけた形で掲出する（冒頭部分・歌合本文とも）が、二十巻本は現存する断簡で確認できるかぎり、歌合本文の作者に「朝臣」は用いられず、冒頭部分の作者一覧でも「朝臣」を付されるのは俊頼・顕国・雅兼・顕仲の四名のみである。この四名は現存する断簡の範囲では歌合本文での表記を確認できず、歌合本文においても「朝臣」の表記が用いられたかは不明。なお、官位からいえば、当該歌合催行当時、「朝臣」を付されるべき五位以上であることが確実なのは、さきに挙げた四名のみであり、二十巻本の作者表記が妥当であることは疑いない。なお、ほかに、別系統の諸本はいずれも「盛家」を「盛方」と誤っている。

④二十巻本は勝負付の様式を細字や割注の形で「ち俊／基かつ」<sup>⑤</sup>（断簡B／時雨九番）などのように示すが、別系統の諸本はすべて「俊勝」「基勝」のように示している。

⑤俊頼・基俊両判の書式について、別系統の諸本は俊頼判↓基俊判の順で、いずれも「俊云……」、「基云……」

から書きはじめる形式を採る。一方で二十巻本は、現存する断簡の範囲では「俊頼……」、「基俊……」という書式である場合が多い。判詞の順序は、断簡D（「時雨」九番）・H（「時雨」十二番）・M（「恋」十番）により、二十巻本の時点ですでに俊頼判↓基俊判の順であったことが知られる。なお断簡Hのみ、基俊判を「基云……」と書き出している。

⑥別系統の諸本はいずれも「恋」三番右歌（『新編国歌大観』解題1）一首と「恋」七番左歌（60）の下句を欠く。この二箇所はいずれも二十巻本が伝存しない箇所であり、それぞれ『万代集』（恋四・2380）と『袋草紙』によってしか補うことができない。

さらに、ここに挙げたもの以外にも、『歌合大成』が「本文誤謬も甚だしい」というような、大きく本文が異なってしまう箇所がいくつかある。次の〈表1〉に、二十巻本と、『歌合大成』が「比較的純粋な本文を保持している」という桂宮本（宮内庁書陵部蔵桂宮旧蔵本）とを比較し、大きく異なっている箇所を一覧した。

〈表1〉二十巻本と別系統の諸本との主な異同

| 異同の所在        | 二十巻本  | 宮内庁書陵部蔵桂宮旧蔵本                                |
|--------------|---|---|
| 「時雨」九番・俊頼判   | このはちるとみてこえむことをおもひわつらふならはもみちのうたとやきこゆる（断簡D）                   | 木葉の散をわつらふならはみちの哥とや聞ゆる                       |
| 「時雨」十番・基俊判   | 又まきのいたやなどにはら／＼とふりかゝらんにてしくれのおとはしりはへりなんかし（断簡E）                | 又槇のいたやなどには只かれにてもしくれの音はしり侍りなんかし              |
| 「時雨」十二番・右歌下句 | しくれのおともけはしかりけり（断簡H）   | 時雨の音もはけしかりけり                                |
| 「時雨」十二番・俊頼判  | つゆしもなどのいろならてもみちをそめきくをうつろはすはわきもこかものこしよりおちたることなればめつらしけなし（断簡H） | 露霜などの紅葉そめ草木をうつろはすはわきも子かもすそよりおちたる事なればめつらしけなし |

|               |   |  |
|---------------|---|--|
| 「時雨」十二番・基俊判   | ひたりはしくれのこゝろはすくなくて（断簡H）  | 左は時雨のこゝろはなくて   |
| 「恋」五番・左歌下句    | 人なげかせてはてはよしやは（断簡I）  | 人なげかせんはてはすくやは  |
| 「恋」五番・基俊判     | ことはゝ滑稽のことはにこそはへめれいみしくのろくしくはらくろけにおもひよりていへることかななかとみのとくゐんか返事といふふみのなかにこそかゝることはみたまへしか（断簡J） | 詞滑にて詩にこそ侍めれいみしく色くしくはらくろけに思ひよりて侍つる恋かななかとものどくゐるかへしといふ文にこそかゝる詞は見たまひしか |
| 「恋」八番・右歌・三句以下 | とひ見はやいとわかことはあらしとそおもふ（断簡K）   | 人みはやいと我はかりあらしとそ思ふ  |
| 「恋」十番・俊頼判     | あすよりはこひしといへるとひとをこひしといはゝこゝろさしありあすよりはこひせしといはむことはかたし（断簡M）                                | 又あすよりは恋しといはん事かたし   |
| 「恋」十番・基俊判     | いつれもとかむへきもほむへきもはへらさめるにことはこれにてかきりてむこそいみしうつふきれに見えはへれは（断簡M）                              | いつれもくとかむへきも侍らさるに右は是にてかきりてんこそいみしう庶幾せず見え侍れ                           |

以上のように、二十巻本と別系統の諸本には大きな相違がある。そもそもこの両者は根本的に系統が異なると思われるため、両者を取り合わせることは慎重でなければならぬ。すなわち、基本的には完本である別系統の諸本を底本として読み進めるべきであろう。ただし、別系統の諸本ではどうしても意不通の箇所（例えば「恋」五番・基俊判「詞滑にて詩にこそ侍めれ」など）があるため、二十巻本の参照はなおも必須である。二十巻本を安易に取り合わせるのでもなく、完全に排除するのでもなく、別系統の諸本間で校訂した結果と二十巻本の本文とを突き合わせつつ読むことが求められる。

## 第二節 別系統の諸本とその系統

さて、『歌合大成』が「乙本」として掲出する伝本は、群書類従本（底本）・宮内庁書陵部蔵桂宮本・内閣文庫蔵昌平坂学問所本・内閣文庫蔵和学講談所本（伝本名は同書に拠る）の四本である。同書は「乙本校異」として上下段組み三頁にわたる校異を挙げているが（一八三一〜一八三三頁）、それらの異同について特に詳細な検討がなされることなく、「乙本系の中では、桂宮本が比較的純粋な本文を保持している」とだけ述べている。その結論自体に異論はないが、基本的に別系統の諸本を底本として読んでいるという当該歌合の現状を考えれば、「乙本」として諸本を一括りにするのではなく、その「乙本」内での各伝本の位置づけを見定めることこそが求められていよう。

別系統の諸本をはじめ整理したのが、鳥井千佳子氏『忠通家歌合新注』<sup>(6)</sup>（以下『新注』と略）である。『新注』は『歌合大成』が挙げた四本に加え、今治市河野美術館蔵『歌合集』所収本・東京大学国文学研究室蔵『歌合類纂』所収本（伝本名は同書に拠る）を含めた計六本を対象とし、別系統の諸本を次の三系統に分類したうえで、系統はその内題によって分けられることを示した。<sup>(7)</sup>

- i 「内大臣家歌合 三十六番」 今 今治市河野美術館蔵『歌合集』所収本  
書 宮内庁書陵部蔵本（稿者注…『歌合大成』のいう桂宮本）
- ii 「内大臣家歌合 元永元年十月」 東 東京大学国文学研究室蔵『歌合類纂』所収本  
群 群書類従本
- iii (iとiiの中間的性格) 和 内閣文庫和学講談所旧蔵本  
昌 内閣文庫昌平坂学問所旧蔵本

こうした分類のうえで鳥井氏は、「類聚歌合（稿者注…二十卷本）の本文にわずかに近いこと」を理由に、これまででの活字校注本が底本としてきた群書類従本（iiの系統）ではなく、iの系統を底本とした。iの系統とし

た河野美術館蔵本と書陵部蔵本は本文がほぼ同一で「兄弟本の関係にあると考えられる」としたうえで、「書陵部蔵本は不注意による誤写が目立つ」ことから、河野美術館蔵本を底本に選んでいる。さらにiの系統の特徴として、『時雨』八番左の歌が一首欠落していること<sup>8)</sup>を挙げている。

これらは概ね妥当な分類であり、内題を基準とする点など、基本的な理解としては従うべきである。ただし、さらに調査する伝本の範囲を広げること、より詳細な把握が可能であろう。特に鳥井氏のいうiの系統については、iiの系統よりも優れている点は首肯されるものの、もう少し分類する余地があると思われる。

結論からいえば、内題を「内大臣家歌合 三十六番」とする伝本のうち、奥書を有する本があることに注意を払うべきであろう。たとえば宮内庁書陵部蔵三条西家旧蔵本などは内題を同じく「——三十六番」とするが、河野美術館蔵本・書陵部蔵本（桂宮本）が持っていない奥書を有している。また、さきの二本がともに左歌を欠く時雨八番については、左右両歌が揃っているほか、本文自体にも多くの細かな部分で注意すべき異同があり、少なくとも三条西家旧蔵本とさきの二本とは分けて考える必要があるだろう。そこで本稿では、ひとまず『新注』の分類のうち、iをさらに奥書の有無によって二系統に分け、一類から四類の四系統で考えること<sup>8)</sup>としたい。

さて、稿者が参加した注釈<sup>8)</sup>では、九本を校合して本文を整理している。これらを一類から四類に分け、略号（ゴシック）とともに一覧したものを次に示し、簡単な説明を付す。なお、略号は稿者が参加した「注釈」で用いたものと同じである。

へ一類本）Ⅱ内題を「内大臣家歌合 三十六番」とし、奥書を持たず、時雨八番左歌を欠くもの（『新注』におけるiの系統）。

○宮内庁書陵部蔵桂宮旧蔵本（五〇一・五八〇）Ⅱ書A

江戸初期写。袋綴。外題「内大臣家歌合 三十六番」は靈元天皇の宸筆<sup>9)</sup>。和歌文学大系『王朝歌合集』<sup>10)</sup>、およ

び「注釈」の底本。

○今治市河野信一記念美術館蔵『歌合集』（一一三・九五八）所収本<sub>二</sub>今

江戸中期写。袋綴。『新注』底本。一丁オモテに「紅梅文庫」の蔵書印。小沢蘆庵本『歌合集』の一本であるが、該本のほかに当該歌合の蘆庵本は知られず、蘆庵による校訂や書入等もほぼ見られない。また、外題に「内大臣家三十六番歌合 治承之比歟」とあり、蘆庵は忠通家の歌合とは気づいていなかったとも思われる（治承年間は忠通の子兼実の時代）。

○祐徳稲荷神社中川文庫蔵本↓国文学研究資料館蔵マイクロフィルム（ユ一・一四八・四）<sub>二</sub>祐

原本未調査（マイクロフィルム複写による）。江戸後期写。本文としては一類本に属するが、全体的に書写の誤りが多く、特に「恋」三番・基俊判詞をすべて欠くなど、問題の多い本文といえる。また、冒頭部分の作者一覧も他本と異なり、上下二段組みにして、上段に「左」の作者を、下段に「右」の作者（ただし前述のとおり、当該歌合は乱番と見られ、「時雨」題での分類である）を並べている。

この系統は、鳥井氏『新注』が他の系統と比べて二十巻本にわずかに近いとした系統である（ただし鳥井氏は次に挙げる二類本には触れていない。二類本の位置づけについては後述する）。稿者としても、その結論に異論はない。基本的には一類本を底本として採用すべきであろう。

ただし、特徴として挙げられている「時雨」八番左歌の欠脱については、右の一類本の三本間でもその様相に小異があるため、以下に検討しておきたい。<sup>(1)</sup>

まずは次の〈表2〉に三本の「時雨」八番を翻刻で示し（ただし、改行位置までは保存していない）、参考として『新編国歌大観』（底本…群書類従本）の本文も掲出する。

〈表2〉「時雨」八番・諸本対観

| 書A  | 今   | 祐  | 『新編国歌大観』   |
|---|---|--|--|
| <p>八番<br/>左 両判持 盛方朝臣<br/>神な月しくれてわたる度ことに生田の杜をおもひこそやれ<br/>俊云前哥かみな月とは月次の月の名なりみむろ山とてかみな月といはんこととおほつかなし證哥やあらん五もしの六字ある七もしの八字あるはつねの事なりそれはきよよきにつきてよむなり是はあらはにあまりたりときこゆれはいかゝあるへからん次哥はふるきことゝこそ見給れかれはおほつかなきことおほしこれはふるなれはおなしほとのこと</p> | <p>八番<br/>左 両判持 盛方朝臣<br/>神無月しくれてわたる度ことに生田の杜を思ひこそやれ<br/>右 俊云前哥かみな月とは次の月の名なりみむろ山とてかみな月といはんこととおほつかなし證哥やあらん五文字の六字ある七文字の八字あるはつねの事なりそれはきよよきにつきてよむ也是はあらはにあまりたりときこゆれはいかゝあるへからん次哥はふるきことゝこそ見給れかれはおほつかなきことおほしこれはふるなれ</p> | <p>八番<br/>左 両判持 忠隆朝臣<br/>神無月時雨で渡るたひことに生田の杜をおもひこそやれ<br/>俊云前哥神無月とは月次の月の名なりみむろ山とてかみな月といはんこととおほつかなし證哥やあらん五もしの六字ある七もしの八字あるはつねの事也それはきよよきにつきてよむ也是はあらはにあまりたりときこゆれはいかゝあるへからん次哥はふるきことゝこそみ給れかれはおほつかなき事おほしこれはふるなれはをなしほとのこと</p> | <p>八番<br/>左 両判共為持 盛方朝臣<br/>神無月三室の山の紅葉ばも色に出でぬべく降るしぐれかな<br/>右 忠隆朝臣<br/>かみな月時雨れてわたるたびごとに生田の杜をおもひこそやれ<br/>俊云、前うた、神無月とは月日の月の名なり、御室山とて神無月といはむことおほつかなし、証歌やあらん、五文字の六文字有り、七文字の八文字あるは常のことなり、それは聞きよきに付きてよむなり、是はあらはに余りたりときこゆればいがあるべからん、次のうたはふるき事とこそみ給ふれ、かれはおほつかなきことおほし、これはふる</p> |

|                                      |   |                       |   |
|--------------------------------------|---|-----------------------|---|
| 基云此哥いづれもあしく<br>は見え侍らねは持とやは<br>へるへからん | はおなしほとのことによ<br>基云此哥いづれもあしく<br>は見え侍らねは持とやは<br>へるへからん | は見へ侍らねは持とやは<br>へるへからん | なればおなじ程のことによ<br>基云、このうたいづれもあし<br>くは見え侍らねば、持とや申<br>すべからん |
|--------------------------------------|---|-----------------------|---|

右のように、一類本の三本はことごとく左15番歌を欠いているが、代わりに右16番歌が左歌の位置に書写されている。例えば書Aの場合は、左15番歌と「右 忠隆朝臣」の二行分が目移りのため（15・16番歌はともに初句を「かみなづき」とすることに因るか）脱落したものと見なせるであろう。今のように、左歌の位置に右16番歌を書写したのちに「右」と一行の空白行を置いて判詞の書写に移る形態は、書写の際の親本が書Aのような形態であり、そこから原態を想定してなされた処置による結果と推測される。祐は書Aの「盛方」が「忠隆」となった形態で、これも書Aのような形態の本を親本とし、そこから作者名のみを訂正したものと考えられよう（ただし、祐に他本と校合した痕跡は認められず、何に拠ったかは不明である）。

すなわち、この時雨八番の形態からは、一類に属する三本のうち、書Aが最も古態を留めていると見なせる。ただし『新注』のいうように、書Aに軽率な誤写が多く見られるのも事実であり、今によって訂正されるべき箇所はなおも多い。ただちに今の価値が失われるわけではなからう。以下、書Aをもってこの系統を代表させ、誤写と思われる箇所は今によつて校訂したうえで用いることとする。

〈二類本〉 Ⅱ内題を「内大臣家歌合 三十六番」とし、奥書を有し、時雨八番が左右ともに揃うもの。

○宮内庁書陵部蔵三条西家旧蔵本（一五四・五六〇） Ⅱ書B

江戸初期写。綴葉装。一丁オモテに「三條西」の蔵書印。三八才に忠通家の歌合であることと、うち一首の

歌が脱落し、下句を欠く歌がある旨を記す奥書あり。本文料紙には厚手の鳥の子紙を用いており、三条西家の旧蔵であることからわかるように、全体的に贅沢な造りである。

○国文学研究資料館蔵松野陽一氏旧蔵本↓マイクロフィルム(五四・一三三) 〓松

原本未調査(マイクロフィルム複写による)。江戸後期写。一丁オモテに「芝山蔵書」の蔵書印。書Bと同一の奥書あり。

この二本は本文がほぼ同一であり、まとめて二類本とした。どちらも「右譚合者法性寺関白忠通公家哥合也／于時内大臣仍内大臣家哥合云之／此内哥一首不足又下句不足有之」という奥書を有しているが、これは本書の内容についてと、本文の欠脱についての注記であり、ここから伝来等を知ることまではできない。ひとまず、より書写が古く、三条西家の旧蔵と素性のよいことが明らかな書Bをもつて、この系統を代表させることとする。

〈三類本〉 〓内題を「内大臣家歌合 元永元年十月」とするもの(『新注』におけるiiの系統)。群書類従とその写し。

○群書類従本 〓群

版本『群書類従』巻第一八三・和歌部卅八・歌合四所収。『新編国歌大観』ほか多くの活字校注本の底本。末尾に「右元永元年十月内大臣家歌合以古寫二本校合了」と注記あり。

○東京大学国文学研究室蔵『歌合類纂』(中古一・一八・一・一) 所収本 〓東

原本未調査(紙焼写真による)。「歌合類纂」は、本文が群書類従ときわめて近いとされ、当該歌合の場合も群とほぼ同一の本文と認められる(末尾に群と同一の注記あり)。ただし、例えば次の〈表3〉に掲げた「時雨」十番のように、文意を通りやすくするために改変したと思われる箇所が一部見られる。

〈表3〉「時雨」十番・三類本対観

| 群  | 東  |
|--|--|
| <p>十番<br/>左<small>俊持</small> 忠房朝臣</p> <p>波よする蟹の笹やのひまをあらみもるにてそしるよはのしくれ<br/>は</p> <p>右<small>基勝</small> 兼昌朝臣</p> <p>ゆふ月よいるさの山の高根よりはるかにめくる初しくれかな<br/>俊云前うたは時雨すけなきやうにきこゆしくれは起ゐてき<br/>ゝ明すへき事ならねと是はもるに初て知といへは寝入たる<br/>かもりて衣のぬれければ起さはくとみゆ若もらましかは又<br/>の日人傳に社きかまほしとおほつかなくそきこゆる……</p> | <p>十番<br/>左<small>俊持</small> 忠房朝臣</p> <p>波よする蟹の笹やのひまをあらみもるにてそしるよはのしくれ<br/>は</p> <p>右<small>基勝</small> 兼昌朝臣</p> <p>ゆふ月よいるさの山の高根よりはるかにめくる初しくれかな<br/>俊云前うたは時雨すけなきやうにきこゆしくれは起ゐてき<br/>ゝ明すへき事ならねと是はもるに初て知といへは寝入たる<br/>かもりて衣のぬれければ起さはくとみゆ若もらすは又の日<br/>人傳に社きかまほしとおほつかなくそきこゆる……</p> |

この二本は仮名遣いも含めてほぼ同一であるが、傍線部に異同が生じている。ここは、「屋根の隙間から雨が漏れてくることによつて夜中に時雨が降っていたことを知った」と詠む左19番歌に対して、俊頼は「寝入っていたところ時雨が漏れて衣が濡れたので、起きて騒いでいる」というように理解し、それでは題の「時雨」に対して「すげなきやうに」、すなわち、そつけないように——時雨を賞翫する態度が見られない、ということである——思われる、と評している文脈である。

いま問題となっている「若……」以下は、群では「もし（時雨が）漏れるならば翌日人づてに聞いてほしいと思えて不審である」との意になるが、時雨が漏れるのならば、時雨が降っていることはすでに知られているであろうから、ここで文意が通るためには打消の表現を伴っていなければならず、群の本文のままでは不審というこ

とになる<sup>(13)</sup>。この箇所は、別系統の諸本は東以外ほぼ例外なく「もらましかば」の本文を採っており、系統分化以前に端を発する誤りであろうと思われる。しかし別系統の諸本のうち、東のみは「もらましかば」と打消の意を伴っており、この一文の意味が通る形で読むことが可能になる。とはいえこれは意味が通るように本文を改めた東の作為であろう。よって、群をもってこの系統を代表させることとする。

〈四類本〉 Ⅱ 『新注』が「中間本性格」としたもの (iiiの系統)。

○内閣文庫蔵昌平坂学問所旧蔵本 (二〇一・一〇八) Ⅱ内A

内題 「内大臣家謔合 三十六番」。江戸後期写。袋綴。奥書ナシ。時雨八番左右揃。前遊紙一丁。一丁オモテから本文を書き始める。一才に「日本政府図書」(朱)、「昌平坂学問所」(墨)、「浅草文庫」(朱)、「大学校図書之印」(朱)の蔵書印あり。地のノドに近いところに「内大臣家謔合」と墨書があり、これは机上や棚の上に積まれた状態でも本の内容がわかるようにするための処置と思われる。なお、修理の際に誤ってなされたと思われる錯簡があり、八丁目が裏表を逆にして綴じられている(本文は七ウ↓八ウ↓八才↓九才の順に読む必要がある)。

○内閣文庫蔵和学講談所旧蔵本 (二〇一・一〇九) Ⅱ内B

内題 「内大臣家歌合<sup>法性寺入道前関白也</sup>」。江戸後期写。袋綴。奥書ナシ。時雨八番左右揃。一丁ウラから本文を書き始める。一才に「書籍館印」、「日本政府図書」、「浅草文庫」、「和学講談所」、「内閣文庫」の蔵書印(いずれも朱)あり。

この系統は『新注』もいうように「i (稿者注…本章における一類本)とii (稿者注…本章における三類本)の両方の系統の本文と一部が相違し、一部が一致して」(三八三頁)いる。ただし、あくまでも全体的な傾向と

してであるが、内Aは二類本に、内Bは三類本にやや親近しているか。

この二本の特徴は、訂正等の書き入れがきわめて多く、研究または学問の具として用いられていたものかと思われる。例えば次の〈表4〉に掲げる内Bの「残菊」八番からは、判詞の読解によって本文を校訂しようとした痕跡が認められる（参考として『新編国歌大観』本文とともに掲げる）。

〈表4〉「残菊」八番

|   |   |
|---|---|
| <p>内B</p>   | <p>『新編国歌大観』</p>   |
| <p>八番</p> <p>左 俊勝 基持</p> <p>盛方朝臣</p> <p>冬枯にうつひ残る白菊はうは葉にける霜かとぞみる</p> <p>右 俊勝</p> <p>道経朝臣</p> <p>露霜の暁をきの朝ことうつろひまさるしら菊の花</p> <p>俊云冬枯にといへる文字聞かぬ心ちして侍るを万葉集によめる事慥にもおほえはへらす右のかたはなたらかに心もいとをかしくこそ朝をく霜のなといふこそ聞なれ侍り是はことありかほなる者かな猶さきの哥にまさりたらん……</p> | <p>八番</p> <p>左 俊勝基持</p> <p>盛方朝臣</p> <p>冬枯にうつろひ残る白菊はうは葉に置ける霜かとぞみる</p> <p>右 俊勝</p> <p>道経朝臣</p> <p>露じもの暁置きにあさごとに移ひまさるしらぎくの花</p> <p>俊云、冬枯にといへる文字、聞えかぬる心ちして侍るを、万葉集に読める事慥にも覚え侍らず、右歌は、なだらかにもいとをかしくこそ、朝置く霜のなといふ事聞きなれ侍り、是はことありかほなる物かな、猶さきの歌ぞ増さりたらん……</p> |

『新編国歌大観』本文（底本・群）と比べるとはつきりするが、ここで内Bは「左」の下に付された勝負付のうち「俊勝」を朱の合点（削除符号）によって消去し、新たに「右」の下に「俊勝」を書き足していることがわかる。この処置は、内Bの掲げる俊頼判詞の最終行「猶さきの哥にまさりたらん」に基づくものであろう。内B

の文脈上、この一文の主語は右40番歌としか考えられず、この本文で読むかぎりには、確かに右歌の勝でなければ意味が通らない。しかし、『新編国歌大観』本文を見ればわかるように、この一文は本来「猶さきの歌ぞ増さたらん」である（他本も概ね同様）。内Bの処置は助詞「ぞ」を「に」と書き誤ったために起こったものと考えられよう。もちろん誤りではあるのだが、逆にいえばこれは、内Bの書写者が歌合本文をきちんと読解しようとしていたことを示すともいえるのではないか。

とはいえ、いずれにしても四類本が末流の伝本系統であることは疑いえない。また、この系統に独自本文はほぼなく、この系統の本文でなければ意味の通じない箇所も管見では見当たらないため、四類本系統は参考程度にとどめておけばよいかと思われる。

以上、別系統の諸本を概観してきた。<sup>(15)</sup>書写時期が江戸時代を遡るものは見出しえないものの、江戸初期写の書A（一類本）と書B（二類本）の二本は、まず参看すべき本であることは間違いない。当該歌合は、まずこの二系統の本を基本として、そこに三類本（群）を校合本に加えつつ読むのが妥当と思われる。

### 第三節 一類本と二類本の関係

では、一類本（書A）と二類本（書B）とは、どのような関係にあるのだろうか。いくつかの特徴的な箇所を挙げて検討してみたい。

まず二類本は、一類本にない独自の本文をいくつか有している。時雨八番左歌の有無もそうであるが、例えば残菊二番俊頼判では、一類本「是もおほつかなし露むすひて霜となるといへる事か」（書A）とある箇所が、二類本では「これもおほつかなし露結ふとはしめにをかれたるはいかにもし露結ひて霜となるといへる事か」（書B）とあり、大きく異なっているのである。このような、一類本と二類本とで大きく異なっている箇所（時雨八番左歌の有無は除く）を、次の〈表5〉に一覧する。

〈表5〉 一類本と二類本の主な異同

| 異同の所在       | 一類本（書Aによる）                                  | 二類本（書Bによる）                                     |
|-------------|---|--|
| 「時雨」六番・右歌結句 | 身にもしみけり                                     | 身にしみにけり  |
| 「残菊」二番・俊頼判  | 是もおほつかなし露むすひて霜となるといへる<br>事か                 | これもおほつかなし露結ふとはしめにをかれたるは<br>いかにもし露結ひて霜となるといへる事か |
| 「残菊」八番・基俊判  | 花をうは葉にをける霜と□□ <sup>空目</sup> 実にいみしきひか<br>めなり | 花をうはゝにをける霜と実にいみしきひかめ也                          |
| 「恋」一番・基俊判   | 是はいつれによまれたるにか                               | 是はいつれによりてよまれたるにか                               |
| 「恋」二番・基俊判   | 此詞よみたりと見えす                                  | 此詞よみたりと見えす又はしめの句にもあらず                          |
| 「恋」六番・左歌四句  | くること絶て                                      | くることなくて  |
| 基俊・判奥歌・三句   | うらむらん                                       | おしむらん  |

これらは文意が大きく異なる異同であるが、字句単位の細かな異同も含めると、一類本と二類本との間にはかなりの相違がある。もちろん、これらの異同から一類本・二類本の先後関係を考察することは難しいが、いずれにしても、一類本の欠脱を二類本で補うことができるということは確認しておきたい。

ただし、両系統の書承関係とは少し異なるが、現存する伝本どうしの関係という点では、「時雨」九番が参考になる。この番で俊頼は、「くらぶ山いかゞこゆべき神無月木葉と共に時雨ふるなり」（右18・信忠、本文は書Aによるが、書Bとの異同は特にナシ）に対して、歌の主眼が題である「時雨」にあるように思われないと述べているのだが、この箇所は現存する別系統の諸本では解釈が不審な箇所として、二十卷本断簡によって解釈されてきた。次の〈表6〉に、「時雨」九番・俊頼判詞の一部を掲げる。

〈表6〉「時雨」九番（俊頼判詞・一部）・諸本対観

| 書A  | 書B   | 二十卷本断簡  |
|---|--|---|
| <p>……後哥はくらふ山といひてくらしとも<br/>いひくれぬともいひてこそいかゝこゆへ<br/>きとは見えけれ木葉と共にしくるといひ<br/>てこえわつらふはおほつかなし木葉の散<br/>をわつらふならばみちの哥とや聞ゆる是<br/>はあなかちの事也たゝおなし程にそ見給<br/>ふる……</p> | <p>……後哥はくらふ山といひてくらしとも<br/>いひくれぬともいひてこそいかゝこゆへ<br/>きとはいふへけれ木葉と共にしくるとい<br/>ひてこえわつらふはおほつかなし木葉の<br/>ちるをわつらふならば道の哥とや聞ゆる<br/>これはあなかちの事也たゝおなしほとに<br/>そみ給ふる……</p> | <p>……のちのうたはくらふの山といひても<br/>くらしといひくれぬともいひてこそいか<br/>ゝこゆへきとはいふへけれこのはとゝも<br/>に」<small>(断簡C)</small>しくれふりてかといひてこえわつ<br/>らふはおほつかなしこのはちるとみてこ<br/>えむことをおもひわつらふならばもみち<br/>のうたとやきこゆるあなかちのことなり<br/>たゝおなしほとにそみたまふる……<small>(断簡D)</small></p> |

二十卷本<sup>(16)</sup>によれば、俊頼は「くらぶ山……」の歌に対して、下句「木葉と共に時雨ふる」という程度では、二句「いかゞこゆべき」という状態にはならないのではないか、それでは「時雨」の歌ではなく「紅葉」の歌に聞こえるのではないか、という指摘をしたことになる。しかし、現存する別系統の諸本では、「もみち」の「も」を脱落したことで「みちの哥」という本文になってしまっているため、この箇所を正しく解釈できない状態となっているのである。

ここで特に注目されるのは、「みち」を仮名表記とする一類本（書A）に対し、二類本（書B）は「道」と漢字表記にしていることである（松も同様）。すなわち現存する二類本は、誤った本文である「みち」に漢字を宛ててしまったことになり（「道の哥」とは「旅の歌」というような意味か）、一類本よりもより転写を重ねた本文であるといえよう。

もちろんこの一事をもつて、一類本が二類本に先行すると言い切ることは難しい。しかし、どちらも江戸初期

の写本と思われるなか、書Bには明らかに文意のとれない箇所を含んでいることは、留意しておく必要がある。したがって、当該歌合の底本としては、まず一類本の書Aを採用するのがよいだろう。そして、今によって一類本どうしの校合を行いつつ、一類本の有する欠脱部分を、二類本の書Bによって補う、というのが、別系統の諸本における最も妥当な校訂本文の作成過程であろうと思われる。

#### 第四節 慶應義塾図書館蔵本について

ところで最近、新たに慶應義塾図書館蔵本の存在を知り、調査することができた。これは目録によれば、書写時期が「江戸前期」と推定されており、重要な伝本であろうと思われる。すでに和歌文学大系において校合本に用いられてはいるが、その中身についてはほとんど触れられていないので、改めて少し詳しくまとめておきたい。まずは概本の略解題を次に示す。

○慶應義塾図書館蔵本(一一〇x@六三九@一) Ⅱ慶

江戸初期写。袋綴。縦二六・八cm×横一八・九cm。全三十六丁。遊紙ナシ。一丁オモテは白紙で、一ウから本文を書き始める。内題「内大臣家謔合 三十六番」(一ウ)。表紙は肌色に近い薄茶色で、草花文様。外題は前表紙中央の題簽(青緑色・無地、縦一七・七cm×三・八cm)に「三十六番謔合 全」と墨書。料紙は雲母引きした楮紙で、見返しは本文共紙。一オに蔵書印が三つ捺され、上から「慶應義塾図書館印」(朱、単郭、縦五・五cm×横一・一cm)、「久曾神蔵書」(朱、単郭、縦三・六cm×横一・二cm)、「(中津川)勝野宣胤」(墨、単郭、縦三・六cm×横一・二cm)。一面十行、和歌一首一行書き。ただし三〇オモテは冒頭一行(「恋」五番右歌)を脱して書写したのち、ノドに近い行間に歌を補入しているため、結果として十一行となっている。「時雨」八番は左右とも揃う。別系統の諸本がいずれも欠く「恋」三番右歌と「恋」七番左歌下句はともに欠。筆跡は傍

記（すべて墨）を含めて一筆と思われる（外題のみ別筆か）。奥書あり。

蔵書印からもわかるように、慶は久曾神昇氏の旧蔵本である。本文料紙に雲母引きによって墨をにじみなくくした楮紙を用いており、また全体的に堂上風の優美な筆蹟で書写されていることから、書写時期は江戸初期まで遡れると見られ、公家の周辺で制作された本である可能性が高い。系統としては、内題を「内大臣家謄合 三十番」とし、奥書を有することから、本章でいう二類本に属する本といえる。実際に、本文も書B・松に親近する。しかし慶の場合、同じ二類本の書B・松とは奥書に異なる点があるため、まずは奥書から検討することにした。

### 《慶》奥書

右哥合者法性寺関白忠通公家

謄合也于時内大臣

此一冊宗牧宗養両筆本

以令書写者也

（三六才）

### 《書B》奥書

右謄合者法性寺関白忠通公家哥合也

于時内大臣仍内大臣家哥合云之

此内哥一首不足又下句不足有之

（三八才）

これを見ると、奥書の前半部（「右歌合者……于時内大臣」まで）は、用字の違いこそあれ、どちらも共通していることがわかる。すなわち、どちらも同じ祖本から派生したものと見てよい。

ただし、書Bは後半部を書名の由来と本文欠脱の注記のみとするが、慶は傍線部のように「宗牧宗養両筆本」

をもって書写させた旨が記されている。これは当該歌合の諸伝本のうち、伝来の過程を知りうる唯一の奥書であり、注目されよう。「宗牧」および「宗養」は室町後期の連歌師父子で、宗長・宗碩に師事し、三条西実隆・公条などの公家とも密接に関わった人物であるが、この奥書を信ずれば、彼らのような連歌師が当該歌合を書写し、所持していたということになる。<sup>(19)</sup> 連歌師による歌合享受の一端を示す資料ともなりうる点で、貴重といえるだろう。

では次に、慶の本文について検討したい。前述のとおり、慶は二類本に属し、本文も書B等に親近しているといえる。ただし慶は、これまで別系統の諸本が有していたいくつかの本文上不審な箇所を訂正することができ、本文を更新する可能性を持つている点で重要である。

例えば、前節で取り上げた、「時雨」九番・俊頼判における「もみち」(二十巻本) ↓ 「みち」(別系統)の箇所は、慶では次のようになっていいる。

#### 《慶》

後哥はくらふ山といひてくらしともいひ

くれぬともいひてこそいかゝこゆへきとはいふ

へけれこのはとゝもにしくるといひてこえわ

つらふはおほつかなしこのはのちるをわつらふ

ならば。みちの哥とやきこゆるこれはあなち

のことなりたゝおなしほとにそみ給ふる

(九ウ)

慶はゴシックで示したように、本行本文に「みちの哥」を書写した後、補入記号を用いて「も」を補っている。すなわち、慶は別系統の諸本のうちで唯一、古態に遡れる傍記を有していると思われるのである。

ここで問題となるのは、この補入がどの時点でなされたのか、ということである。そこで、慶の傍記箇所につ

いて検討したい。まず、慶の傍記箇所は全体で四十四箇所を数える。これは他の伝本に比して（四類本は除く）かなり多い量といえるが、すべて墨によるもので、朱による傍記は見られない。また、稿者が見るかぎり、これらの傍記はすべて本行本文と同筆で、一人の手によるものと思われる。すなわち、傍記は書写者自身によるものと見てよいであろう。

慶の傍記は大きく分けて、a「ミセケチによる訂正」、b「ミセケチによらない訂正」、c「補入」、d「異本注記」、e「不審な本文への注記」の五つに分類することができる（この例はc「補入」のケース）。いくつかの例を挙げてみよう（以下、丸数字は行数を示す）。

a ミセケチによる訂正（二十一箇所）

おほつかないかにしくるゝ空なられはうらこの山のかたみなせなる

（二ウ⑤、「時雨」一番・右2）

けさはみれはさなから霜をいたゝきてをきなさひ行しらきくの花

（一五ウ⑤、「残菊」三番・右30）

恋こふる君か雲み心の月ならばをよはぬみにも影はみてまし

（二八ウ⑤、「恋」四番・左54）

b ミセケチによらない訂正（三箇所）

へる心詞につきて心うるにたえへすなといへる

（一四才⑥、「残菊」二番・俊頼判）

まかはありふらんことかたし人く申されんもさるある

（二六ウ⑩、「残菊」四番・俊頼判）

人ことにるみきよりは哥めきたれは猶左のかちにや

（三二ウ④、「恋」八番・基俊判）

c 補入（十七箇所）※補入記号の有無は不問

基云や植のとまふきさこそうすくとも打とを

（七才⑤、「時雨」六番・基俊判）

に常によむなりふし。戀の哥とそいふへき

（一八才⑤、「残菊」五番・俊頼判）

基云左哥うつろひのこるといふかわきたし

（二〇ウ⑥、「残菊」八番・基俊判）

d 異本注記（一箇所）

まそて<sup>もイ</sup>まで朝をく霜をはらふかなあへすうつろふ菊のおしさに

(一三ウ⑩、「残菊」二番・左27)

e 不審な本文への注記 (二箇所)

露むすふ霜よのかすをかさぬれはたえて<sup>へ歟</sup>や菊のうつろひぬらん

(一四才②、「残菊」二番・右28)

先花後實とそいふ<sup>字イカ、</sup>れ心の人も申ける

(二七才①、「恋」二番・基俊判)

これらを通覧すると、慶の傍記は、明確にその役割によって区分されていると見なせる。すなわち、書写者が転写の際に誤って書き写したものを、その場で(あるいは書写後それほど時間が経っていないうちに)訂正したものがa・b・cのケースで、書写後(あるいは書写時に)、他本との異同や仮名遣いの不審・意不通箇所に基づいて傍記したのがd・eのケースといえる。さきの「時雨」九番の例に即していえば、もしこの「も」の補入が書写者の意図に基づいてなされたものであるならば、おそらくeのように「ならば<sup>も歟</sup>みちの」のように、「も歟」と留保をしたうえで傍記されていたのではないかと思われるのである。そうすると、この「もみち」の「も」は、慶の親本の時点では、本行本文として(もしくは親本の時点ですでに傍記として)存していたと考えてもよいのではないだろうか。慶の書写者は親本の「も」を書写の際に落としてしまったか、あるいは親本の傍記を忠実に書写したのだと考えられる。すなわち、慶のこの箇所は古態の本文を留めていると判断されるのである。

また、このほかにも、慶には他本より優れていると思われる本文が存し、重要である。例えば次の「残菊」六番・基俊判を見てみたい。二十巻本が現存しない箇所であるが、ここで基俊は「枯ゆくを歎やすらん初霜の菊のゆかりに置と思へば」(左35・少将、本文は今<sup>(21)</sup>による)に対して、霜は無生物であるのだから菊が「枯ゆくを歎く」のようなことなどないと、いわば擬人法を否定している。ところがこの箇所は、これまでは本文が乱れていると考えられてきており、長らく解釈上不審であった。次の「表7」に、その箇所を掲げてみる。

〈表7〉「残菊」六番（基俊判・一部）・諸本対観

| 慶  | 書A                                | 書B                           | 群                               |
|--|-----------------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| 基云霜心なきものなれば偏 <small>二</small> おしむをなけくへきことにもあらず…… | 基云霜こゝろなき物なればきくのほにおしむをなけくへき事もあらず…… | 基云霜心なき物なれば便におしむを歎くへき事にもあらず…… | 基云霜心なき物なれば菊のたよりに惜をなけくへき事にてあらず…… |

一類本（書A）は、「きくのほに」とあつて意不通である。二類本（書B）は「便に」とあり、『新注』がいうように、一類本（書A）の「ほ」は、二類本（書B）の「便」と「ほ（保）」の字形相似による誤写であろうと思われる。<sup>(2)</sup>しかしながら、二類本（書B）の「便におしむを……」もまた解釈が難しく、従来は両系統を取り合わせたかのような三類本（群）に基づき解釈されてきた。ところが慶の本文は「偏二おしむを……」とあつて、より意味の通りやすい本文といえる。また、意味の通りやすさだけでなく、「残菊」五番・基俊判に「右哥のひとへにきくをおしむ哥とは見えで、いかにぞや」（書Aによる）と類似の表現があり、こう考えれば、書Bの「便に」は「偏に」の誤写である可能性が高いといえるだろう。やはり慶の本文がより蓋然性の高い本文であると考えられる。<sup>(2)(3)</sup>

同じような例が、「残菊」九番・俊頼判にも見られる。俊頼は「かぎりなく君が千世へんしるしにや散残らん窓の白菊」（右42・忠隆、本文は書Aによる）に対して、菊を「散る」と表現することに疑問を呈すものの、祝意に寄せて詠まれていることから勝を与えたのであるが、少なからず本文に疑問が残っていた。ここも二十巻本が現存しない箇所であり、別系統の諸本で誤写が生じたものと思われる。次に掲げる〈表8〉は、その箇所を対観したものである。

〈表8〉「残菊」九番（俊頼判詞・一部）・諸本対観

| 慶   | 書A   | 書B   | 群   |
|---|--|--|---|
| 次哥 <small>きく</small> 散 <small>ち</small> といへる哥 <small>か</small> はなに <small>ゝ</small><br>あらね <small>と</small> なをい <small>かゝ</small> き <small>こ</small> ゆ <small>さ</small> は<br>あれ <small>と</small> 祝 <small>こ</small> 心 <small>こと</small> 三 <small>よ</small> せ <small>たり</small> な <small>と</small> かか<br>た <small>さら</small> ん…… | 次哥 <small>きく</small> ち <small>る</small> といへる哥 <small>か</small> はなに <small>ゝ</small><br>あらね <small>と</small> なをい <small>かゝ</small> き <small>こ</small> ゆ <small>さ</small> は<br>はあれ <small>と</small> 橋 <small>か</small> 門 <small>に</small> こ <small>と</small> よ <small>せ</small> たり <small>な</small><br>と <small>か</small> かた <small>さら</small> ん…… | 次哥 <small>きく</small> ち <small>る</small> といへる哥 <small>か</small> はなに <small>ゝ</small><br>あらね <small>と</small> 猶 <small>い</small> か <small>ゝ</small> 聞 <small>ゆ</small> さ <small>は</small> あれ<br>と<br>■門 <small>に</small> こ <small>と</small> よ <small>せ</small> たり <small>な</small> と <small>か</small> 勝<br>さらん…… | 次哥 <small>きく</small> 散 <small>ち</small> といへる <small>う</small> た <small>は</small> なに <small>ゝ</small><br>あらね <small>と</small> 猶 <small>如</small> 何 <small>聞</small> ゆ <small>さ</small> はあ<br>れ <small>と</small> 橋 <small>か</small> 門 <small>に</small> こ <small>と</small> よ <small>せ</small> たり <small>な</small> と<br>かかた <small>さら</small> ん…… |

傍線部が問題の箇所であるが、書Aは「橋門」と読めるが意不通である（ただし、「橋」と読んでよいかはやや不審である）。書Bは判読不能の一字（木偏に「旨」のように読めるが、「七」と「日」の間にさらに何らかの筆画がある）を書写し、右に「此字ふしん」と注記が付されており、おそらく親本の字をそのまま写したのであろう。いずれにしても判読が困難なために解釈もしようがない。したがってこの箇所は従来、もつとも意味の通る三類本の「権門」で解釈されてきた。すなわち、右歌は「権門」たる撰関家の嫡子である当該歌合の主催者・忠通への祝意を込めて詠まれているために、勝を与えられたと解釈されてきたのである。確かに忠隆詠には「かぎりなく君が千世へんしるし」と祝賀詠の表現が用いられており、この解釈は決して誤りというわけではなからう。しかし、「権門」は基本的に記録語<sup>(24)</sup>であつて、管見では平安期の和文に用例が見出せず、歌合判詞でも他に例を見ない語である。また、明らかに一類本・二類本よりも劣る三類本で解釈することには、やはり問題があると言わざるをえない。ところが、慶はこの箇所を「祝心にことよせたり」とする（「心」の字は中央に少々の虫損がある）。この本文ならば意味の通りはよく、和文脈としてもしっくりくるであろう。さらに、「残菊」三番・俊頼判に「此哥、祝にことよせて、ともかくも難申」（書Aによる）と類似の表現があることからしても、やはり慶の本文がより古態を存していると見なせるであろう（他本の「門」は「心」が崩れたか）。

以上、見てきたように、慶は他本に比して明らかに優れた本文を一部ながら有しており、当該歌合の読解に大きく資する本であることが確認された。今後、当該歌合の読解においては必ず参考されるべき本であるといえよう。しかしながら、ミセケチや補入による誤記の訂正が他本よりも突出して多いことを踏まえると、慶を最善本とすることは躊躇される。やはり、一類本から書Aを底本として用い、同系統の今で校合しつつ、見てきたような要所において二類本（慶）の本文を採用する、というのが最も理想的ではないだろうか。

### おわりに

本章では、当該歌合の伝本と本文の状況を整理し、当該歌合読解の前提となる事項を確認してきた。二十巻本はもちろん重要な本文ではあるが、完本として通行している別系統の諸本と安易に取り合わせるべきではないだろう。本章では別系統の諸本を四系統に分類し、そのうちの一類本（書A）を底本とし、二類本（慶）を校合本として本文を校訂していくのが最もよいことを述べた。特に、これまであまり注目されてこなかった慶が、古態に遡りうる本文の一部に有していることを明らかにしたことで、当該歌合の読解はより進展することになると思われる。

### 注

- (1) 「内大臣家歌合 元永元年」（峯岸義秋校註、朝日新聞社、一九四七）。
- (2) 「元永元年十月二日内大臣忠通家歌合」（谷山茂校注、岩波書店、一九六五）。以下、「古典大系」と略す。
- (3) 巻頭の作者一覧を、宮内庁書陵部蔵桂宮旧蔵本と群書類従本とで比較すると、次のようになる（なお、煩瑣となるため、割注は省略した）。また、便宜のために、当該歌合での初出の歌番号（すなわち、「時雨」題

での歌番号) を頭に丸数字で示した。

|   |   |
|---|---|
| <p>宮内庁書陵部蔵桂宮旧蔵本</p>   | <p>群書類従本</p>  |
| <p>読人<br/>左</p> <p>① 皇后宮撰津公<br/>⑤ 少将君<br/>⑨ (※「上総君」欠)<br/>⑬ 定信朝臣<br/>⑰ 信濃君<br/>⑳ 俊隆朝臣</p> <p>右</p> <p>② 俊頼朝臣<br/>⑥ 雅兼朝臣<br/>⑩ 基俊朝臣<br/>⑭ 宗国朝臣<br/>⑱ 信忠朝臣<br/>㉒ 時昌朝臣</p>   | <p>③ 女房<br/>⑦ 顕仲朝臣<br/>⑪ 師俊朝臣<br/>⑮ 盛方朝臣<br/>⑲ 忠房朝臣<br/>㉓ 重基朝臣</p>  |
| <p>(※「読人」ナシ)<br/>左方</p> <p>① 皇后宮撰津公<br/>③ 女房<br/>⑤ 少将公<br/>⑦ 顕仲朝臣<br/>⑨ 上総公<br/>⑪ 師俊朝臣</p> <p>右方</p> <p>② 俊頼朝臣<br/>⑥ 雅兼朝臣<br/>⑩ 基俊朝臣<br/>⑭ 宗国朝臣<br/>⑱ 信忠朝臣<br/>㉒ 時昌朝臣</p> | <p>⑬ 定信朝臣<br/>⑮ 盛方朝臣<br/>⑰ 信濃公<br/>⑲ 忠房朝臣<br/>㉑ 俊隆朝臣<br/>㉓ 重基朝臣</p> <p>④ 顕国朝臣<br/>⑧ 道経朝臣<br/>⑫ 雅光朝臣<br/>⑯ 忠隆朝臣<br/>㉔ 為実朝臣</p> |

これを見ると、基本的に別系統の諸本は、「時雨」題での出詠順に沿って巻頭の作者一覧を作成していると思しい。しかし、宮内庁書陵部蔵桂宮旧蔵本(表上段)は左右の作者の配列がきれいに対応しているが、群書類従本(表下段)はそうはなっていない。そこでは、左方の作者は、①皇后宮撰津公から⑪師俊朝臣ま

で右から左に向かつて順に上段へ並べていき、⑬定信朝臣から⑭重基朝臣までは下段に並べているが、右方の配列は宮内庁書陵部蔵桂宮旧蔵本（表上段）と同様に配列している。左右で書式が異なっているという点から見ても、群書類従本の作者一覧が何らかの改変を経ていることは疑いえず、その親本の制作時期はかなり下ると思われる。

(4) 二十卷本冒頭（断簡A）の作者一覧は次の通り。女房歌人（ただし忠通の隠名「女房」を含む）を先に並べる点に特徴がある。

|    |      |     |     |     |    |
|----|------|-----|-----|-----|----|
| 歌人 | 上総   | 摂津  | 小将  | 女房  | 信乃 |
|    | 俊頼朝臣 | 顕国、 | 雅兼、 | 顕仲、 | 師俊 |
|    | 盛家   | 基俊  | 定信  | 道経  | 信忠 |
|    | 重基   | 俊隆  | 忠隆  | 忠房  | 雅光 |
|    | 宗国   | 兼昌  | 為真  | 時昌  |    |

(5) 二十卷本の本文は、断簡E・H・I・K・M（俊頼判）は小松茂美編『古筆学大成 歌合一』（講談社、一九九二）以下『古筆学大成』と略）三〇八〜三一三頁所載の写真に、断簡Jは鶴田大・日比野浩信『歌びと達の競演 諸家集・歌合断簡集成』（青簡舎、二〇一四）一八五頁所載の写真に、断簡D・M（基俊判）は図版未見（現蔵者不明）のため『歌合大成』の翻刻にそれぞれ拠った。ただし、ミセケチ等は修訂後の本文で掲出した。

(6) 新注和歌文学叢書、青簡舎、二〇一五。

(7) 「忠通家歌合の伝本について」（『新注』解説・三八二〜三八三頁）。

(8) 龍谷大学歌合輪読会「元永元年十月二日内大臣忠通家歌合 注釈（一）〜（四）」（一）∥『古典文藝論叢』9、二〇一七・三、（二）∥『古典文藝論叢』10、二〇一八・三、（三）∥『國文學論叢』63、二〇一八

・二、(四) Ⅱ『古典文藝論叢』11、二〇一九・三。以下「注釈」と略す。本章の成果はこの「注釈」に拠るところが大きい。

(9) 『図書寮典籍解題 続文学篇』(養徳社、一九五〇)。

(10) 「忠通家歌合 元永元年十月二日」(鈴木徳男校注、明治書院、二〇一八)。以下「和歌大系」と略す。

(11) このことについては、すでに「注釈(一)」において簡単に触れたことがある(六一頁・「異同・付記」)が、ここではそれをより詳細に論述した。

(12) 『和歌文学大辞典』(古典ライブラリー、二〇一四)「歌合類纂」項(高野奈未執筆)。

(13) 「古典大系」(底本・群)は当該箇所について『漏らざらましかば』などの誤か」とする(三三三頁・頭注八)。

(14) 唯一、「恋」二番・俊頼判において、別系統の諸本の多くが「御みつからにさし給ふくし也」(書A)とある箇所を、「御みつらにさし給しくし也」(内Aに拠る、内Bもほぼ同)としている箇所があり、ここは『新注』や「和歌大系」などでは四類本によって校訂されている。この箇所は「ゆつのつまぐし」(記紀におけるスサノヲノミコトの八岐大蛇退治譚において、クシナダヒメが変化した櫛)の語義について述べた箇所だが、『日本書紀』神代上には「故素戔嗚尊立化奇稻田姫為湯津爪櫛、而挿於御髻」とあり、四類本「御みづら」(Ⅱ髻)のほうが記紀の記述には合致することになる。ただし、スサノヲノミコトは自身の髻に「湯津爪櫛」を挿したわけだから、他本「御みづから」であっても文意は誤りなく通るであろう。必ずしも校訂が必要な箇所とは思われない。なお『日本書紀』の本文は新編日本古典文学全集『日本書紀①』(小島憲之ほか校注・訳、小学館、一九九四、九〇頁)に拠った。

(15) なお、国文学研究資料館の「新日本古典籍総合データベース」(<https://kotenseki.nijl.ac.jp/>)によれば、ほかに当該歌合の伝本として、彰考館蔵『歌合部類』本、丹波篠山市立青山歴史村蔵本の存在が確認できる。し

かし、この二本についてはいまだ調査に至っておらず、今後の課題としたい。

(16) 断簡Cは『古筆学大成』三〇九頁所載の写真に拠り翻刻した。断簡Dは注(5)前掲。

(17) 『慶應義塾図書館和漢貴重書目録』(慶應義塾図書館、二〇〇九)八一頁。

(18) 「勝野宣胤」については未詳。国文学研究資料館の「蔵書印データベース」でも該当する蔵書印・人物がヒットしない。

(19) 宗牧・宗養については、木藤才蔵『連歌史論考 下 増補改訂版』(明治書院、一九九三)のほか、注(12)前掲『和歌文学大辞典』の各項目(廣木一人・長谷川千尋執筆)を参照した。

(20) なお、宗牧・宗養父子については「三条西家とのつながりが認められることから、慶応本と三条西家旧蔵本(引用注・本章における書B)とが近い本文を持つことも故なしとしない」との指摘がある(『和歌大系』解説・三六〇頁)。ただし、慶の奥書にいう「宗牧宗養両筆本」とは、著名な連歌師の名を借りて権威付けを行ったものにすぎず、実態は別であるとも考えられる(佐々木孝浩氏のご教示)。鶺鴒呑みにはせず、ほかの諸書における宗牧・宗養奥書本との比較検討が必要であろう。後考を俟ちたい。

(21) 左35番歌について、書Aは二句を「難やすらん」とするが、「難」は「歎」の誤写と思われるため、より妥当な本文を有する今で掲出した。

(22) 『新注』(底本・今)当該箇所注(八九頁)。また「古典大系」(底本・群)は「霜は無心の物だから、霜が菊との縁で菊の枯れるのを惜しむとしても、我々がそれを嘆く必要はない、という意か。しかし、それは原作に即した批評になるまい。とまれ「惜しむを嘆く」の所が解し難い。もし「惜しみ嘆く」などの誤写ならば、無心の霜が菊を惜しみ嘆くはずはない、という意になって、この一首の擬人的表現の不適切を指摘した評となろう」と注する(三四〇頁・頭注四)。

(23) かつて稿者も「注釈(二)」で、「二便」は「たより」で、ここでは「ゆかり」と同じ意で用いるか」と注

し、「(引用注・霜は) 菊が自身の縁で枯れることを惜しんだり嘆くはずはない」と解釈した(四六〜四七頁)が、慶の出現により、よりわかりやすい形での解釈が可能となった。

(24) 例えば、「又夜行人或募権門高家威、或寄事於神民」(『殿曆』・康和四年(一一〇二)十月十九日条、大日本古記録に拠る)など。なお、峰岸明『平安時代記録語集成』(吉川弘文館、二〇一六)は「権門」を立項し、『小右記』『春記』『後二条師通記』の用例を挙げている。

(25) 例えば『古語大鑑』(東京大学出版会、二〇一六)の「権門」の項では、当該歌合のこの箇所を群の本文によって用例として挙げるが、他に平安期の和文の用例は挙げられていない(第二卷、三八二頁。他の用例は『漢書』『小右記』『類聚三代格』『平家物語』『塵袋』)。

(26) なお、慶の資料的価値に鑑み、本論文の付章において慶を全文翻刻する。

## 第二章 元永元年十月二日内大臣忠通歌合の「両判」について

### はじめに

本章では、前章に引き続き元永元年（一一一八）十月二日内大臣忠通歌合（『歌合大成』296）を取り上げ、その形態的側面を検討したい。<sup>(1)</sup>

萩谷朴氏が「両判歌合の嚆矢」（『歌合大成』二九六「史的評価」項、一八四二頁）と指摘する通り、当該歌合は「両判」の歌合で最も早いものである。また当該歌合は、その「両判」という行事形態によって早くから注目を集めており、判詞を読み比べると俊頼・基俊の歌観の違いが浮き彫りになることから、注釈や研究も同時代の他の歌合よりは比較的多い。<sup>(2)</sup>しかし一方では、当該歌合の「両判」という行事形態そのものについてはあまり注目されておらず、それがいかなる必要性から誕生し、また実際にはどのように進化したのかについては、いまだ明らかになっていないことも多い。

そこで本章では、忠通が催した一連の歌合のなかでの当該歌合の位置づけや、その判詞を検討するとともに、これ以降の「両判歌合」との比較を通して、当該歌合がなぜ「両判」という行事形態を選択したのか、実際にはどのように進化したのかについて考えてみたい。

### 第一節 俊頼・基俊と忠通家の歌合

そもそも、当該歌合における「両判」とはどのようなものであったのだろうか。現存本では、左右の歌が挙げられた後、「俊云……」としてまず俊頼判詞が、続いて「基云……」として基俊判詞が載せられている。<sup>(3)</sup>ここで問題となるのが、俊頼・基俊による勝負の判定が、多くの場合で異なっているという点である。現存本で通覧すると、次の〈表1〉に示すように、全三十六番のうち、実に二十四もの番で両者の判定が異なっている。

〈表1〉当該歌合判定一覧

\*当該歌合における両判者の判定を番ごとにまとめた。基本的に勝負付に基づいているが、底本の勝負付が判詞の内容と齟齬する場合は、判詞から読み取れる判定を優先した。

\*「残菊」三番、「恋」二番は勝負付を欠くが、判詞の内容から判断した。「未判」は判定を保留している場合を指す。

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 雨  |    |    |    |    |    | 題  |
| 6  | 5  | 4  | 3  | 2  | 1  | 俊頼 |
| 右勝 | 持  | 右勝 | 左勝 | 持  | 左勝 | 基俊 |
| 持  | 右勝 | 左勝 | 右勝 | 左勝 | 左勝 | 題  |
| 雨  |    |    |    |    |    | 番  |
| 12 | 11 | 10 | 9  | 8  | 7  | 俊頼 |
| 左勝 | 右勝 | 持  | 持  | 左勝 | 左勝 | 基俊 |
| 右勝 | 右勝 | 右勝 | 左勝 | 左勝 | 左勝 | 題  |
| 菊  |    |    |    |    |    | 番  |
| 6  | 5  | 4  | 3  | 2  | 1  | 俊頼 |
| 持  | 持  | 右勝 | 未判 | 右勝 | 左勝 | 基俊 |
| 右勝 | 左勝 | 持  | 右勝 | 右勝 | 左勝 | 題  |
| 菊  |    |    |    |    |    | 番  |
| 12 | 11 | 10 | 9  | 8  | 7  | 俊頼 |
| 右勝 | 持  | 右勝 | 右勝 | 左勝 | 右勝 | 基俊 |
| 右勝 | 持  | 右勝 | 持  | 持  | 左勝 | 題  |
| 恋  |    |    |    |    |    | 番  |
| 6  | 5  | 4  | 3  | 2  | 1  | 俊頼 |
| 持  | 持  | 左勝 | 左勝 | 未判 | 左勝 | 基俊 |
| 右勝 | 右勝 | 左勝 | 左勝 | 右勝 | 右勝 | 題  |
| 恋  |    |    |    |    |    | 番  |
| 12 | 11 | 10 | 9  | 8  | 7  | 俊頼 |
| 左勝 | 左勝 | 持  | 右勝 | 持  | 右勝 | 基俊 |
| 右勝 | 持  | 左勝 | 左勝 | 左勝 | 右勝 |    |

また、判定が一致している十二の番においても、次に挙げる「時雨」八番のように、その判定理由は異なっている場合が見られる。

八番（時雨）

左 両判持

盛方朝臣<sup>(ママ)</sup><sup>(4)</sup>

「神無月みむろの山のもみぢばも色に出ぬべくふるしぐれかな」(15)

「右

忠隆朝臣」

神な月しぐれてわたるたびごとく生田の杜をおもひこそやれ(16)

俊云、前哥、「かみな月」とは月次の月なり。「みむろ山」とて「かみな月」といはんことおぼつかなし。

証哥やあらん。五もじの六字ある、七もじの八字あるはつねの事なり。それはきよよきにつきてよむなり。是はあらはにあまりたりときこゆれば、いかゞあるべからん。次哥はふるきこと、こそ見給れ。かれはおぼつかなきことおほし。これはふるなれば、おなじほどのことにや。

基云、此哥、いづれもあしくは見え侍らねば、持とやはべるべからん。

\*15番歌および「右 忠隆朝臣」―底本欠。二類本により補った。第一章第二節参照。

この番では、判定はともに持であるが、俊頼は左右ともによくないために持とする一方で、基俊は左右ともに悪くないために持としている。このような、判定結果が同じでも判定理由が異なる番も、この番を含め五番にのぼる（「時雨」七番・同十一番・「残菊」二番・「恋」七番）。総じて、当該歌合における俊頼と基俊の判定は大きく異なっているといつてよいだろう。

しかし、改めて考えてみると、このように判者二名の判定が異なっている場合、当座ではどのように判定がなされていたのだろうかという疑問が生じる。各判者それぞれの意見は、実際の披講・難陳・評定の場においては、どのように扱われたのであろうか。それを考えるために、まずは忠通家という「場」について確認しておきたい。

萩谷朴氏は忠通家での歌合全体について、他家の歌合にはほとんど出詠していない者が参加者として名を連ねている点から、「人的構成の面において、特殊なグループを形成する閉鎖的なものであった」と指摘する（『歌合大成』二七五「構成内容」項、一七三六頁）。そして、当該歌合の「両判」という形態については、「二人の判者が、均等に対立して、各自の立場から別個の判定を下す」ものとし、「歌合当座においては、左右の方人の任意なる衆議判の中において、自ずと対立する意見のそれぞれに立って、俊頼と基俊とが指導的な意見を述べ、勝負の決を与えた」、「一種の後日判として、各自の判詞を整理し提出し」たものであったと論じた（『歌合大成』二九六「史的評価」項、一八四二頁）。

一方、鳥井千佳子氏は、忠通家での歌合が閉鎖的なものであったという萩谷氏の指摘には同意しつつも、当該

歌合については異なるとする。すなわち、主催者である忠通が出詠名を「女房」としていることから、忠通の身分を隠す意図が明白であるとして、忠通と親しい者だけが集まったそれまでの閉鎖的な歌合とは異なった、開かれた「へよそゆき」の歌合<sup>(6)</sup>であったとしたのである。さらに、「女房」(忠通)の歌に対する判定態度が、俊頼と基俊とで異なっている(俊頼には忠通への配慮が見られるが、基俊にはその形跡がない)ことを指摘し、忠通が「女房」の名で出詠することは、基俊には事前に知らされていなかったのではないかと指摘する。このことから鳥井氏は、両判者を「均等に対立し」た立場であるとする萩谷氏説<sup>(5)</sup>に対し、基俊はいわば「ゲスト」<sup>(5)</sup>なのであり、忠通家歌壇の指導的立場にあった俊頼とは立場が異なっていたと論じた。

しかし、後述するように、忠通家の歌合全体を概観すると、俊頼と基俊の活動歴は、当該歌合の時点では必ずしも多いわけではないことがわかる。当該歌合における俊頼と基俊の位置づけは、いまだ十分に考察されていないのではないだろうか。

それでは、忠通家での歌合において、俊頼と基俊はそれぞれどのような立場であったのだろうか。忠通家で催された歌合は、二十巻本類聚歌合・巻第十二の巻頭目録にまとめられており、それによれば、忠通は生涯に少なくとも十二度の歌合を催したことになる。それらの歌合と判者、および俊頼・基俊の参加状況を一覧したのが、次の〈表2〉である(当該歌合は網掛けで示した)。

### 〈表2〉 忠通家で催された歌合の一覧

\* 証本が伝存している歌合はゴシックで示した。

\* 「判者」項には、務めたことが確実な者のみを掲げた。判詞が伝存しないものは四角で囲み、判者未詳のものは「未詳」とした。

\* 「俊頼」・「基俊」各項の記号は、それぞれ次の意を表す。○…歌人としてのみ出詠、◎…歌人として出詠し判者も務める、

●…歌人として出詠せず判者のみ務める、△…他の文献から出詠した可能性が推定できる、×…不参加、?…出詠未詳。

|     | 歌合名称                                | 判者            | 俊頼 | 基俊 |
|-----|-------------------------------------|---------------|----|----|
| 275 | 永久三年（一一一五）十月廿六日内大臣忠通前度歌合            | 未詳            | ×  | ×  |
| 276 | 永久三年（一一一五）十月廿六日内大臣忠通後度歌合            | 未詳            | ×  | ×  |
| 291 | 永久五年（一一一七）五月九日内大臣忠通歌合               | 未詳            | ?  | ?  |
| 292 | 永久五年（一一一七）五月十一日内大臣忠通歌合              | 未詳            | △  | ?  |
| 296 | 元永元年（一一一八）十月二日内大臣忠通歌合               | 俊頼・基俊         | ◎  | ◎  |
| 297 | 元永元年（一一一八）十月十一日内大臣忠通歌合              | 俊頼            | ●  | ×  |
| 298 | 元永元年（一一一八）十月十三日内大臣忠通歌合              | 俊頼            | ●  | ×  |
| 299 | 元永元年（一一一八）十月十八日内大臣忠通歌合              | 未詳            | ?  | ?  |
| 300 | 元永二年（一一一九）七月十三日内大臣忠通歌合 <sup>※</sup> | 顕季（初）・（俊頼（追）） | ●  | ○  |
| 301 | 〔元永元―二年秋〕内大臣忠通歌合                    | 未詳            | ?  | ?  |
| 305 | 保安二年（一一二一）九月十二日関白内大臣忠通歌合            | 基俊            | ○  | ◎  |
| 315 | 大治元年（一一二六）八月摂政左大臣忠通歌合               | 俊頼            | ◎  | ×  |

※300は伝本によって顕季による初判と、別人による追判が存している本があるが、追判者については基俊とも俊頼とも諸説ある。<sup>(7)</sup>  
稿者は、判詞の内容・表現・文体から見て、俊頼説が最も蓋然性が高いと考える（第四章参照）。

ここからわかるのは、俊頼も基俊も、当該歌合<sup>296</sup>以前には、忠通家での歌合に参加した形跡がほぼないということである。忠通家の初期の歌合である<sup>275・276</sup>は、俊頼・基俊ともに参加が認められない。<sup>(8)</sup><sup>291</sup>は証本が伝存しておらず、二十巻本の巻頭目録によって存在が知られるのみの歌合で、出詠歌人は不明である。<sup>292</sup>は、二十巻本

の断簡によって歌三首が知られるが、そこからは俊頼・基俊の参加が確認できない。ただし『歌合大成』は、俊頼について、『後葉集』の次の一首を<sup>292</sup>での詠と推定している。<sup>(9)</sup>

関白前太政大臣家歌合に、さくらを 俊頼朝臣

心あらば風もや人をうらみまし折るは桜のをしからぬかは

(『後葉集』春上・50)

忠通家の歌合において<sup>292</sup>のほかに「桜」題が出題された歌合は、管見では確認できない<sup>(10)</sup>。この歌を<sup>292</sup>での詠とする『歌合大成』の推定をひとまず信用すると、<sup>292</sup>に俊頼が出詠していた可能性はあろう。しかしいずれにしても、俊頼も基俊もともに、当該歌合<sup>296</sup>の時点では、忠通家における歌合での活動歴は浅いということは確認しておきたい。<sup>(11)</sup>とすれば、俊頼が忠通家歌壇の「指導的立場」にあり、基俊が「ゲスト」であったとする鳥井氏説は、少なくとも当該歌合に限っては、再考する余地があるのではないか。

もちろん、これはあくまでも「歌合への参加が確認できない」というだけであって、忠通と俊頼・基俊との文学的交流を否定するものではない。忠通父の忠実に対しては、俊頼は天永二年(一一一一)から翌年までに、忠実女(後の高陽院泰子、忠通同母姉)の后がね教育のために『俊頼髓脳』を献上したことが知られている。<sup>(12)</sup>基俊もまた、康和三年(一一〇一)十月二十日・同年十二月十六日に忠実と和歌について談じた記録がある。<sup>(13)</sup>

忠通家での文学活動ではどうかであろうか。年次不明のものも多いが、当該歌合に先立つもので最も早い記録をたどると、俊頼は天永元年(一一一〇)く永久三年(一一一五)の間に忠通家の郭公十首歌会に参加していると思われ、<sup>(14)</sup>基俊は天永二年(一一一一)十月五日に忠通主催の詩会(作文始)<sup>(15)</sup>に出席している記録がある。ただし歌合に限っていえば、両者ともに当該歌合が初めての参加である可能性が高い。

また、〈表2〉でさらに注目されるのは、当該歌合以前の忠通家における歌合は、すべて判者が未詳ということである。これらの歌合は勝負付も判詞も伝わらず、おそらく披講後には判定がなされたと思われるが、記録としては残っていない。もちろん資料的な制約もあり断言することは難しいが、すなわち当該歌合は、忠通家での

歌合において（確認できる範囲で）初めて、記録に残る形で判定を行った歌合であったと思われる。そして、当該歌合以降の忠通家の歌合は、判者を招いて判詞を提出させ、記録を残すという形式が踏襲されていく。その意味で、当該歌合は忠通家において画期的なものであった。そこに俊頼・基俊という当代を代表する歌人が参加していることは、おそらく偶然ではないであろう。

俊頼は当該歌合までに、康和二年（一一〇〇）四月二十八日宰相中将国信歌合（『歌合大成』<sup>242</sup>、以下カッコ内のアラビア数字は『歌合大成』番号）で衆議判をまとめた判詞を執筆したほか、長治元年（一一〇四）五月二十六日左近衛権中将俊忠歌合（<sup>249</sup>）、自身で催した長治二年（一一〇二）俊頼女子達歌合（<sup>253</sup>）、『袋草紙』が伝える天仁二年（一一〇九）十月右兵衛督師頼歌合（<sup>260</sup>）の判者を務めている。元永期にはすでに判者としての地位を築いていたと見てよいだろう。一方で基俊は、当該歌合以前には、永久四年（一一一六）八月十五日雲居寺結縁経後宴歌合（<sup>287</sup>）で判者を務めたことが確認されるのみで、その活動歴はまだ浅いといえる。しかし、国信歌合（<sup>242</sup>）においてのちに衆議判に対する戯評を記し、師頼歌合（<sup>260</sup>）も『袋草紙』によれば基俊が「難判」を加えたところから、判者としても基俊が俊頼と並び立つような存在であったことは推認してよいだろう。

つまり、俊頼にやや一日の長があるとはいえ、両者とも当代においては歌合の判者を務めるべき人物として見なされていたといつてよい。忠通は両者にそのような立場を期待し、当該歌合に招聘したということが、まずは考えられよう。

## 第二節 俊頼・基俊の判詞

それでは、具体的に当該歌合の両者の判詞について見ていく。さきに二十卷本冒頭の催行記録で確認したように、当該歌合は披講の際、番ごとに難陳が行われた。つまり、両判者はその難陳を受けて判詞を執筆したことになるわけだが、では俊頼・基俊は、当座での難陳をどのように判詞に取り入れたのだろうか。

俊頼と基俊それぞれの判詞の特徴については、浅田徹氏に論文がある<sup>(16)</sup>。浅田氏は、俊頼の判詞の特徴として、当座での難陳を克明に記録しようとする姿勢を挙げた。一方で基俊の判詞については、それとは対照的に、当座の記録が清書判詞ではまったく記されていないということを指摘する（ただし当該歌合を直接に対象とした考察ではない）。さらに浅田氏は、当該歌合を含む元永期以降、後日判の形式が多くなり当座の意義が薄れたために、俊頼は当座の記録という判詞の様式の変更を余儀なくされたと指摘する。しかし、当座の記録という特徴は、当該歌合にも少なからず当てはまる。

白妙の霜夜におきてみつれ共うつろふ菊はまがはざりけり  
（「残菊」四番左31・雅兼、俊負／基持）

俊云、前哥、月もなく、星もなくて、よる霜にまがふらん事かたし。人ぐく申されしも、さるあること<sup>(17)</sup>  
よきこゆ。……

基云、此哥は、「白妙の霜夜におきて」などよめる、すこしいひなれたるを、「うつろふ菊はまがはざりけり」とよめる、うつろひなんきくを、霜いかゞまがはすべき。……

例えばこの「残菊」四番では、当座の難陳に対する両判者の違いが明確に表れている。俊頼は左歌を負、基俊は持とするが、俊頼は左歌を負とする根拠を当座の難陳から挙げる。すなわち、「月や星もないのに、白菊と霜とを見間違えないということがわかるだろうか」という批判を、「人ぐく申されし」と当座での発言であることを明示して引用し、そのちに俊頼自身の意見として「さるあること」と当座の意見に賛同しているのである。しかし基俊は、そもそも紫に変色した菊なのだから、霜と見間違えることなどあるはずはないと、左歌の趣向自体をごく当然のことと言うのみである。俊頼が引く発言によれば、当座で問題となったのは月や星といった光源の有無であったはずだが、そうした点は基俊判では一切言及されていない。この基俊判において、当座での発言は完全に無視されている。

このような番は他にもある。当該歌合の俊頼判には、衆議を記録したと目される「人々申さる」云々といった

表現が、「残菊」四番を含めて五箇所見られるが、その五箇所の基俊判ではいずれも当座の意見には触れられない。そのうち二例を次に挙げる。

Aをのづから残れる菊を初霜は我をけばとぞ思ふべらなる (「残菊」一番右26・俊頼、俊負／基負)

俊云、……後哥に「べらなる」といへる事は、世のすゑにはきゝもつかず、と人く申さるれ共、さること「ゝ」きこゆとて、左の勝とす。

基云、……「次」哥の「をのづからのこれるきく」などいへる、はての「べらなる」も、いかなることのもじつゞきにかあらんも、聞なれぬ様におぼゆれば、……

\*ことゝ―底本「ことか」。誤写とみて校訂した。\*次哥―底本「哥」。誤脱とみて「次」を補った。

B霜がれの菊なかりせばいとゞしく冬の籬やさびしからまし (「残菊」七番左37・定信、俊負基勝)

俊云、前哥、菊なりとも、「霜」がれなんのちは冬のまがきのさびしからざらん事はいかゞ有べからん、と人々申されしが、さもやあるべからん。冬もふかくなりてぞ、きくは見所なくならめ。あさからん程は、などかさもよまざらんとぞきこゆる。……

基云、「左右」おなじけれど、冬のまがきさびしからんといへるぞ、げにさもやと見え給ふる。

\*霜がれなん―底本「かれなん」。誤脱とみて「霜」を補った。\*左右―底本「さ様」。文意を勘案して校訂した。

はじめのA「残菊」一番では、右歌の「べらなる」をめぐつて、当座では「きゝもつかず」という批判が出された。俊頼はそれに対してやはり「さることゝきこゆ」と同意を示し、自身の歌でもある右歌を負としている(もちろんこれは多分に謙遜を含んでいよう)。一方で基俊も「べらなる」を問題視するが、そこでは当座での批判には触れられておらず、あくまでも自身の意見として表明しているように読める。Bの「残菊」七番においてもそれは同様で、俊頼判が当座の発言を引用して同意を示し、左歌を批判するのは対照的に、基俊判は当座での発言にはまったく触れていない。

このように、俊頼判が挙げる当座での発言は、基俊判ではすべてにおいて黙殺されている。基俊は判詞を執筆する際、たとえそれが当座での発言に拠る見解であっても、そのようには明示せず、自身の考えと同様に扱っているのである。その点では、当座での難陳を尊重して記録している俊頼の加判態度とは対照的であるといえよう。さて、次に挙げる「恋」二番は、基俊が失考をしているとされる番である（俊頼判略）。

口おしや雲ゐがくれにすむたつも思ふ人には見えけるものを（「恋」二番左51・俊頼、俊未判／基負）

基云、……又、「雲ゐがくれにすむたづ」と云事、和哥にいまだ見出し侍らず。唐の文の中にや、とうたがはれ侍る。若、世説と云文に、「鳴鶴日下」といへる心をよまれたるにや。次の句に、「あをき雲をひらいてしろき鶴をみる」とこそ云たれ。「雲ゐがくれにとぶ」などいはん事こそ侍らめ、「鶴」といひながら、雲の中にすみ侍べきこそ。「淮南鶏」ぞ、雲ゐにはいり侍りけれ。又、若は「つるみ」といふ事候にや。然ば、源近公相鶴経と云文に、「つるみ、百八十歳にて雌雄あひみて侍らん」といふ事は侍れ。さらば、「人」と云事はいかゞ可謂にか。また、「雲ゐがくれにすむ」といふところもなければ、ことはりともおぼえず。大かた此哥、詞も心も不及ぞ見給る。……

ここで基俊は、左歌の「たづ（鶴）」を「たづ（鶴）」と誤解しており、その前提で判を加えている。基俊はどのように「たづ（鶴）」で左歌を合理的に解釈しようと試み、『世説新語』や「淮南鶏」（『神仙伝』劉安伝に拠る）、「源近公相鶴経」（浮丘公仮託『相鶴経』か）を引き、鶴の伝承や生態を考察するのであるが、結局は納得のいく解釈にたどりつけず、「詞も心も不及」と批判して終わってしまった。

これは『無名抄』にも取り上げられた有名な番であるが、この基俊の失考はどのような状況下で生じたのであろうか。そう考えると、この判詞には、当座でどのようなことが行われたのかを示唆するものがあるように思われる。

まず不可解なのは、なぜ基俊はこのような失考を犯したのかということである。例えば谷山茂氏は「まず披講

者が『たづ』と誤読したか」と注して<sup>(20)</sup>、確かにそうとでも考えなければ、このような失考は起こりえないだろう（あるいは上條彰次氏がいうように、清濁を分かつたず、清音のみで読み上げるという方法であつたか<sup>(21)</sup>）。披講の実態はよくわからないが、とにかく判詞を読むかぎり、基俊は最後（判詞執筆時）まで、自身の誤りにはまったく気づいていない。少なくとも、基俊が左歌を「たづ（鶴）」と誤解し、それが訂正されないまま判詞を書いていることは確実である。

それはつまり、当座においては、基俊の失考が訂正される機会は最後までなかったということであろう。このことは、当座においては難陳が行われたのみで、最終的な勝負の判定は特に下されずに終わったということを示唆するのではないだろうか。

ところで、『無名抄』では、俊恵の語りとしてこの一件が述べられているが、そこで描かれているのは「思ひはかりもなく、人のことを難ずる癖」があるという基俊の姿である。

俊恵云、「法性寺殿にて歌合ありけるに、俊頼、基俊ふたり、判者にて、名を隠して当座に判しけるに、…これに基俊、鶴と心得て、『鶴、沢にこそすめ。雲ゐにすむことやはある』と難じて、負けになしてけり。

されど俊頼、その座にはことばも加へず。その時、殿下、『こよひの判の詞、おの／＼書きて参らせよ』と被仰ける時なん、俊頼朝臣、『これは鶴にはあらず、龍なり。かの某とかゞ、たつを見むと思へる心ざし深かりけるにより、彼がために現はれて見えたりし事の侍を、よめるなり』と書きたりける。……」。

（「基俊僻難する事」・二〇六〜二〇七頁）

注意されるのは傍線部の、当該歌合の判詞がどのように成立したかについて述べている箇所である。ここでは、基俊の誤解に対して俊頼は無言を貫いたこと、判詞自体は殿下（忠通）の命によって後日提出したことが述べられている。現存の俊頼判詞に、俊恵がいう「これは……」以下の文言は存在せず、『無名抄』がどこまで真実を語っているかは不明であるが、重要なのは「当座に判しける」とある一方で、少なくとも俊頼にとっては、忠通

の命を受けた時、すなわち判詞こそが最終的な判定の場と認識されている点である。もちろん当座でも左右の方がそれぞれに自陣の勝を主張しあうのであろうし、<sup>(22)</sup>「当座に判しける」とはそのような場での行為をいうであろうから、基俊も当座での判定が最終的なものとは思っていないかもしれない。しかし、当座での難陳を判詞においては排除する姿勢が明確な基俊の場合、判詞での判定は「当座に判しける」ものとそう大差なかったのではないだろうか。

以上のような披講のあり方を想定すると、俊頼・基俊の両者は、当座の場においては明確に「判者」とは位置づけられていなかったのではないかと推測される。二十卷本冒頭の催行記録によれば、当座において二人は「上首」となったという。これはいかなる存在であろうか。この語が歌合に用いられた例としては、長元八年（一〇三五）五月十六日賀陽院水閣歌合（『歌合大成』<sup>123</sup>「——関白左大臣頼通歌合」）の漢文日記に用例が見える。<sup>(23)</sup>

……以藏人頭左中弁経輔朝臣為左右頭、以右近衛中将俊家朝臣為右方頭。方人之中、依無藏人頭、推而為上首也。……

これは、左右の方人の「頭」、すなわちリーダーを決めている文脈である。左方は藏人頭の経輔が選ばれ、右方は俊家が「頭」となったが、これは藏人頭が方人の中にいなかったため、「推して上首と為す」結果であった。ここからわかることは、この時点では藏人頭を「頭」とするのが通例であったらしいということ、そして「頭」と「上首」がほぼ同義で用いられているということである。すなわち「上首」とは、左右の方人のリーダー格という存在であったことが知られる。「上首」の語は、歌合においては本章で挙げた二例のほかに見出すことができず、当該歌合でも「上首」は方人のリーダー、すなわち「疑難詞」を献じ、難陳を主導する者という意味でのみ用いられていると考えられよう。つまり、俊頼と基俊は、当座ではまだ「判者」という立場に置かれてはいなかった。だからこそ、当座において最終的な判定は下されないのである。『無名抄』がいうように、忠通が俊頼と基俊に判詞を提出を命じたことで、二人は初めて「判者」と位置づけられたのであろう。

### 第三節 「両判歌合」の意義

前節で見たように、当該歌合のような「両判歌合」では、当然ながら判者それぞれの考えが大きく対立するところが想定されよう。そもそもなぜ「両判歌合」という行事形態が選択されたのかという問題は、この点に収斂していくと思われる。

では、「両判歌合の嚆矢」と評される当該歌合であるが、これ以降「両判歌合」はどのような展開をたどるのであろうか。歌合史での位置づけを確認したい。

ここでは、追判等も含めて、判者が複数いる歌合の場合を考える。範囲はひとまず平安期までに絞り、複数判者による歌合について、判者が披講の場に同席しているか否かを一覧にしたものが、次の〈表3〉である（当該歌合は網掛けで示した）。

〈表3〉複数判者による歌合の一覧

\* 証本が伝存している歌合はゴシックで示した。

\* 「判者」項において（ ）で示している者は、そのように表示する資料があるが、現在の研究においては判者を務めたとは考えにくい者である。

|     | 歌合名称                   | 判者         | 同席 |
|-----|------------------------|------------|----|
| 109 | 長保五年（一〇〇三）五月十五日左大臣道長歌合 | 公任（・斉信・兼澄） | /  |
| 248 | 長治元年（一一〇四）五月廿一日因幡守重隆歌合 | 為房・時範      | ?  |
| 296 | 元永元年（一一一八）十月二日内大臣忠通歌合  | 俊頼・基俊      | ○  |
| 300 | 元永二年（一一一九）七月十三日内大臣忠通歌合 | 頭季・俊頼      | ×  |

|                         |                   |                            |                         |                  |                     |                         |                     |                          |
|-------------------------|-------------------|----------------------------|-------------------------|------------------|---------------------|-------------------------|---------------------|--------------------------|
| 452                     | 375               | 372                        | 352                     | 345              | 331                 | 311                     | 306                 | 305                      |
| 元暦元年（一一八四）九月神主重保別雷社後番歌合 | 嘉応元年（一一六九）十一月或所歌合 | 〔嘉応元年（一一六九）四月〕園城寺長吏大僧正覚忠歌合 | 永暦元年（一一六〇）七月太皇太后宮大進清輔歌合 | 久安五年（一一四九）七月山路歌合 | 保延元年（一一三五）八月播磨守家成歌合 | 〔天治元年（一一二四）春〕権僧正永縁花林院歌合 | 保安三年（一一二二）二月廿日無動寺歌合 | 保安二年（一一二一）九月十二日関白内大臣忠通歌合 |
| 師光・顕昭                   | 清輔・俊成             | 清輔・頼政？                     | 通能・二条天皇                 | 顕輔・清輔？           | 顕仲・基俊               | 基俊・俊頼                   | 俊頼・基俊               | 基俊（・俊頼）                  |
| ×                       | ？                 | /                          | ×                       | /                | ？                   | ×                       | ？                   | /                        |

証本が現存する歌合を順に見ていくと、まず<sup>109</sup>は二十巻本の巻頭目録では斉信・公任・兼澄の三名による判となっているが、同じ二十巻本の内題下には「判者右衛門督公任斉信公任兼澄等判」とあり、傍記に公任単独判であることが示されているため、『歌合大成』がいうように公任単独判と考えるのが妥当であろう。<sup>(25)</sup>

248は二十巻本が断簡によって伝存しており、その冒頭部分に「判者 為房朝臣／時範朝臣」とあることから複数判者であったことが確認できる歌合である（なお為房は主催者である重隆の父にあたる）。これは『歌合大成』が唯一「当座兩人判者の歌合」<sup>(26)</sup>としてしているものでもあるが、判詞は現存せず、当座判か後日判かもまったく不明というほかない。ただし、現存する断簡を一瞥しても、その範囲では、すべての番において勝負付は一つしか付されていないことが確認できる。すなわち、為房・時範の判定が食い違ったと見なせる例は見当たらないのである。これはつまり、為房・時範の両者は、当座か後日かは不明であるが、ともに相談しあうなどして判定を下したと思われる（もちろん、どちらか一方が主で、もう一方が従という関係で判定がなされた可能性もある）、いわ

ば「共判」の歌合であったと考えられようか。いずれにしても、当該歌合<sup>296</sup>のように、判者兩名が別個に判定を下す形の「両判」ではなかったと見てよいであろう。

300は〈表2〉でも触れたが、顕季判本が成立したのち、別に俊頼の手になると思われる追判が付されたものである（第四章参照）。俊頼はこの歌合に歌人としては出詠しておらず、顕季と俊頼とが披講の場に同席していたことはまずありえない。305は、『袋草紙』によると基俊俊頼両判とされるが、夙に小松正氏が論じたように<sup>(27)</sup>これは誤りで、現在では基俊単判というのが通説となっている。311は、第五章で詳しく触れるが、基俊判本（奈良花林院歌合）と俊頼判本（永縁奈良房歌合）とが完全に別系統の伝本として伝わっている歌合である（成立の先後関係には諸説あり）。俊頼と基俊がそれぞれ教縁（俊頼孫）と光覚（基俊男）の代作をしたことが伝わっているが、両者が披講の場合（があったかも知れない）に同席したとは考えられない。<sup>(28)</sup>352は、催行や加判の詳しい事情については不明な点も多いが、判者については冒頭に「判者 左近少将通能朝臣 重 勅判也」とあることから、通能がまず判を付し、のちに二条天皇の勅判を仰いだことがわかる。<sup>(29)</sup>通能が披講の場にいたかは不明だが、少なくとも二条天皇が清輔家に出向き披講に立ち会うということはありえないであろう。

このように、平安期の歌合において、複数の判者が披講の場に同席し、なおかつ別個に判定を下しているという例は、当該歌合<sup>296</sup>のほかに見出すことができない。

証本が伝存していない歌合についても見ておく。306は『袋草紙』が「判者俊頼基俊」として載せるもので、俊頼・基俊の両判であったことが知られる。『袋草紙』は歌六首と両判者の判詞逸文を載せ、また『夫木抄』からさらに三首を集成できるが、<sup>(30)</sup>催行の詳細は不明である。331は『八雲御抄』が二人判の歌合の例として当該歌合とともに挙げて<sup>(31)</sup>いるもので、『袋草紙』に歌二首と両判者の判詞逸文があるほか、計二十九首が集成されるが、<sup>(32)</sup>これも催行についての詳細は伝わらない。

345は『夫木抄』から十三首を集成できる歌合であるが、<sup>(33)</sup>同 5230所引の判詞は判者を「清輔朝臣」とし、同 8445・15019

所引の判詞では判者を「頭輔卿」とすることから、頭輔・清輔父子の両判であった可能性がある（そうであれば頭輔も清輔も知られるかぎり初めて判者を務めた歌合である）。しかし、誤写の可能性も否定できず、また『歌合大成』が「自ら判者の座を占めながら、しかも子息と責任を分かつというような不見識な事をしたかどうか疑われる」（「考証」項、二〇九三頁）と論じているように、果たして実態としてこのような「両判」がありえたかどうか、頭輔と清輔の関係性を考えると、にわかには信じがたい。両判の可能性も否定はできないが、ひとまず頭輔の単独判と見ておきたい。

372は『重家集』417詞書に「宇治僧正御もとより、ちごども僧たち歌合すとききて……」とあることから存在を知られる歌合で、『歌合大成』は同書から七首（417〜423）を集成する。そして同432・433に「宇治僧正」（忠通男覚忠）との贈答歌があり、その詞書に「宇治の僧正の御もとにちごどもの歌合しけるに、三位大進、前兵庫頭などまゐりて評定しけりとききて、次のひたてまつりし」とあることから、あるいは三位大進（清輔）と前兵庫頭（頼政）の「両判」として挙げられることがあった（その場合、頼政判の唯一の歌合ということになる）。ただし『重家集』詞書は「判者」であると明記されているわけではないため、衆議判である可能性も排除できない。また『歌合大成』は、「清輔・頼政等の衆議判であったことを意味するのではなく、出席者を複数列举しても、恐らく判者は清輔一人であったと思われる」（「考証」項、二二二六頁）と論じる。ひとまずそれに従い、清輔単独判と見ておきたい。

375は『高良玉垂宮神秘書紙背和歌』206によってわずかにその存在が知られるのみである。いずれにしても、これらの歌合は催行・成立の事情がまったく伝わらないため、複数の判者が披講の場に同席していたのかどうか、確認することはできない。また、452は『無名抄』「瀬見の小川の事」の逸話で知られるもので、それによるとまづ師光が判を付し、頭昭がのちに追判を付したとされる。師光判による披講の場に、頭昭は同席していなかったと見てよい。

以上述べたように、〈表3〉に掲げた複数判者による歌合九例（表に掲げたうち、実態として複数判者であったことが疑わしい109・305・345・372は除いた）のうち、詳細が伝わらない306・331・375と、当該歌合<sup>296</sup>以外のほとんどが「追判」の形で行われている。唯一の例外は<sup>248</sup>であるが、これも前述したように、為房・時範の二人判であっても、両者が別個に判定を下していたとは思われず、実質的には「共判」とでもいうべき形態であったろう。とすれば、複数の判者が披講の場に同席していることが確実にわかり、なおかつ複数の判者が別個に判を下している歌合は、平安期においては当該歌合<sup>296</sup>のほかはない。つまり当該歌合のように、複数の判者が同席して「両判」が行われるという事例は、平安歌合史においては孤立例であり、その形態的側面はきわめて希少であるといえる。

そもそも「両判」という形態が持つ意義は、端的にいえば両判者の対立点を見出すことにある。それを主催者の立場に即していえば、各判者の判詞を読み比べることにあるといえるだろう。さきにも述べたように、当該歌合は忠通家の歌合において、すでに判者として一定の地位にあった有力歌人を招いたという点で、画期的な歌合であった。そして、歌合の最終的な判定は当座ではなく、判詞によって行われている。それは、当代の有力判者である俊頼・基俊それぞれが、互いに影響されずに、どのような判詞を執筆するのかということとそれ自体に、忠通の関心があったからではないか。だからこそ忠通は、両者に別個に判詞を書かせ、後日提出させたと思われるのである。

#### おわりに

当該歌合は、忠通家歌壇において初めて記録に残る形で本格的な判定を行った、画期的な歌合であった。鳥井氏が指摘したように、忠通が「女房」と称して名前と身分を隠して出詠したことから考えると、親しい者だけで行われていたそれまでの閉鎖的な歌合から脱皮し、より開かれた場としての歌合を企図したのだといえる。その

ような歌合を主催した忠通の意識の変化を、ここから見ることができるだろう。

事実、当該歌合以降の忠通家の歌合は、参加者の枠が広がるだけでなく、判詞もまた充実したものになっていく。そして、そうした画期として当該歌合を考えたとき、主催者である忠通にとって重要なのは、判者であり、また忠通家歌壇の指導者の存在である。そこで忠通は、自身が組織する歌壇の指導者の「候補」として、俊頼と基俊を当該歌合に招聘したのではないだろうか。この二人は、当該歌合の時点ではまだ忠通家の歌合での活動歴は浅かったが、すでに判者として一定の地位を築いていた有力な歌人である。その両者がどのような判定を下すのか、それぞれの判詞を読み比べることが、「両判」の目的であったのではないかと思われる。

そして、当該歌合以降、297・298の歌合で判者を務めたのは俊頼であった。これは、忠通が提出された判詞を見た結果、判者として俊頼を迎えたということと思われる。当座に目を配ったうえで穏当な判定を下す俊頼のほうが、「指導者」を選ぶという視点で考えたときに、よりふさわしいと考えたのであろうか。ただし、300では初判を顕季（ただし、俊頼と思しき別人に追判をさせている。第四章参照）が、305では基俊が判者を務めたように、忠通家の歌合においては、判者は必ずしも俊頼に固定されるものではなかった。忠通は、俊頼をメインの判者として迎えつつも、他の判者を排除してはいない。これは、判者によって判定や判詞の書きように違いがあることを忠通が承知しており、そうした違いを把握することで、より深く和歌を学ぼうとするだけでなく、判詞の違い自体も楽しんでいたことの表れかもしれない。

当該歌合の「両判」という独特の形態は、忠通家における歌合の判者、ひいては指導者を選定することを目的としつつ、その「候補」である俊頼・基俊の判者としての特徴を忠通が把握するために、両者に判詞を提出させた結果であったと考えられるのである。

注

(1) 以下、当該歌合の本文は、第一章で述べたように、宮内庁書陵部蔵桂宮旧蔵本(書A)に拠った。また必要に応じて他本により校訂し、校訂した箇所は「」で示す。校訂した箇所には\*を付して簡単なコメントを添えた。

(2) 先行する注釈は『歌合大成』二九六のほか、日本古典全書『歌合集』(峯岸義秋校注、朝日新聞社、一九四七)、日本古典文学大系『歌合集』(谷山茂校注、岩波書店、一九六五)、鳥井千佳子『忠通家歌合新注』(新注和歌文学叢書、青簡舎、二〇一五)、和歌文学大系『王朝歌合集』(鈴木徳男校注、明治書院、二〇一八)、龍谷大学歌合輪読会「元永元年十月二日内大臣忠通家歌合 注釈(一)・(二)・(三)・(四)」(『古典文藝論叢』9、10、11、『國文學論叢』63、二〇一七・三、二〇一八・二、二〇一八・三、二〇一九・三)がある。

(3) この形式は甲本(二十巻本)でも同様で、断簡D・H・M(『歌合大成』および『古筆学大成』)に拠る。で俊頼判詞の後に基俊判詞が載せられていることが確認できる。ただし二十巻本では、各判詞の冒頭は「俊云」「基云」ではなく「俊頼」「基俊」と表示されることが多い。第一章第一節参照。

(4) 別系統の諸本は「盛方」とするが、二十巻本巻頭の作者一覧によれば「盛家」の誤りと思われる。第一章参照。

(5) 鳥井千佳子「藤原忠通と忠通家歌合について」(注(2)前掲『忠通家歌合新注』解説)四二八〜四二九頁。

(6) なお『類題鈔』には、忠通家での歌合を挙げるなかに次のような項目がある。

259 同家歌合 元永元年十月二日判俊頼基俊 (↓当該歌合・『歌合大成』296)

残菊 時雨 恋

260 同家歌合 同年十月十三日判俊頼 (↓『歌合大成』298)

千鳥 初雪 鷹狩

261 同家 同夜

衣河 宮木野 塩竈浦 白河関 末松山 忍里 (二一ウ／一六六頁、翻刻は三四三～三四四頁)

これをそのまま信ずれば、261は直前の260「同年(元永元年)十月十三日」の夜に行われた未見の歌合であるように見える。しかし、陸奥国の名所六題という歌題の一致から、これは『歌合大成』276と同一の歌合であることが確認でき、『類題鈔』の誤り(脱落があるか)であると見なせる。

(7) 注(2) 前掲日本古典全書『歌合集』や岩津資雄『歌合せの歌論史研究』(早稲田大学出版部、一九六三)は顕季自身の追判とするが、『歌合大成』、『新編国歌大観』は基俊追判説を採る。俊頼追判説は、夙に渡辺晴美「忠通時代の歌合」(和歌文学論集『屏風歌と歌合』風間書房、一九九五)がその可能性を指摘し、注(5) 前掲鳥井氏解説や北島紬「元永二年七月忠通歌合追判の判者と文体」(『詞林』62、二〇一七・一〇)がさらに進めて論じている。第四章参照。

(8) 275・276はともに二十巻本のみが伝存しており、275巻頭の作者一覧から出詠歌人が「内大臣(忠通)・顕国朝臣・顕俊・永実・忠隆・宗国・雅光・重基・盛家・仲房・忠房・兼昌」と判明する。276(同日夜の歌合)も出詠歌人は同一。

(9) この俊頼詠は『散木奇歌集』(春上・142)に入集するが、その詞書は「おなじ殿下にて、だいをさぐりてうたよませさせたまひけるに、さくらをとりてよめる」とあり、「歌合」の歌とは明示されていない(書陵部本も同様)。ただし、注(5) 前掲鳥井氏解説・四〇九頁以下に、忠通家での歌合詠は諸書の詞書においては「歌合」と明記されない場合が多い旨が指摘されている。

(10) 『新編国歌大観』『歌合大成』『類題鈔』『夫木抄』を参照した。特に渡邊裕美子『夫木和歌抄』所載歌合判詞について(夫木和歌抄研究会編『夫木和歌抄 編纂と享受』風間書房、二〇〇八)に多くを拠った。

(11) 『歌合大成』<sup>316</sup>は「某年忠通歌合雜載」として「関白前太政大臣家歌合に 基俊／あさぢふにけさおく霜のさむけさに枯れにし人の恋しきやなぞ」(『後葉集』恋四・409)を掲げる。この歌の詠作年次は不明であり、基俊が当該歌合以前に忠通家での歌合——具体的に限定すれば、「恋」題が出題されていながらその本文が伝存しない<sup>292</sup>——に出詠していた可能性もある(その場合、<sup>292</sup>には俊頼・基俊の両者が出詠していた可能性が生じる)。ただし忠通家での歌合において「恋」題が出題され、その本文が伝わっていない歌合はほかに<sup>301</sup>があり、またこの基俊詠も、『詞花集』(恋下・264)での詞書は「関白前太政大臣の家にてよめる」とあって、詠まれた場が「歌合」とは明示されない(なお第二・三句「けさおく露のさむけくに」、第五句「なぞやこひしき」)。

(12) 鈴木徳男『俊頼髓腦の研究』(思文閣出版、二〇〇六) 参照。

(13) 忠実の日記『殿暦』(大日本古記録に拠る)に、「前左衛門佐基俊来、対面、暫和歌語、数剋後退出」(康和三年(一一〇一)十月二十日条)、「申剋許前衛門佐基俊来、於出居和歌事談也」(同年十二月十六日条)とある。

(14) 『田多民治集』33～42、『散木奇歌集』218～227ほか。『類題鈔』460にも「法性寺殿／郭公十首」と見えるが、正確な詠作年次は未詳。柳川響「藤原忠通の文壇と表現」(小峯和明監修・宮腰直人編『シリーズ日本文学の展望を拓く④ 文学史の時空』笠間書院、二〇一七)が忠通家での文学活動を網羅的にまとめており、ひとまずそこでの推定に従った。

(15) 『中右記』同日条(大日本古記録に拠る)。ただし、『殿暦』同日条の記録には基俊の名は見えない。

(16) 浅田徹「歌合判詞史における白河院政期(一)・(二)・(三)」(『文藝と批評』8・3、5、8、一九九六・五、一九九七・五、一九九八・一〇 副題は省略)。基俊については(二)を、俊頼については(三)を

参照。

(17) 「さるあることゝきこゆ」には異同があり、三類本では「さる事有と聞ゆ」とする。こちらのほうがわかりやすいが、意改か。

(18) ただしこの五例は、いずれも二十巻本が現存しない箇所であり、諸本間の異同があるため注意を要する。例えば「残菊」十一番「人ぐ、やまひとふことに事される」は、『袋草紙』所引の判詞では「独と人と未事切云々」とあって、ここでの「人ぐ」は、本来は「人」と「(独り)の(ひと)」の同字病を指摘するものであった可能性がある。しかし、傾向からいって、俊頼判に当座の場をある程度は尊重しようという意識が見られることはいつてよいかと思われる。

(19) もちろん、当座の記録の反映と目されるものが全三十六番のうち五箇所しか見られないのは、少ないといえよう。ただ、「人々申さる」という明確な当座の記録以外にも、当座の場や参加者を意識したと思われる表現は、以下に挙げるようにいくつか見られる。

・「あながちのこと」(「時雨」三番・同五番・同九番)：「強引な指摘」。指摘のみに止めてそれ以上の追及をせず、軋轢を回避する。

・「あなおそろし」(「時雨」七番)：「畏れ多いことだ」。自身の判定を卑下・謙遜することで歌のすばらしさを称揚する。

・「慥なる事を承て」(「残菊」三番)、「読人に可尋事」(「恋」二番)：歌の作者に意図を尋ね、それによって判定したいとする。

これらはいずれも、明確な当座の記録というわけではないが、同時にまた、判詞を献呈する忠通へ向けられた態度であるともいいがたい。これらの表現が、俊頼が判詞を執筆する際に、当座を念頭に置いていたということの傍証になるのではないか。

(20) 注(2) 前掲日本古典文学大系『歌合集』三四七頁・頭注一〇。

(21) 上條彰次「六百番歌合の行事形態」(『文林』22、23、一九八七・一二、一九八八・一二)『藤原俊成論考』新典社、一九九三)。

(22) 例えば康和二年(一一〇〇)四月二十八日宰相中将国信歌合(『歌合大成』242)の判詞を読むと、披講の場に同席した俊頼と基俊の対立など、当座での活気に満ちたやり取りが垣間見られる。

(23) 賀陽院水閣歌合の本文は、『陽明叢書 国書篇 平安歌合集 下』(思文閣、一九七五)所収の二十巻本影印に拠り、私に句読点を付した。

(24) 〈表3〉の作成においては、『歌合大成』のほか、峯岸義秋『歌合の研究』(三省堂、一九五四 復刻版…パルトス社、一九九七)を参照した。なお、『歌合大成』260の天仁二年(一一〇九)十月右兵衛督師頼歌合は、『袋草紙』によれば、俊頼判の歌合だが、基俊が後に「難判」を加えたという。これが陳状の形式であったか、追判のような形でなされたものであったかは判断がつかないため掲出しなかったが、あるいはこれも表に加えることができるかもしれない。また、歌合<sup>452</sup>の名称は『歌合大成』の考証に従ったが、『無名抄』では「光行、賀茂社歌合として侍し時」の逸話とされており、重保主催の歌合でない可能性もある。

(25) 『歌合大成』一〇九「構成内容」項、七三九頁。

(26) 『歌合大成』「史論・総説・書志篇」第二章「平安朝歌合の分類」第九節「判定の形式による様式的分類」の「口当座兩人判者の歌合」(三二一四〜三二一五頁)。

(27) 小松正「関白内大臣家歌合判詞考——二十巻本裏書は果して俊頼判か——」(『文芸研究』29、一九五八・七)。

(28) 橋本不美男「奈良花林院歌合と永縁奈良房歌合」(『院政期の歌壇史研究』武蔵野書院、一九六六 初出『書陵部紀要』6、一九五六・三)、『歌合大成』三一、冷泉家時雨亭叢書『歌合集 百首歌集』解題(片山享、朝日新聞社、二〇〇二)、注(2)前掲和歌文学大系・解説(鈴木徳男)参照。

(29) 『歌合大成』三五二、松野陽一「平安末期の百首歌」(『鳥帯 千載集時代和歌の研究』風間書房、一九九

五 初出『東北大学教養部紀要』25、一九七七・二二)、井上宗雄「清輔年譜考」(『平安後期歌人伝の研究』

笠間書院、一九七八)、中村文「清輔の歌評態度——仁安二年経盛家歌合の判詞をめぐって——」(『講座

平安文学論究』第十五輯、風間書房、二〇〇一) 参照。

(30) 『夫木抄』の歌番号のみ挙げると、1784・10170・11086の三首。また1783・15930の二首は『袋草紙』と重出。

(31) 『八雲御抄』巻第二・作法部に「判者二人常事歟 法性寺歌合 俊頼 基俊 又家成家歌合 顕仲 基俊 など也」とある。本文は片桐洋一編『八雲御抄の研究 正義部・作法部』(和泉書院、二〇〇一) 所収の書 陵部本に拠った。

(32) 『歌合大成』の集成に拠る。『袋草紙』が引く二首のほか、『詞花集』96、『顕輔集』61、63、『後葉集』137  
14690・156・157・298・341・349・453、『万代集』1783・2137、『夫木抄』4621・4629・4635・4694・4698・4738・4855・5193・5234・6688・8443  
『続後拾遺集』696の二十六首、および千五百番歌合・千二百二十五番の顕昭判で「保証のころ、家成卿  
歌合に、君こふる涙のたまをぬきおきてももくるまにもつみて見せばや、藤宗国歌なり」と引かれる一首の  
計二十九首。

(33) 『夫木抄』の歌番号のみ挙げると、1118・5230・7147・7204・8265・8372・8445・9549・10543・11061・14752・15017・15019の十三首。

(34) 『袋草紙』上・撰集故実に「于時不快、而令奉此集之後有恩免。是為扶持歟。而詔問事所存ヲ披陳。其後 有不請之氣、一切不令見合給奏覽之」(三六一頁)とある。顕輔の『詞花集』撰進に際して、清輔は協力を したものの、時に「不快」があり、奏覽後に「恩免」がなされた(清輔はこれも「扶持の為か」と疑っている)。例えば、崇徳院の「詔問」に際して清輔が意見を述べたところ、顕輔は受け入れられないような素振りを 見せ、清輔に一切の相談なく奏覽したという。それほど両者の関係は険悪であったと見られる。『詞花集』 の撰進は仁平元年(一一五一)のことであるから、この『袋草紙』の記述を信ずれば、歌合<sup>345</sup>の催行時はち

ようど父子が不仲な時期にあたる。注(29) 前掲井上氏論文参照。

- (35) 例えば最近でも、田口暢之「比叡山における歌合——平安後期の無動寺を中心に——」(『日本文学』68、7、二〇一九・七)が平安期における寺社での歌合を一覧している(一四〇一五頁)が、そこでは歌合372の判者を「清輔・頼政」としている。なお、安井重雄「平安朝歌合における判者——主催者との関係を中心に、俊成に至る——」(『日本文学研究ジャーナル』12、二〇一九・一二)の「平安朝歌合判者一覧」(九〇一二頁)は「？」を付して存疑とする。

### 第三章 元永元年十月二日内大臣忠通歌合の詠歌表現と判詞

#### はじめに

本章も引き続き、元永元年（一一一八）十月二日内大臣忠通歌合（『歌合大成』<sup>296</sup>）を取り上げる。当該歌合をめぐる<sup>(1)</sup>は、前章までに本文と行事形態について検討してきた。本章では、当該歌合の詠歌表現について検討したい。

当該歌合については、『歌合大成』が「史的評価は、何といつても、俊頼と基俊と対立した両判の歌論に集中せられる」（『史的評価』項、一八四二頁）と評しているように、もともと詠歌表現そのものよりも、俊頼・基俊の各判詞に注目が集められてきた。しかしながら、当該歌合には注釈<sup>(2)</sup>も多く、個々の表現の様相についても究明が進められている。本章では、それらの先行注釈の成果を引き受けつつ、当該歌合の詠歌表現が和歌史上にどのような位置づけられるのかを考えたい。

#### 第一節 出詠歌人・勅撰集入集状況

まず、当該歌合の出詠歌人について確認しておく。彼ら歌人たち個々人の伝については、すでに先行注釈書で簡略にまとめられており、稿者も以前にまとめたことがあるが、ここでは全体を概観しておきたい。<sup>(3)</sup>第二章で述べたこととも一部重複するが、『歌合大成』は、忠通が組織した歌壇の構成員はほかの歌壇との交流が乏しく、忠通家歌壇がきわめて閉鎖的なものであったことを指摘している。一方、鳥井千佳子氏は、忠通家歌壇の閉鎖性には同意しつつも、当該歌合の場合は忠通が匿名であることからして、開かれた「（よそゆき）の歌合」であったとした。稿者も大筋で鳥井氏説に同意するが、当該歌合こそが忠通家歌壇が閉鎖的なものから脱却していく画期となったことは強調しておきたい（第二章参照）。

次に掲げる一覧は、当該歌合の出詠歌人を、二十巻本巻頭の作者一覧にしたがって掲出し（掲出順・表記は二十巻本に拠る）、氏・生年と簡単な歌歴、および忠通家との関係についてまとめたものである。忠通家以外の歌合に出詠した形跡がない者については名を網掛けで示し、また頭に忠通家歌合への参加状況を分類した記号を付す。記号の意味はそれぞれ次のとおり。◎：当該歌合以前に忠通家の歌合に出詠経験あり、○：忠通家の歌合には当該歌合が初出詠、△：当該歌合以前に忠通家の歌合に出詠した可能性がある。●：忠通家の歌合には当該歌合が唯一の出詠。

#### 〈当該歌合出詠歌人一覧〉

○上総―出自・生没年未詳。堀河天皇中宮篤子内親王に仕えた女房。永長元年（一〇九六）五月三日中宮権大輔能実歌合（『歌合大成』<sup>234</sup>）、康和四年（一一〇二）閏五月二日・同七日内裏艶書歌合（堀河院艶書合、『歌合大成』<sup>244</sup>）はじめ多くの歌合に出詠経験がある。家集に『上総集』（零本）。勅撰集には『金葉集』以下一五首入集。

○撰津―陸奥守藤原実宗女。生没年未詳。二条皇太后宮令子内親王（白河天皇皇女）に仕えた女房。寛治七年（一九三）五月五日郁芳門院媞子根合（『歌合大成』<sup>223</sup>）、堀河院艶書合などに出詠経験がある。家集に『皇后宮撰津集』。勅撰集には『金葉集』以下一四首入集。

○小將<sup>少</sup>―俊頼女。生没年未詳。別系統諸本（『歌合大成』乙本）の巻頭作者一覧には、「俊頼朝臣女／関白家女房」と注記が付される。それを信じれば、忠通の父である忠実家に仕えた女房である。勅撰集には『新古今集』に一首（哀傷・825）入集。

◎女房―当該歌合の主催者・忠通の隱名。承德元年（一〇九七）生。歌合は確認できる範囲で五度目の主催となる（第二章参照）。勅撰集には『金葉集』以下七〇首入集。

●**信乃**<sup>（孫）</sup>—信濃守藤原永実女。生没年未詳。別系統諸本の巻頭作者一覧には、「永実女／関白家女房」と注記が付され、少将と同じく忠実家に仕えた女房と思われる。父永実は忠実の家司。『歌合大成』は、寛治八年（一〇九四）八月十九日高陽院七番歌合（『歌合大成』227「嘉保元年——前関白師実歌合」）に出詠する同名の女房を同一人物と見なしているが（二七五「構成内容」項、一七三六頁）、別人。勅撰集への入集は確認できない。

△俊頼—宇多源氏。天喜三年（一〇五五）ごろ生。当該歌合の判者。これ以前に忠実女へ『俊頼髓脳』を献上している。家集に『散木奇歌集』。勅撰集には『金葉集』二一〇首入集。

◎**顕国**—村上源氏。国信男。永保三年（一〇八三）生。堀河院歌壇の構成員として、天永元年（一一一〇）四月二十九日右近衛中将師時山家五番歌合（『歌合大成』261）などに出詠。勅撰集には『金葉集』以下七首入集。

○**雅兼**—村上源氏。顕房男。承暦三年（一〇七九）生。白河・鳥羽両院の近臣。忠通母の師子は姉または妹にあたる。天永元年（一一一〇）四月二十九日右近衛中将師時山家五番歌合（『歌合大成』261）などに出詠。勅撰集には『金葉集』以下九首入集。

◎**顕仲**—小野宮流藤原氏。資仲男で、のちに基家の養子となる。康平二年（一一五九）生。『堀河百首』作者。勅撰集には『金葉集』以下一八首入集。

○**師俊**—村上源氏。俊房男で、のちに師忠の養子となる。承暦四年（一一〇八）生。俊頼女を室として、ことから、長治二年（一一〇五）七月俊頼朝臣女子達歌合（『歌合大成』253）に「俊頼朝臣女子達与兵部大輔師俊合之」とある。「兵部大輔師俊」と同一人物と思われる。勅撰集には『金葉集』以下一首入集。

◎**盛家**—醍醐源氏。延久二年（一一七〇）生。忠実の家司。勅撰集への入集は確認できないが、『続詞花集』（旅・699）に入集。

△**基俊**—藤原。俊家男。妹・全子の孫が忠通にあたる。天喜四年（一一〇五六）ごろ生。当該歌合の判者。勅撰集には『金葉集』以下一〇七首入集。

○定信―三条源氏。生没年未詳。『勅撰作者部類』によれば康和四年（一一〇二）出家したという（『尊卑分脈』によれば法名は道舜）が、当該歌合には俗名で出詠していることになる。勅撰集には『金葉集』以下三首入集<sup>4</sup>。

◎道経―藤原。顕綱男。生没年未詳。父顕綱は、顕仲父基家の兄弟。晩年の基俊に俊成が入門する際、仲介役を果たした（『無名抄』「三位入道基俊成弟子事」）。勅撰集には『金葉集』以下一九首入集。

●信忠―未詳。この名での勅撰集への入集は確認できない。

◎重基―藤原。有佐男。生年未詳。渡辺晴美氏によれば、父有佐は後三条院の落胤で、令子内親王の後見人であったらしく、その縁で令子内親王家の歌会に出入りしていたという<sup>5</sup>。『散木奇歌集』<sup>1459</sup>／<sup>1570</sup>作者「しげもとのきみ」と同一人物か（書陵部本「安芸守重基」）。初度本『金葉集』に二首入集。

●俊隆―村上源氏。師隆男。生没年未詳。師隆は顕房の甥、師俊の義兄にあたる。勅撰集への入集は確認できない。

◎忠隆―藤原。基兼男。生没年未詳。永久四年（一一一六）七月二十一日右兵衛佐忠隆歌合を主催。勅撰集には『金葉集』に五首入集。

◎忠房―村上源氏。顕仲男。生没年未詳。『永久百首』作者。後に「忠季」と改名（『歌合大成』三〇〇「構成内容」項、一八八五―一八八六頁）。勅撰集には『金葉集』『詞花集』に計五首入集。

◎雅光―村上源氏。広綱男で、のちに顕房の養子となる（『歌合大成』二四六「構成内容」項、一六五〇頁）。寛治三年（一一〇八九）生。勅撰集には『金葉集』以下一七首入集。

◎宗国―藤原。行家男。生没年未詳。盛家と同じく忠実の家司。初度本『金葉集』（秋・325）に一首入集（同歌が橋本公夏筆二度本『金葉集』にも入る）。

◎兼昌―宇多源氏。生没年未詳。『永久百首』作者。勅撰集には『金葉集』以下七首入集。

◎為真―藤原。永実男。生没年未詳。女房信濃は姉または妹。永久三年（一一一五）十月中務権大輔顕輔歌合（『歌

合大成』277)に出詠。勅撰集には『金葉集』『詞花集』『千載集』に一首ずつ、計三首入集。

○時昌―藤原。盛房男。生没年未詳。勅撰集には『金葉集』『千載集』に計三首入集。

出詠歌人二十四名のうち、忠通家における歌合に初参加であることが確実な者は十名を数え、俊頼・基俊を含めると実に半数が新顔であった(俊頼・基俊については第二章参照)。また、忠通家以外での歌合に名の見えないう者も七名を数える。男性の参加者について見れば、源氏は圧倒的に村上源氏の者が多い。村上源氏は、忠通の母・師子の出身氏族(師子は源頭房女)であり、広い意味で忠通の姻戚関係者といえよう。このように、何らかの形で忠通・俊頼らと姻戚関係・血縁関係を有する者や、盛家・宗国のように忠通の父忠実家の関係者が特に目につき、参加者の構成はやはり近親者を中心としたものであることは間違いないだろう。また、「歌人」としてそれなりにでも注目されるような人物は、俊頼・基俊のほかには、『堀河百首』作者の藤原頭仲、および『永久百首』作者の源忠房・兼昌が目にとまるくらいであろうか。いずれにせよ、血縁者・関係者を中心に、非専門歌人たちが多く集まったのが忠通家歌壇であったという認識は、それほど大きく外れてはいないだろう。

ただし注目されるのは、当該歌合には、忠通家の歌合ではじめて女房歌人が出詠していることである。そのうち少将(俊頼女)と信濃はいずれも忠実家の女房であり、これはさきに見た男性参加者と同様に、血縁者・関係者の枠に収まるであろう。しかし、上総・摂津はいずれも内親王家へ仕える女房で、すでに歌合への出詠経験も豊富な、いわばベテランの女房歌人であった。彼女たちが当該歌合に出詠したことには、どのような意味があるのだろうか。

歌合における女房歌人については、平安初期における遊宴性の強い歌合の場合、一般に女房が主体的な関わりを見せており、全体に女房行事的側面を有していたが、院政期以降、そうした側面はしだいに消えていくことが明らかにされている。<sup>(6)</sup>例えば、承暦二年(一〇七八)四月二十八日内裏歌合(『歌合大成』203)には、女房歌人

は一人も参加しておらず、公的行事としての歌合においては、女房の存在を必須としなくなっていたことがうかがえる。ただし、平安末期に歌道家が歌合の中心となるまでは、歌合の記録の執筆は女房の役割であったことも指摘されており、忠通家の歌合においてはじめて明確に記録を残すことを意図していたと思われる当該歌合の場合（第二章参照）、女房たちにはむしろこちら「歌合を記録する」という役割が求められたのではないかと推測される。

さらにもうひとつ、女房歌人の参加によって得られる効果は、主催者・忠通の身分を無効化することであろう。忠通は「女房」という隠名<sup>(8)</sup>で出詠しているが、これはほかに女房歌人が出詠するからこそ、隠名として成立するものである。例えば、『袋草紙』上・和歌会次第には、「於僧侶并女房歌、不論貴賤終講之」（三四〇頁）、「又女房歌、諸人歌講畢時出之」（三四一頁）とあり、女房の歌が他から区別されていたことが記されている。これは歌合の故実で時代もやや下るが、歌合の場合もそれほど事情は変わらなかつたのではないだろうか。主催者・忠通の歌が、他の女房歌人と同じ扱いの中に組み込まれることによって、彼に遠慮することのない議論が期待されるのである。

すなわち当該歌合は、基本的に主催者・忠通の近親者を中心とした歌壇グループが、外部から俊頼・基俊といった有力歌人を招き、さらに女房歌人を参加させることで、より開けた歌合の場を企図していたと考えられるのである。そこからは、初学者である忠通が、近親者と和歌を詠むことをただ楽しむだけでなく、力量が同程度の者たちと和歌を詠む力を磨きあうという場の姿がうかがえるであろう。本章では、主催者・忠通と招聘された俊頼・基俊、そしてその他の歌壇構成員たちとに分けて、それぞれの詠歌表現を検討していくこととする。

次に、当該歌合の勅撰集入集状況を確認したい。左に掲げる〈表〉は、当該歌合の出詠歌が、どの勅撰集にどういった詞書や作者表記で入集しているかを一覧したものである。

〈表〉当該歌合歌の勅撰集入集状況

\*当該歌合歌の勅撰集入集状況を一覽し、部立・歌番号・詞書・作者表記を示した。本文・歌番号は『新編国歌大観』に拠る。  
\*詞書の句読点は省略した場合がある。

| 勅撰集    | 部立・歌番号・詞書・作者表記  | 当該歌合での所在   |
|--------|---|--|
| 金葉集(初) | 冬・383・(しぐれをよめる)・源定信   | 時雨七番左13・定信   |
| 金葉集(二) | 恋上・401・(恋歌とてよめる)・撰政左大臣<br>恋下・447・(題不知)・藤原忠隆   | 恋三番左53・女房<br>恋九番右65・忠隆                             |
| 金葉集(三) | 異本歌683・(ならに人人の百首歌よみけるに時雨をよめる)・源定信<br>恋下・445・恋の歌とてよめる・藤原忠隆   | 時雨七番左13・定信<br>恋九番右65・忠隆                            |
| 詞花集    | 秋・127・関白前太政大臣の家にてよめる・源雅光  | 残菊七番右38・雅光   |
| 千載集    | 秋下・346・法性寺入道前太政大臣に侍りける時家の歌合に残菊をよめる・藤原基俊<br>冬・401・題しらず・藤原基俊  | 残菊三番右30・基俊<br>時雨五番右10・基俊                           |
| 新勅撰集   | 冬・403・法性寺入道前太政大臣内大臣に侍りける時家の歌合に時雨をよめる・源定信 <small>法名道舜</small><br>恋二・713・法性寺入道前太政大臣に侍りける時家の歌合に恋のうたとてよめる・源雅光<br>恋二・714・(同右)・藤原重基           | 時雨七番左13・定信<br>恋七番右61・雅光<br>恋十一番左68・重基              |
| 続千載集   | 冬・377・法性寺入道前関白内大臣に侍りける時家歌合に・権中納言師俊<br>冬・385・法性寺入道前関白家歌合に・源兼昌<br>恋三・788・法性寺入道前関白家歌合に・基俊<br>恋五・961・法性寺入道前関白内大臣に侍りける時家に歌合し侍りけるによめる・堀河院中宮上総 | 残菊二番右28・師俊<br>時雨十番右20・兼昌<br>恋二番右52・基俊<br>恋四番左54・上総 |
|        | 賀・2120・法性寺入道前関白内大臣に侍りける時家歌合に・藤原頭仲朝臣   | 残菊三番左29・頭仲   |

|       |                                 |            |
|-------|---------------------------------|------------|
| 新拾遺集  | 恋四・1249・題しらず・法性寺入道前関白太政大臣       | 残菊五番右34・女房 |
| 新後拾遺集 | 恋一・949・恋の御歌中におなじ心(※寄月恋)を・よみ人しらず | 恋八番左62・盛家  |

俊頼撰の『金葉集』では、女房(忠通)・忠隆・定信といった非専門歌人の歌が採られているが、忠通家での歌合における詠歌であるとは詞書に明記されていない。これは『詞花集』も同様である。鳥井氏は、『金葉集』の詞書において「歌合」と明記されるのは「撰関家の晴儀歌合」、「撰関家以外の貴族の家で催された歌合」、「内裏歌合、院・后宮主催の歌合」の場合であることを指摘して、忠通家での歌合は「晴儀歌合」ではない撰関家の歌合、すなわち「密儀歌合」であるとし、「俊頼は、忠通家歌合などの〈密儀歌合〉は正式のものではなく、〈晴儀歌合〉こそが撰関家の歌合なのだと考えていたようである」(四一〇〜四一一頁)と論じている<sup>(10)</sup>。これは忠通家という場の性格を考えるうえで重要な指摘であろう。

また〈表〉から注目されるのは基俊詠で、『千載集』と『新勅撰集』とで当該歌合出詠歌が三首すべて採られていることになる(「時雨」題詠は「題しらず」として載るが、これはこの歌が改作されていることと関係するか。後述)。すなわち、俊成・定家父子は彼らの師にあたる基俊の歌を評価したということである。一方、俊頼の歌は勅撰集には一首も採られていない。これは後述するように、俊頼詠が当該歌合では多く負となっていることによるだろう。なお、『新拾遺集』・『新後拾遺集』に至ると、「残菊」題で詠まれた女房(忠通)詠を「題しらず」として恋部に入れ、また「恋」題で詠まれた盛家詠を「寄月恋」題・「よみ人しらず」として採っていることから、もはや当該歌合が直接の採歌源になったとは考えにくい。

以上、当該歌合の全体像について概観したが、概ね次のようなことがいえるであろう。まず第一に、忠通家歌壇における歌合は、非専門歌人を中心とした近親者たちが、初学者である主催者・忠通とともに、和歌を修練する場であったと見られる。第二に、そこに俊頼・基俊という専門歌人を招聘したのは、今後の歌壇の指導者を選

定しようとする意図があったと思われる（第二章参照）。第三に、女房歌人を参加させたことから、参加者間の身分差を無効化する意図が感じられるとともに、歌合を正式に記録しようとする意識がうかがえる。ただし当該歌合は、これまでの閉鎖的な忠通家での歌合とは多くの面で変わっているものの、『金葉集』において「歌合」と明示されていないように、あくまでも「密儀」の歌合なのであって、貴顕の忠通が列席しているとはいえず、「公的」なものであるという意識は薄かったようである。

## 第二節 左右方人たちの詠歌表現

では、当該歌合の出詠者たちがどのような歌を詠んだのか、また俊頼・基俊はそれに対してどのような判を付したのか、具体的に当該歌合の詠歌表現について検討していきたい。まずは、主催者・判者以外の方人たちの出詠歌から、用例が少ない語を用いたり、詞の続け方や用語の面で特異な表現をしていると思われる歌を挙げる。

①しぐれには色ならぬ身の袖がさもぬるればかほるもの（時雨）三番左5・少将、俊勝／基負

俊云、前の哥の「色ならぬ身」といへる、きたりける衣のしろかりけるにや、わが身を「色ごのみにあらず」といへるにや。衣の「し\*」ろきならば、「色かはる」といはん事かたし。わがみを「色ごのみならず」といはず、袖がさかほらん事、又かたし。大かた、哥がらはなだらかなり。……

基云、「色ならぬ身」ぞ、いかなる身にかとゆかしく、「ぬ\*」ればかほる」などよめる、梅などをこそ、古哥にはかくよみて侍れ。……

\*しろき—底本「いろき」。意不通のため校訂した。\*ぬるれは—底本「ぬれは」、歌句の引用とみて「る」を補った。

②さもこそは槇のまやぶき「う\*」すからめもる斗にも打しぐれ哉（時雨）六番左11・師俊、俊負／基持

俊云、前哥、「槇のまやぶき」など、いひな「れたり」（諸本欠）。すゑに「うつしぐれ」とよめるぞ、おぼつかなき。「も\*」し、「蕭\*」々「暗」雨打窓声」といふ「（諸本欠）」きこゆるをおもひてよめるにや。さりとも、

哥は不読はさらずもやあるべからず。かゝる事をよまんとては、そのすぢにいはず、見ぐるしからずかまふるなり。……

基云、「櫛のまやぶき」、さこそうすくとも、打とをすまでふるらんしぐれこそ、うちにい「た」らん人、おそろしかりぬべくおぼえ侍れ。代のはじまりにこそ、くるまのよこがみなどの様にて雨はふり侍りければ、いとおそろしう侍けるしぐれかな。「暗雨打窓声」などぞ、もろこしの哥にも侍るか。風ふかれてよこざまにさはりたるかきをう「つ」にこそ侍るめれ。されば、「窓打雨にめをさましつゝ」などよめる、いとあはれに聞侍る物を。……

\*うすからめ—底本「こすからめ」。誤写とみて校訂した。\*いひなれたり—底本「いひなせ」。意不通のため校訂した。\*もし—底本「よし」。誤写とみて校訂した。\*蕭々暗雨打窓声—底本「蕭々晴雨打窓声」。誤写とみて校訂した。\*いたらん—底本「いさらん」。打消では文脈上不審のため校訂した。\*うつ—底本「うへ」。誤写とみて校訂した。

①は、時雨によつて「色ならぬ身の袖がさ」が濡れ、薫ると詠む。特に二三句に創意が見られ、「色ならぬ身」は先行例の見られない独自表現である。もう一方の「袖がさ」は、基俊にも「はれくもりさだめなければ初しぐれいもが袖がさかりて来にけり」（『堀河百首』冬・時雨・907）と用例がある語で、袖を頭上にかざし笠の代わり（イ）にすることをいう。基俊が「いもが袖がさ」と詠んでいるように、恋の風情が看取される語と見てよいだろう。それと同様に、①の「袖笠が濡れる」という発想は「袖が濡れる」と同根のものがあると思われ、当然「涙」が暗示されることなる。そして、さらにそれが「かほる」と詠むことで、ほのかに官能的な雰囲気が喚起されるであろう。つまり、ここで少将も恋歌的な興味を表現しようと企図したと考えられる。

しかしながら、判詞によれば、そうした作意はあまり評価されなかったようである。基俊は負としているし、俊頼も勝を与えてはいるものの、それは番えられた歌との相対評価の結果にすぎない。もちろんそれは、恋歌的な興味が看取されたために、「時雨」題の本意から外れているということが大きかったのであろうが、特に問題

となったのはやはり二句「色ならぬ身」で、この詞は両判者から疑問を呈されている。これは、「数ならぬ身」などと同様の卑下表現——「美しくない身」といった意か——であることは間違いないだろうが、俊頼が「白衣を着た身」の意か、あるいは「好色でない身」の意か、と戸惑っているように、確かに解釈に迷う詞である。<sup>①</sup>

①のほかにこの詞の用例が見当たらないのは、そうした解釈の不確定性によるのであろう。

②は、時雨が漏れんばかりに小屋の屋根へ打ちつける音が響き、それによって「槇のまやぶき」が薄いことを推量するという趣向だが、「槇のまやぶき」は他例のない表現である。しかしながら、俊頼に「いひなれたり」と評されているように、肯定的に受け取られた（基俊判には言及がない）。先例のない表現であっても、「いひなれ」ているようにうまく詠みなしたことを評しているのであろう。切妻造りの屋根を意味する「真屋<sup>まや</sup>」は、『催馬楽』に「真屋のあまり」の語が見えるが、和歌ではほとんど例を見ない表現である。ただし、俊頼の田上滞在時（永久三年（一一一五）ごろか）の詠に「あしびたくまやのすみかはよのなかをあくがれそむるかどでなりけり」（『散木奇歌集』冬・617、一二〇オ／二四九頁、なお『詞花集』冬・348は四句「あくがれいづる」とする）があり、俊頼と近い関係にあった師俊がそこから学んだものかと思われる。

ただし②で問題となったのは、時雨を「打つ」と表現したことである。これは、両判者が指摘するように『和漢朗詠集』の「秋夜長 夜長無眠天明 耿耿残灯背壁影 蕭蕭暗雨打窓声」（秋夜・233、出典は『白氏文集』卷三「上陽白髮人」）を撰取したのであろう。この句は、『源氏物語』にも「にはかに立ち出づるむら雲のけしきいとあやにくにて、おどろおどろしう降り来る雨に添ひて、さと吹く風に灯籠も吹きまどはして、「窓をうつ声」など、めづらしからぬ古言をうち誦じたまへるも、をりからにや」（幻・④・五三九頁）と引かれるように、当時広く受容されていた。和歌においても、大弐高遠が「文集の蕭蕭暗雨打窓雨といふ心をよめる」の詞書で「こひしくはゆめにも人を見るべきをまどうつあめにめをさましつ」（『後拾遺集』雑三・1015）と句題和歌を詠んだ例がある。ここで②が問題視されたのは、その撰取が和歌の文脈に合っておらず、安易なものであったためであ

る。②は「しぐれ」が「もる斗にも打」つと詠むが、そもそも「時雨」は和歌の通念上、そのように激しく降るような雨ではないし、実際に「時雨」について「打つ」と詠んだ先行例は管見に入らない。<sup>(14)</sup> 基俊は歌の内容から、板葺きの屋根を「打とをす」ほどに時雨が降るのであれば、小屋の中にいる人はきつとおそろしいだろう、それではまるで「代のはじまり」に降った「車のよこがみ」（車軸）のような雨ではないか、と戯れて冗談を交じえつつ評しているが、これは「時雨」を「打つ」と表現したことへの違和感によるのであろう。基俊の場合は、前掲の高遠「こひしくは」詠の下句を模範的な例として引き、この句を撰取するのであれば、高遠詠のように「窓打つ」と、より明確に典拠に基づいた撰取をすべきだと指摘している。一方の俊頼判は、本文にやや不審な点がありわかりにくい<sup>(15)</sup>が、漢詩・漢籍を撰取する場合は、見苦しくないように和歌を構成する必要がある、と述べているものと思われる。要するに、②はその点がうまく詠めておらず「見ぐるし」い、と評しているのであろう。これもやはり漢詩を安易に撰取し、時雨を「打つ」と表現したことを問題視しているのである。

このように、歌人たちは新しい表現を詠もうとして、先例のない表現（あるいは漢詩句に拠るが、和歌に例のない表現）を試みている。ただしそれらは、必ずしも新しいだけで評価されるわけではない。あくまでもその表現が和歌のなかで適切に作用しているか——「いひなれ」<sup>(16)</sup>ているか——が、両判者において重要視されていると思われる。

ほかに、必ずしも新奇な表現というわけではないかもしれないが、一般的な意味とは異なる意味で詠まれていたり、意味がとりにくいとされた表現がある。

### ③ 露結ぶ霜夜の数をかさぬればたえでや菊のうつろひぬらん （「残菊」二番右28・師俊、俊勝／基勝）

俊云、……次哥は、心ことばいとおかし。たゞし、是もおぼつかなし。露むすびて霜となるといへる事か。それならば、こよみなどに付たる事なれば、一夜のことなめり。つぎの夜よりは、霜のかぎりこそをくべけれ。この哥の心は、夜ごとに露の霜になる様にきこゆ。是はひがごとならん。おぼつかなければ

ども、文字づかひなどゆうなれば、まさりてぞみゆる。

基云、……右哥、しなすぐれねど、「露結ぶ霜夜のかず」など、文字つづきあしうも侍らねば、なを露むすばれぬべき心ちし侍り。

④冬がれにうつろひ残る白菊は上葉にをける霜かとぞみる

(「残菊」八番左39・盛家、俊勝／基持)

俊云、「冬がれに」といへる文字、聞「つ」かぬ心ちし侍るを、万葉集によめること、慥にもおぼえ侍らず。……

基云、左哥、「うつろひのこる」と云、わきがたし。又、花を「うは葉にをける霜」と「(諸本欠)」、実にいみじきひがめなり。……

\*聞つかぬ―底本「聞えかぬ」。活用不審。誤写とみて校訂した。

③は、霜夜が数重なるので、菊の花も堪えきれずに変色してしまったのだろうか、と詠む。両判者がともに勝を与えており、一定の評価を受けた歌である(後に『新勅撰集』冬・377に二三句「霜夜のかずのかさなれば」として入集)が、俊頼は初句「露結ぶ」に疑問を呈している。「露結ぶ」とは、本来は「つゆむすぶ秋もきにけりむべしこそうちとけぬまに虫はなきけれ」(『古今六帖』第一・つゆ・587)や「露むすぶ草の枕のほどなきに所えてなくきりぎりすかな」(『永久百首』秋・蜚・335・常陸)のように、草葉などに水滴が付着する、すなわち「結露」をいう表現であるが、③の場合は「露結ぶ霜夜」と続けていることから、俊頼が推測しているように、「露」それ自体が「結ぶ」ことで「霜」となる、という発想であるらしい。こうした発想は漢籍に由来するものと指摘されているが、(17)少なくとも和歌では先行例を見出せず、後の例としても「露結ぶ霜」にたとふるつみなれば朝日まつまのなげき也けり(18)」(『宝物集』巻第六・447・登蓮)が見られる程度で、用例が非常に少ない。しかし基俊は、こうした一般的な用法から外れる表現に対して、「文字つづきあしうも侍らねば」と勝を与えている。また、俊頼も「おぼつかなし」としながらも、「心ことばいとおかし」、「文字づかひなどゆう」などと述べており、やは

り評価しているといつてよいだろう。すなわち、たとえ一般的な用法から外れるような表現であっても、和歌としてうまく詠みなしていれば評価されるのである。

④は、冬にあらゆる草木が枯れてしまった中で唯一残っている白菊を、上方の葉に置いた霜と見紛う趣向である。「白菊」を「霜」などといった白いものと見紛うことは、和歌においては常套の発想であるが、両判者からはそれぞれ表現に対して難が加えられている。

俊頼は初句「冬枯れに」について、「聞つかぬ心ち」がすると評した。判詞によれば、衆議においては『万葉集』に詠まれているかどうか問われたようだが、『冬枯れに』といへる文字、聞つかぬ心ち侍る」とあることから、俊頼は「冬枯れ」という詞そのものを問題視したわけではないのではなからうか。事実、「冬枯れ」という詞は先行例が少ないが、俊頼自身も長歌の中で「……冬がれの 尾花が末の 露ならば……」（『堀河百首』雑・述懐・1576）と詠んでおり、この詞を詠むこと自体は、俊頼にとつても何ら問題なかったと見てよい。俊頼が④の初句を問題視したのは、「文字」とあるように、助詞「に」の用い方にその要因があったのではないかと思われる。「冬枯れ」の先行例を見ると、「冬がれのべとわが身を思ひせばもえても春をまたましものを」（『古今集』恋五・791・伊勢）、「冬枯れの篠のをすすき袖たゆみまねきもよせじ風にまかせむ」（『更級日記』62・孝標女）のように、「冬枯れ」を連体修飾語として、格助詞「の」とともに用いている。<sup>(2)</sup> これらの場合、「野辺」「篠のをすすき」「尾花」が「冬枯れ」という状態である、という関係は明白である。すなわち、「冬枯れ」という詞は、これらのように格助詞「の」を伴って連体修飾語として用いることが一般的な用法であったといえよう。しかし、④のように「冬枯れに」と詠んでしまうと、「冬枯れ」の語のみで詠まれた情景を説明することになってしまい、例えば「野」や「籬」など、「菊」の咲いている場所が「冬枯れ」の状態なのか、あるいは「菊」それ自体が「冬枯れ」なのか、ともするとわかりにくい。それが俊頼のいう「聞つかぬ心ち」がする、ということではなかったかと思われる。

一方、基俊は二句「うつろひ残る」に着目する。「うつろひ残る」は先行例のない表現で、「……残る」という語構成からは、「(紫に)変色したまま残る」意とも、「(紫に)変色しないで残る」意とも、どちらとも解釈しうる表現である。<sup>(2)</sup>和歌での用例は当該歌合にもう一例、「霜がれにうつろひ残るむら菊は見る朝あさことに珍しき哉」(「残菊」十二番左47・俊隆)と、後に「むらさきの雲間の星と見ゆるかなうつろひのこる白菊の花」(『清輔集』冬・189・題「菊花纒残」)の例が見出せるのみである。これらの用例を検討してみると、④と『清輔集』の例は「白菊」の連体修飾句として用いられているため、後者「(紫に)変色しないで残る」の意で解するのがひとまず無難ではないだろうか。例えば『清輔集』の例でいえば、「うつろひのこる白菊の花」が「むらさきの雲間の星」と見える、と詠んでいるのだから、大半が紫に変色した菊の中、わずかに白いまま残った菊が詠まれているものと解せばわかりやすい(またそう解釈すれば「菊花纒残」という題意も満たす)。④も当該歌合47番歌も、大半の植物が「冬がれ」「霜がれ」で枯れてしまった中、菊だけが「うつろひ残る」と詠んでいる点で、発想は同じであるといつてよい。やはり、これらも「変色しないで残る」意と解するべきであろう。ただし、基俊は「うつろひ残る」について「わきがたし」と評した。これは、さきに述べた「うつろひ残る」の二義性について、どちらの解釈をとればよいか判別しがたい、との意味であろう。一読して意味がとりづらい表現が批判されているものと思われる。このように、表現の新しさそれ自体が評価されているわけではなく、やはりその表現が和歌の中で適切に作用しているか、誤解を与えない表現となっているか、が重要であったようである。

ほかに、表現それ自体というよりも、趣向や発想に前例や類例がなく、特異なもの——いわば「奇想」とでもいうような歌もいくつか詠まれている。

⑤いのらん神のたゞりはなさるとも逢てふことに身をばけがさじ (「恋」四番右55・頭仲、俊負/基負)

俊云、……後哥は、人にしられたる哥とぞみゆる。さはよむらんやは。證哥ぞ入べき。又、おとこのもとより「いのりをなんする」とよみをこせたらん返しなどにぞ、かくはよみやるべき。身しらぬに似た

り。負ぬるにや。

基云、……右、「いのらん神のたゝり」などまでは有なん、「逢てふことに身をばけがさじ」といへる、いかにと心得がたし。あふと云事はいかなる物なれば、身をばけがすべきにか。み「ぞ」などにおち入たらん心ちし侍り。……

\*みぞなどに―底本「みなとに」。意不通のため、誤脱とみて「そ」を補った。

⑥ つれなさのためしは誰ぞたれにても人なげかせんははすぐやは（「恋」五番左57・師俊、俊持／基負）

俊云、前哥は、すがた詞ことにして、ともかくも申がたし。……左は恋の心みゆれど、躰詞優ならず。……

基云、此哥は、詞滑にて詩にこそ侍めれ。いみじく色／＼しくはらぐるげに思ひよりて侍つる恋かな。なかものとくゐがへじといふ文にこそ、かゝる詞は見たまひしか。「よしや草葉の」とよみたる事も侍めれど、それはいとおかしうつゝきたるに、是はいとむくつけげに聞え侍る。……

\*歌⑥―二十卷本「つきなさのためしはたれに／＼れにても人なげかせてははよしやは」。\*詞滑にて：侍めれ―二十卷本「ことは、滑稽のことはにこそはへめれ」。\*色／＼しく―二十卷本「のろ／＼しく」。\*侍つる恋―二十卷本「いへること」。

\*なかとものとくゐがへじ―二十卷本「なかとみのとくゐんか返事」。\*見たまひしか―二十卷本「みたまへしか」。

⑤は、あなたが私に逢えるように祈っているだろう神が、たとえ私に崇りをするとしても、私はあなたと逢うことで身を汚したりはしまい、と女の立場から逢瀬を強く拒否する歌である。神の「たゝり」が詠まれているが、これ自体は「いそのかみふりにしこひの神さびてたたるに我はいぞねかねつる」（『古今集』雑体〈誹諧〉・1022・よみ人しらず）のように『古今集』から用例が散見され、例えば「ならの葉のはもりの神のましけるをしらでぞをりしたたりなさるな」（『後撰集』雑二・1183・枇杷左大臣〈仲平〉）や、それを踏まえた俊頼の「あらしをやはもりのかみもたたるらん月にもみぢのたむけしつれば」（二度本『金葉集』秋・217、題「月前落葉」）と詠まれて

きている。これらにおいて神の「たゞり」は、「寝ることができない」や「たたりなさるな」というように、恐るべきものとして詠まれているといえる。しかし、⑤ではそのような詠み方はされていない。むしろ、そのような「たゞり」の恐ろしささえも凌駕する、固い拒絶の意志を表現するのである。このような内容は⑤以外には見当たらず、頭仲が新奇さを求めた結果であろうと思われる。ところが、俊頼はそうした詠歌状況の設定について、男との関係が露顕した歌のようだと評すものの、一方では「さはよむらんやは」と疑問を呈し証歌を求めている。さらに、むしろ⑤のような歌は、男のもとから「逢えるように」祈っている「などと歌を詠んで送ってきた返事として詠むべきものである、しかしそれでは「身しらぬ」、まだ詠歌主体（女）の身を相手の男は知らない（すなわち、まだ逢瀬を果たす以前）とも詠めてしまうのではないか、と、⑤の詠む詠歌状況がさまざまに想定されることを根拠に負とした。すなわち、俊頼は⑤の内容が和歌の伝統に則っていないために負としたのではなく、⑤の解釈が確定できないことを問題視していたと思われる。

一方、基俊は「いのらん神のたゞり」などというところまでは納得できても、下句「逢てふことに身をばけがさじ」というのは理解できないという。確かに、逢瀬によって身を「けが」すという発想や表現は、ほかに類例を見出すことができない特異なものである。基俊はそれを評して、「みぞなどにおち入たらん心ちし侍り」という。これは冗談めかした一種の戯評であるが、このような表現が行われる環境を確認するために、ここでは「みぞ」に注目したい。「みぞ」という語には、基俊のものではないが、俊頼に「あくたゐてきたなきみぞのみづぐきはかきながせどもしどろもどろに」（『散木奇歌集』雑・1225、二三八ウ／四八六頁）や「としふればけがしきみぞにおちぶれてぬれしほどけぬいとをしのみや」（同・恨躬恥運雑歌百首・1315、二五九オ／五二七頁）というような例がある。これらはどちらも「みぞ（溝）」を汚い水が流れているところと認識している。「溝」を和歌に詠むことの是非は別として、「みぞ」に「おち入」ることで身を「けが」すという発想は、基俊が戯評として用いるほど一般的なものとなっていたことがわかる。しかしいずれにしても、基俊は⑤の詠む発想や表現の特異さを、

およそともに評価するものとしては扱っていないのであろう。

⑥は、恋の相手を「つれなさのためしは誰ぞ」と詰り、人を嘆かせるような者の「はて」（末路）はまっすぐ正しいものであろうか、と強く非難する歌である。俊頼の判に、姿・詞が「異」<sup>こと</sup>で、どうにも批評しにくいというように、表現面での類例は管見に入らない。ただし俊頼は、「恋の心みゆれど」と、恋歌として一定の評価は与えており、最終的には持とするなど、まったく評価していないわけではない。一方の基俊は、⑥の詠む恋は「はらぐろげに思ひよりて侍つる恋」であって「むくつけげ」に聞こえると評している。基俊は例として「よしや草葉の」という歌を引くが、これは『伊勢物語』第三一段で、ある宮腹の女房が通りかかった男に詠みかけた「よしや草葉よならむさが見む<sup>(2,3)</sup>」という歌であろう。『伊勢物語』では、男がこれに対して「つみもなき人をうけへば忘れ草おのが上にぞ生ふといふなる」という歌を返しており、これによると女房の歌は「つみもなき人をうけふ」ものであったことがわかる。「うけふ」とは、『八雲御抄』に「呪咀 うけふ 是もいのるこゝろなれどたゞの祈禱にはあらず」（巻三・枝葉部・人事部・九七頁）とあるように、「呪咀する、呪う」の意であるから、基俊は⑥も呪いの歌と見なしていたのであろう。確かに⑥の歌意を考えれば、相手の末路を呪っているように受け取れる。基俊は⑥の詠むそのような恋を否定的に評しているのだろう。

このように、趣向や発想それ自体が前例のない、特異な歌は、やはり作者が新奇な歌を志向した結果詠まれたものであるが、必ずしも両判者から肯定的には受け取られていないことがわかる。ただし、新奇な趣向や発想そのものを否定的に評する基俊に対して、俊頼はその趣向や発想が詠歌表現にうまく活かされているか、という点に比較的焦点を置いて判定をしているように見受けられる。

以上、主催者・判者以外の方人が出詠した歌のうち、特徴ある表現を選んで見てきた。これらを見ると、専門歌人とはいえないような参加者も、それなりに表現の新しさを求めて、工夫した和歌を詠もうとしていることがわかる（ただし、頭仲は第一節で見たように『堀河百首』作者であり、「非専門歌人」とはいえないであろう）。

そうした方人たちの試みに対して、俊頼・基俊の両判者はやや抑制的に、新しさそれ自体を評価するのではなく、それが和歌表現としてよくこなれているか、誤解や誤読を招くような曖昧な表現をしていないか、という点に重点を置いた評を与え、判定を下している場面が多い。これは、新しい表現への試みそれ自体を否定しているわけではなく、そうした試みで生み出された表現を、和歌として適切なものとして位置づけていくために必要な指導的プロセスであったのではないだろうか。判詞において俎上に上げるということは、もちろん当座でも指摘があったはずで、逆にいえばその表現に注目していることの表れでもある。最終的な判定にももちろん興味は注がれていたであろうが、むしろその場で詠まれた新しい表現を議論の場に引き出して注目を集めることに意義があり、その新しい表現を和歌としてよりよくするためにはどうすればよいか、という点に、彼らの興味があったように思われるのである。

### 第三節 主催者・忠通の詠歌表現

さきに、当該歌合を含む忠通家での歌合は、当時まだ若く和歌の初学者であった忠通が、他の非専門歌人とともに、和歌を詠む修練を積む場であったことを述べた。であれば、忠通の詠歌表現がどのようなものであったかは、やはり検討がなされなければならないだろう。主催者でもある忠通は、一方で参加者としてどのような歌を詠もうとしていたのか。また、和歌を詠む修練を積む場であったとすれば、そこでの判詞には、当然ながら指導的な役割が求められるであろう。俊頼・基俊の判詞はどのような機能を果たしていたのか。ここでは「女房」と名を隠して出詠した忠通の詠歌表現と、それに対する両判者の判詞を検討したい。

⑦あやしくも時雨にかへる袂哉いなのかさはらさしてゆけども (「時雨」二番左3・女房、俊持／基勝)

俊云、前の哥は「いなのかさはら」などいへるわたり、いひなれたり。但、「しぐれにかへる」などいはず、「衣」\*のことにやあらん。……

基云、「しぐれにかへるたもと」は、……まさりてや侍らん。

\*衣のこと―底本「右のこと」。誤写とみて校訂した。

⑧ しら菊もうつろひにけりうき人の心ばかりに何おもひけん (「残菊」五番右34・女房、俊持／基負)

俊云、……後哥、人に「忘」<sup>\*</sup>られたる人の恨たるに、常に読ふしなり。恋の哥とぞ云べき。菊の哥とは見えず。……

基云、……右哥の、ひとへにきくをおしむ哥とは見えで、いかにぞや。かれぐになりたらんおとこ女の、きくによそへて恨やりたらん心して、題の心ふかゝらねば、猶左のかつべきぞと見たまふる。

\*忘られたる―底本「しられたる」。「し(志)」は誤写とみて校訂した。

⑨ いはぬまのしたはふ蘆のねを茂み隙なきこひを君しるらめや (「恋」三番左53・女房、俊勝／基勝)

俊云、前哥、いとおかし。指事不見。……前哥勝にもや。

基云、此「哥」、可難申事も侍らざめり。それが中にも、「したはふあし」は、いますこしやさしうぞ見たまふる。

\*此哥―底本「此」。誤脱とみて「哥」を補った。

当該歌合の忠通詠三首を判詞とともに掲げた。まず判定を見ると、俊頼は⑦・⑧を持、⑨を勝とし、負を与えなかったのに対し、基俊は⑦・⑨を勝とするものの⑧を負と判定している。すなわち、俊頼は主催者である忠通の詠に配慮している節が見受けられるが、基俊にその形跡は見られないということである。披講は隠名で行われたうえ、忠通は「女房」と称して出詠しているが、『新注』が論じているように、俊頼は何らかの方法で忠通の出詠歌を把握しており、判定の際に配慮をしていた可能性<sup>(24)</sup>がある。

とはいえ俊頼も、忠通詠への批判を控えているわけではない。むしろ積極的に表現の細かな点について指摘をしているといえよう。そして、俊頼や基俊の指摘は、忠通に表現の彫琢への関心を喚起させたものではなかったか

と思われる。というのも、忠通の家集『田多民治集』には当該歌合での詠がすべて収められているが、そこでの本文は、当該歌合でのそれとわずかに異同があるためである<sup>(25)</sup>（異同箇所には傍線を付した）。

〔時雨〕

あやしくも時雨にかへす<sup>をかき</sup>たもとかないなのかさはらさして行ども

〔田多民治集〕 90 ↑ ⑦

残菊

しら菊はうつろひにけりうき人のこゝろばかりとなに思ひけん

（同・91 ↑ ⑧）

元永元年十月二日歌合、恋

いはぬまはしたはふ蘆のねをしげみひまなき事を君しるらめや

（同・145 ↑ ⑨）

いずれも一字単位での異同にすぎないが、あるいはこれを、忠通自身による本文改訂の跡と考えることはできないであろうか。すなわち、歌合に出詠後、当座での難陳や判詞での指摘を受けて、本文を改めた結果と見たいのである。もちろん、当該歌合の本文には少なからず問題があるため、意図的な改作であるとは確言できないけれども、これらは忠通が当該歌合出詠歌を判詞の指導によって改めた可能性を示唆している<sup>(26)</sup>。

例えば、俊頼が持、基俊が負と判定した「残菊」題の⑧は、変色した菊を見て、「うつろふ」ものは「うき人の心」だけだとどうして思っていたのだろう、と詠み、人の心が移ろってしまったことを嘆く歌だが、両判者がそろって指摘するように、「残菊」題にしては恋の風情が強く感じられてしまう歌である。題の本意を的確に詠むことが求められる歌合においては、⑧はやはり望ましくなかったであろう。その意味で、両判者の評は「指導」として必要な指摘であったと思われる。そして、家集において⑧は、初句を「しら菊は」と助詞が改められている。原作「しら菊も」であれば、助詞「も」によって「しら菊」のほかにも「うつろ」うものがある——三句以下によって「うき人の心」であるとわかる——ことが暗示され、結果として、「うき人の心」だけでなく、白菊も移ろってしまったことだ」と、恋人の変心と菊の変色とが明確に結びつけられ、恋の風情が強くにじみ出るこ

とになってしまふ。しかし、これを「しら菊は」とすると、とりたての助詞「は」によって、「(ほかのものは知らないが)白菊は移ろつてしまつたことだ」となって、恋の風情はやや後景化することになるだろう。もちろん、まだ下句は十分に恋歌的であり、完全に恋の風情を払拭できたわけではない。それでも、「残菊」の題意は原作に比べて前景化しており、「残菊」題の歌としては、ひとまず及第点といえるのではないだろうか。

また、両判者ともに勝を与えた「恋」題の⑨は、後に『金葉集』に入集(恋上・401、ただし二度本のみ)しており、高評価を得た歌と見てよいだろう。この歌は「岩沼の下這ふ蘆の根を茂み」が「隙なき」を導く序詞になると同時に、恋によって鬱屈する心の奥底をも表現する有心の序として機能しており、また「岩沼」には「(恋心を)言はぬ間」が掛けられているなど、技巧的な側面が目立つ歌であるが、そうした技巧を一首の中に落とし込むことにうまく成功し、それが評価されたものと思われる。ただし、『金葉集』401や『田多民治集』145の他出文献では、前掲のとおり初句が「いはぬまは」と改められている。この形の場合、「いはぬまのしたはふ蘆の根を茂み」という「の」の重複が解消され、また「(私が恋心を)言わない間は、岩沼では底を這い広がる蘆の根が隙間のないように……」となって初二句の続きがよくなることから、これも判詞には残されていないが、あるいは添削を受けて改作した可能性があるかもしれない。

さらに、「時雨」題の⑦は、「笠」を名に持つ「いなのかさはら」を目指していくのに、不思議なことに時雨によって「かへる袂」であるよ、と詠む<sup>(27)</sup>。ここでの「かへる」は、時雨をかばおうと袂が「翻る」意と、時雨にあつて「帰る」意とが掛かっているよう(またさらに、時雨によって袂が変色する意の「反る」も掛かっているかもしれない)。ところが、俊頼は「しぐれにかへる」について、「衣のことにやあらん」と疑問を述べている。俊頼にとっては、⑦は一見すると「衣」のことを詠んだ歌には思われなかった。すなわち、俊頼は「かへる」を「帰る」の意味で理解し、「翻る」の意は(理解はしているかもしれないが)掛詞として認定することに躊躇しているようである。

これにはいくつかの理由が考えられるが、まず歌の趣向として、袂を「翻す」と詠むことのほうが意味の通りがよいということが挙げられる。「翻る」と「翻す」は自動詞・他動詞の違いだが、時雨にあって袂が自然と「翻る」（自動詞）というのは、やや不自然であろう。やはり、時雨にあって詠歌主体が自ら袂を「翻す」（他動詞）と詠むほうがわかりやすい。このことは、当該歌合の「時雨」五番において、基俊が次のように述べていることから確認できる。

時雨には菅のを笠も水「もり」てをちの旅人ぬれやしぬらん （「時雨」五番左9・上総、俊持／基負）

基云、……「水もり」とは、玉だれのかめなどの石間あらん心ちぞし侍る。いかなるしぐれの、さまざま侍べきにか。「たもとをかへす」などこそ、よのつねの事にては侍れ。……

\*水もりて—底本「水こもりて」。基俊判所引の本文にあわせ、「こ」を衍字とみて校訂した。

上総の詠は、時雨にあっては菅笠も水が漏れて、遠くをゆく旅人は濡れているのだろうか、と時雨の中を進んでゆく旅人を思いやった歌であるが、基俊はそれに対して、時雨は菅笠から水が漏れるほど強い雨ではない、と批判している。基俊によれば、時雨を表現するには、「たもとをかへす」などと詠むのが「よのつねの事」であるという。これは基俊の発言ではあるが、当時の感覚を伝えるものとして重要と思われる。

また、「かへる袂」という措辞についていえば、これには次の先行例がある。

十月ばかり、女のもとよりかへりたまふに、しぐれのふるに

つゆわけてかへるたもとにいとどしくしぐるるそらのつらくもあるかな （『朝光集』20）

これは、時雨が降る中、女のもとから露で袂を濡らしながら——涙を流しながら——帰っていくつらさを詠む、後朝の歌である。ここでは女のもとから「帰る」意で詠まれており、ここで掛詞として「翻る」の意をとることは難しいであろう。もちろん『朝光集』の例がそうであるからといって、⑦も必ずそのように詠まなければならないというわけではないが、俊頼の念頭にこの『朝光集』の例があったとすれば、⑦の「しぐれにかへる袂」も

また、「時雨にあつて帰る」と理解されたのではなからうか。そして、そのように解釈したとき、「帰る」と同音の「翻る」が「袂」の縁語として想起されることになるが、これが違和感のある表現であったことは、さきに見たとおりである。

俊頼の理解について、右のように考えてきたが、では忠通は、この俊頼の批判をどのように受け止めたのであろうか。さきに見たとおり、『田多民治集』では「しぐれにかへすたもとかな」としており、忠通が⑦の「かへる」を「かへす」に改めて家集に収めたことがわかる。すなわち、忠通は俊頼の添削を受け入れたということであらう。

以上、忠通の当該歌合出詠歌について見てきた。忠通は当該歌合において、和歌的修辭を凝らした技巧的な歌を詠もうとしていたようだが、俊頼や基俊の指摘を受けて表現を改めていることが概ね確認できたかと思われる。忠通にとって歌合の判詞は、自身の詠歌表現を彫琢する指針として機能していたと思われるのである。

#### 第四節 俊頼・基俊の詠歌表現

最後に、判者を務めた俊頼・基俊が当該歌合にどのような歌を出詠したのか、彼らの詠歌表現についても見ておく。彼らの歌風や表現については、特に俊頼を中心に多くの先行研究<sup>(28)</sup>があるが、それらの成果を踏まえつつ、まずは俊頼の出詠歌を検討したい。

⑩おぼつかないかにしぐるゝ空なればうらごの山のかたみなせなる（「時雨」一番右2・俊頼、俊負／基負）

俊云、……後の哥は、「かたみなせなる」とそへたる詞、おぼつかなし。若、此山にさも可読事のあるにか。たゞ、「うらごの山」といふに付てい<sup>\*</sup>「は」<sup>ゞ</sup>、歌詞ともおぼえぬかな。人<sup>ゞ</sup>も申されんは。

……

基云、……右の哥、「うらごの山」は、いかに「かたみなせ」とはあるにか。心得がたく侍り。……

\*いはゞ―底本「いかゞ」。文意を勘案して校訂した。

⑪をのづから残れる菊を初霜は我をけばとぞ思ふべらなる

(「残菊」一番右26・俊頼、俊負／基負)

俊云、……後哥に「べらなる」といへる事は、「世のすゑにはきゝもつかず」と人ぐ申さるれ共、さること「ゝ」きこゆとて、左の勝とす。

基云、……「次」哥の「をのづからのこれるきく」などいへる、はての「べらなる」も、いかなることのもじつゞきにかあらんも、聞なれぬ様におぼゆれば、……

\*ことゝ―底本「ことか」。誤写とみて校訂した。\*次哥―底本「哥」。誤脱とみて「次」を補った。

⑫口おしや雲ゐがくれにすむたつも思ふ人に見えける物を

(「恋」二番左51・俊頼、俊未判／基負)

俊云、前哥はこゝろもえず、ことやう極なき哥にぞ侍るめれ。……勝負無論。

基云、「くちおしや」などよみたらんは、か様の哥合などいまだ見侍らず。無下にこそおぼえ侍れ。和  
「哥」、詩などは、ことばをえりて、「先花後実」とぞ、い「にしへ」の人も申ける。さればにや、諸家  
集、并、哥合などにも、此詞よみたりと見えす。「又、はじめの句にもあらず。」又、「雲ゐがくれにす  
むたづ」と云事、和哥にいまだ見出し侍らず。……大かた此哥は、詞も心も不及ぞ見給る。

\*和哥、詩など―底本「和詩など」。誤脱とみて「哥」を補った。\*いにしへの―底本「いふれつの」。意不通のため校訂した。\*又、はじめの句にもあらず―底本欠。誤脱とみて補った。

まず判定を見ておくと、当該歌合における俊頼詠の評価はすこぶる低いことがわかる。とはいえ、俊頼は自身の歌に勝を与えることはしないであろうから、評価が低いこと自体は当然ともいえる。しかし、基俊がことごとく俊頼詠に負を与えている点は注目される。実際に基俊の判詞を見ると、俊頼詠は表現や趣向の面でさまざまに問題視されているのである。

例えば「時雨」題⑩は、どのように時雨が降るからといって、「うらごの山」が「かたみなせ」なのであろう

か、と詠む。しかし、「うらごの山」は歌学書にも所載の歌枕ではあるものの用例は僅少<sup>(29)</sup>で、さらに「かたみなせなる」といった先行例のない新奇な語が詠まれているために、容易には歌意がつかみにくい歌である。明解を得ないが、ひとまず『歌合大成』が「片身捺染<sup>かたみなせ</sup>なる」と漢字をあて、「古典大系」が「裏濃<sup>うらご</sup>」の縁とみるの<sup>(31)</sup>にしたがい、衣の裏地が濃いと名に持つ「うらごの山」の紅葉が、どうして片側だけ捺染したように赤く色づいているのだろうか、との歌意と見ておくこととしたい。

ただ、歌意はどうあれ、この⑩をめぐっては、やはり語義の不確かさが問題となった。基俊は「心得がたく侍り」と評しているし、また歌合の当座においても方人から疑問を呈されたことが、俊頼判「人<sup>かた</sup>も申されんは」とあることからわかる。先行例の乏しい表現をあえて用いていることから考えれば、⑩は俊頼にとつてもかなりの実験作であったと思しく、基俊や方人らの反応は織り込み済みであったであろう。ただし、この試みは平安末期にわずかながら受け継がれた形跡が見られる。例えば「うらごの山」は清輔に「おぼつかないづれうらごの山ならんみなくれなゐにみゆる紅葉ば」(仁安二年(一一六七)八月太皇太后宮亮経盛歌合『歌合大成』365)・「紅葉」十一番・左負・93 ※判者清輔)の例があり、これは明らかに⑩の影響例といえよう。また「かたみなせなり」には、「ひとへやまはつかにみゆる月かげのいづるころぞかたみなせなる」(『為忠家後度百首』秋・廿日月・352・為忠)、「ももくきはなのひもをやときはてぬかたみなせにもみゆるのべかな」(『教長集』372・題「草花未遍」)といった享受例が見出される。これらも⑩と同様に、「ひとへやま」や「ひも」「とき」と、「衣」に関する縁語とともに詠んでいることから、⑩の詠法に学んだものとみてよいであろう。

次に「残菊」題⑪は、大意としては、菊は自然に残っているものなのに、それを初霜は「自分が置いたから残ったのだ」と思っているようである、というものである。初霜を擬人化し。当座で問題となったのは末尾の「べらなる」で、俊頼判によれば方人は「世のすゑにはきゝもつかず」と疑問を呈し、また基俊も、「いかなることのもじつゞきにかあらん」、「聞なれぬ様におぼゆ」と批判している。確かに「べらなり」は平安初期に特に集中

して用いられた助動詞で、院政期以降はあまり用いられることのない語であった。<sup>(32)</sup> このことは次の『俊頼髓脳』にも取り上げられており、当時の共通認識であったと思われる。

うたのことばに、「らし」、「かも」、「しも」、「べらなり」、「まに〜」、「いまはたゞ」、「みわたせば」、「こゝちこそすれ」、「わびしかりけり」、「かなしかりけり」、「つらくも」、これらは、おぼろけにてはよむまじと、ふるき人ぐ／＼申けりとぞうけ給はりし。これ、また、ふるきうたになきにあらず。

(例歌省略)

これらにて心をゆる(マ)に、よくつゞけつれば、とがともきこえず。あしうつゞけつれば、とがともきこえ、あしうつゞけつれば、「花さくら」といふも、「てる月の」といふも、きゝにくゝこそおぼゆれ。「べらなり」といふことば、げにむかしのことばなれば、よのすゑにはきゝつかぬやうにきこゆ。……

(六二ウ〜六四オ／一三四〜一三七頁)

ここで俊頼は、たとえ古歌に詠まれている詞であっても、詞の続け方によっては難点となりかねないことを論じ、注意を促している。特に「べらなり」という詞については、「よのすゑにはきゝつかぬやうにきこゆ」と、当該歌合での方人の発言とまったく同じことを述べていることがわかる。つまり俊頼は、自分自身が使用を戒めている詞「べらなり」を⑩で詠んでいることになるのだが、俊頼にはまた、⑪以外にも「かきやればたぎちながるるうき草も世をはやくして過ぎぬべらなり」(『永久百首』雑・萍・592・俊頼)、「なつのよはにはかにてらすいなづまのひかりのまにぞあけぬべらなる」(『散木奇歌集』夏・311、六〇オ／一二九頁)と「べらなり」の用例が見出せる。すなわち俊頼は、これらの実践において、「べらなり」という「むかしのことば」を「よくつゞけるように詠むことを試みているのであろう。

そしてまた、こうした俊頼の試みが平安末期に引き継がれた例を、いくつか指摘することができる。例えば俊頼の子俊恵に「夏ふかみすずみがてらに川やしるゆふかけてこそまつるべらなれ」(『林葉集』夏・306・題「河辺

納涼」)、「いつとなく君によはひをゆづりはの猶とこわかにかゆべらなり」(同・雑・963・題「祝」)と二例あるほか、「さほ姫の紅ぞめのいはつつじ春の風にぞふかすべらなり」(『久安百首』春・919・清輔)、「うつ声にあはれしらるるから衣つれなき人にきかすべらなり」(『成通集』72・題「寄擣衣恋」)など六条藤家周辺の歌人(成通の母は顕季女)に享受例が確認できるのである。

最後の「恋」題⑫は、第二章でも取り上げた、基俊が失考をした歌として有名なものである。「雲みがくれにすむ龍」が「思ふ人には見え」たというのは、『和歌童蒙抄』や顕昭『六百番陳状』が指摘するように、龍を好んでいた葉公子高の前に龍を姿を現したという「葉公好龍」の故事に拠るものだが、そもそも「龍」は、ほとんど和歌に詠まれた形跡が見出せない素材と<sup>(36)</sup>いってよい。俊頼が謙遜を込めて「ことやう極なき哥」というとおりである。その意味では、基俊が「鶴」と誤解したうえで趣向を批判したことも、いたしかたない面はあろう。ただし基俊はそれだけでなく、初句の「口おしや」も問題視している。この句は確かに和歌に詠まれた形跡がほぼなく、ほかには『狭衣物語』に「口惜しや緒絶の橋はふみ見ねど雲井に通ふあとぞひまなき」(巻四・160・狭衣)とあるのが、中世以前では唯一の用例と思われる、いかにも口語的な言い回しといえよう。<sup>(38)</sup>基俊には「無下にこそおぼえ侍れ」と手厳しく非難されており、俊頼以後にも⑫の表現自体を享受したと思しき例は管見に入らない。ただしそれは、『和歌童蒙抄』や『六百番陳状』、『無名抄』などに基俊判とともに取り上げられ、有名になつてしまつたがために、かえつて享受されなくなつたものと思われる。いずれにしても、歌学書類で取り上げられたという点で影響を与えたことは間違いないであろう。

以上のように、当該歌合での俊頼詠は、奇語や古風な表現、奇想の歌が見られ、俊頼は忠通家歌合という場において新奇な試みを実践していたと考えられる。そして、こうした俊頼の試みが平安後期、特に清輔を中心に享受されたことが指摘できる点は注意される。

それでは、基俊の詠歌表現はどのようなものであろうか。基俊の作風については、『古今集』を中心にさまざま

まな先行作品を撰取した、「典拠主義」「古典主義」的な要素が強いことがすでに指摘されている。<sup>(39)</sup>

⑬霜さえてかれ行をのゝ岡べなる櫛のくちばにしぐれふる也 (「時雨」五番右10・基俊、俊持／基勝)

俊云、……後哥、「岡べなる」、すべらかにくだらず。「ならのくちば」もいかゞ。くちなば、をとづれもやあらん。あながちの事か。

基云、……「櫛<sup>\*</sup>の朽葉にとづれん時雨は」、今すこし聞なれたる心ちぞし侍る。

\*櫛の朽葉にとづれん時雨は―底本欠。誤脱とみて補った。

⑭けさみればさながら霜をいたゞきて翁さび行しらぎくの花 (「残菊」三番右30・基俊、諸本勝負付ナシ)

俊云、……次哥には、「おきなさび行」といへる事、たしかにしらぬ事也。たゞ、ふるき哥に付てころうるに、「おきなさび」と云ことば、「翁ざれ」と云詞とこそ承をきたるに、是は此心にたがへり。よもさは侍らじ。慥なる事を尋て一定を可申。

基云、……右の、「さながらに霜をいたゞきておきなさびゆく」とよめる、「のこれる菊」はか様にもよみてん、と見え侍り。ひがごとによ。

⑮かつみれ「ど」猶ぞ恋しきわぎも子がゆつのつまぐしいかでさゝまし

(「恋」二番右52・基俊、俊未判／基勝)

俊云、……後哥は、「ゆつのつまぐし」とは、素戔嗚尊の稲田姫に相<sup>\*</sup>「初」給し時、御みづからにさし給ふくし也。此哥は、「かつみれど」ゝよまれたれば、既に相にける心なんみゆる。すゑの句に「いかでさゝまし」とあれば、まださゝぬとこそみゆれ。本文にはたがひたる様に見ゆる。読人に可尋事也。昔承しにはたがひたり。ひがごとの覚けるにや。勝負無論。

基云、……右哥、詞にあやまつ所もなく、哥がらもあしからねば、すこしよろしとはひがごとによ。

\*かつみれど―底本「かつみれは」。俊頼判所引の本文にあわせ、誤写とみて校訂した。初二句のつながりは逆接のほうが

わかりやすい。\*相初給し―底本「相給し」。文脈を勘案し、誤脱とみて「初」を補った。

まず目につくのは、基俊は自詠を勝とする場合が多いということである。「残菊」三番は現存諸本すべて勝負付を欠くが、「残菊」題においてはこのような詠むものだ、と自詠をもって「残菊」題詠の模範とするかのような口吻からは、明確な自賛の意識が読み取れる。こうした基俊の態度は、自詠をむしろ積極的に負とする俊頼とは対照的といえよう。

しかし俊頼判を見れば、基俊詠の表現もさまざまな点で批判を受けていることがわかる。例えば「時雨」題の⑬は、「霜が冷たく置いて枯れていく、小野の岡のあたりの檜の朽葉に時雨が（音を立てて）降る」と詠むが、俊頼からはまず、三句「岡べなる」が「すべらかにくだらず」と批判され、四句「檜のくちば」も、朽ちてしまつては時雨の音が聞こえないのではないかと指摘されている。⑬は『基俊集』207では四句が「ならの広は」と改められ、その形で『千載集』（冬・401）に入集している（『千載集』が「題しらず」とするのは『基俊集』の本<sup>40</sup>文で収録したためか）ことから、基俊は後者の批判を受けて改めたのであろう。

一方、前者の批判にあった「岡べなる」については、『基俊集』でも『千載集』でも改められていない。ここから基俊の表現への意識が読み取れるように思われる。俊頼は「すべらかにくだらず」と評したが、俊頼における評語「すべらか」については、詞のよせや縁語関係によって緊密に構成された歌を評価する語であることが、藤原將寛氏によって指摘されている。<sup>41</sup> それに従えば、ここでは「岡べ」の語が、一首のほかの詞と特に関わりを持っておらず、浮いているように見えることが批判されたということであろう。確かに、⑬は「岡べなる」の句がなくとも一首の歌意は問題なく通るように思われる。しかしながら、基俊は批判を受けた「岡べなる」を改めなかった。実は「岡べなる」は、次に挙げるように、『万葉集』に由来する句である。

ほととぎすきなきとよますをかべなるふぢなみにはきみはこじとや

〔霍公鳥来鳴動岡邊有藤波見者君者不来登夜〕

（『類聚古集』291↑『万葉集』卷十・1991）

さをしかのつまよぶやまのをかべなるわさだはからじ、もはおくとも

〔左小壯鹿之妻喚山之岳邊在早田者不茹霜者雖零〕

(同・803 ↑ 『万葉集』卷十・2220)

しかし、これらのほかには、当該歌合までほとんど用例が見出せない句である。ただし唯一の例外は、『新古今集』に取られた「さびしさをいかにせよとてをかべなるならのはしだり雪のふるらん」(冬・670・藤原国房)で、国房は『後拾遺集』に歌が採られている人物であることから、おそらくは⑬に先行するものと思われる。しかし、判者としては万葉語の撰取に批判的であったことは、俊成との関係においてすでに指摘されているが、作者としての基俊が『万葉集』を撰取して<sup>(43)</sup>おり、批判を受けてもそれを改めていないことは注目されよう。

次に「残菊」題⑭は、白菊の上に霜が置いた様子を、まさに「霜をいたゞきて翁さび行」と詠む。これは前述したように基俊自身が自賛したのだが、一首の眼目は、年老いて白髪になったことを「霜をいたゞく」と慣用的にいうことを逆に利用して、霜が置いた菊を「翁さび行」、すなわち老人らしくなっていく、と比喻関係を逆転させたところにある。しかし俊頼は四句「翁さび行」に疑問を抱き、「ふるき哥」を参考に理解しようとした結果、「翁さび」とは「翁ざれ」と同義である、という結論を下している。これは次に挙げる『俊頼髓脳』での説に基づく。

おきなさびひとながめそかりごろもけふはかぎりぞたづもなくなる

これは、せり河の行幸に、ゆきひらの中納言の、御たかゞひにて、かりぎぬのたもとにつるのかたをぬひ物にして、このうたをやがて文字にぬひつけたりけるとぞ。「おきなさび」といへ<sup>(44)</sup>□「おきなざれ」といふことば也。

(一五四オ〜一五四ウ／三一七〜三一八頁)

俊頼は「おきなさび」詠(『後撰集』雑一・1076・行平、『伊勢物語』一一四段)を挙げ、「翁さび」とは「翁ざれ」と同義と解する(「承をきたる」とあることから、あるいは父経信などからの口伝があったか)。「翁ざれ」

については、「古典大系」や橋本不美男氏のいうように、老人の奇矯なふるまい（「翁戯れ」）とでもいうような意と思われるが、確かに「翁さび」をそのように解釈すれば、俊頼のいうとおり、⑭は歌意が通らなくなる。しかしこれは『伊勢物語』に引きつけすぎた俊頼の誤解というべきもので、基俊は前述のとおり「老人らしくなっていく」と詠んだはずである。この語も次に挙げるように『万葉集』所見の語で、基俊は『堀河百首』において「夕霧にたちかくれつつ女郎花我なづさひて翁さびせん」（秋・女郎花・618）と詠んでいるように、この語に早くから注目していた。

はりぶくろこれはたばりぬすりぶくろいまはえてしかおきなされせん<sup>(45)</sup>

〔波里夫久路己礼波多婆利奴須理夫久路伊麻波衣天之可於吉奈佐備勢牟〕

『類聚古集』 3270 ↑ 『万葉集』 卷十八・4133

すなわち⑭もまた、当時あまり詠まれていなかった万葉語を取り入れようとした作といえよう。そしてこれ以後、平安後期に「おきなさびあらぬ人にもあへるかながみにむかふよはの月影」（『出観集』秋・404、題「老後見月」）や「小萩原わけゆく袖にうつりけり人にもあらぬ翁さびかな」（『師光集』37、題「草花」）などが用例として見える。また、藤原宗家の「としをへておほくのゆきをいたゞきておきなさびたるこしのしらやま」（『中御門大納言殿集』48、題「ゆき」）などは、明らかに⑭に学んだものと見てよいだろう。基俊や院政期歌人たちの試みた万葉語の摂取が、次代の歌人たちに受け継がれている一例である。

最後の「恋」題⑮は、「ゆつのつまぐし」という奇語が目立つ歌である。これは俊頼判が指摘するように、記紀に見えるスサノヲノミコトの八岐大蛇退治譚に登場する、クシナダヒメが変化した櫛である（第一章注（14）参照）。この語もまた、当該歌合以前に和歌で詠まれた形跡がほぼ見られない<sup>(48)</sup>。すなわち基俊はこれまで詠まれている新しい典拠・本説を持ち込んだといえよう。俊頼が「昔承し」と述べているように、おそらくこの時代でも『日本書紀』の講義や講釈、談義などは行われていたであろうから、当座の方人たちにも「ゆつのつまぐし」

が何かということ自体はそれほど不審に思われなかったであろう。ただ、歌語として意識されていなかった語を和歌に持ち込んだという点で、⑮はまず人々の耳目を引いたものと思われる。

基俊の作意としては、一度は恋しい人に逢ったものの、その後何らかの事情によって逢えず、ただ恋しさが募っていくので、スサノヲノミコトのように、愛しい人が変化した「ゆつのつまぐし」——ここでは、愛しい人になりかわったもの、程度の意味で考えておけばよいであろう——をどう挿したのか、と恋心に戸惑うさまを詠んだものである。記紀を本説とするものの、例えば「日本紀竟宴和歌」のように、直接的に記紀の内容を和歌に翻案しているわけではないと思われる。しかし、俊頼からは本説である記紀との整合性において批判があった。

俊頼は⑮の初句「かつみれど」に注目し、そのようにいうからには、詠歌主体とその思い人は一度は逢ったはずだ、と指摘する。ところが、⑮は「ゆつのつまぐし」を詠んでいるので、詠歌主体はスサノヲノミコトであると解せる。だとすれば、その思い人はクシナダヒメになるはずだが、記紀においては両者は初対面なので、「かつみれど」と詠むのは矛盾するのではないか。また、結句に「いかでさゝまし」とあるが、「まし」はためらいの意志を表す助動詞であるから、詠歌主体（スサノヲノミコト）はまだ「ゆつのつまぐし」を挿していないことになる。そうすると、スサノヲノミコトとクシナダヒメはまだ逢っていないことになり、やはり初句「かつみれど」と矛盾するのではないか——以上が俊頼の批判であるが、あくまでも本説に拠って解釈するかぎりには、十分に納得できる指摘と思われる。<sup>49</sup>ただし、さきに述べたように、基俊は直接的に本説である記紀の内容を詠んだわけではなかったであろう。結局のところ俊頼の批判は、⑮が新奇な本説を詠んだものであったために生じた批判ではなかったか。

いずれにしても、ここでは目新しい典拠・本説を、新奇な歌語とともに持ち込み、新たな趣向を開拓しようとした基俊の試みをこそ評価すべきであろう。そして、この試みもまた後代に引き継がれていく。「わぎもこがゆつのつまぐし」さしもやはつれなき人を思ひわたらん」(『後鳥羽院御集』詠五百首和歌・恋・976)などは詞続きが

類似しており、明らかに⑮の影響下にあるものといつてよいだろう。

以上、基俊の詠歌表現を見てきたが、基俊もまた俊頼と同じように、当該歌合において万葉語の摂取や新奇な趣向、新たな典拠・本説の発掘に努めていたと見られる。三代集の歌風を庶幾し、保守的な傾向が強いとされることの多い基俊ではあるが、彼もまた当該歌合では実験的な試みをしていたといつてよい。忠通家での歌合が、そのような試みが実践的に行われる場でもあったことが知られるのである。

そして、多くの場合、俊頼と基俊は互いの表現を厳しく批判しあっている。これもまた新しい表現を議論の俎上に載せることで、その新しい表現への注目を集めようとする試みであったろう。康和二年（一一〇〇）四月二十八日宰相中将国信歌合（『歌合大成』<sup>242</sup>）における当座での論難を挙げるまでもなく、両者は好敵手と見なされていた（また彼ら自身にもそのような自覚がある程度はあったであろう）。当該歌合では、考え方の異なる両者によってそれぞれ判詞が書かれることによつて、忠通をはじめとする参加者たちの、詠歌表現に対する理解がより深められていくことが企図されていたように思われるのである。

### おわりに

本章では、当該歌合の詠歌表現を概観してきた。初学者の忠通や、歌合・歌会などへの出詠経験が乏しい歌人が参加者の大半であった当該歌合であるが、そこで詠まれた歌には、先行例の僅少な目新しい表現や、それまで和歌で詠まれたことのない表現、あるいは和歌の伝統的な枠組みから逸脱するような新奇な発想・趣向で詠まれた歌などが散見される。これらは、院政期の新しい表現を生み出そうとした潮流に合致しているといえるだろう。ただし、そのようにして詠まれた「新しい表現」が、そのまますぐに受け入れられるわけではない。衆議で批判されることも、最終的な判定（判詞）で批判されることもある。当該歌合の場とは、結局のところ、このように「新しい表現」が試みられ、それによつて人々からどのような反応が得られるのかを見る、実験的な場として

あつたように思われる。それは例えば、次の『袋草紙』の逸話からもうかがえる。

又歌二有詠吾事。今殿下ニテ俊頼朝臣詠卯花云々、

うの花の身のしらがとも見ゆる哉賤が垣ねもとしより俊頼にけり

位署不書シテ献之。人々思ヨラザルノ処、其名、載歌中云々。是独歩之時事也。

(上・和歌書注事・三四六頁)

これは俊頼が、「卯花」の題詠で自身の名「としより」を詠み込んだ歌を詠出し、人々の注目を浴びたというものであるが、注意されるのは、その場が「今殿下」、すなわち忠通のもとであつたことである。これは歌合の例ではないが、忠通家という場はこのような表現の実験が試みられ、人々の反応を確かめようとする場であつたのではないか。

最近、吉野朋美氏は、堀河天皇近習の楽人であつた俊頼の「公的ながらうちとけた場において即興で詠むからこそ許された日常語・俗語や新奇な表現・新しい趣向を、内裏や貴顕の邸での歌会や歌合など晴儀性の強い場でも詠み込み、晴の和歌に詠める表現やことばの領域を広げていこうという試み」(四二頁)を論じている。<sup>(50)</sup>吉野氏はさらに、こうした試みを歌合に敷衍し、国信歌合(『歌合大成』<sup>242</sup>)での詠歌表現について、「衆議判の歌合だからこそ、自らの詠作意図を開陳することができ、詠み方の根柢まで示せる。そしてこの試みが広く認知されるのである。……新奇な表現を評定の俎上に載せることに意味がある」(四六〇四七頁)と評しているが、当該歌合もまさにそのような場として認識されていたといえるだろう。そしてそれは、俊頼に限つたことではなく、基俊や忠通、その他の歌人にも同様であつたと思われる。当該歌合をはじめとする忠通家の歌合は「密儀」の歌合であり、「公的」な要素の薄い歌合であるからこそ、公の場では本来的に躊躇されるような新奇な表現を実践的に詠出し、批評しあう場として機能していたと考えられるのである。

注

- (1) 当該歌合の本文は、第一章で確認したように、宮内庁書陵部蔵桂宮旧蔵本(書A)を底本として用いた。清濁・句読点等は私意。他本によって校訂した箇所は「」で示した。
- (2) 先行注釈とその略称は次の通り。日本古典全書『歌合集』(峯岸義秋校注、朝日新聞社、一九四七) Ⅱ「全書」、日本古典文学大系『歌合集』(谷山茂校注、岩波書店、一九六五) Ⅱ「古典大系」、『歌合大成』二九六 Ⅱ『歌合大成』、鳥井千佳子『忠通家歌合新注』(新注和歌文学叢書、青簡舎、二〇一五) Ⅱ『新注』、龍谷大学歌合輪読会「元永元年十月二日内大臣忠通家歌合 注釈(一)〜(四)」(『古典文藝論叢』9、10、11、『國文學論叢』63、二〇一七・三、二〇一八・二、二〇一八・三、二〇一九・三) Ⅱ「注釈」、和歌文学大系『王朝歌合集』(鈴木徳男校注、明治書院、二〇一八) Ⅱ「和歌大系」。以下の論では、特に、稿者も参加した「注釈」での成果に多くを拠っている。
- (3) 「注釈(四)」所収「作者略伝」。
- (4) 『金葉集』異本歌を含めれば四首。ただし、このうち二度本『金葉集』夏・124「わぎもこにあふさかやまのほととぎすあくればかへるそらになくなり」(詞書「暁聞郭公といへることをよめる」、作者「源定信」)は、永長元年(一〇九六)五月三日左兵衛佐師時歌合(『歌合大成』235)では「のぶすゑ」の詠として伝わっている。「のぶすゑ」が定信と同一人物であるかは不明。『勅撰作者部類』は「金二千一」としている。なお『勅撰作者部類』の本文は、小川剛生『中世和歌史の研究 撰歌と歌人社会』(塙書房、二〇一七)所収の宮内庁書陵部蔵御所本の翻刻に拠った(四六〇頁)。
- (5) 渡辺晴美「忠通家歌壇形成に関する考察——先行歌壇との関連について——」(『和歌文学研究』51、一九八五・一〇)。
- (6) 谷山茂「歌合における女性」(谷山茂著作集 四『新古今時代の歌合と歌壇』角川書店、一九八三 初出『国

文学 解釈と教材の研究』4・5、一九五九・三二)、田渕句美子「歌合における女房——構造化のもたらす排除——」(『女房文学史論——王朝から中世へ——』岩波書店、二〇一九 初出・兼築信行・田渕句美子編『和歌を歴史から読む』笠間書院、二〇〇二)など参照。

(7) 注(6) 前掲田渕氏論文、および同「女房の声——禁忌の意識——」(注(6) 前掲田渕氏著書 初出『日本文学研究ジャーナル』2、二〇一七・六)参照。

(8) 「女房」という隠名については、峯岸義秋『歌合の研究』(三省堂、一九五四 復刻版・パルトス社、一九九七)、兼築信行「女房」という出詠名(覚え書き)、『礫』120、一九九六・一〇)、田渕句美子「女房ではない「女房」——高貴性と逸脱性——」(注(6) 前掲田渕氏著書 初出『日本文学』51・6、二〇〇二・六)など参照。また、鳥井千佳子「藤原忠通と忠通家歌合について」(『新注』解説)に「参加した歌人たちが出詠された和歌について忌憚のない意見を言い合うための処置なので、忠通の歌であることを他の参加歌人たちに隠そうとすれば、女房たちを本当に参加させる必要がある」(四二七頁)と言及がある。

(9) 注(8) 前掲鳥井氏解説は、こうした忠通家での歌合のあり方を「十二世紀におこなわれた(和歌のワーکشヨップ)」であると評している(四五〇〜四五二頁)。

(10) 注(8) 前掲鳥井氏解説・四〇九頁以下参照。

(11) 『催馬楽』呂の歌「妹之門」<sup>いもがかど</sup>には「妹が門 夫が門 行き過ぎかねてや 我が行かば 肱笠の〔比知可左乃〕 肱笠の 雨も降らなむ しで田長 雨やどり 笠やどり やどりてまからむ しで田長」とある。ここでは「袖笠」ではなく「肱笠」ではあるが、同趣のものとしてよいだろう。この歌からも恋の興趣が看取される。『催馬楽』の本文は、新編日本古典文学全集『神楽歌 催馬楽 梁塵秘抄 閑吟集』(臼田甚五郎校注・訳、小学館、二〇〇〇、一五五頁)に拠った(「」内は原表記)。

(12) ただし、「色ならぬ衣」あるいは「色ならぬ心」という措辞となると、次のような先行例が見出せる。

おなじ人のもとに、月あかきよ、内よりおはして

きもなれぬよるのころももさよなにかへるかへるもあはれなりけり

〔朝光集〕67)

かへし

いろならぬころももなかかへるにはうすくなるらん身にしみてかく

(同・68)

ゑに、むめの花見るとて、女、つまどおしあけて、一三人あたるに、みな人人ねたるけしきかいたるに、いとさだすぎたるおもとの、つらづゑつきてながめたるかたあるところ

春の夜のやみのまどひにいろならぬころにはなのかをそしめつる

〔紫式部集〕46)

これらの例を見ると、「色ならぬ……」という措辞は、基本的に「色気のない」「美しくもない」というような意味で理解してよいと思われる。

- (13) 『催馬楽』律「東屋」に「東屋の 真屋のあまりの〔末也〕乃安万利乃」 その雨そそき 我立ち濡れぬ  
殿戸開かせ／鋌も 鋌もあらばこそ その殿戸 我鎖さめ おし開いて来ませ 我や人妻」(注(11) 前掲書・一二四頁)とある。

- (14) 後には「山里はあらし吹く夜のむら時雨窓うつ音にめをさますかな」(『久安百首』冬・751・実清)といった例がある。

- (15) 俊頼判「哥は不読はさらずもやあるべからず」について、「和歌大系」(底本・書A)は「歌に不<sup>(よまず)</sup>読はさらずもやあるべからず」(二八三頁)と意によって校訂している(校訂一覧・三七四頁)。これであれば、「和歌に詠まないことは避けないうてはならない」の意と解釈でき、漢詩的な表現は避けるべきだ、との指導的発言となる。

- (16) 当該歌合の判詞に「いひなる」の用例は、俊頼判に二例(「時雨」二番・六番)、基俊判に三例(「時雨」十一番・「残菊」四番・十二番)見える。

- (17) 「古典大系」三三六頁・頭注四は『詩経』の「蒹葭蒼蒼、白露為霜」（国風・秦風「蒹葭」、本文は新釈漢文大系『詩経 中』、石川忠久著、明治書院、一九九八、四六頁に拠る）を引く。
- (18) 『宝物集』の本文は、新日本古典文学大系『宝物集 閑居友 比良山古人靈託』（小泉弘・山田昭全校注、岩波書店、一九九三、二五九頁）に拠り、『新編国歌大観』番号を付した（新大系の歌番号は375）。
- (19) なお、現存の『万葉集』に「冬枯れ」の用例は見出せない。
- (20) 『更級日記』の本文は、新編日本古典文学全集『和泉式部日記 紫式部日記 更級日記 讃岐典侍日記』（犬養廉校注・訳、小学館、一九九四、三三三頁）に拠り、『新編国歌大観』番号を付した。
- (21) ただし、先行例でも「冬がれになづみし駒もはるくればいばゆばかりに成りにけるかな」（『堀河百首』春・春駒・192・河内）と、助詞「に」とともに詠む例が一例のみ見出せる。
- (22) 小田勝『実例詳解 古典文法総覧』（和泉書院、二〇一四）は、「…残る」という形の動詞について、「…ナイデ残る」の意になるもの（「消え残るへ∥消えナイデ残る」）「散り残るへ∥散らナイデ残る」などと、「…タママ残る」の意になるもの（「咲き残るへ∥咲いたママ残る」）「枯れ残るへ∥枯れたママ残る」などの二種類あることを指摘している（「動詞の連続形式」項、六一〜六二頁）。さらに小田氏はこのことに関連して、『実例詳解 古典文法総覧』補遺稿」第5回（和泉書院ホームページ連載、二〇一八年三月一日更新、<http://www.izunipb.co.jp/kotenbunpouhoikou/hoikou05.pdf>）において、『清輔集』189番の「うつろひのこる」の例を挙げ、どちらとも決しがたいと述べている（一一〜一二頁）。
- (23) 『伊勢物語』の本文は、新編日本古典文学全集『竹取物語 伊勢物語 大和物語 平中物語』（福井貞助校注・訳、小学館、一九九四、一四三頁）に拠った。なお山田清市『伊勢物語校本と研究』（桜楓社、一九七七）によれば、「よしや草葉よ」の「よ」には「の」の異文がある。
- (24) 注（8）前掲鳥井氏解説・四二九頁。

(25) 『田多民治集』の本文は『新編私家集大成』に拠った(清濁は私意)。底本は『新編国歌大観』と同じく宮内庁書陵部蔵本(五〇一・四一)であり、歌番号は『新編国歌大観』と共通。なお、『田多民治集』は伝本が三本知られるのみで、宮内庁書陵部蔵本(五〇一・二〇二)とその親本である冷泉家時雨亭文庫蔵本(冷泉家時雨亭叢書『資経本私家集 四』(朝日新聞社、二〇〇五)所収)は91番歌(⑧)から98番歌まで一丁分を欠く。『新編私家集大成』解題(木越隆・佐藤恒雄)、および冷泉家時雨亭叢書・解題(樋口芳麻呂)参照。

(26) 145番歌には「ひまなき事」とあるが、これは「恋(こひ)」の誤写かと思われる。注(25)前掲冷泉家時雨亭叢書は平仮名で「こと」としており(一八ウ/二九六頁)、伝来の過程で「こひ」↓「こと」↓「事」と変わっていったものか。

(27) なお、二句「いなのかさはら」について、『田多民治集』は「をかき歟本ノ」と傍記しているが、これは書写者が「いなのかさはら(猪名の笠原)」という地名を認識できなかったためであろう。「いなのかさはら」は他例が見出せず、珍しい表現である。ただし、俊頼は「いひなれたり」と肯定的に評した。

(28) 代表的なものとして、橋本不美男『院政期の歌壇史研究』(武蔵野書院、一九六六)、関根慶子「俊頼の和歌」(『中古私家集の研究 伊勢・経信・俊頼の集』風間書房、一九六七 初出『散木奇歌集の研究と校本』明治図書、一九五二)、池田富蔵『源俊頼の研究』(桜楓社、一九七三)、小峯和明『院政期文学論』(笠間書院、二〇〇六)「IV 源俊頼論」の各論、岡崎真紀子『やまことば表現論——源俊頼へ』(笠間書院、二〇〇八)など。

(29) 『和歌初学抄』は「うらごの山」を信濃国の歌枕として「モミヂナドニヨムベシ」(冷泉家時雨亭叢書『和歌初学抄 口伝和歌抄』朝日新聞社、二〇〇五、九〇ウ/一九二頁)と注している。当時も歌枕として認識されていたであろうが、先行例は「吹く風にすまひやすらむ神なびのうらごの山のみねのみみぢば」(『恵

慶集』228)とあるのが唯一。

(30) 『歌合大成』一八二〇頁。

(31) 「古典大系」三二六頁・頭注。

(32) 代表的な歌集における「べらなり」の使用数を数値で示せば、『古今集』に二十三例(全歌数の約二%)、『貫之集』に四十七例(約五%)、『古今和歌六帖』に五十七例(約一・二%)となる。勅撰集では、三代集までは用例がある(『後撰集』十四例、『拾遺集』九例)が、『後拾遺集』以降はほぼ用例が見えなくなる(『玉葉集』に四例、『続拾遺集』に二例、『風雅集』、『新拾遺集』に各一例見えるが、いずれも三代集時代の詠)。

(33) 『和歌童蒙抄』に「クモキガクレニスムタツモ」トハ、ムカシモロコシニ、庄子曰、子帳見魯哀公、不礼。去曰、君好士也。有似葉公子高之好竜。彫文画之。於是天竜聞而下之。窺頭於牖、抱尾於堂。葉公見之、失其魂魄。五色無主。是葉公非好竜也。好天似竜而非竜也。今君非好士也。好天似士者」(卷九・獸部・竜・七七二頁)とある。

(34) 「是は、葉公が竜をみるとねがひて、竜の形を画ける時、竜下て棟梁之間にわだかまる事をよめりける」(『六百番陳状』恋九・寄絵恋)。『六百番陳状』の本文は新日本古典文学大系『六百番歌合』(久保田淳・山口明穂校注、岩波書店、一九九八)所収の「付録」(四六八頁)に拠った。

(35) 「古典大系」五二二頁・補注一〇が引くように、『新序』卷五・雑事に「葉公子高好龍、鉤以写龍、鑿以写龍、屋室雕文以写龍。於是夫龍聞而下之、窺頭於牖、抱尾於堂。葉公見之、奔而還走、失其魂魄」とある(叢書集成初編『新序』中華書局、一九八五)。なお、注(33)前掲『和歌童蒙抄』が「庄子曰」と引くように、これは『莊子』の逸文と思われる(現存の『莊子』には見えない)が、黒田彰子『和歌童蒙抄注解』(青簡舎、二〇一九)は『芸文類聚』からの引用とする(七七二頁)。ほかに和泉新・佐藤保編『中国故事成語大辞典』(東京堂出版、一九九二)も参照。

(36) ただし、「たつ」、「竜（龍）」では、「立つ」や「龍田」なども用例に挙がってくるため、『新編国歌大観』での詳細な用例検索は困難である。「時によりすぐれば民のなげきなり八大竜王雨やめたまへ」（『金槐集』雑・719）が思い当たる程度であろうか。

(37) 『狭衣物語』の本文は新編日本古典文学全集『狭衣物語②』（小町谷照彦・後藤祥子校注・訳、小学館、二〇〇一、二五八頁）に拠った。

(38) 例えば『源氏物語』を例にとると、「口惜しや」は次の三例見出されるが、いずれも会話文や心中思惟において用いられているため、やはり「口語的な表現」であるといえよう。

・「などか御子をだに持たまへるまじき。口惜しうもあるかな。契り深き人（||光源氏）のためには、いま見出でたまひてむと思ふも口惜しや。限りあれば、ただ人にてぞ見たまはむかし」

（濔標・②・二八一頁、朱雀帝↓朧月夜）

・「……ただまことに心の癖なくよきことは、この対（||紫の上）をのみなむ、これをぞおいらかなる人と言ふべかりける、となむ思ひはべる。よしとて、また、あまりひたたけて頼もしげなきも、いと口惜しや」

（若菜上・④・一三〇頁、光源氏↓明石の女御）

・宮（||女三の宮）はこの暮つ方より、なやましようしたまひけるを、その御けしきと見たてまつり知りたる人々騒ぎ満ちて、大殿（||光源氏）にも聞こえたりければ、御心の中は、あな口惜しや、思ひまざる方なくて見たてまつらましかば、めづらしくうれしからまし、と思せど、……

（柏木・④・二九八頁、光源氏の心中思惟）

(39) 『和歌文学大辞典』（古典ライブラリー、二〇一四）「基俊」項（仁木夏実執筆）、および滝沢貞夫『基俊集全釈』（私家集全釈叢書、風間書房、一九八八）「解説」二四〇二五頁参照。ほかに基俊の詠歌表現については、佐藤雅代「藤原基俊の表現意識——歌枕を中心にして——」（『文芸研究』70、一九九三・九）、同「藤

原基俊における詠歌の方法——歌合判詞の視座を通して——」（『文芸研究』71、一九九四・二）、同「堀河百首」と藤原基俊——歌題への意識と表現——」（『文芸研究』72、一九九四・九）、同「藤原基俊と『伊勢物語』」（『文芸研究』77、一九九七・三）の一連の論考がある。

(40) 新日本古典文学大系『千載和歌集』（片野達郎・松野陽一校注、岩波書店、一九九三）は当該歌の脚注（片野氏担当）で、「『広葉』としたことによって、時雨の糸の夕冷えの光が見え、乾いた広葉を叩くかそけき音が聞えて来た」（二二三頁）と評する。

(41) 藤原将寛「俊頼判における歌合評語「なだらか」と「すべらか」の差違について」（『國文學論叢』62、二〇一七・二）。

(42) 久保田淳『新古今歌人の研究』（東京大学出版会、一九七三）第二篇「藤原俊成の研究」第三章「歌論」第二節「万葉集に対する態度」、田村柳壺「俊成歌論における万葉撰取について」（『後鳥羽院とその周辺』笠間書院、一九九八 初出『語文（日本大学）』39、一九七四・三）

(43) 注（39）前掲滝沢氏解説・二〇〇二頁において、基俊も『万葉集』から多くの撰取を行っていることが指摘されている。滝沢氏によると、基俊の歌三五七首のうち、『万葉集』の影響が認められるものは三十二首にのぼるといふ。

(44) 「古典大系」五二〇頁・補注七、および新編日本古典文学全集『歌論集』（小学館、二〇〇二）所収「俊頼髓脳」（橋本不美男校注）一六四頁・頭注五、頭注一一。

(45) 『類聚古集』は本行本文を「おきなさね」とするが、原文が「於吉奈佐備」である以上、傍記によって「おきなさび」と訓むべきであろう。あるいは俊頼の「翁さび」「翁ざね」の混同にも関係があるかもしれない。

(46) 「翁さぶ」の用例は、『万葉集』以後当代までの間に、『後撰集』『伊勢物語』の行平詠が見出せるのみ。ただし、基俊がこの語を詠んだのと同じ『堀河百首』に、「何をして翁さびけん朝ごとに鏡のかげをかつとが

めつつ」(雑・述懐・公実)の例がある。

(47) この集は『新編国歌大観』未収のため、本文・歌番号ともに『新編私家集大成』に拠った(書籍版『私家集大成』では「歌人佚名(口)」として収録)。

(48) 唯一の例として、「アサマダキタブサイトナクカキナヅルカミナビクナリユツノツマガシ」(『袖中抄』第七・304)が見出せる。ただしこの歌は出典未詳で、⑮との先後関係は詳らかでないうえに、この歌は記紀を直接の典拠とはしていないものと思われる。『袖中抄』の本文は橋本不美男・後藤祥子編『袖中抄の校本と研究』(笠間書院、一九八五)に拠った(一五九頁)。歌番号は『新編国歌大観』のものを用いる。

(49) ただし顕昭はこの俊頼判を、「『カツミレド』、云事、アヒテノチトノミサダムベキニアラズ」(注(48)前掲書・一六〇頁)と批判する。しかし、これは「見る」を「逢う」意ととるか、文字通り単に「見る」意ととるかの違いであり、さほど本質的な批判とも思われない。

(50) 吉野朋美「源俊頼の試み——堀河天皇歌壇における立場と詠歌のかかわりについて——」(『国語と国文学』96・12、二〇一九・一二)。

## 第四章 元永二年七月十三日内大臣忠通歌合の追判をめぐって

### はじめに

元永二年（一一一九）七月十三日、忠通は、現存資料で知られるかぎり九度目の歌合を催した（『歌合大成』300「元永二年七月十三日内大臣忠通歌合」）。題は「草花」・「晩月（暮月）」・「尋失恋」の三題<sup>(1)</sup>で、歌人は二十二人、計三十三番という、忠通家では前年十月二日の歌合（『歌合大成』296、以下単に「歌合296」という）に次ぐ規模の歌合である。

当該歌合は、歌題構成や番数が類を見ないものであることなど、さまざまな点において注目されるものであるが、特に重要な点としては、まず第一に、忠通家歌壇の指導者と目される俊頼ではなく、顕季が判者として招かれていたこと、そして「又判云……」で始まる追判を載せる伝本があること、の二点であろう。本章では特にこの二点目に注目する。

従来、この追判が誰の手になるものなのかについて、諸説があった。大きく分けると、初判の判者・顕季自身による追判とする説、当該歌合に方人として参加した基俊の手になるという説、そして当該歌合に直接は参加していない俊頼の手になるという説の三つである。本章では、当該歌合の研究史をたどりつつ、追判が用いる評語と表現に着目して、追判者が俊頼であることを論じたい。

### 第一節 歌合の概要

まず当該歌合の概要について、先行研究に拠りつつ、簡単にまとめておく。歌題・番数は前述のとおりで、これが類を見ないものであったことは『歌合大成』はじめ先行研究でもすでに指摘されている<sup>(2)</sup>。季題（秋）二に加え恋題一という構成は、歌合296（季題二「残菊」・「時雨」、恋題一「恋」）と同様であるが、恋題が素題「恋」か

ら結題「尋失恋」へと変わっている点に、主催者・忠通をはじめとする参加者の、和歌に対する習熟度が上がったことや、さらなる学びを求める態度を読み取ってよいだろう。

次に出詠歌人であるが、当該歌合では歌人は左右それぞれの方に固定されており、番も左右が固定され、歌合296のような乱番とはなっていない。歌合催行の形態もこなれてきたのであろう。以下、二十卷本巻頭の一覧に従って掲出すると、左方は季通・撰津・無名女房（忠通）・盛家・尹時<sup>(5)</sup>・上総・為真<sup>(6)</sup>・雅光・頭仲・宗国・頭国、右方は仲房・雅兼・定信・忠隆・行盛・基俊・時昌・兼昌・道経・忠季・師俊である。このうち季通・行盛・忠季は忠通家の歌合に初見の歌人であるが、忠季については歌合296にも出詠した忠房と同一人物であることが『歌合大成』によって指摘されており、従うべき見解であろうと思われる。また、行盛は忠通家歌壇の構成員である宗国の同母兄で、これ以前、天永二年（一一二二）十月五日に忠通主催の詩会（作文始）に参加していることが、渡辺晴美氏によって指摘されている。<sup>(10)</sup> 渡辺氏はさらに、残る一人の季通は忠通の舅・宗通の男であり、彼の参加はその縁によるかと論じており、そうすると、出詠したほとんどの歌人は忠通家歌壇の構成員で占められているとあってよい。なお、忠通家歌壇の指導者と目される俊頼が参加していないことについては、当時俊頼が伊勢へ下向していたためと推測されている（『歌合大成』）ものの、明らかでない。また、二十卷本により、忠通は歌合296と同じく「女房」と名を隠して出詠したことが知られる。<sup>(11)</sup> 忠通の身分を隠すことで、当座での難陳を活発にする意図があったのであろう。

俊頼に代わって当該歌合の判者を務めた頭季は、忠通家の歌合では初めての判者となる。頭季は白河院の近臣として承暦二年（一〇七八）四月二十八日内裏歌合（『歌合大成』<sup>203</sup>）をはじめ多くの歌合に出詠しているが、歌合判者としての活動歴は、当該歌合以前には、永久四年（一一一六）三月二十一日雅定家歌合と、同年六月四日、および元永元年（一一一八）六月二十九日の実行家における歌合の判者を務めている（『歌合大成』<sup>281・284</sup>）<sup>295</sup>）ことが知られ、忠通家との直接的な交渉はほとんど見出せない。雅定・実行はいずれも頭季女を室として

いることから、顕季は主として近親者が主催する歌合において判者を務めたものと思われる。

しかし、顕季と忠通に文学的交流がまったくなかったわけではない。渡辺晴美氏は、顕季の家集『六条修理大夫集』の次の詠から、顕季と忠通家との交渉を指摘している。<sup>(14)</sup>

内府於東三条、夏夜月并怨人恋

あくるかとみるほどもなくあけにけりをしみもあへぬ夏のよの月

〔六条修理大夫集〕168

ことのはをたのまざりせばとしふともひとをつらしとおもはざらまし

(同・169)

詞書の「東三条」がすなわち忠通邸である。この日の歌合(『類題鈔』474により永久五年(一一一七)の会と判明する)では「夏夜月」と「怨人恋」(『類題鈔』は「怨久恋」とするが、「人」でよいと思われる)の二題が出題されたが、この題を調べると『散木奇歌集』に「夏夜月」題が見え、おそらく同一の詠作機会であったことが推測されよう。すなわち、顕季と俊頼は忠通家で催された同じ歌会に出席していたと見られるのである。<sup>(15)</sup>

殿下にて、夏の夜月をよめる

あぢさへのはなのよひらにてる月をかげもさながらをるみともがな

〔散木奇歌集〕夏・315、六一オ／一三一頁)

これらのことから、顕季が忠通家での和歌行事に参加していたことはほぼ間違いない。しかし、歌合の判者として招聘されたのは当該歌合が初めてである。また、これ以降も歌合への参加は、現存資料の範囲では確認できない。なぜ当該歌合において、顕季が判者として招かれたのであるうか。渡辺氏はこれについても、前述した季通の場合と同じく、忠通の舅・宗通との縁によると論じる。宗通は実行と同様に、顕季女を室をしているのである(なお季通はその顕季女を母とする)。忠通が宗通女の宗子と結婚したのは、『殿曆』『中右記』によれば元永元年(一一一八)十月二十六日のことで、歌合<sup>296</sup>(同年十月二日)をはじめ、忠通家で立て続けに歌合が行われた直後である。その時点までは、忠通と顕季に直接的な姻戚関係はなかった。すなわち、当該歌合において忠通

家では珍しく顕季が判者を務めたのは、忠通の舅・宗通が仲介をした結果であろうとされた。これは妥当な推定と思われ、何らかの理由で参加できなかった俊頼に代わり、新たに姻戚関係となった顕季を判者として迎えたと思しい。

さて、当該歌合の伝本については、『歌合大成』がまとめているように、二十巻本の系統（甲）と、「又判云：…」以下の追判を有する別系統（乙）との二種に大別される。以下、各伝本について簡単にまとめる。

#### 〈甲本〉

##### ・二十巻本類聚歌合（断簡）

根津美術館蔵卷子本一卷（国宝、『歌合大成』甲本A）と、ほかに十葉の存在が知られる（『歌合大成』断簡B～K）。根津美術館本は複製本が刊行されており（根津美術館編『国宝内大臣殿歌合』便利堂、一九四三）、また小松茂美編『古筆学大成 歌合一』（講談社、一九九二）三一八～三二五頁には、Aの巻頭と末尾、および断簡B・D・G（前半のみ）・J・Kの図版が掲載されている。

##### ・群書類従本

版本『群書類従』巻一八三所収。本文は二十巻本と同系統だが、冒頭作者一覧の錯誤を歌合本文にあわせて合理的に訂正している（ただし右方「行盛」の名を欠き、空白にしている）ことに加え、「尋失恋」題の五番以下をすべて欠いている。なお、末尾に「右元永二年内大臣家歌合以忠家卿真跡書寫依無類本不能校正矣」との注記があり、当時「忠家卿真跡」とされた二十巻本を親本としたことが知られる。

#### 〈乙本〉

・静嘉堂文庫蔵本（一八五四二・一・〇四／三七）※『新編国歌大観』底本

- ・神宮文庫本（三／一〇一〇）
- ・刈谷市立中央図書館村上文庫蔵本（W一六七一）
- ・今治市河野信一記念美術館蔵本（一二三・九五八）
- ・龍谷大学大宮図書館写字台文庫蔵本（九一一・二九／一七・W）
- ・京都女子大学図書館谷山文庫蔵本（N九一一・一八／U九六）

これらの六本は、いずれも「御草子中書／文明九年六月四日以杵伊被仰出之／同七月六日令進上訖 信忠（花押）」、「自信忠手相伝了」の奥書を有しており、祖本を同じくする同一の系統である。なお、静嘉堂文庫本は目錄に「文明九写」とあるが、これは本奥書に示された年号に拠ったもので、実際の書写時期とは見なせないであろう（原本は未調査でマイクロフィルムに拠ったが、筆跡は江戸時代のものと思われる）。基本的に伝本はすべて近世期以降の写本と見られる。<sup>(16)</sup> また、刈谷市立中央図書館本以下の四本は小沢蘆庵本『歌合集』の一冊で、校訂などの書入、および研究の一環として貼られた付箋などが多く共通し（京都女子大学本のみ大半の付箋を欠く）、一具のものとしてよい。

なお、このほかに『歌合大成』が根津美術館本の忠実な写しとして「前田家本」の存在を挙げているが、未確認である。

以下、本章では主に追判を扱うため、当該歌合の本文は乙本系統（別系統）の静嘉堂文庫本（マイクロフィルム・静嘉堂文庫編『静嘉堂文庫所蔵歌学資料集成 第五編 歌合・歌会』雄松堂フィルム出版、一九七六 フィルム番号一九七）に拠るが、歌句については必要に応じて二十巻本との異同を傍記し、末尾に（廿）と示すこととする。<sup>(18)</sup> 傍記を本行本文に組み込むなどの校訂をした箇所は「」で示す。なお、考察の対象は追判であるため、引用に際しては頭季判詞（初判）を省略することが多いが、特に断らない。

## 第二節 追判をめぐる先行研究

さて、前述したように、当該歌合の追判者については諸説ある。先行研究を概観すると、顕季自身による説、基俊によるとする説、俊頼によるとする説の三つに分かれる。以下、研究史を概観しておきたい。

峯岸義秋氏は、初判と追判からは「内容的にほとんど一致した思想」が読み取れるとし、顕季の追判であることとは否定できないとして、追判を有する別系統の乙本は、もともと顕季の手控本であったと論じる<sup>(19)</sup>。岩津資雄氏も、追判に見られる「節（趣向）を問題として珍らしさを欲している点」と「表現の流麗を庶幾する上から用語の吟味が特にやかまし」い点を挙げ、永久四年（一一一六）六月四日六条宰相実行歌合（『歌合大成』284）の顕季判との類似性を指摘し、「顕季以外の再判とは考えられない」とした<sup>(20)</sup>。

一方、顕季追判説に異を唱えたのが『歌合大成』（萩谷朴氏）である。萩谷氏は、顕季伝来の証本を用いたと考えられる『袋草紙』が追判を載せていないこと、そして初判と追判とでは判定が変わっている場合が多いことを挙げ、顕季追判説には賛同できないとする。確かに、追判に際して初判から判定が変わった番は、次の〈表〉に掲げるとおり全三十三番中二十一番にもものぼり、同一人物による追判とは考えにくいといえる。

〈表〉当該歌合判定一覧

|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 草  |    |    |    |    | 花  |    |    |    |    | 題  |    |   |
| 6  | 5  | 4  | 3  | 2  | 1  | 持  | 右勝 | 左勝 | 右勝 | 持  | 初判 |   |
| 持  | 右勝 | 右勝 | 左勝 | 右勝 | 持  | 持  | 持  | 持  | 持  | 持  | 追判 |   |
| 草  |    |    |    |    | 花  |    |    |    |    | 題  |    |   |
| 11 |    |    |    |    | 7  |    |    |    |    | 初判 |    |   |
| 左勝 |    |    |    |    | 右勝 |    |    |    |    | 追判 |    |   |
| 左勝 |    |    |    |    | 右勝 |    |    |    |    |    |    |   |
| 暮  |    |    |    |    | 月  |    |    |    |    | 題  |    |   |
| 6  | 5  | 4  | 3  | 2  | 1  | 右勝 | 左勝 | 右勝 | 右勝 | 左勝 | 初判 |   |
| 右勝 | 持  | 左勝 | 右勝 | 持  | 持  | 右勝 | 持  | 持  | 持  | 持  | 追判 |   |
| 暮  |    |    |    |    | 月  |    |    |    |    | 題  |    |   |
| 11 |    |    |    |    | 7  |    |    |    |    | 初判 |    |   |
| 持  |    |    |    |    | 左勝 |    |    |    |    | 追判 |    |   |
| 左勝 |    |    |    |    | 持  |    |    |    |    |    |    |   |
| 尋  |    |    |    |    | 失  |    |    |    |    | 恋  |    | 題 |
| 6  | 5  | 4  | 3  | 2  | 1  | 右勝 | 左勝 | 左勝 | 右勝 | 左勝 | 初判 |   |
| 左勝 | 持  | 持  | 持  | 左勝 | 左勝 | 持  | 持  | 持  | 持  | 持  | 追判 |   |
| 尋  |    |    |    |    | 失  |    |    |    |    | 恋  |    | 題 |
| 11 |    |    |    |    | 7  |    |    |    |    | 初判 |    |   |
| 右勝 |    |    |    |    | 右勝 |    |    |    |    | 追判 |    |   |
| 右勝 |    |    |    |    | 左勝 |    |    |    |    |    |    |   |

そして、追判者について萩谷氏は、当該歌合の次の一番に注目し、基俊追判説を唱えた。

めかれせず我こそ見つれをみなへしいつ<sup>(はせ)</sup>のまにかは露のをきつる(「草花」四番左7・盛家、初負／追負)

又判云、左哥は、はじめの五文字、ゆうにもきこえぬかな。げにふるき歌にもよまぬ句にもあらねど、中の詞も心も、えもいはぬにひかれて、あしうもきこえぬなり。これは、はじめてよみあぐるに、みよとどまりて聞え、又、「をきつる」もこはぐしくきこゆ<sup>(みよ)</sup>つるものかな。などか、「露はをくらむ」といはざりけんと思給ふるは、あぢきなきさかしらなりや。……

ここは左歌について、初句「めかれせず」の表現を難じたあと、「はじめてよみあぐるに、みよとどまりて聞え」とその第一印象を述べている箇所であるが、萩谷氏はここに「読み上ぐ」、「耳とどまる」とあることから、追判者は歌合当座の披講の場に同席していたと推測する。すなわち、「本歌合に参加したもので、当時、重代の判者として重んぜられ、かつ歌壇の耆宿頭季をも憚らず、堂堂と反対意見を述べ得た人物」として、基俊の名前を挙げているのである。萩谷氏によれば、追判は「厳格緻密な実証批評」に基づいており、基俊判の特徴と符号するという。さらに、基俊詠に対する追判は、「草花」題(六番)では持で初判から変わらないものの、「暮月」題(十番)では持とした初判を改めて基俊詠(右42)を勝とし、「尋失恋」題(五番)でも初判では負とされた基俊詠(右54)を持にまで引き上げているなど、基俊詠に甘い傾向が見られる。こうした点も、基俊追判説を後押しするとい<sup>(21)</sup>う。

平安期の歌合全体を見通した萩谷氏の所説には一定の説得力があったらしく、『新編国歌大観』解題(上野理氏)も萩谷氏説を紹介し、追認しているものと思われる。しかし、この基俊追判説には疑問も呈示されてきた。例えば川上新一郎氏は、次の基俊詠に対する追判の判詞を挙げて、「自歌を評しているように思えない」とし、基俊追判説へ直ちに賛同はできないと<sup>(22)</sup>する。

白露のおりだす萩のからにしき鹿のよるきる衣なりけり

(「草花」六番右12・基俊、初持／追持)

又判云、……右哥に、「白露のをりだす」といへる事はおぼつかなし。「萩のにしき」とは、露の「をる」といへる事やあらん。さだめて證哥候らん。もし、「霜のたて露のぬき」などいへる詞につきてよめるにや。もしそれならば、いかゞとぞきこゆる。「鹿のよるきる」もいかゞとぞきこえ候。「よるきる衣也けり」とさしていはず、見たらんこそなからめ、「よる」の詞みえがたくやあらん。又、「おりだす」とかゝれたるは、書写のあやまりにや。作者の書たらば、とがとも申べし。持にや。

ここで追判者は、基俊詠の「おりだす」について不審を表明している。露が「萩の錦」を「織る」ということに証歌(典拠)があるのか、という点に加えて、おそらく、本来は「おりいだす(織り出だす)」とあるべきことを指摘しているのであろう。しかし問題は、追判者がそれを「書写のあやまり」なのであろうか、と見ていることである。すなわち追判者は、紙に文字で書かれた歌を見て、この追判を記していることになるだろう。しかるに、追判者が基俊であるとするならば、このような態度は考えにくい。ましてや、その「書写のあやまり」について、作者自身が書いたものなのであれば「咎」であろう、などと述べることは到底ありえないであろう。基俊追判説にも疑問が残るといわざるをえない。そこで新たに、俊頼追判説が提示されるようになった。

その可能性をいち早く指摘したのが渡辺晴美氏である。渡辺氏はまず、追判者に『くさぐさぐさぐさ』といへる文字、<sup>(23)</sup>なだらかならず。などてか『さまぐさぐさ』といはざりけん(「草花」五番)、『秋のゝ』といへるはての『の』文字をぞ、『に』といふべしと見給ふる(「草花」六番)というように、出詠歌を添削する癖があることを指摘する。渡辺氏によれば、そのような添削癖は頭季の他の判詞からは見出せず、基俊判の場合にも少ないという。次に、「露に『たはれふす』といへる證哥あらば、尤可勝(「草花」三番)、『色ゆへ』といへる事は、證歌やあらん(「草花」十一番)、『つ』む』とはよむらんや。これも證歌あらんずらんや(同)のように、証歌を要求する姿勢が多く見られることを指摘するが、<sup>(24)</sup>これも基俊判の傾向とやや異なると論じる。基俊が判詞で証歌を

求める場合は、例えば歌合<sup>296</sup>において『くちおしや』などよみたらんは、か様の哥合などいまだ見侍らず」（「恋」二番・基俊判）、『雲ぬがくれにすむたづ』と云事、和哥にいまだ見出し侍らず」（同）<sup>(25)</sup>などというように打消表現を伴って、「根拠となる証歌を自分はまだ見たことがない、と決め付けていく姿勢」が見られるのであり、当該歌合追判のような素直な要求の仕方ではないのである。一方で、俊頼の証歌の求め方は、これも歌合<sup>296</sup>から例を挙げると、『みむろ山』とて『かみな月』といはんことおぼつかなし。證哥やあらん」（「時雨」八番・俊頼判）、『苔のむす岩ねにきくの残れる、證哥やあらん』（「残菊」十一番・俊頼判）のように、当該歌合追判に似通った姿勢が見出される。さらに、俊頼判に見られる傾向として、そのように表現する根拠を問ひ、作者の意図を推し量る点を挙げ、これも当該歌合追判に見られる傾向であることを指摘した。ただし渡辺氏は、「暮月」九番において、左歌（39・正時<sup>(26)</sup>）の詠んだ「しらまゆみ」の語に対する追判での理解が、俊頼のものとは思われないとし、「俊頼を追判々者と輕輕に断定しえない」としている。<sup>(26)</sup>

鳥井千佳子氏も俊頼追判説に立ち、その根拠として、追判に俊頼が多用する語「おぼつかなし」が頻出する（十五例）こと、古歌に対する扱いが基俊よりも俊頼のそれに近いことを挙げる。すなわち、先例重視の態度が明確で、古歌であれば——三代集などに用例があれば——使用を許容する基俊に対して、俊頼は、歌合<sup>296</sup>において『あへずうつろふ』といへる事、たづぬべし。……たとひふるきことばなりとも、よみたる事あらん。此哥にては、聞つかぬ心ちぞする」（「残菊」二番・俊頼判）のように、古歌の表現であるから使用を許されるのではなく、歌にあわせて表現を吟味すべきだという態度が強い。そして、当該歌合の追判でも、「はじめの五文字（引用注…「めかれせず」、ゆうにもきこえぬかな。げにふるき歌にもよまぬ句にもあらねど、中の詞も心も、えもいはぬにひかれて、あしうもきこえぬなり」（「草花」五番）と同様の態度であることを指摘した。<sup>(27)</sup>

さらに鳥井氏は、追判の特徴として、儀礼的で表面的な批評に終始している頭季の初判を補うような解説がなされていること、主催者である忠通に気を遣っているような箇所があること、歌の批評を離れて冗談を飛ばして

いるような箇所があること、の三点を挙げ、追判は俊頼が忠通や他の参加者の面前で質問に答えながら口頭で評定した記録がもたくなっていくと論じる。あくまでも推測の域を出ないものではあるが、魅力的な推論であろう。

この見解をさらに推し進めたのが北島紬氏である。北島氏はまず、追判者を歌合当座の披講の場に同席した人物とする『歌合大成』が、その根拠として挙げた「耳とどまる」という評語について、基俊には用例がなく、むしろ俊頼が多用した評語であることを指摘し、歌合判詞においては後日判であっても聴覚的に表現することは珍しくないとして『歌合大成』の説を斥け、俊頼追判説を支持する。そして、追判の文体の特徴として、「歌意の可能性をいちいちあげづらい、皮肉めいた表現をすること」と、聞き手を意識した待遇表現「候ふ」が用いられていることに着目し、その「聞き手」を忠通と想定することで、鳥井氏の説を補強した<sup>(28)</sup>（ただし、添削や代案提示を行う際に丁寧かつ穏健な態度をとる俊頼が、当該歌合追判では断定的な調子で代案を提示していることを根拠に、忠通以外の参加者が評定の場に同席していたという点には疑問を呈している）。

以上、当該歌合の追判をめぐる先行研究を概観してきた。もとより明徴が存しない問題であるため、いずれにしても断定はできないが、研究史をたどる限りでは、現在のところ俊頼追判説が最も蓋然性が高いといえよう。稿者もまた、追判者は俊頼であろうと考えている。次節では、さらに俊頼追判説を補強するいくつかの事例を見ていく。

### 第二節 追判の評語と表現

当該歌合の追判が俊頼の手になるものと見られることを、先行研究に基づいて確認してきた。このことは、追判に用いられた独自の評語や表現からも指摘することができる。特に、表現の面では、天治元年（一一二四）春の催行と推定される永縁奈良房歌合<sup>(29)</sup>（『歌合大成』<sup>311</sup>「——権僧正永縁花林院歌合」甲本）の俊頼判詞との類似が多く見られるのである。この永縁奈良房歌合もまた当該歌合と同様に、基俊の初判に対して俊頼が追判を付し

たと考えられており、そうした成立の事情が関係しているのかもしれない。<sup>(30)</sup>

まず、俊頼にのみ見られる特徴的な評語が使用されている事例を挙げる。前述した、北島氏が指摘する「耳とどまる」などがこれに当たるが、「耳とどまる」以外にも、共通する評語の使用が見られるのである。例えば次に挙げる「草花」六番では、「しきる」という評語が用いられている。

秋の野の千くさの花のさく中にみるも露けきをみなへし哉  
（「草花」六番左11・上総、初持／追持）

又判云、左歌は、「秋の」<sup>(たか)</sup>といへるはての「の」文字をぞ、「に」といふべしと見給ふる。其ほどに「の」もじのしきりなる也。又、きもかなはずぞきこゆる。こしのはての「に」もじのさへたればをけるにや。これは證哥どもおほかる物を。又、「みるもつゆけき」といへるは誰事ぞ。をみなへしの露け「き」か、見る人の露けき歟。見る人の露けからんにては、「千草の花の中に」とはいひがたし。女郎花のすぐれて露けきにや、さやはあらん。おぼつかなき事かな。……

ここでは、「秋の野の千くさの花の……」と詠む左歌に対し、「の」の文字が「しき」っている、と指摘している。「しきる」とは「頻る」で、「たび重なる、重複する」の意であろう。すなわち、傍点で示したごとく助詞「の」があまりに多用されていることを批判しているのである。このような動詞「しきる」の使用は、歌合判詞においては俊頼のものしか見出すことができない。<sup>(31)</sup>

A あきの夜はたのむる人もなきやどもありあけの月はなほぞまちいづる

（永縁奈良房歌合・「月」二番右負・32・牛君）

……右哥は、本に「も」の字しきりたり。又、「ありあけの月」は、あはれに心ほそきすぢにこそよむめれ。哥合の月のだいには、いかゞはあるべからむ。證哥ぞはべるべき。これは、まちつきたることをありがたき事にいひたれば、はつかあまりつごもりのほどの月にや。あはれにはありもしけん、ひかりはべらじものを。……

Bおぼつかないづれいづちのみちならむしをりも見えずふれるしらゆき

(永縁奈良房歌合・「雪」三番左持・47・世宇治山老隠永縁)

左哥は、「いづちのみち」といへる、みちしきりたる心地す。但、かくしきりていふ事をあり。それは、ことさらにいふと見えたるこそよけれ、これは、おのづからおきたるとぞ見ゆる。「しをり」は、おくやまのみねにすることなり。山のみねなどならば、ゆきつもりたりともおしはかりてむや。あながちのことによ。……

いずれも永縁奈良房歌合の例であるが、Aはさきの「草花」六番の例に近似しており、助詞「も」の重複を指摘するものであろう。一方、Bはややわかりにくい例である。永縁の歌を直訳すると、「はつきりしないことだ。どちらがどちらの道なのであろうか。目印とした枝折も見えないほど降った白雪であるよ」となるうか。雪が多く降り積もって目印とした枝折が埋もれて(隠れて)しまい、道に迷ってしまうという趣向であるが、俊頼のいう、「いづちのみち」という表現は「道」が重複しているような感じがする、という評は意味が明瞭でない。道が多くあって迷ってしまうという意味であらうか。あるいは、仮に「いつち」の「つ」を「へ」の誤写と想定すると、「いへぢのみち(家路の道)」と解せ、「道」の字が重複している、という意にならう。ひとまず「しきる」の意味を尊重し、そのように考えておきたいが、ここで重要なのは、文字の重複を意味する俊頼独自の評語「しきる」が、当該歌合の追判でも用いられているという事実である。

もう一例、「暮月」八番と「尋失恋」七番を例に挙げたい。この二番ではいずれも「ひたくち」という評語が用いられているが、これも俊頼にしか用例が見出せない独自評語である。

① 筏おとす<sup>ろ(世)</sup> 柚山川のゆふぐれは月の光のさすぞうれしき

(「暮月」八番右38・仲房、初勝／追負)

又判云、……右哥、いとおかしうおもひよりたるやうなれども、月の光に舟さゝする事、ちかき人の歌なれば、さらでもや候べからん。又、心もおぼつかなし。もとの哥は「月の光のさすにまかせて」、我

はさほもとらずともいはねば、げにともきこえず。又、すゑの「うれしき」も、ひたくちてよろこびたり。左の勝なり。

②夢路にてありとだにさは見てしかなうつゝにこそはかくれはつとも

(「尋失恋」七番右58・道経、初勝／追負)

又判云、……右歌、もじつゞきをさめげなり。すゑなどひたくちなり。左の勝にや。

①では結句の「うれしき」が、②では下句全体が「ひたくち」であると指摘されている。「ひたくち」は、『日本国語大辞典』(第二版、小学館、二〇〇二)が「直口」と漢字をあてて立項し、「あらわなしい方。露骨ない方」と解説する通りであろう。ここではどちらも詠歌主体の心情・感情が直接的、というよりむしろ露骨に表現されており、和歌的な修辞や比喻など表現への工夫が見られないことを難じていると思われる。そしてこの評語が、またしても永縁奈良房歌合の俊頼判詞に見出せるのである。

たとふべきものこそなけれ君がよははまのまさごもかずなからめや

(永縁奈良房歌合・「祝」四番右勝・64・真常房湛秀)

……右哥、ひたくちにぞみゆれど、ゝがはみえず。

これはさきに引いた『日本国語大辞典』が用例として挙げる箇所、ここでもさきの①・②と同じく、「きみがよ」の長さ「たとふべきものこそなけれ」、「はまのまさごもかずなからめや」と露骨に表現されており、俊頼はそうした点を問題視しているものと解釈できる。このように、当該歌合の追判には、永縁奈良房歌合の俊頼判詞と同様の視点による批評と、それを評する語が見られるのである。

右のような、評語という単語レベルの一致だけではなく、文単位で表現が類似している例も挙げることができる。例えば次の「草花」五番の例を見てみたい。

露はそめきりたつ野べの藤袴ふく秋風にはころびにけり  
(「草花」五番左9・正時、初負／追持)

又判云、左哥、はじめに、「露はそめ」といひては、次の句に、「霧は」とやをくべからん。「きりたつ野べ」といへる詞、いひしらぬにゝて、あしうきこゆるなり。藤ばかまを「風にほころぶ」とは、あけくれの事にて、いまはめなれてなにも聞えず。……

ここでは、「藤袴」を「風にほころぶ」と詠むことについて、「あけくれの事」であり「めなれて」いるため「なにも聞えず」と評している。評語「明け暮れの事」は、俊頼のほかには頓阿にしか用例が見られない語であるが、要するに「日常のこと」という意味であろうから、きわめてありふれた表現であることを批判的という評語であると思われる。左9番歌のような詠み方は、例えば「秋風にほころびぬらしふぢばかまつづりさせてふ蟋蟀なく」（『古今集』雑体・1020・在原棟梁）とあって、「ほころぶ」を「袴」の縁語して詠むものである。こうした詠み方は院政期に注目を集めたようで、「白露のかけて置きたるふぢばかまほころびにけりきりや立つらん」（『和泉式部集』49）をはじめとして、特に『堀河百首』秋の「蘭」題において、「秋風の日日にふけばふぢばかまきる人なしにほころびにける」（基俊・667）など五首詠まれるに至った。ここで追判者は、そうした状況を踏まえて「いまはめなれて」と述べているものと思われる。この一文と類似した表現が、永縁奈良房歌合に見られるのである。

花ざかりゆきとぞ見ゆるとしをへてよしのゝ山はふゆはふたゝび

（永縁奈良房歌合・「桜」七番右14持・式部君）

……右のうたは、花をゆきにする、あけくれのことなれば、めなれてきこゆ。すゑの「ふゆはふたゝび」、いうにもなし。又、ことたらぬにゝたり。もし、ぢにと「を」や侍らむ。

ここでも、桜の花を雪に喩えるのは「あけくれのこと」であるので、「めなれて」聞こえたと評している。桜を雪と表現することは常套の手法であり贅言を要さないが、ここで注目したいのが、この二例はどちらも「聞こゆ」という聴覚表現を用いているにもかかわらず、ともに用いる語としては「耳馴る」ではなく「目馴る」を選

扱っている点である。前述した北島氏の指摘にあるように、歌合判詞においては、たとえ後日判であろうと「聞こゆ」というように聴覚的に表現することは決して珍しいことではない。<sup>(34)</sup>しかし、「目、馴る」と「聞こゆ」の二語が共起するというのは、一見するとやはり不自然ではないかと思われる。<sup>(35)</sup>実際、俊頼のこの二例のほかにも、「目馴る」と「聞こゆ」が共起する用例は見出せない。こうした表現の類似は、やはり二つの判詞の筆者を同一と見なす根拠となりうるだろう。

さらにもう一例、戯評ともいえる表現に注目したい。次の「尋失恋」四番右歌に対しては、結句末尾の助詞「が」が批判されている。

たづぬるもたづぬるかぎりありければ神にぞい<sup>(36)</sup>のる夢にみるがに（「尋失恋」四番右52・師俊、初負／追持）  
又判云、……右譚は、はての「がに」、いとにくし。などか、「夢に見ゆや」とはいはざらん。「がに」などはふるき哥にあるを見ては、「さは、かうもよむべきにや」とをろか心を得てよめるにや。あれは、うるはしういへば、心たがふ様なるおりにわびておくなり。東帯したる人のわらうづと申物はきたらん心ちぞする。……

助詞「がに」は、『古今集』にも「なく涙雨とふらなむわたり河水まさりなばかへりくるがに」<sup>(36)</sup>（哀傷・小野篁）と詠まれているように、行為の目的や理由を表すもの（「くように」の意）と理解されている。<sup>(36)</sup>ところが追判者（俊頼）はこれを「いとにくし」とひどく嫌っており、流麗に表現するとかえって意図が伝わりにくくなるような場合に限って使用が認められる、としている。<sup>(37)</sup>そして、末尾に忌むべき「がに」が用いられていることから、東帯を着た人が「わらうづ（藁沓）」を履いているような感じがする、というのである。すなわち、結句までは「東帯」のようにきれいに着飾って——表現しているのに、末尾の「がに」によって、「わらうづ」を履いたように台無しになってしまった、というのである。的確ではあるが、戯れに近い評言である。<sup>(38)</sup>

こうした戯評ともいえる表現は、俊成に類例が指摘されているが、より近い例がやはり永縁奈良房歌合に見ら

れる。

ほととぎすひとこゑなきてすぎぬれどしたふ心ぞちぢにありける

(永縁奈良房歌合・「郭公」七番左負・27・上総君)

左哥、さもなどかときこゆるほどに、すゑの「ありける」こそ、そくたいしてしたうづはかざらん心地すれ。……

ここでも俊頼は、結句末尾の「ありける」を問題視し、「束帯」を着ていながら「したうづ（下沓）」を履いていないような感じがする、と述べている。「下沓」とは束帯着用時に沓の下に履く布製の足袋であり、「束帯」を着ているならば必ず履いているはずのものとして認識されていたと思われる。すなわち、さきの「がに」の例と同じで、末尾の「ありける」があまりに凡庸であったために、歌の表現が台無しになったというのであろう（例えば、「千々に乱るる」などというべきであった、ということか）。

以上のように、当該歌合の追判は、多くの点で永縁奈良房歌合の俊頼判詞と似通った表現を用いていることが確認される。これほど類似していることから考えると、やはり追判者は俊頼以外には考えにくいであろう。

### おわりに

当該歌合の追判について検討してきたが、本章での結論も、近年の先行研究が指摘するように追判者はやはり俊頼であろうというものである。追判に現れた加判態度が俊頼のそれに近いことはすでに指摘されているが、本章では主に追判の表現に焦点を絞って、その判者が俊頼であることを論じた。実際、追判に見られる特徴的な評語や表現は、驚くほど永縁奈良房歌合（当該歌合と同様に後日判の形による追判と思われる）の俊頼判と一致するのである。

浅田徹氏は俊頼の判詞について、元永期を境にその様式が変わっていることを指摘しているが、元永期以後の

俊頼の判詞については、当座の意義が縮小されてしまったために、「極めて客観的で無駄な言葉のない、判定理由の叙述のみで構成された判詞」(二二二頁)を書くに至ったことを論じている。<sup>(40)</sup> 当該歌合の判詞にもそのような傾向は見受けられるが、しかしながら、本章で見た当該歌合、および永縁奈良房歌合のように、当座に列席しておらず、しかも「追判」という形で判詞を執筆する際には、戯評を取り入れたりと、俊頼は他の歌合とはまた違った様式で判詞を書いているようにも思われるのである(俊頼以外の人物が追判者として挙げられていたことも、あるいはこれに起因するか)。

そこからいえることは、「判詞」というものはただの「記録」などではなく、判者の個性を大きく反映する、いわばひとつの「作品」と意識されている、ということではないだろうか。歌合判詞を「作品」とすると、それにはおそらく「読者」の存在が想定されなければならないであろう。特に「束帯したる人のわらうづと申物はきたらん心ち」というような戯評は、それを読んで笑うであろう人を想定しなければ書かれないはずものである。そしてその「読者」とは当然、直接的には歌合の主催者(当該歌合の場合は忠通)であり、また歌合の参加者たちも想定されていたであろう。歌合判詞は、彼らに向けて書かれるものとなったのである。俊頼に限らず、歌合の判詞に判者の個性が現れるのは、それがのちに人々の目に触れ、場合によっては実作に影響を与える指導的なものとして読まれることに、判者たちが意識的であった(もしくは、そうならざるを得なくなった)ことによるのであろう。そしてここから、院政期歌合の判詞が、人々に読まれることによって、さまざまに影響を与えていくであろうことも、十分に考えられると思われるのである。

## 注

(1) 二十巻本に拠る。ただし、「晩月」題は別系統の諸本(『歌合大成』乙本)では「暮月」とする。本章では主として別系統の諸本を扱うため、以下、「暮月」の用字を用いることとする。

(2) 『歌合大成』三〇〇「構成内容」項では、歌題や番数が類を見ないことを指摘し、「兼日に歌題を撰し、方人即歌人を定めた時には、廿四名三十六番を予定していたのかも知れない」と指摘する(一八八四頁)。

(3) ただし番の順は題によって移動する。例えば、「草花」一番の季通(左)・仲房(右)の組み合わせは、「暮月」題では八番、「尋失恋」題では十番に置かれている。

(4) 二十卷本は根津美術館編『国宝内大臣殿歌合』(便利堂、一九四三)に拠った。ただし二十卷本は一部の作者の左右を誤って掲出しており(実際の番と齟齬する。『歌合大成』三〇〇「本文研究」項・一八八頁参照)、実態に基づいて改めた。

(5) 追判を欠く別系統の諸本は「正時」とするが、単に表記の違いにすぎず、同一人物と見なしてよいだろう。以下、別系統の諸本で本文を挙げるが、「正時<sup>(尹)</sup>」として二十卷本の表記を保存した。

(6) 群書類従本「為実」。別系統の諸本は「為忠」とするが、誤りであろう。

(7) 尹時は元永元年(一一一八)十月十一日の歌合(『歌合大成』297)に、仲房は永久三年(一一一五)十月二十六日の二度の歌合(『歌合大成』275・276)にそれぞれ出詠している。

(8) 『歌合大成』三〇〇「構成内容」項、一八八五頁。

(9) 『殿暦』および『中右記』同日条(いずれも大日本古記録に拠る)。なお、『中右記』の記録には基俊の名も見える。第二章注(15)参照。

(10) 渡辺晴美「元永二年七月十三日内大臣忠通歌合について——忠通家歌壇と顕季の交流を中心に——」(『和歌文学研究』56、一九八八・六)。

(11) 二十卷本冒頭の作者一覧に「無名女房<sup>実内大臣殿</sup>」とある。

(12) 『歌合大成』281は「永久四年(一一一六)四月右近衛中将雅定歌合雜載」としていたが、『類題鈔』344に「新中納言源雅定歌合<sup>永久四三廿一</sup>」とあり、『歌合大成』が集成する歌と歌題が矛盾しないことから、同一の歌合

と見なせるため、「三月二十一日」と改めた。また同書により、顕季判であることが確定した。

- (13) ほかに、元永元年(一一一八)五月右近衛中将雅定歌合(『歌合大成』294)の判者を顕季が務めた可能性について、川上新一郎氏が「藤原顕季伝の考察」で言及している(『六条藤家歌学の研究』汲古書院、一九九九、九八六頁 初出『国語と国文学』54・8、一九七七・八)。

(14) 注(10) 前掲渡辺氏論文。

- (15) このことは川上新一郎『六条修理大夫集』考(注(13) 前掲川上氏著書 初出『斯道文庫論集』20、一九八四・三)でも指摘されている(二〇二〇頁・考6)。

(16) 『静嘉堂文庫所蔵歌学資料集成マイクロフィルム版収録書総目録』(静嘉堂、一九七六)八五頁。

(17) なお、蘆庵本の四本については原本を調査する機会を得たが、いずれも江戸中期の写である。神宮文庫本

は原本未調査であるが、加藤弓枝氏のご教示によると、蘆庵本とほぼ同時期、江戸中期の写であるという。

- (18) なお、二十巻本の本文については、「晩月」題までは注(4) 前掲の根津美術館本複製に拠り、「尋失恋」題以降は『古筆学大成』の図版と、図版のない箇所は『歌合大成』に拠って示した。

(19) 日本古典全書『歌合集』(峯岸義秋校注、朝日新聞社、一九四七)「解説」四八頁。

(20) 岩津資雄『歌合せの歌論史研究』(早稲田大学出版部、一九六三)三六二〜三六四頁。

(21) 『歌合大成』三〇〇「本文研究」項、一八八三〜一八八四頁。

(22) 注(13) 前掲川上氏論文・九八八頁。

(23) 渡辺晴美「忠通時代の歌合」(和歌文学論集5『屏風歌と歌合』風間書房、一九九五)。

(24) このことは『歌合大成』一八八三頁でも指摘されているが、萩谷氏はそれを基俊判詞の特徴と見ている。

(25) 歌合296の本文は、第一章で述べたように、宮内庁書陵部蔵桂宮旧蔵本(書A)に拠った。

(26) 正時の詠んだ「夕やさればあまつ空なるしらま弓と見れば月ぞ山のはにやいる」(暮月「九番左39」)に対して、

追判は「白真弓」は、木の名とこそうけ給はれ。これは、いまだうるしもぬらぬ弓ににせたるにや。いとあやしうぞきこゆる」と評し、「しらまゆみ」を植物名としている。しかし俊頼には、長歌に「……それをみるにも みづぐきの かきやるかたも なぎさなる 人なみくゝに たちみつゝ なげきいるとも しらまゆみ しらでやたれも ひかざらん……」（『散木奇歌集』雑下・1409、二七二ウ／五五四頁）の作例があり、ここでは「いる」「ひく」といった「弓」の縁語を用いていることから、「しらまゆみ」を植物名とする追判と一致せず、疑問が残る——というのが渡辺氏の論である。しかし、この長歌において「しらまゆみ」は、まず次の「しら（で）」を同音で導く序詞として用いられているのであり、「いる」「ひく」というのも、植物名「しらまゆみ（白檀）」に「ゆみ」が含まれていることからの縁語と見て十分であろう。俊頼は「しらまゆみ」を植物名と見ていたと考えるても矛盾はないと思われる。

(27) 鳥井千佳子「藤原忠通と忠通家歌合について」（新注和歌文学叢書『忠通家歌合新注』解説、青簡舎、二〇一五）四三二〜四三三頁。

(28) 北島紘「元永二年七月忠通歌合の追判者と文体」（『詞林』62、二〇一七・一〇）。

(29) 永縁奈良房歌合は俊頼判を載せるが、別系統に基俊判が付された「奈良花林院歌合」と題する本（『歌合大成』311・乙本）も伝存する。第五章参照。以下、永縁奈良房歌合の本文は、二十卷本類聚歌合の原本と目される天理図書館蔵本（天理図書館善本叢書『平安鎌倉歌書集』八木書店、一九七七）に拠った。

(30) 橋本不美男「奈良花林院歌合と永縁奈良房歌合」（『院政期の歌壇史研究』武蔵野書院、一九六六 初出『書陵部紀要』6、一九五六・三）、冷泉家時雨亭叢書『歌合集 百首歌集』解題（片山享、朝日新聞社、二〇〇二）、鈴木徳男「永縁奈良房歌合」（和歌文学大系『王朝歌合集』解説、明治書院、二〇一八）など。第五章参照。

(31) 「しきる」の語は、多くの場合、「少臣頼候天氣、未給判勅、令密詠右方歌」（天徳四年（九四〇）三月三

十日内裏歌合（『歌合大成』55）・「恋」二十番、実頼判詞、「かねのおとをばしきりによむ事にて侍るに」（千五百番歌合・恋三・一三一五番、頭昭判詞）のように、副詞「頻りに」（何度も、頻繁に）の形で用いられており、動詞の形では俊頼の用例しか見出せない。

(32) ただし、二十卷本の影印（注（29）前掲天理図書館善本叢書・三七〇三八頁）ではこの箇所を、「都」を字母とする変体仮名「つ」で記しており、少なくとも現存諸本の範囲では「いつちのみち」としか読むことはできない。

(33) 頓阿の例は、「右、『玉くしげふたたびおなじ』などいへる、あけくれきく心地して……」（応安五年（一三七二）三月以前三十番歌合・「遇不逢恋」二十六番判詞）。

(34) 注（28）前掲北島氏論文。

(35) なお、「耳馴る」と「聞こゆ」が共起する例もとりたてて多いわけではないが、「このころ、あまりみみなれてぞきこえ侍れど、姿、詞、優には侍るべし」（千五百番歌合・秋四・七七七番、定家判詞）などが見出せる。

(36) 『日本国語大辞典』（第二版、小学館、二〇〇二）、『角川古語大辞典』（角川書店、一九八二）、小田勝『実例詳解 古典文法総覧』（和泉書院、二〇一四）四八九頁ほか参照。

(37) 俊頼が「がに」を嫌っていたことは、『俊頼髓脳』に「さくら花ちりかひまがへをいらくのこむといふなる道まどふがに」（五四ウ／一一八頁、原歌『古今集』賀・329・業平、『伊勢物語』九七段、ただし二句「ちりかひくもれ」、結句「道まがふがに」とする）を「すゑなだらかならぬうた」（同）として挙げていることから確認できる。俊頼の評語「なだらかなり」は、藤原將寛「俊頼判における歌合評語「なだらかなり」と「すべらか」の差違について」（『國文學論叢』62、二〇一七・二）によれば、詠みぶりが伝統に根ざした穏当なものであることを評する語という。それに従えば、結句末尾に「がに」を詠んだ掲出歌は、和歌の伝統に則

していない歌として批判されていると考えられる。

(38) 注 (27) 前掲鳥井氏注釈書・当該箇所注 (二五五頁) に、「足もとがちぐはぐで変に目立つようす。現代におきかえると、タキシードにゴム長靴といったところか。判者の冗談である」と指摘がある。

(39) 「布衣の人著靴したらん心地し侍るめれ」(六百番歌合・秋・「野分」二十五番・俊成判詞)。注 (19) 前掲峯岸氏注釈書・二七六頁頭注一、および山崎真克「歌合判詞にみられる比喩的批評をめぐって」(『古代中世国文学』12、一九九八・一一) など参照。

(40) 浅田徹「歌合判詞史における白河院政期 (三) ——源俊頼の判詞——」(『文藝と批評』8・8、一九九八・一〇)。

## 第五章 奈良花林院歌合の詠歌表現と判詞

### はじめに

奈良花林院歌合（『歌合大成』<sup>311</sup>「天治元年春」権僧正永縁花林院歌合「乙本」）は、興福寺の歌僧・永縁が自房の花林院で催した歌合である。桜・郭公・月・雪・祝の五題三十五番という規模で、催行年次は橋本不美男氏<sup>(1)</sup>や『歌合大成』によって天治元年（一一二四）春の催行と推定されている。作者は興福寺僧を中心とした十四名だが、基俊と俊頼がそれぞれ子・孫の代作をしたことが知られる。<sup>(2)</sup>基俊が判者を務めたが、俊頼判が付された「永縁奈良房歌合」と題する伝本（二十巻本類聚歌合所収）も存し、現在では後者の書名がよく通行しているといつてよい。<sup>(3)</sup>

これまで当該歌合をめぐる<sup>(4)</sup>は、両判成立の先後関係や、両判詞の相違などが注目されてきた。一方で個々の詠歌表現については、まだそれほど研究が進んでいない。それは、当該歌合歌に対する低評価に起因しているよう。例えば『歌合大成』は、当該歌合の意義を両判者の判詞（歌論）に認め、詠歌については、古歌の表現を利用することが多いこと、永縁のほかに有力歌人がいなかったこと、勅撰集・私撰集にほとんど歌が採られていないことを指摘し、概して低評価に終始している（「史的評価」項、一九七〇～一九七三頁）。

確かに当該歌合からの勅撰集入集は乏しく、当該歌合歌の表現は低調といわざるをえない。和歌史的には、基俊・俊頼の判詞に意義があるという見方も首肯されよう。しかしそれは、あくまでも京都の中央歌壇を基準にした考えであり、そうした価値観で当該歌合の表現を断じるのは適当とはいえない。当該歌合のように周縁に位置づけられる歌壇での詠歌表現にも、それが京都の中央歌壇とどのように関わっているのかという点において、考察する意義はあるのではないだろうか。例えば井上宗雄氏は、中世の奈良歌壇に「政治性が稀薄化し」た、「より自由な文芸的性格」を見出し、当該歌合をその始発点と位置づけている。<sup>(5)</sup>このように奈良歌壇自体には、『檜

葉集』を中心にこれまでも注意が向けられてきた。<sup>(6)</sup>しかしそれは中世のものが多く、初期奈良歌壇の、特に詠歌表現に対する研究は、現存資料の少なさもあまりまだ十分でない。

最近、俊頼判本・永縁奈良房歌合に初めて注釈が施され、<sup>(7)</sup>個々の詠歌表現にも目が向けられる基盤が整えられた。そこで本章では、当該歌合に見られる興福寺僧たちの詠歌表現を検討し、初期奈良歌壇と京都の中央歌壇との距離を測定する一助としたい。

なお、当該歌合は、俊頼判本には二十巻本の原本と目される天理図書館蔵本が現存しているほか、基俊判本も正安二年（一三〇〇）に承空が書写した冷泉家本が伝存するなど、近世以前の写本が残っている点で、他の歌合に比して本文的には恵まれた状況にあるといえる。ただし、冷泉家本は虫損や欠脱、紙背文書の裏写り等で判読不能な箇所が多く、近世期の転写本である宮内庁書陵部蔵本（五〇一・一八）の参看は必須である（ただし書陵部本が書写された時点で欠損が激しかったらしく、なおも意不通の箇所が多い）。また、天理図書館本（二十巻本）も、後述するように成立当時の本文をどれだけ保存しているか疑問が残るため、安易に信用するわけにはいかない。いずれにしても、詳細な注釈に基づいた読解が必要であることに変わりはない。

本章では、当該歌合が基俊初判と見られること、主として基俊判本が享受されてきたと見られること（後述）から、当該歌合の本文には基俊判本・奈良花林院歌合を用いることとする（本章の表題にこちらの名称を用いたのもそのためである）。判詞は両判者のものをそれぞれ載せるが、必要部分のみの摘記とし、引用末尾に《基》または《俊》の印を付してどちらの判であるかを示した。<sup>(8)</sup>

### 第一節 参加歌人と他出状況

まずは当該歌合の全体像を、参加歌人と他出状況から確認しておく。左の一覧は、当該歌合の参加歌人十四名を、簡略な歌歴とともに掲出したものである。<sup>(9)</sup>僧侶（およびそれに準ずる者）は頭に「●」印を、女性は頭に「▲」

印をそれぞれ付し、勅撰集（『金葉集』は二度本を基準とする）に二首以上入集する歌人は四角で囲って示した。

〈当該歌合参加歌人一覧〉

- 大納言君光覚（一番左） || 基俊代作—基俊男。康和二年（一一〇〇）生。同一人物か不明ながら、『檜葉集』に三首（300・543・944）、『歌枕名寄』に一首（971）名が見える。
- 中納言君教縁（一番右） || 俊頼代作—俊重男、俊頼孫。康和元年（一〇九九）生、『万代集』323に名が見える。
- 三郎君（二番左）—未詳。興福寺に属し法名を得る前の年少者か（『歌合大成』）。
- 牛君（二番右）—未詳。三郎君と同じく、法名を得る前の年少者か（『歌合大成』）。
- 世宇治山老隱永縁（三番左）—興福寺権僧正。永承三年（一〇四八）生。『堀河百首』作者。『金葉集』以下の勅撰集に二〇首入集。
- 大輔已講覺鑿（三番右）—未詳。橋本不美男氏は「覺譽」の誤りかとする<sup>(1)</sup>。だとすれば治暦四年（一〇六八）生。以下、本章でも「覺譽」とする。歌歴は未詳。
- 香象房信永（四番左）—出自未詳。治暦元年（一〇六五）生。初度本『金葉集』48に入集。ほか、『後葉集』587・『檜葉集』558に同一歌が確認できる。
- 真常房湛秀（四番右）—出自未詳。治暦三年（一〇六七）生。『檜葉集』563に名が見えるほかは歌歴未詳。
- 弁得業信慶（五番左）—藤原有信男。永保二年（一〇八二）生。『新後拾遺集』962に名が見えるが同一人物か不明。
- 花林院得業有禪（五番右）—永縁男。応徳元年（一〇八四）生。初度本『金葉集』403・『詞花集』179に入集。
- 香雲房勝超（六番左）—出自未詳。治暦元年（一〇六五）生。初度本『金葉集』240・『続詞花集』123に入集し、『檜葉集』には一〇首入集。なお、二度本『金葉集』異本歌709にも名が見える。

●慈光房宗延（六番右）―「宋延」とも。紀伊入道素意（俗名藤原重経）男。治暦元年（一〇六五）生。初度本『金葉集』235・『続詞花集』269・『新勅撰集』1047に入集。『檜葉集』には一〇首入集。

▲上総君（七番左）―出自・生没年未詳。堀河天皇中宮篤子内親王に仕えた女房。元永元年（一一一八）十月二日内大臣忠通歌合のほか、多くの歌合に出詠し、当該歌合が確認できる歌歴の下限。『金葉集』以下の勅撰集に一五首入集。家集が一部伝存する。第三章参照。

▲式部君（七番右）―出自・生没年未詳。二条大宮令子内親王に仕えた女房。勅撰集には、『金葉集』に二首（123・398、二度本による）、『千載集』に一首（1142）入集。

僧侶が多く、永縁と二名の女房歌人、および代作歌を出詠した基俊・俊頼のほかには、勅撰集に複数の歌が採られた歌人はいない。『歌合大成』の「有力歌人は少ない」という指摘はその通りである。また、当該歌合以外の歌歴が詳らかでない者も多く、当該歌合は基本的に興福寺僧を中心とした、きわめて内輪の歌合であったといえよう。ただし注目されるのは、六番に番えられた勝超・宗延である。この両者はともに『和歌色葉』のいう「名譽歌仙」であり、飛鳥井雅縁『諸雜記』が引く教長本古今集奥書に名が見え、教長と和歌について談じたことが知られる。<sup>(12)</sup>すなわち彼らは、京都の中央歌壇から見れば有力歌人ではないにせよ、奈良歌壇では和歌に長じた人物であったと考えてよからう。彼らが参加していることは、永縁が主催したこと、基俊・俊頼という当代の有力歌人が判者に迎えられていることとあわせて、当該歌合が曲がりなりにも文芸性を志向していたことを示唆する。なお、女房歌人の二名がどのような経緯で当該歌合に参加したのかについては、資料がなく今のところ不明であるといわざるをえない。

次に、他出状況について確認したい。次の〈表1〉は、当該歌合歌の他出状況を、歌句の異同を含めて掲出したものである。<sup>(13)</sup>

〈表1〉当該歌合歌の他出状況および歌句の異同

\* 『新編国歌大観』所収の歌集・歌書等における他出状況を調査し、「勅撰集」・「私撰集」・「私家集」・「歌学書・その他」の四類に分けて示した。

\* 歌句に異同がある場合、基俊判本（奈良花林院歌合）と俊頼判本（永縁奈良房歌合）ともに該当歌句を掲出し、一致する句に傍線を付した。丸数字は句の位置を示す（例：①↓初句、②↓二句）。

| 私撰集                       |                  | 勅撰集      |                   |                    |                  |           |          | 他出状況          |           |
|---------------------------|------------------|----------|-------------------|--------------------|------------------|-----------|----------|---------------|-----------|
| 後葉集                       | 今撰集              | 金葉集(三)   |                   | 金葉集(二)             |                  | 金葉集(初)    |          | 歌集名           | 部立等       |
| 春下                        | 春                | 夏        | 秋                 | 夏                  | 秋                | 夏         | 秋        | 番号            | 詞書等       |
| 66                        | 27               | 123      | 202               | 123                | 295              | 284       | 184      | 月前郭公といへる事をよめる | 月前郭公といへる事 |
| 待りけるに<br>な良にうたあはせの<br>はりて | に、花の心を人にか<br>はりて | 郭公をよめる   | 奈良花林院歌合に月<br>をよめる | 月前郭公といへるこ<br>とをよめる | なる花林院の歌合<br>によめる | 雲居寺歌合によめる | 藤原康貞女    | 皇居寺歌合によめる     | 藤原康貞女     |
| 読人不知                      |                  | 皇后宮式部    | 権僧止永縁             | 皇后宮式部              | 権僧止永縁            | 藤原康貞女     | 皇后宮式部    |               |           |
| ⑤くらしつるかな                  | ④よしのの山は          |          | ①いかなれば            |                    | ①いかなれば           |           |          |               |           |
| ⑤スグシツルカナ                  | ④ヨシノ、山ノ          |          | ①イカニシテ            |                    | ①イカニシテ           |           |          |               |           |
| ⑤くらしつるかな                  | ④よしのの山は          |          | ①いかにして            |                    | ①いかにして           |           |          |               |           |
| 桜五右10有禪                   | 桜七右14式部          | 郭公七右28式部 | 月三左33永縁           | 郭公七右28式部           | 月三左33永縁          | 月七右42式部   | 郭公七右28式部 |               |           |
|                           |                  |          |                   |                    |                  |           |          |               |           |

|                             |           |                          |                 | 夫木抄             |   |                                      | 樽葉集   | 万代集            |
|-----------------------------|-----------|--------------------------|-----------------|-----------------|---|--------------------------------------|---|----------------|
| 雑二                          | 雑二        |                          | 冬二              | 春四              |   |                                      | 秋   | 雑一             |
| 9038                        | 8596      | 8093                     | 7236            | 1510            | 252   | 235                                  |   | 2784           |
| 奈良花林院歌合、祝<br>「こがねがみね」・<br>祝 | 奈良花林院歌合、祝 | 歌合<br>仁安三年奈良歌林苑<br>同説人不知 | 奈良花林院歌合、雪<br>碁俊 | 奈良花林院歌合、桜<br>碁俊 | ル<br>八月十五夜花林院哥<br>合ニ、故郷月ヲヨメ<br>*前251作者は<br>永縁 | ケルニ<br>月トイヘル題ヲ人々<br>ニヨマセテアハセ侍<br>ケルニ | 花林院ノ権僧正凡僧<br>宋延法 <small>師</small><br>ニ侍ケルトキ、海上<br>月トイヘル題ヲ人々<br>ニヨマセテアハセ侍<br>ケルニ | 花をよみ侍りける<br>碁俊 |
| ④こがねのみねに                    | ②いふかぎりなし  | ④ちえのけしきを                 | ④天つ空にも          | ①たまのをに          | ⑤こととさくめり                                      | ②しひのかざをれ                             | ⑤こととさくめり  | ②しひのかざをれ       |
| ④こがねのみねに                    | ②いふかぎりなし  | ④ちえのけしきを                 | ④アマツヨソニモ        | ①タマノキニ          | ⑤コト、サリケリ                                      | ②シキノカザヲレ                             | ⑤コト、サリケリ  | ②シキノカザヲレ       |
| ④こがねのみねに                    | ②いふかぎりなし  | ④ちよのけしきを                 | ④あまつよそにも        | ①たまのきに          | ⑤こととさくめり                                      | ②しきがゝざをれ                             | ⑤こととさくめり  | ②しきがゝざをれ       |
| 祝七右70式部                     | 祝五右66有禅   | 郭公二左17二郎                 | 雪一左43光寛         | 桜一左1光寛          | 月五右38有禅                                       | 月六右40宗延                              | 桜一左1光寛  |                |

| 歌学書・その他        |           |           |           |                               |           | 私家集                  |                      |            |          |           |                |                             |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-------------------------------|-----------|----------------------|----------------------|------------|----------|-----------|----------------|-----------------------------|
| 袋草紙            |           |           |           |                               |           | 散木奇歌集                |                      |            |          |           |                |                             |
| 合難<br>古今歌<br>法 |           |           |           |                               |           | 冬                    | 秋                    | 夏          | 春        | 雑十五       | 雑十一            |                             |
| 546            | 545       | 544       | 543       | 542                           | 15        | 663                  | 520                  | 261        | 144      | 15638     | 14063          | 13936                       |
|                |           |           |           |                               | 作者表記ナシ    | 人にかはりてよめる            | 人にかはりてよめる            | 人にかはりてよめる  | よめる      | 「綾」・奈良歌合  | 奈良花林院歌合 祝 読人不知 | 奈良花林院歌合 雪 読人不知              |
| 教縁             | 式部君       | 信慶得業      | 僧信永       | 中納言公教縁<br><small>俊賴作云</small> |           |                      |                      |            |          | 俊頼朝臣      | 読人不知           | 読人不知                        |
| ①ちとせとは         | ②あなしのひばら  | ③みるほどに    | ③うづもれぬ    | ④ときはのなをや<br>⑤けさはおとさむ          |           | ④ときはのなをや<br>⑤けさはをるらん | ④ときはのなをや<br>⑤けさはをるらん | ⑤月はすみけれ    | ②そでにはこゑも | ⑤月はすみけれ   | ⑤神もすさめず        | ④宮木ひくをの                     |
| ①チトセトハ         | ②アナシヒバラモ  | ③ミシホドニ    | ③ウツモレヌ    | ④トキハノナヤ<br>⑤ケサハオコサン           |           | ④トキハノナヤ<br>⑤ケサハオコサン  | ④トキハノナヤ<br>⑤ケサハオコサン  | ⑤月モスミケレ    | ②ソデニハコエモ | ⑤月モスミケレ   | ⑤カミモスサメズ       | ④ミヤギヒクバノ                    |
| ①ちとせとも         | ②あなしひばらも  | ③見しほどに    | ③うづもれて    | ④ときはのきをや<br>⑤けさはをるらん          |           | ④ときはのきをや<br>⑤けさはをるらん | ④ときはのきをや<br>⑤けさはをるらん | ⑤月も見えけれ    | ②そらにはこゑも | ⑤月も見えけれ   | ⑤かみもいさめず       | ④みやぎひくをの <small>(ま)</small> |
| 祝一右 58 教縁      | 雪七右 56 式部 | 雪五左 51 信慶 | 雪四左 49 信永 | 雪一右 44 教縁                     | 祝六左 67 勝超 | 雪一右 44 教縁            | 月一右 30 教縁            | 郭公一右 16 教縁 | 桜一右 2 教縁 | 月一右 30 教縁 | 祝六右 68 宗延      | 雪六右 54 宗延                   |
| 基俊判引用          | 基俊判引用     | 基俊判引用     | 基俊判引用     | 基俊判引用                         | 基俊判引用     |                      |                      |            |          |           |                |                             |

| 題林愚抄     |         | 歌枕名寄       | 秘書紙背和歌  | 高良玉垂宮神             | 合        | 新時代不同歌  | 八雲御抄                 | 古采風躰抄            | 和歌一字抄                |         |         |
|----------|---------|------------|---------|--------------------|----------|---------|----------------------|------------------|----------------------|---------|---------|
|          |         | 参河国<br>奈良編 |         | 空                  | 左        | 四八番     | 世俗言                  |                  | 前                    |         |         |
| 2126     | 4956    | 1854       |         | 243                |          | 284     | 212                  | 505              | 87                   | 548     | 547     |
| 月前郭公     |         | 三笠山<br>二村山 |         |                    |          |         |                      | 奈良花林院の歌合に<br>よめる | 月前時鳥                 |         |         |
| 作者表記ナシ   |         | 同(俊恵法師)    | 永縁      | 弁得業                |          | 永縁      | 俊頼                   | 権僧正永縁            | 大宮式部                 | 勝超      | 信永      |
|          | ⑤月はすみけれ | ②二むら山に     | ①いかなれば  | ⑤すめる月かな<br>③くもきえて  | ②ふけゆくままに | ①いかなれば  | ④ときはの名をや<br>⑤けさはおとさん | ①いかなれば           | ④影ほのかにぞ<br>⑤鳴きわたるなる  |         |         |
|          | ⑤月モスミケレ | ②フタムラ山ヲ    | ①イカニシテ  | ⑤スメル月カゲ<br>③雲ハレテ   | ②フケユクマ、ニ | ①イカニシテ  | ④トキハノナヲヤ<br>⑤ケサハオコサン | ①イカニシテ           | ④カゲホノカニモ<br>⑤ナキワタルカナ |         |         |
|          | ⑤月も見えけれ | ②ふたむらやまを   | ①いかにして  | ⑤すめるつきかけ<br>③くもはれて | ②ふけゆくかぜに | ①いかにして  | ④ときはのきをや<br>⑤けさはをらん  | ①いかにして           | ④かげほのかにも<br>⑤なきわたるかな |         |         |
| 郭公七右28式部 |         | 月一右30教縁    | 月三左33永縁 |                    | 月五左37信慶  | 月三左33永縁 | 雪一右44教縁              | 月三左33永縁          | 郭公七右28式部             | 祝六左67勝超 | 祝四左63信永 |
| 集付「金」    |         | 集付「金二」     | 合点あり    | のそら」に              | ④「はなだ    |         | 基俊判引用                | 金葉集から<br>の秀歌     | 基俊判引用                | 基俊判引用   | 基俊判引用   |

まず勅撰集を見ると、撰歌対象となったのは『金葉集』のみであることがわかる。初度本から三奏本にかけて多少の相違はあるが、式部の「郭公」題詠(28)の入集は一貫している。流布本である二度本には永縁の「月」

題詠（33）も採られているが、勅撰集入集がわずかであることを変わりはない。私撰集では、『夫木抄』が多く歌を採っているほかは低調で、また多くの場合「読人不知」とされており、当該歌合歌は、名もなき群小歌人たちの詠歌と見なされていると思しい。歌学書類でも、注目されているのは式部の「郭公」題詠（28）・永縁の「月」題詠（33）と『金葉集』入集歌が中心で、これらは当該歌合からではなく、『金葉集』から採られたと見るのが自然だろう。概して当該歌合歌は、ほとんど注目されていないといってよい。

次に歌句の異同に注目すると、基俊判本と一致する場面が多いことがわかる。もちろん『今撰集』・『後葉集』のように、平安後期には俊頼判本の本文が享受されてもいるが、全体的な傾向からいって、当該歌合は基俊判本の本文で享受されたといってよい。また、『散木奇歌集』（冷泉家本）の本文が、俊頼判本よりむしろ基俊判本の本文に一致する場面が多いのも、興味深い現象である。俊頼判本（天理図書館本）は二十巻本類聚歌合の原本と目されているが、二十巻本であっても、その本文には誤りを含む、もしくは成立当時の本文が反映されていない可能性が示唆されよう。また歌学書においては、例えば『袋草紙』・『八雲御抄』には基俊判が引用されており、俊頼判には触れられていないため、基俊判本が享受されていたことはより明らかである。

以上見てきたように、当該歌合は歌人構成においてわずかに文芸性への志向を看取できる。しかしながら、後代の歌書には基俊の判詞と勅撰集入集歌が享受された程度で、京都の中央歌壇においてはあまり注目されなかったようである。

## 第二節 興福寺僧の詠歌表現

当該歌合歌の表現を検討したい。これについては、前述『歌合大成』が古歌との著しい類似を指摘しているほか、鈴木徳男氏が「主催者永縁に対する祝意を表す詠」が見られること、「花林院から実際に眺められる三笠山や春日山を詠む例がみえ、また全体に大和の歌枕が詠み込まれる作が多いこと」を指摘している程度で、ま<sup>14</sup>と

まった論は見られない。

まずは僧侶歌人たちの詠歌表現を概観してみたい。『歌合大成』がいうように、当該歌合には古歌や先行歌との一致・類似が多く見られ、それらは判詞でも指摘されている。

- ① ハルノヒロナヲナガ、レトオモフカナハナニコ、ロノアカヌカギリハ（「桜」四番左7・信永、基負／俊勝）  
はな見ることのあかぬころは永  
左哥、スデニスエノ句古哥也。……《基》

- ② サツキヤミクラクハクラクホト、ギスコエハカクレヌモノニゾアリケル

（「郭公」三番右20・覚誉、基負／俊負）

……右哥、スエノ句、堀川大臣殿名哥也。其哥云、「サホガハノキリノアナタニナクチドリコエハヘダテヌ物ニゾアリケル」。イミジウノコリスクナクモトラレテ侍カナ。……《基》

……右哥は、「くらくはくらく」など、はらあしき人のいはんことばとぞきこゆる。……すゑの「こゑはかくれぬ」などいへるなど、ふるきうたに「こゑはかくれぬ」とも「こゑはへだてぬ」ともいへるかたのあれば、かたぐいにはぐかりあるべし。……《俊》

- ③ アキノヨノツキノヒカリハカハラネドタビノソラコソアハレナリケル

（「月」二番左31・三郎君、基勝／俊勝）

左哥、イヒナレタル様ニ侍メリ。雑藝ニウタフ哥ニコソ、頗似テ侍ナ。……《基》

左哥、すゑの「あはれなりけれ」ぞ、まことにおさなく、あはれげにきこゆめる。……《俊》

- ④ アキノヨノフケユクマ、ニ雲ハレテハナダノソラニスメル月カゲ（「月」五番左37・信慶、基未判／俊勝）

左哥、已古哥也。其哥、「アマノハラヨモノムラクモフキハラヒミドリノソラニスメル月カゲ」。イクバクモカハリタルトモオボエズ。……《基》

「左」哥、……「みどりのそら」とこそいひならはしたれ。「はなだのそら」とよまれたれば、おぼつ

かなく。定證哥侍らん。……《俊》

\*左哥―底本「右哥」。文脈上不審のため、誤写とみて他本により校訂した。

①は、花に飽かない心を「ハルノヒヨナヲナガ、レトオモフ」と率直に詠んだものだが、基俊が「スエノ句古哥也」というように、下句が「ゆきとまるところぞはるはなかりける花に心のかかぬかぎりは」（『後拾遺集』春上・90・菅原為言<sup>(15)</sup>）と一致している。この歌を参照した可能性が高いが、あまりにも新味に欠け、「古歌に執着して殆ど剽窃とも思われる」（『歌合大成』「史的評価」項、一九七二頁）との難は免れないであろう。なお俊頼判本では下句が「はな見ることのかかぬころは」と差し替えられており、これは基俊の批判を受けて改めた結果と見られる（基俊初判説の根拠となる）。

②もやはり下句が基俊の引く「サホガハノ」詠（『後拾遺集』冬・388・堀川右大臣）と酷似しており、俊頼もその点を問題視する。なお俊頼のいう「ふるきうた」は、前掲歌のほか「白雲の中にまがひてゆく雁もこゑはかくれぬ物にざりける」（『兼輔集』48、②と下句が一致）で、これら先行歌を摂取したと思われる。ただし①の場合と異なり、「千鳥」・「雁」を題にあわせて「郭公」と置き換えて詠んだり、二句に「クラクハクラク」という独自の表現を試みたりと、単なる模倣に留まらない表現への志向がうかがえよう。しかし二句は口語・俗語的な表現と受け取られたのか、俊頼には「はらあしき人のいはんことば」と批判されている。

③は、秋の夜の月はどこで見ても変わらず美しいが、旅で見上げる空に浮かぶ月が格別に趣深い、とこれも率直な詠みぶりである。基俊が「雜藝ニウタフ哥」に酷似していることを指摘するが、これは大木桃子氏<sup>(17)</sup>が指摘した「古今目録抄」料紙今様<sup>(18)</sup>「あきのゆふべはつねよりも たびのそらこそあはれなれ……」（秋十首）を指すと見られる。ただし基俊は「イヒナレタル様」であるとむしろ評価しており、必ずしも安易な表現摂取を問題視したわけではなく、「イヒナレ」た表現となっているか否かが問題であったかと思われる。

④もやはり基俊が「古哥」との類似を批判する（なお基俊が引く「アマノハラ」詠は出典未詳）。ただし③は、

空を一般的な「みどり」でなく「ハナダ」と詠んだ点にこそ眼目がある<sup>(19)</sup>。耳慣れない表現で俊頼には不審に思われているが、信慶にとつては新しい表現を企図したものであったはずである。

このような新奇な語は、当該歌合においては、少ないながらもほかにいくつか見られる。

⑤ ヤマザクラヒルミルイロハアカナクニヨルサヘハナノカゲニムツレヌ（永）「桜」二番右4・牛君、基負／俊勝

……右哥、「ヨルサヘ花ノカゲニムツレヌ」トヨメル句、ナゴリナクフツキレ（マ）ニオボエ侍バ、……《基》

……右哥は、「ひるみるいろの」などは、いへることは頗おさなげなり。されど、あかぬなごりに「よるむつるゝ」など、心あり。……《俊》

⑥ コトシモノアダニチリヌルサクラ花サモアラマシキ花ノクセカナ（永）「桜」四番右8・湛秀、基勝／俊負

……右哥、スエノ句逸興アリ。……《基》

……右、はての「くせかな」ゝどいへる、深難にはあらねど、みゝとまりてきこゆれば、……《俊》

⑦ トシヲヘテフシミノ山ニフルユキハトコメヅラニモオモシロキカナ「雪」五番右52・有禅、基持／俊持

……右哥、「トシヲヘテフシミノサトニ」トヨミテ、「トコメヅラナル」、コノ哥ノニシタルコソ侍メレ。

「オモシロキ」ホドナドモ、ゲニ心アリゲニハ侍□□クソクニナシ。……《基》

……右の「ふしみのやま」、心えず。「さと」にこそよむめれ、「やま」、あたらし。「ふしみ」などいひて、「とこめづら」などいへるほど、おもふ所なきにあらず。されども、「山」おぼつかなし。《俊》

⑤は、桜を昼に見るだけでは飽き足りないので、夜までも花の蔭に来て愛でてしまふ、との意であるが、「ヒルミルイロ」は和歌では珍しい、新奇といえる表現である。「昼見る……」という措辞や「昼」と「夜」を対比して詠む手法は、「さやかにもてれるつきかなきくのはなひるみるごとぞよるもみえける」（『躬恒集』209）に学んだものかと思われるが、ほかに類例は見出せない。特に「昼見る色」というのは散文的で、俊頼が「頗おさなげなり」というように、和歌としてはやや稚拙な印象を受けるであろう。また基俊は、下句「ヨルサヘハナノカゲ

ニムツレヌ」を「ナゴリナクフツキレ」と評している。「フツキレ」とはどういうことかよくわからないが、「つぶぎれ」の誤りであるとすれば、表現などが細かく切れている感じがする、という評言であろうか。前に「ナゴリナク」とあるので、上句の「ナゴリ」がなくて、というのであろう。すなわち基俊は、上句と下句の表現が断絶している、と評するものと思われる。

⑥は、桜がはかなく散ってしまうことを「花ノクセ」と表現する。いわば桜を擬人化して「癖」といったものだが、こうした表現は先行例がまったく見出せない<sup>20</sup>。これも口語・俗語的表現を取り込んだ成果といえよう。しかし、基俊は「逸興アリ」と肯定的に受け取る一方で、俊頼は「みゝとまりてきこゆ」と難じており、積極的に評価されたとはいえない。

⑦は、歌枕「フシミ（伏見）」に「伏し身」を掛け、その縁語「床」を含む「トコメヅラニ」を詠み込んだ技巧が一首の眼目である。技巧の核となる「トコメヅラ」は、先行例に「なにはびとあしびたくやのすしてあれどおのがつまこそとこめづらしき」<sup>2651</sup>「難波人葦火燎屋之酔四手雖有己妻許増常目類次吉」<sup>2651</sup>（『類聚古集』↑『万葉集』卷十一・2651）があるが、これは形容詞となっている。ただし、その万葉歌は『拾遺集』に「なには人あし火たくやはすすたれどおのがつまこそとこめづらなれ」（恋四・887・人麻呂）と形容動詞の形で採られており、当時は形容動詞の形でも通用していたのであろう。ほかに「むめのはないろはめなれてふくかぜにほひくるかぞとこめづらなる」（『躬恒集』228）が見られるが、総じて用例は僅少である。しかし「ふしみ」と「とこ」との縁語上の関係性は明白で、基俊は「コノ哥ニシタルコソ侍メレ」と歌全体での統一が図られていることを評価し、俊頼も「おもふ所なきにあらず」と作意が見られることを肯定的に評している。基本的には、やはりその表現が和歌の中で適切に機能していれば、好意的に評されるものと思われる。

以上のように、当該歌合歌には、確かに『歌合大成』の指摘通り、古歌や先行歌の表現につきすぎたものが一部にあり、模倣や剽窃といわれかねない面を有している。しかしそのなかでも、口語・俗語的表現、新たな典拠

の開拓など、わずかながら新奇な表現を模索しようとする姿勢が垣間見られることは、注目に値しよう。もつとも、そうした工夫が両判者には批判されるなど、こなれていない面も多いが、興福寺僧たちには彼らなりの表現への志向があつたことを、まずは確認しておきたい。

ところで、勝超・宗延の表現については、太田克也氏に詳細な論文がある<sup>(2)</sup>。太田氏は両者の初度本『金葉集』入集歌（235・宗延、240・勝超）を検討し、先行歌と表現・趣向の一致が見られることから、「先行歌や古歌を広く学び、歌材の持つ世界を十分に踏まえて作歌活動を展開していた」（二八頁）こと、「表現面では本歌取りに昇華しておらず類型的であるとの評を免れないが、……貴族的伝統的趣向に則った詠み方を体得していた点をこそ評価すべき」（同）ことを論じている。この指摘は、当該歌合での興福寺僧の表現の傾向にもいえるだろう。

では、勝超・宗延の当該歌合歌はどうであろうか。例えば、「郭公」六番での彼らの詠歌を見てみたい。

六番（郭公）

左

香雲房（勝超）

⑧ヨモスガラマツニハナカデホト、ギスアシタノハラニヒトコエゾキク（25）

右

慈光房（宗延）

⑨サツキニハシバナクヤトとそテホト、ギスナヲウラマチニサスルヨモナシ（26）

左哥、スコブル心アルニ、タレドモ、其言ナホタラズ。右哥、オホク古質ヲソムシテ、スデニ和哥ノ起請スル處背ケリ。《基》

左哥は、「あしたのはら」を本いなきやうによまれたるこそあやしけれ。……右哥は、ほとゝぎすは「しばなく」べきものにはあらねど、ねがはんにはなどかはさもよまざらむ。……「ちに」の字ぞ、「つ」もじにやあるべからんとお「ぼ」ゆる。万葉集見ける人のうたにや、と心にくゝ見ゆる。《俊》

\*おぼゆる―底本「おゆる」。誤脱とみて他本によって補った。

左⑧の勝超詠は、一晚中待つ間は鳴かなかつた郭公の鳴き声を翌朝になって聞いたとの意だが、歌枕「アシタノハラ（朝の原）」に「翌朝」の意を掛けて詠んでいる。これは大江匡房の「まどろまでまつかひなしやほととぎすあしたのはらにひとこゑぞなく」（『江帥集』437）に学んだと見られる趣向で、表現も匡房詠に酷似している。右⑨の宗延詠は、五月には郭公が頻りに鳴くかと心待ちにして、落ち着いて寝られないと詠むが、顕著なのは、俊頼が「万葉集見ける人のうたにや」と述べる通り、万葉語の摂取である。

みそのふのたけのはやしにうぐひすはしばなきにしをゆきはふりつゝ

〔御苑布能竹林尔鶯波之波奈吉尔之乎雪波布利都々〕

（『類聚古集』 1030 ↑ 『万葉集』 卷十九・4286）

あき風にいまかゝとひもときてうらまちをるにつきかたぶきぬ

〔秋風尔伊麻香伊麻香等比母等伎弓宇良麻知乎流尔月可多夫伎奴〕（『類聚古集』

637 ↑ 『万葉集』 卷二十・4311）

はるべさくふぢのうらばのうらやすにさぬるよぞなきころをしもへば

〔波流敞左久布治乃宇良葉乃宇良夜須尔左奴流夜曾奈伎兒呂乎之毛倍婆〕

（『類聚古集』 3487 ↑ 『万葉集』 卷十四・3504）

ここでは「シバナク」「ウラマチ」「サナル」が右のように『万葉集』所見の語で、当該歌合までに用例がほぼ見られない語である。<sup>(22)</sup> 院政期に京都の中央歌壇で万葉語が注目されたことはすでに周知の事実であるが、宗延もまたそうした潮流に乗じていたといえるだろう。当該歌合で宗延は、ほかに「ナビキモ（靡き藻）」（月40）、「ミワノヒバラ（三輪の檜原）」（雪54）と『万葉集』に由来する表現を用いており、<sup>(23)</sup> 『万葉集』を強く意識していた<sup>(24)</sup> と思われる。そして、俊頼はそれを「心にくゝ」思われる、と好意的に評しているのである。

しかし、基俊は⑨に対して「和哥ノ起請スル處背ケリ」と述べている。「和哥ノ起請スル處」の実態はよくわからないものの、「起請」の語義からいって、おそらく和歌を詠むにあたって神仏に何らかの誓いを立てたものと思われ、厳しく批判する文言といえる。それは「オホク古質ヲソムシテ（存して）」いるためだという文脈で

あるから、基俊は万葉語撰取を否定的に捉えているのであろう。基俊が万葉語の撰取を快く思っていないなかったことは、俊成歌論との関係ですでに指摘されているが、<sup>(25)</sup> 実際、当該歌合における万葉語を撰取した歌を、基俊はほとんど評価していない。<sup>(26)</sup> 『袋草紙』によれば、宗延は基俊判の内容に納得せず陳状を提出した<sup>(27)</sup> というが、おそらく宗延の意を汲まないように見えるこうした批判がその原因であったのだろう。

ここまで当該歌合における興福寺僧の詠歌表現を概観した。『万葉集』へ強い関心を寄せる宗延を筆頭に、彼らは概ねよく古歌の表現を撰取しており、なかには模倣あるいは類型的な表現も見られる。しかしそれは、京都の中央歌壇での詠歌表現のあり方に彼らが近接していたことの証でもあるだろう。また同時に、口語・俗語的表現を取り入れるなど、彼らなりの新しさを志向する姿も確認できた。新奇な趣向を構築しようとした院政期和歌の潮流に、興福寺僧たちもまた確かに乗り合わせていたのである。

### 第三節 歌枕詠をめぐって

続いて、鈴木氏が特徴として挙げた、当該歌合の歌枕詠について検討したい。次の〈表2〉は、当該歌合において詠まれた歌枕や地名を指す表現を一覧したものである。

#### 〈表2〉当該歌合における歌枕・地名表現一覧

\*歌枕・地名表現を国別に一覧し、特に先行例僅少の歌枕は四角で囲って示した。狭義の「歌枕」に当てはまらない地名表現は（ ）に入れた。

\*「表現・詠法」項には、歌材・修辞・趣向において特筆すべきものを示した。

| 国  | 歌枕     | 題・番号   | 作者 | 表現・詠法      | 備考          |
|----|--------|--------|----|------------|-------------|
| 大和 | タツタノカハ | 桜七左 13 | 上総 | 波が「立つ」に掛ける | 「桜」を詠む先例は僅少 |
|    | ヨシノ、ヤマ | 桜七右 14 | 式部 | 桜を雪に見立てる   |             |

| 撰津          |         | 山城    |                    |                |
|-------------|---------|-------|--------------------|----------------|
| ナガキノウラ      | 祝五左 65  | 信慶    | 「長し」を掛ける           |                |
| アカシノウラ      | 月七左 41  | 上総    | 「長し／長居す」を掛ける       |                |
| フシミノ山       | 月六右 40  | 宗延    | 「明かし」を掛ける          | 「伏見の山」先行例ナシ    |
| ハ、ソノモリ      | 雪五右 52  | 有禪    | 「伏し身」を掛け縁語「と、こめづら」 | 「雪」を詠む初例       |
| (フルサト)      | 雪一左 43  | 光覚(基) | 柞の杜も雪で「玉の木」に       |                |
| (ふるきみやこ)    | 月五右 38  | 有禪    |                    |                |
| マツチノハラ      | 桜六左 11  | 勝超    | 「八重桜」を詠む           | 基俊判本歌欠、(永)による  |
| マキモクノアナシヒバラ | 祝五右 66  | 有禪    | 「待つ」を掛ける           | 「まつちのやま」(永)    |
| カヅラキ        | 雪七右 56  | 式部    |                    | 先行例僅少          |
| フルノ山ミチ      | 雪七左 55  | 上総    | 「久米の岩橋」を詠む         | 「久米の岩橋」は歌学書所見  |
| ミワノヒバラ      | 雪二右 46  | 牛君    | 雪が「降る」を響かせる        |                |
| ミワノ山ベ       | 雪六右 54  | 宗延    |                    | 万葉集所見・先行例僅少    |
| カスガ山        | 祝七左 69  | 上総    | 「榊葉」を詠む            |                |
| ハルノヒノミカサノ山  | 祝六右 68  | 宗延    | 「白檜」を詠む            |                |
| ミカサ山        | 祝三右 62  | 覚誉    | 笠の縁語「差す」を詠む        | 歌文学大系・二二三三頁脚注) |
| アシタノハラ      | 祝二右 60  | 牛君    | 笠の縁語「雨」・「天」を詠む     | 花林院からの属目の地」(和  |
| ミカサノ山       | 月三左 33  | 永縁    | 「朝」の意を響かせる         | 「歌合催行の場である興福寺  |
| ミフネノ山       | 郭公六左 25 | 勝超    | 船の縁語「ほ(帆)のかに」      | 口伝和歌釈抄         |
| ミヨシノ、コガネガミネ | 郭公五右 24 | 有禪    |                    | 万葉集用例多数        |
| 雪四右 50      | 祝七右 70  | 式部    |                    | 「黄金の峰」は用例僅少    |
|             |         | 覚誉    |                    |                |



の〈表3〉は、そのうち証本が伝存する七度の僧房歌合において、歌枕詠がどれほど詠まれているかをまとめたものである。

〈表3〉 証本が伝存する僧房歌合における歌枕詠の数

\* 歌合番号と名称は『歌合大成』に拠り、当該歌合は網掛けで示した。

\* 「歌数」は歌合全体の歌数（判歌は除く）、「歌枕」は歌枕詠の数（一首中に歌枕が複数ある場合も一首と数える）を表す。ただし「ふるさと」など単なる地名表現は除いた。

\* 「割合」は、歌数に対する歌枕詠の割合（%）を示した（小数点第二位以下四捨五入）。

|     | 歌合名称                             |  |  |  |  |  | 歌数 | 歌枕 | 割合   |
|-----|----------------------------------|--|--|--|--|--|----|----|------|
| 177 | 〔康平五年（一〇六二）〕七月廿七日無動寺賢聖院歌合        |  |  |  |  |  | 20 | 0  | 0    |
| 212 | 〔延久三年（一〇七一）—永保二年（一〇八二）〕秋多武峯往生院歌合 |  |  |  |  |  | 12 | 1  | 8.3  |
| 240 | 承徳元年（一〇九七）東塔東谷歌合                 |  |  |  |  |  | 24 | 6  | 25   |
| 287 | 永久四年（一一一六）八月雲居寺結縁経後宴歌合           |  |  |  |  |  | 30 | 3  | 10   |
| 311 | 〔天治元年（一一二四）春〕権僧正永縁花林院歌合          |  |  |  |  |  | 70 | 30 | 42.9 |
| 393 | 承安三年（一一七三）八月十五日三井寺新羅社歌合          |  |  |  |  |  | 80 | 28 | 35   |
| 430 | 〔治承四年（一一八〇）五月以前〕三井寺山家歌合          |  |  |  |  |  | 80 | 13 | 16.3 |

資料が少ないうえに、各歌合はそれぞれ事情が異なるため、単純な数値の比較にはさして意味がないが、当該歌合の歌枕詠の多さが特異であることは、大勢としてはいえると思われる。なお、393も歌枕詠が二八首と多いが、これは393で出された「遥見山花」「古郷子規」「湖上月」「野宿雪」という結題自体が、そもそも歌枕を詠み込み

やすいものであつたこと<sup>(30)</sup>に起因していると思われ、当該歌合のような一字題の歌合と同列には扱えない。

ただし、こうした歌枕詠への傾斜が当該歌合のみの特徴なのか、それとも奈良歌壇での歌合全体を通して見られる傾向であるのかは、なおも検討が必要であろう。奈良歌壇の歌合がほとんど伝存していない以上は憶測にかならないが、歌枕を詠むことに奈良歌壇の表現へのこだわりを看取することができるかもしれない<sup>(31)</sup>。

では、その表現はどのようなものだろうか。〈表2〉の「表現・詠法」項で見ると、例えば紅葉の名所「タツタ（龍田）」を「桜」題で詠み（「桜」13・上総）、同じく紅葉で名高い「ハ、ソノモリ（柞の森）」を「雪」題で詠む（「雪」43・光覚）といった取り合わせの新奇さを企図したものが目につく程度で、さほど特異な表現がなされているわけではない。注目されるのは、先行例の乏しい歌枕である。以下、先行例が僅少な大和国の歌枕について検討する。

A キミガヨハイフカギリナシ ミヨシノ、コガネガミネニミヨヲマツマデ（「祝」七番右70・式部、基持／俊持）  
……右哥、「コガネガミネニミヨヲマツマデ」トイフ事ハ、祝ノ心ステニタレリ。……《基》  
……右、「こがねがみね」などは、みただけの御みやまのことにや、ことありげなる。いかにもまうしがたし。……《俊》

B 「アシ」タツルミワノヒバラニユキフカミミヤギヒク ハノカヨヒヂモナシ  
（「雪」六番右54・宗延、基負／俊持）

……右哥、一篇彫零シテ、アイシモテアソブニ、ナサケナシ。……《基》  
……右、わりなくおもひよりてつくりいだしたるうたなめり。……《俊》

\*アシタツル―底本「アシ」欠損。書陵部本によって補った。

C マキモクノアナシヒバラモウツモレテカ、ルミユキモフレバフリケリ（「雪」七番右56・式部、基負／俊負）  
……右哥、「アナシヒバラ」トヨメル哥ヲコソ、マダ「ミ」侍ラネ。「アナシノヒバラ」ナドハ、ツネノ

コトニテゾ侍ニ、□ノモジノ侍ガヨリ、コトタラヌ様ニオボエ侍カナ。……《基》

……右の「あなしひばらも」などいへることは、さしこうておしげづらまほし。……《俊》

\*ミ侍ラネー底本「ミ」欠損。書陵部本によって補った。

まず、A「ミヨシノ、コガネガミネ（み吉野の黄金が峰）」は現在の金峯山（吉野山・大峯山の総称）のことである。Aはその名の「黄金」に寄せて祝意を詠んだ歌と解せるが、「黄金が峰」を和歌に詠んだ初例である。<sup>(32)</sup>俊頼が「いかにもまうしがたし」と戸惑っているのは、祝意を寄せたことだけでなく、耳慣れない歌枕への反応でもあったと思われる。とはいえ、祝意を詠むにふさわしい新たな歌枕を見出した点は評価できよう。

次に、B「ミワノヒバラ（三輪の檜原）」は『万葉集』に見え、当該歌合以降、平安末期から新古今時代にかけて用例が増える歌枕である。<sup>(33)</sup>Bが詠む「ミヤギヒク」男の姿は、万葉歌「みやぎひくいづみのそまにたつたみのやむときもなくこひわたるかも」[宮材引泉之追馬喚犬二立民乃息时无恋渡可聞]（『類聚古集』<sup>(34)</sup>1367↑『万葉集』<sup>(35)</sup>卷十一・2645）が踏まえられていよう。前述した宗延の万葉集への関心が、こうした歌を詠ませたと思われるが、両判者の評価は芳しくなかった。

また、C「マキモクノアナシヒバラ（巻向の穴師檜原）」は、「まきもくのあなしのひばらはるたてばはなかゆきかとみゆるゆふしで」<sup>(35)</sup>（『好忠集』<sup>(36)</sup>371）に拠ったと見られる。「巻向の穴師」はすでに『古今集』<sup>(36)</sup>に見える地名だが、「檜原」まで詠むのは好忠詠くらいしか見出せない。Cは「アナシヒバラ」と「の」を欠いて詠まれたことが基俊に批判され、<sup>(37)</sup>俊頼にも推敲すべきと評されているように、必ずしも成功した表現とはいえない。ただし後に好忠詠が『新勅撰集』<sup>(38)</sup>に採られたこともあり（春上・20）、当該歌合以降、歌枕「巻向の穴師の檜原」は用例が散見されるようになる。<sup>(38)</sup>これはむしろ好忠詠が注目された結果であろうが、Cがその先蹤となったとはいえるだろう。

このように、当該歌合における歌枕詠は、興福寺歌壇における表現の特徴をある程度は示していると思われる。

それは、歌枕詠の数自体が多いこと、とりわけ当地である大和国の歌枕をあえて詠んでいる傾向が見られることである。詠法の面で目立った新奇性は少ないものの、大和国の新たな歌枕を発掘してきた点は特に注目されるだろう。

#### 第四節 基俊・俊頼の代作歌

ここまで興福寺僧たちの詠歌表現を中心に見てきた。しかし、京都の中央歌壇との距離を考えるうえでは、基俊・俊頼がそれぞれ代作をした歌の表現についてもさらに考察する必要があるだろう。そこで本節では、基俊・俊頼の代作歌の表現について検討したい。まずは基俊が代作した光覚の詠を三首挙げる。

⑩ ミヤマニハシキ しきが(永) ノカザラレハヤケレド ことしきくめり(永) フモトノハナハコト、サリケリ

(「桜」一番左1・光覚〈基俊〉、基勝／俊勝)

左哥、サセルスグレタル義ナシトイヘドモ、頗逸興アル。……《基》

左歌は、「しきがかざをれ」などいへるなど、ことせぬ(マ)にあらず。ことばもいとをかし。但、えだをれうせなば、さきがたくやとみゆれど、「はやけれど」いへる「ど」の字に、をりのこりたる枝とはみゆめり。「ことしきくめり」といへるもじつゞきぞ、てづゝにみゆめる。……《俊》

⑪ タマノキニハ、ソノモリモナリニケリフルシラユキノキエヌカギリハ

(「雪」一番左43・光覚〈基俊〉、基勝／俊勝)

左哥、頗逸興アリ。コレ、「仙人ノ琪樹」ニアラ(又歌)□ヤ。モ□□(下モ歌)嗟歎スベシ。……《基》

「玉の木」の事、本文にさることありとかや、むかしうけたまはりしよ。たとひ難ありとも、よくもしらぬ事なれば、申がたく。何況、あしうもきこえず。しりてよむばかりの人、あしくよまむやは。……

《俊》

⑫ミドリナルマツカゲヒタスイケ水ニチヨノスミカトミユルヤドカナ

(「祝」一番左 57・光覚〔基俊〕、基勝／俊負)

左哥、「マツカゲヒタス」ナドイヘル(以下欠)……《基》

左の「かげひたす」とよめる、きはめておぼつかなし。「ひたす」とは、物をみづにいれむをぞいふべき。まつのだななどをこそひたすべけれ。ものゝかげは、水のそこにうつるものなれば、「かげひたす」といはむ證哥なくは、いかゞあるべからん。すゑはいとをかし。……《俊》

まず「桜」題⑩は、「シキノカザフレ」という語が目につく。これは好忠に「みやまにははやまのあらしあらげなりしのかざをれいくそかゝれり」(『好忠集』342)と先行例が見られるのみの語であり、初句「みやまには」の一致もあることから、基俊はまず確実に好忠詠の影響を受けているであろう。「椎の風折れ」と漢字をあてるのであろうが、「あらげなり」、「ハヤケレド」という詞続きから考えて、おそらくは速く荒々しく吹く風の異名かと思われる。基俊はこうした表現を「逸興」と自賛しており、また俊頼は「ことせぬにあらず」と評する。俊頼のいう「ことせぬにあらず」は本文がやや不審でよくわからないが、後文に「但……」と否定評価が続くことから好評の文言と考えられ、俊頼にも好感触を与えたと思われる。⑩の歌意は、結句の本文が乱れており必ずしも分明ではないものの、歌の構造は「ミヤマ(深山)」と「フモト(麓)」の対比となっているので、深山では風が強く吹いているけれども、麓では桜の花が咲いている、ということであろう。「シキノカザフレ(椎の風折れ)」の後代への影響例は、江戸末期に一例見られるのを除いて管見に入らないが、「松の風折れ」ならば西行に例が<sup>(40)</sup>あり、あるいは広い意味で影響を与えたといえるかもしれない。

次に「雪」題⑪は、白雪が消えないかぎりには、紅葉で知られる「ハ、ソノモリ(柞の杜)」も「タマノキ」になったことだ、との意である。まずは紅葉の名所「ハ、ソノモリ」をあえて冬季の「雪」題で詠んだことに新奇性を見出しうるが、判詞ではその点に言及はない。その程度の新奇性では特筆するものでもなかったということ

であろうか。判詞で注目されたのは、初句の「タマノキ」である。「タマノキ」とは、俊頼が「本文にさることあり」といい、基俊が『仙人ノ琪樹』ニアラズヤ（「ズ」は私に補った）と自注を加えるように、『白氏文集』巻四・諷論「牡丹芳」の一句「仙人琪樹白無色 王母桃花紅不香」（一・六八四頁）に拠るのである。この句を和歌に撰取した例はほかに確認できず、基俊が初めて試みたものと見てよいだろう。そしてこの試みを、基俊自身は「嗟歎スベシ」と大仰に自賛してみせているのである。一方、俊頼は典拠の漢詩が「よくもしらぬ事」であるため、批評しにくいとする。全体的には「あしうもきこえず」と評しているものの、「しりてよむばかりの人、あしくよまむやは」という反語表現からは、どことなく基俊への皮肉めいた口吻が読み取れる。俊頼はおそらく⑩が基俊の代作であると知っており、⑪のような、銜学的ともいえるような詠作を牽制しているであろうと思われる。

最後の「祝」題⑫は、池の水に松の影が映る様子を祝意に寄せて詠むが、俊頼が「きはめておぼつかなし」というように、「(マツ)カゲヒタス」の部分が問題となる。俊頼は、通常「ヒタス(浸す)」といえ、水の中に物が直接入っていることをいうはずであるから、枝などではなく「カゲ(影)」を「浸す」というのはおかしいという。確かにその通りであるが、すでに指摘があるように、これも『白氏文集』巻三・諷論「昆明春水満」の一句「影浸南山青滉瀟 波沈西日紅齋淪」（一・六一二頁）に拠った表現である。この句の撰取には先行例が見出せないだけでなく、基俊はこの句を『新撰朗詠集』（雑・水付漁夫・467）にも採っており、⑫とともに基俊の漢詩文への造詣の深さが現れた歌といえる。そしてその試みは、「たつた河わたれどたえぬ唐錦峰の紅葉の影をひたして」（『宝治百首』秋・河紅葉・1955・俊成卿女）など、新古今時代に引き継がれた例が確認できる。特に次の六百番歌合での例は、俊成の判詞でも「不可庶幾」と言及されている点で注目される。

かげひたす水さへ色ぞみどりなるよものこずゑのおなじわか葉に

（六百番歌合・夏・「新樹」四番左負・187・定家）

右申云、「浸」之字不甘心。左陳云、「影浸南山」といふ心歟。……

判云、左歌、「影浸南山」と文集にも待るめれど、此歌にしひて不可庶幾歟。……

定家詠は「新樹」題にあわせ、周囲の梢の若葉が池の水に映り、若葉だけでなく水までも緑色が深くなる、と詠んでいるが、やはり当座の難陳では「ひたす」の詞が「不甘心」と批判された。定家の属する左方は即座に「影浸南山」の句を引いて反論するが、俊成の判では「文集にも待るめれど、此歌にしひて不可庶幾」とされ、『白氏文集』にあるからといって安易な撰取をしてよいわけではなく、歌全体との調和を考えて撰取しなければならぬと批判されている。俊成の「不可庶幾」という評語は、安井重雄氏が指摘するように「判定を受ける作者たちに強い調子で指導を行う、あるいは強い調子で批判する評語」<sup>(42)</sup>であるが、前述したように俊成卿女に後代の用例があり、必ずしも強い規制とはならなかったようである（定家に以後の用例は見られない）。また、六百番歌合を主催し、俊成の「不可庶幾」評を見知っていたはずの良経には「旅人を送りし秋の跡なれや入江の波にひたす月影」(『仙洞句題五十首』江上月・199・良経)の用例があり、これは「影」を物体の「影」から月の「影(光)」に変えることでアレンジし、俊成の批判をかわそうとしたのであろう。これはすなわち、俊成の批判があつても詠もうと試みるだけの可能性を、この「かげひたす」という表現が備えていたということかと思われる。

続いて、俊頼が代作した教縁の詠についても検討したい。基俊の場合と同じように、三首挙げて検討することとする。

⑬チルハナヲサソフトミツルハルカゼノウハノソラニモステ、ケルカナ

(「桜」一番右2・教縁(俊頼)、基負/俊負)

……右哥、「ウハノソラニステ、ケルカナ」ト侍ル義并言、ゾクルイマイデズ。……《基》

……右哥、めづらしきふしみえず。ことなる難もなきにや。されど、ことのほかならぬかぎりは、左を

かたすることなれば、以左為勝。《俊》

⑭クレハトリフタムラ山ヲキテミレバメモアヤニコソ月モスキケレ

(「月」一番右30・教縁(俊頼)、基持/俊勝)

……右哥、其心、ナサケハ侍ド、モミヂバニゾ、「メモアヤニ」トハヨメル。月ニカクヨメラシヨ、マ  
ダミ侍ヌナリ。……《基》

……右哥は、させることもなければ、かたのごとく月のうたにては候めり。……《俊》

⑮雪フレバアヲバノ山モミガクレテトキハノナヲヤケサハオコサン

(「雪」一番右44・教縁(俊頼)、基負/俊負)

……右哥、一篇ノナカニ二ノ難アリ。「アヲバ」トイフ時、ナカラス、「ミガクレテ」トヨムハ、「水ニ  
カクレテ」ト云也。万葉集ニ「ミガクレテ」ヲ「水ニカクレテ」トカケル。シカレバ、「ナミノシタク  
サニカクレテスタクカハヅノ」ナドゾヨメル。山ヲ「ミガクレテ」トヨメルフル哥、イマダムカシニモア  
ラ「ズ」。《基》

……右うた、いうにもなし。又、別の難もきこえず。……《俊》

\*アラズ―底本「ス」欠損。書陵部本によって補った。

俊頼の「桜」題⑬は、風が桜の花弁を散らす様子を、「ウハノソラニモステ、ケルカナ」と捉えた点が趣向で  
ある。渡部泰明氏はこの歌について、「恋歌の詠み口を利用して」ことを指摘し、「花を散らす風を、女を誘  
惑して無情にも捨ててしまう男のように擬人化している」と述べる。さらに渡部氏は、「捨つ」というマイナス  
イメージの強い語には不遇感が忍ばせてあること、俊頼の擬人法には恋や述懐のイメージが見え、それらを巧み  
に取り入れることで擬人法が生動していることを論じている<sup>(43)</sup>。ただし、基俊はまさにその「捨つ」という詞を含  
む下句全体の「義」(心)と「言」(詞)について「ゾクルイライデズ(俗累を出でず)」「(「ヲ」は私に改めた)  
として、その卑俗さを問題視した。基俊は、風によって桜の花弁が散るさまを恋にたとえることや、「捨つ」と

表現すること自体を「俗累」と見ているらしい。こうした詠み方は俊頼以前に類例を見出せないが、後代には慈円に「うれしきは花もみぢも山おろし色なる事をさそひすてつる」（『拾玉集』第三・厭離欣求百首・3213）と、釈教歌として詠まれた例が確認できる。

次の「月」題⑭は、月の光を「メモアヤニ」と表現している。基俊はこれについて、「めもあやに」とは紅葉について用いる表現だと指摘する。確かに、「もみぢばはにしきと見ゆとききしかどもあやにこそけふはちりぬれ」（『後拾遺集』誹諧・1206・頼宗）の例が存在し、基俊の批判は父頼宗の詠が念頭にあるだろう。ただし「めもあやに」はそもそも先行例の乏しい表現で、頼宗詠のほかには「にしきしてめぐるまがきとみるまでにめもあやなりや宿のむらぎく」（『経信母集』2）が見られる程度である。経信母の例は「紅葉」でなく「菊」を詠んでいる。この例から考えるに、俊頼に基俊ほどの規範意識はなかったと思われる。⑭の場合は、歌枕「フタムラ山」の名を、布を数える単位「二疋」に寄せて、布に関連する縁語「キテ（着て／来て）」と「アヤ（綾／文）」を掛詞として用いた構成の妙が一首の眼目といえるだろう。俊頼以前の二首も、「にしき」を詠むことから、布に関連づけることを意識しているであろうが、俊頼は対象を「月」にまで広げ、用語の幅もさらに広げたのである。このような俊頼の試みは、平安後期に「めもあやに見ゆるこよひの月影にはたおりそふる虫の声かな」（『清輔集』秋・164、題「月前聞虫」）のように引き継がれている。そして、俊恵の「めもあやにさやけき月のくせなりや今夜はじめて見る心地する」（『林葉集』秋・468）などは、布に関連する縁語を用いず、単に月の美しさを表現するものとして「めもあやに」が用いられている。これも⑭に学んだものとして捉えられるだろう。

最後の「雪」題⑮は、下句の本文が混乱しているが、雪が降ったことで、常緑の名を持つ「アヲバノ山（青葉の山）」もその名折れとなるであろう、との歌意であると思われる。<sup>(45)</sup>この発想は「白妙に雪のふれば水鳥の青葉の山もあらじとぞ思ふ」（『公任集』240）に先例があり、俊頼もそれに拠ったのであろう。問題となったのは三句「ミガクレテ」で、基俊は『万葉集』を根拠として、「みがくれて」は「水に隠れて」の意味であり、山を「み

がくれて」と詠む前例は見たことがない、と批判している。この問題をめぐっては、西村加代子氏に論文があり、<sup>(46)</sup> 基俊のいう「みがくれて」は「水隠れて」であるという主張は実際の用例からすれば妥当な見解であるが、俊頼はほかにも「とへかしたまぐしのはにみがくれてもずのくさぐさめぢならずとも」(『散木奇歌集』雑・1293、二五五才／五一九頁)の例があるように、「水」に関係なく「みがくれて」を詠んでいたことを指摘した。西村氏はさらに、建保五年(一一二一七)十一月四日冬題歌合において、やはり「水」に関係なく「みがくれて」が詠まれたことと、それが判詞(衆議判で定家執筆)で問題となったことを指摘している。

しめしののあられの玉にみがくれてうすみどりなる冬の下草(冬題歌合・「冬野霰」十六番右負・32・忠信)  
……右の「みがくれて」、水のあたりにやなべていひならはしたる、と申す人人侍りしかど、俊頼朝臣、  
「たまぐらのはにみがくれてもずの草ぐきめぢならずとも」と申す歌侍るよし、申しいだし侍りき。…

この例では、霰の玉に「みがくれ」ることによって、緑色の「冬の下草」が(霰の白が混じること)で「うすみどり」になった、と詠む忠信の詠に対して、当座では「みがくれて」とは水の周辺において詠まれることが一般的である、という批判があつたが、俊頼の「たまぐしのはにみがくれて」の歌が反証として提示された<sup>(47)</sup>とある。西村氏は、忠信詠は結果として負にはなつたものの、「定家らが示した証歌によって、「みがくれて」に関する議論自体は、水に寄せて詠まなくてもかまわない、という形で結着した」(一六五頁)とまとめ、「当時の一般常識としては、水に関連づけた詠み方を求めているまで」(同)であり、「通常と異なる詠み方でも秀歌ならば許される」(同)という点で、「基俊の頃に専ら『水隠れ』と詠まれていたのとは、微妙なずれの生じていることが窺える」(同)と論じている。ここで影響を与えたのはあくまでも「たまぐしのはにみがくれて」の歌であり、<sup>(15)</sup>ではなかったわけだが、俊頼が拓いた新たな表現が新古今時代に確かに引き継がれていることが確認できよう。

以上、基俊・俊頼の代作歌を見てきたが、両者ともに、これまで詠まれていないような趣向や表現を用いた新

奇な歌を詠んでいるといえるだろう。特に注目されるのは、基俊がかなり新奇と思われる歌を詠んでいる点である。しかし、⑩の「椎の風折れ」、⑪の「玉の木」などの表現は、ほとんど後代に引き継がれることがなかった。もちろん、当該歌合自体がそもそも内輪の歌合で、勅撰集などでもほとんど注目されていないことを考えれば、それも仕方のない面はあるだろう。あるいは、そのような内輪の注目されない歌合であったことと、新奇な歌を志向するあり方が関係しているかもしれないが、ここでは基俊・俊頼の両者が代作で詠んだ歌に新奇な表現が多く見られる傾向があること、そして判者が互いに互いの表現を批判しあっていることを指摘するに留めたい。

## おわりに

当該歌合の詠歌表現について、さまざまに検討してきた。基本的に興福寺僧たちの表現は、京都の中央歌壇の有力歌人である基俊・俊頼から見れば、十分な水準に達しているとはいえない。しかし、『万葉集』への関心に基づく万葉語の摂取や、口語や俗語を取り入れたような新しい表現を志向している点は、院政期の中央歌壇における潮流と大きくは外れていないといえよう。

特に目につくのは、歌枕への傾倒である。単純な一字題においてこれほど歌枕が詠まれている点は注目に値すると思われる。なかでも、大和国の歌枕が多いことは特筆されよう。これは歌合催行の当地に寄せた結果という側面が大きいのであろうが、単に身近な歌枕を好んで詠んだために起きた偶然の結果というわけではなく、興福寺僧たちが意識的にそうした詠み方を選択しているものと思しい。当該歌合は、いわば〈ご当地性〉の強い歌合であったのだろう。そして、そうした表現への試みのなかに、大和国の歌枕を新規開拓しようとする意志が垣間見られる点は重要である。

ただし、これらの表現が後代に影響を与えたかという点、いくつかの享受例が確認できるとはいえ、そこまで重要なものにはならなかったと見られる。当該歌合の出詠歌は、そもそも両判者にも積極的に評価されていると

はいがたいものであるが、しかし逆にいえば、京都と同程度の意識が持たれているがゆえに、その表現は京都の中央歌壇でのそれを相対化しうろと思われる。

一方、基俊・俊頼がそれぞれ代作の形で出詠した歌は、これまでに詠まれていない新奇性を志向する傾向が強いように見受けられる。そして、第三章で検討した元永元年（一一一八）十月二日内大臣忠通歌合（『歌合大成』<sup>296</sup>）と同様に、両判者は互いの表現を批判しあっている。しかし<sup>296</sup>の場合と異なるのは、これが奈良歌壇で行われた歌合であるということと、そのために披講の場（があつたかどうか不明だが、ひとまずあつたと仮定して）におそらく判者は同席しておらず、後日判を付したと思われることであろう（第二章参照）。そのような、判者にとつていわば「紙上の歌合」であつても、<sup>296</sup>と同様に新奇な表現が実験的に試みられ、それに対して批評が加えられているのである。

また、追判と目される俊頼判では、基俊の学術的ともいえるような詠作に皮肉めいた評を与えるなど、紙上での論争を仕掛けていくように思われる。第四章で検討した元永二年（一一一九）七月十三日内大臣忠通歌合（『歌合大成』<sup>300</sup>）もそうであつたが、当該歌合も含めた複数判の歌合は、明らかに歌合を「読む」ものと意識して作られているように見える。<sup>296</sup>のように忠通家で実践的に詠出されていた、新奇な表現とそれに対する批評を通して和歌表現を深化させようという試みは、当該歌合のような地方歌壇の歌合にも持ち込まれていた。その意味では、歌合それ自体のあり方は、中央歌壇における忠通家での歌合のような「密儀」の歌合と、当該歌合との間には、それほど大きな差はなかつたと思われるのである。

## 注

- (1) 橋本不美男「奈良花林院歌合と永縁奈良房歌合」（『院政期の歌壇史研究』武蔵野書院、一九六六 初出『書陵部紀要』6、一九五六・三）。

- (2) 冷泉家本『散木奇歌集』143詞書に「ならのうたあはせにりうえんにかはりてよめる」(二八才／六五頁、傍線部「り」は「け」の誤写か)とあり、俊頼の代作が知られる(なお『新編国歌大観』所収・宮内庁書陵部蔵本ではこの部分、146詞書を「ならの歌合に教縁にかはりてよめる」とする)。基俊の場合は、当該歌合歌(桜1・雪43)がそれぞれ『万代集』と『夫木抄』に作者を「基俊」として載ることから、代作が想定される。後掲の〈表1〉も参照。
- (3) 『和歌文学大辞典』(古典ライブラリー、二〇一四)は「永縁奈良房歌合」として立項(岡崎真紀子執筆)。また『新編国歌大観』には俊頼判本・永縁奈良房歌合が収められ、基俊判本・奈良花林院歌合は未収。
- (4) 注(1)前掲橋本氏論文は基俊初判説を唱え、『歌合大成』は俊頼初判説を唱える。ただし諸種の事情から、基俊初判説のほうが蓋然性が高いと思われる。
- (5) 井上宗雄「中古・中世の奈良歌壇——永縁奈良房歌合の位置——」(『天理図書館善本叢書』月報41、一九七七)五頁。
- (6) 堀池春峰「南都歌壇の展開」(『南都仏教史の研究 遺芳篇』法藏館、二〇〇四)初出『大和文化研究』6・4、6、一九六一・四、六)、中村文『後白河院時代歌人伝の研究』(笠間書院、二〇〇五)など。
- (7) 和歌文学大系『王朝歌合集』(明治書院、二〇一八)所収「永縁奈良房歌合」(鈴木徳男校注)。
- (8) 基俊判本は伝本が二本知られるのみ。俊頼判本には他の伝本として、宮内庁書陵部蔵本(一五〇・二一〇)、宮内庁書陵部蔵『類聚歌合九ヶ度』(五〇一・五五四)本、白鹿記念酒造博物館蔵本(うた・一四九)、群書類従本(版本『群書類従』卷一八四所収)などがあるが、いずれも本文は二十巻本と同一系統に属する。
- (9) 以下、奈良花林院歌合(基俊判本)の本文は、冷泉家時雨亭叢書『歌合集 百首歌集』(朝日新聞社、二〇〇二)に、永縁奈良房歌合(俊頼判本)の本文は、天理図書館善本叢書『平安鎌倉歌書集』(八木書店、一九七七)にそれぞれ拠った。他本によって校訂した箇所は「」で示す。また、歌句に異同がある場合は、

俊頼判本の本文を該当箇所傍記し、末尾に（永）と示した。歌番号は『新編国歌大観』所収「永縁奈良房歌合」のものを用いるが、「祝」三番左（永縁）は基俊判本と俊頼判本とで歌が差し替えられているため、基俊判本で示す場合は61とする（単に61とする場合は俊頼判本）。

- (10) 歌人の略伝については注（1）前掲橋本氏論文、『歌合大成』をはじめとする各先行研究のほか、特に生年については平林盛得・小池一行編『五十音引僧歴綜覧推古卅二年、元暦二年』六二四―一八五年増訂版』（笠間書院、二〇〇八）を参照した。
- (11) 注（1）前掲橋本氏著書・第七章附編「奈良花林院歌合の作者「大輔已講覺鑒」について」（初出『和歌史研究会会報』創刊号、一九六〇・一〇）。

- (12) 『諸雑記』は濱口博章『中世和歌の研究 資料と考証』（新典社、一九九〇）三八〇頁参照。なお、このこととは注（5）前掲井上氏論文が夙に指摘し、太田克也「藤原教長の初学期の周辺——興福寺歌壇との関わりを中心に——」（『和歌文学研究』111、二〇一五・一二）が詳細に論じている。

- (13) 〈表1〉の作成において参照した本文は以下の通り（凡例に挙げたものは除く）。『檜葉集』∥樋口芳麻呂編『檜葉和歌集と研究』（未刊国文資料刊行会、一九六一）、『古来風躰抄』∥冷泉家時雨亭叢書『古来風躰抄』（朝日新聞社、一九九二）。その他は『新編国歌大観』に拠った。いずれも清濁は私意による。

- (14) 鈴木徳男「永縁奈良房歌合」（注（7）前掲和歌文学大系・解説）三六二頁。

- (15) 基俊はこの歌を『新撰朗詠集』にも採っている（春興・22・藤為信）。なお、作者について『後拾遺集』は「菅原為言」（傍記は『新編国歌大観』ママ、底本は書陵部本で、その親本である冷泉家本も同様。冷泉家時雨亭叢書『後拾遺和歌集 難後拾遺』朝日新聞社、一九九八、一六ウ／四二頁）、『新撰朗詠集』は「藤為信」と異同がある。「菅原為言」なる人物は、『勅撰作者部類』には「従五下」「三河守為理——男」四年（引用注・一〇二七年）三十三叙」とあるが、他資料に未見のため詳らかでない。『新撰朗詠集』に従い「藤原為信」の誤りと見るべきか。それならば紫式部の祖父にあたる藤原為信が該当し、基俊が「古哥」

というのも納得できる。なお後考を俟ちたい。なお『勅撰作者部類』の本文は、小川剛生『中世和歌史の研究 撰歌と歌人社会』（塙書房、二〇一七）所収の宮内庁書陵部蔵御所本の翻刻に拠った（四五八頁）。「」内は早稲田大学図書館蔵本、内閣文庫蔵本による補入。

(16) 「クラクハクラク」は他例の見出せない表現だが、の類例としては、「春のたをまかする人はなくはなくかへすがへすもはなをこそみめ」（『出羽弁集』39）が見出せる。なお覚誉は、「月」題でも「アキノヨハクモルトイヘドコト月」「ノ」サヤケキヨリモサヤケカリケ「リ」（三番右34／基負俊負）と口語的反复表現を用いている。

(17) 大木桃子「歌合判詞における「俗に近し」——今様の歌詞を詠み込んだ歌を中心に——」（『国語国文学研究』49、二〇一四・三）。

(18) 本文は新聞進一編『続日本歌謡集成』巻一（東京堂出版、一九六四）に拠った（八一頁）。

(19) 空の色を「はなだ（縹）」というのは、管見では「はなだいろの秋のみそらをわたればやあだには月も西にうつろふ」（木下長嘯子『挙白集』秋・859）、「おほ空はもとはなだの色ながらこころづからや帰るかりがね」（契沖『漫吟集』春・392）、「朝ぐもりこさめそそぎてはなだ色のそめてかわかぬ秋の空かな」（同・秋・1221）と、近世まで用例がない。

(20) 後代の例として、「さくら花まつのはしげみにまじろへどあだなるくせはなほらざりけり」（『為忠家後度百首』春・林中桜・89・為忠）、「なにごとにはなにうらみをのこさましききてとくちるくせなかりせば」（『有房集』40）が見出せる。

(21) 注（12）前掲太田氏論文。

(22) ただし「さぬ」については、当該歌合以前に「ひこぼしのいはまくらしてさぬるよりきりたちこめよ明けばあくとも」（『永久百首』秋・七夕後朝・233・仲実）の用例がある。

- (23) 「ナビキモ」は「むらさきのなだかのうらのなびきものこゝろはいもによりにしものを「紫之名高乃浦之靡藻之情者妹尔因西鬼乎」(『類聚古集』1714↑『万葉集』卷十一・2790)に、「ミワノヒバラ」は「いにしへにありける人もわがごとやみわのひばらにかざしをりけむ(古尔有險人母吾等架弥和乃檜原尔挿頭折兼)」(『類聚古集』1284↑『万葉集』卷七・1118)、「ゆくかはのすぎにしひとのたをらずはうらぶれたたりみわのひばらに(往川之過去人之手不折者裏触立三和之檜原尔)」(『類聚古集』1285↑『万葉集』卷七・1119)にそれぞれ所見。
- (24) 宗延以外にも、信永が「マクズハフ」(「月」四番左35)、信慶が「ウチキラシ」(「雪」五番左51)と万葉語を詠んでいる。また、万葉語ではないが、「ケラシモ」(「桜」七番左13・上総)、「サビシモ」(「雪」四番右50・湛秀)と上代の終助詞「も」の例があり、これも万葉的表現とってよいかもかもしれない。
- (25) 久保田淳『新古今歌人の研究』(東京大学出版会、一九七三)第二篇「藤原俊成の研究」第三章「歌論」第二節「万葉集に対する態度」、田村柳壺「俊成歌論における万葉撰取について」(『後鳥羽院とその周辺』笠間書院、一九九八 初出『語文(日本大学)』39、一九七四・三二)。
- (26) 例えば、「マクズハフヤマヂモハレテアキノヨハコユルサトビトヤスキ月カゲ」(「月」四番左35・信永、「マクズハフ」が万葉語)について基俊は「卅一字トルベキトコロナシ」と手厳しく批判して持としているし、万葉語「なびきも」を詠む「アキノ月アカシノウラハナビキモニスムワレカラノカズモミツベシ」(「月」六番右40・宗延)に対しても、「ナビキモ」トヨメラン哥ヲミ侍ネバ、オカシウミエ侍ラズ」として持と判定している。
- (27) 「奈良花林院歌合、基俊判、後日作者宗延法師出陳状」(『袋草紙』下・判者骨法、四一八頁)。
- (28) 注(7)前掲和歌文学大系・二二三三頁脚注。
- (29) 『歌合大成』「史論・総説・書志篇」三一―四頁。また最近でも、田口暢之「比叡山における歌合——平安後期の無動寺を中心に——」(『日本文学』68・7、二〇一九・七)が平安期の寺社における歌合を整理して

いる。

(30) 歌枕詠二八首のうち半分の一四首が「湖上月」題で詠まれ、「志賀(の浦)」が七例、「鴉の海」が二例、「近江の湖」が一例と、大半が琵琶湖を詠んでいる。これは当該歌合で大和を詠む場合が多いのと同じく、三井寺の所在地に寄せた結果であろう。

(31) 参考程度だが、『歌合大成』<sup>366</sup>が『夫木抄』から一八首を集成する。「仁安二年(一一六七)秋」奈良歌合「雑載」(判者俊成)では、一八首中一六首に歌枕が詠まれ、萩谷氏に「本歌合の和歌作品の特徴としては、万葉の用語表現を頻りに模したこと、殆ど全歌に亘って、(中略)地名を多く詠み込んでいることである」(「考証」項、二二〇八〜二二〇九頁)と指摘されている。

(32) ただし「黄金が峰」は和歌での用例が乏しく、ほかには後代の例である「神のますこがねの峰はのりときしわしのみ山のとこそきけ」(『夫木抄』<sup>9039</sup>・信実)が見出せるのみである。

(33) 『清輔集』39、千五百番歌合・1362 (秋三・宮内卿)、同<sup>2777</sup> (雑一・定家)、同<sup>2845</sup> (同・惟明親王)、『新古今集』966 (羈旅・禅性法師||御室五十首作者で建久期の人物)、同<sup>1062</sup> (恋一・実方、ただし「みわの山もと」の異同あり)など。『万葉集』歌は注(23)前掲。

(34) 基俊判本「ミヤギヒクハノ」では意不通。俊頼判本により「宮木曳く男をの」と解す。

(35) 『好忠集』の本文は天理図書館本(天理図書館善本叢書『平安諸家集(抽印本)』八木書店、一九七二)に拠り、私に濁点を付した。歌番号は『新編国歌大観』に拠る。

(36) 「まきもくのあなしの山の山人と人も見るがに山かづらせよ」(『古今集』神遊びの歌・1076)

(37) 基俊判詞中の判読不明の一字は、わずかにカタカナ「シ」のように読める(注(9)前掲冷泉家時雨亭叢書・三三頁)。ここではその字母である「之」を想定した。

(38) 千五百番歌合・28 (春一・寂蓮)、『為家千首』29 (春)、宝治元年(一二四七)後嵯峨院歌合・14 (早春

霞・雅光）、『文保百首』446（秋・実重）など。

(39) 井上文雄（寛政一二年（一八〇〇）〜明治四年（一八七二））に「炭焼がかへさの道にわたくしのけぶりも拾ふ椎のかぎをれ」（『調鶴集』冬・498）の例があるが、時代があまりに下るためいまは措く。

(40) 「おいゆけど末なき身こそかなしけれ片山はたのまつのかぎをれ」（『夫木抄』13713・西行）。なお詞書に「家集に」とあるが、現存の西行家集には見えない。

(41) 佐藤雅代「権僧正永縁花林院歌合」の考察——基俊・俊頼の歌評態度をめぐって——」（『文芸研究』73、一九九五・三）、田中幹子「基俊の『和漢朗詠集』学習について——「多賀切」詩題注からの考察——」（『和漢朗詠集』とその受容』和泉書院、二〇〇六 初出『中古文学』66、二〇〇〇・一二）。

(42) 安井重雄「俊成判詞の「不可庶幾」という評語について」（『藤原俊成 判詞と歌語の研究』笠間書院、二〇〇六 初出『自讃歌注研究会会誌』8、二〇〇〇・一〇）一四九頁。

(43) 渡部泰明「源俊頼の方法と『俊頼髓脳』」（『中世和歌史論 様式と方法』岩波書店、二〇一七 初出二〇一四）一一二〜一一三頁。

(44) 『歌合大成』は「俗類にいでず」と本文を立てるが、「俗類」の用例は管見に入らない。「俗累」は『大漢和辞典』（諸橋轍次編、大修館書店）に立項される語（語義「日常世俗の事」）で、『懐風藻』釈道融伝に「遂脱俗累、落飾出家、精進苦行、留心戒律」と用例が見えるため、こちらの字をあてた。『懐風藻』の本文は日本古典文学大系『懐風藻 文華秀麗集 本朝文粹』（小島憲之校注、岩波書店、一九六四）に拠る（一七四頁）。

(45) 基俊判本「トキハノナヲヤケサハオコサン（常磐の名をや今朝は起こさん？）」では歌意が通りづらい。俊頼判本は「ときはのきをやけさはをるらん（常磐の木をや今朝は折るらん）」では、雪によって常緑樹の枝が折れた意になり、『青葉の山』も雪によって常緑ではなくなる」という歌の趣向を活かせないことにな

る。ただし、天理図書館本（二十巻本）の影印で確認すると、「き」は「な」にきわめて近似した字形であり（注（9）前掲天理図書館善本叢書・三五頁）、誤写とみてよいであろう。よって、取り合わせた本文となるが、ひとまず「常磐の名をや今朝は折るらん」で解釈した。冷泉家本『散木奇歌集』（冬・663）も「ときはのなをやけさはをるらん」とする。なお『袋草紙』所引の本文は下句を「ときはの名をやおとさん」とし、こちらでは「常緑の名声を落とすことになるだろう」の意。

(46) 西村加代子「歌合判詞と和歌の創作——歌語「みがくれて」の論争を中心に——」（『平安後期歌学の研究』和泉書院、一九九七 初出『和歌文学研究』60、一九九〇・四）。

(47) 『八雲御抄』は「みがくれて」について、「如万葉は水隠也。寄水可詠存之。而近曾哥合或哥合、無何みがくれてと詠。哥合当座にて、予、水離みがくれ如何、違万葉本意之由謂出。定家々隆共、俊頼が『たまぐしのはにみがくれて』と証哥を申。其上は予不及謂子細」（巻四・言語部・世俗言・一一六頁）とあり、これによれば難を述べたのは順徳天皇、俊頼詠を証歌として提示したのは定家・家隆であったことになる。

## 第二部 院政期歌合の継承と発展

第一部では、院政期歌合のなかから俊頼・基俊が主に判者として関わった歌合を取り上げ、そこで詠まれた表現の諸相や、それが判詞でどのように評価されたのかなどについて検討してきた。俊頼・基俊の関わった院政期歌合とは、一言でいうならば、新しい表現を詠出し、それに対して当座での難陳や判詞での批評が行われることを通して、和歌の表現および批評の仕方を深化させようとする試みであったと思われる。特に忠通家の歌合は晴儀のものではなく、「密儀」の歌合であった。<sup>(1)</sup> そのような場ならば、晴れがましい場では躊躇されるような新奇な表現を詠むことも許されたのであろう。そして、俊頼も基俊も判者として、そうした新しい表現に対してどのように批評するべきか、試行錯誤をしていたものと推測される。そこからまた新たな批評が生まれるのである。

判者として両者に共通するのは、新しい表現を手放しで賞讃するのではなく、抑制的に受け止めようとする態度である。和歌の表現が行き詰まりを迎えていた院政期において、新しい表現や発想はつねに求められていたが、それがそのまま受け入れられるわけではないのである。一方で両者には相違する点もあり、例えば万葉語の摂取に対する態度は、基俊が頑なに批判的であるのに対して、俊頼は肯定的で柔軟な態度であることが明らかである。<sup>(2)</sup> このように考え方の異なる両者であるからこそ、歌合での和歌批評はより深まることが期待される。忠通家で初めて試みられた「両判」の歌合には、そのような和歌批評の深化が背景にあると見てよい。そしてまた、「両判」の歌合が注目されると、判者それぞれが書く「判詞」それ自体にも注目が集まるようになるだろう。いうなれば、和歌だけでなく「判詞」もまた番えられ、競わされることになるためである。そうなれば当然、「判詞」のあり方にも変化が要請され、ただの行事の記録ではなく、和歌に対する批評を備えたものが要求されるようになるであろう。<sup>(3)</sup> 俊頼・基俊は、そのように判者が和歌を批評し、判定を下して判詞を書くという、歌合における判者のあり方を決定づけた存在として、歌合史上に位置づけられると思われる。

さて、俊頼・基俊が判者を務めた歌合の詠歌表現を検討するなかで顕著に浮かび上がってきたのは、これらの歌合で詠まれた表現が、平安末期、特に清輔を中心とした六条藤家の歌人、またはそこに近い歌人において引き継がれていたということである（第三章など参照）。特に清輔は、『袋草紙』や散佚歌書『扶桑葉林』<sup>4</sup>において歌合の蒐集に力を注いでいたことから、俊頼・基俊らの歌合での詠歌・批評の実践が清輔の周辺に形として伝わり、享受されたものと考えられる。いわば、清輔による歌合蒐集事業が、院政期歌合の享受という点に光を当てたのである。俊頼・基俊の試みはいかに引き継がれ、いかに発展していくのかは、院政期歌合を和歌史上に位置づけるうえで重要な課題になると思われる。

そこで第二部では、俊頼・基俊の関わった歌合がどのように後代に影響を与えているのかを検討したい。六条藤家歌人が影響を受けたことはまず間違いないと思われるため、ここでは御子左家の俊成・定家父子を中心に考察を加えることとする。

## 注

- (1) 鳥井千佳子「藤原忠通と忠通家歌合について」（新注和歌文学叢書『忠通家歌合新注』解説、青簡舎、二〇一五）四〇五〜四一三頁参照。
- (2) 例えば奈良花林院歌合／永縁奈良房歌合・「郭公」六番判詞など。第五章第二節参照。
- (3) 浅田徹「歌合判詞史における白河院政期（一）・（二）・（三）」（『文藝と批評』8・3、5、8、一九九六・五、一九九七・五、一九九八・一〇 副題は省略）参照。
- (4) 散佚歌書『扶桑葉林』は、冷泉家時雨亭文庫に外題を『尚齒会和歌』とする一本（冷泉家時雨亭叢書『和漢朗詠集 和漢兼作集 尚齒会和歌』朝日新聞社、二〇〇五）が零本として知られるのみの歌書である（内題に「扶桑葉林第六十八 宴歌十八／尚齒会」とある）が、東山御文庫蔵『古今集六卷抄』に次の記事があ

り、注目される。本文は片桐洋一編『中世古今集注釈書解題 三』（赤尾照文堂、一九八一）に拠った。

煙事、侍從中納言為明云、延文五・十月廿九日、二条前関白古今伝受之時、仰云、第廿卷マデハ歌合也扶桑葉林云、基俊判

詞云、第十三卷ムロノ八嶋ノ煙ノ事ニ、煙ノタエヌ事ニハ富士ノ山ヲコソイヒナラハシタレト云々。基俊ノ時マ

デタエヌフジノ煙、今ノ世ニ絶ンヤ。フジノ煙ハ不断、勿論也。  
(三八一頁)

ここからは『扶桑葉林』が二十巻まで歌合を集成した書物であったこと、基俊判詞（296元永元年へ一一一八）十月二日内大臣忠通歌合・「恋」一番）を引用していることから、歌のみならず判詞まで集成した書物であったことが知られる。冷泉家時雨亭叢書解題（後藤昭雄）、および小川剛生「類聚から類題へ——夫木和歌抄の成立と扶桑葉林——」（『中世和歌史の研究 撰歌と歌人社会』塙書房、二〇一七 初出…夫木和歌抄研究会編『夫木和歌抄 編纂と享受』風間書房、二〇〇八）参照。

## 第六章 俊頼・基俊の歌合評語と俊成・定家

### はじめに

俊成は保延四年（一一三八）ごろ、基俊に弟子として入門した。俊成が基俊の影響を強く受けたことは疑いようがなく、特に歌合の判者として基俊の判詞に学ぶところが多かったことは、すでに指摘されているところである。例えば、久保田淳氏や田村柳壹氏は、俊成の歌合判詞における万葉歌摂取への批評態度に基俊の影響があることを指摘している<sup>(1)</sup>、渡部泰明氏は俊成の判詞に特徴的な、対象となる歌の一部分のみを引いて批評する「へ一句引用」のあり方を、基俊から学んだものと指摘している<sup>(2)</sup>。また、安井重雄氏はさらに踏み込んで、俊成判詞には俊成自身の名や基俊の名を提示して詞の使用を規制するような例があり、「基俊―俊成という家の系譜を前面に掲げて歌語を規制する意図」（一一三一頁）があったのではないかということ、俊成は基俊の影響を受けつつそれを発展させ、「個人的批評が自立的に享受される方向をもたらした」（同）ことを論じている<sup>(3)</sup>。俊成が歌合判者として基俊判詞の影響を受けていることは、もはや通説であるといえよう<sup>(4)</sup>。

では、俊成における俊頼の影響はどうであろうか。基俊と同時代を生き、時に「両判」の試みなどで好敵手として扱われている俊頼は、俊成にどのような影響を与えているのだろうか。このようなことを考えるのは、『無名抄』に、俊成が基俊に入門した際のことを語った、次のような発言が残っているためである。

五条三位入道談云、「そのかみ年廿五なりし時、基俊の弟子にならんとて、和泉前司道経を媒にて、基俊の家に行き向たる事ありき。かの人、その時八十五なり。その夜八月十五夜にてさへありしかば、亭主ことに興に入て、歌の上の句をいふ。

仲の秋十日五日の月を見て

と、いとやうくしくながめ出でられたりしかば、予、これを付く。

君が宿にて君と明かさむ

と付けたるを、何の珍しげもなきを、いみじう感ぜられて、さてのどかに物語して、『久しうこもりゐて、今の世の人のありさまなどもえ知り給はず。この頃誰をかもの知り人にはつかうまつりたる』と問はれしかば、『九条大納言伊通、中院大臣雅定などをこそは、心にくき人とは思ひて待めれ』と聞こえしかば、『あないとほし』とて、膝をたゞきて扇をなむ高く使はれたりし。かやうに師弟の契りをば申たりしかど、よみ口にいたりては、俊頼には及ぶべくもあらず。俊頼いとやむごとなき者なり』とぞ。

(「三位入道基俊成弟子事」、二〇三〜二〇四頁)

これによると俊成は、基俊に入門したものの、その歌の「よみ口」については、師である基俊よりも、俊頼のほうを評価していたようである。また、『顕注密勘』の「密勘」(定家)にも、俊成が俊頼を高く評価していたことがわかる記事がある。<sup>(5)</sup>

河の瀬になびく玉ものみがくれて人にしられぬ恋もする哉

(※『古今集』恋二・565・友則)

「みがくれて」とは、「水隠」也。「みごもり」など云も、水にこもる也。俊頼朝臣哥に、「とへかきな玉ぐしのはにみがくれて」とよめるぞ、「我身をかくる」とよめる。其證哥おぼつかなきよし申侍しかば、……彼をまねびて後見の人よめらんは、沙汰にをよばず。……

……俊頼朝臣はすべて證哥をひかへ、道理をたゞして哥をよまぬ人にて侍るなり。その身堪能いたりて、いひと云事、みな秀歌の躰也。……時の人も後の人もゆるしつれば、やがて先例證哥に成てもちぬ侍る也。……人のくせとおもひなして信仰する許也。されば、基俊公は「哥は俊頼にそむぜられぬぞかし。まねび給な。まんなの文字もかゝらず、しりたる事のなきまゝに、わらはべのかたることにつきて、無邊法界のいたづら事、哥によみちらす物ぞ。哥の外道なり」とぞつねに侍りける。亡父は師匠金吾のいはれし事なれど、「哥をよまむ人の、俊頼をもどきては、三十一字はいたづら事に成なん」とぞ申され侍

し。……

(中央大学本『顕注密勘』中・二五オ～二七オ)

これは第五章で触れた「みがくれて」をめぐる論難を述べた箇所であるが、基俊が俊頼を「哥の外道」と厳しく批判するのに対して、俊成は師の言葉に反し「俊頼をもどきては、三十一字はいたづら事に成なん」と称揚しているのである。

俊成が俊頼からどのような影響を受けたかについては、直接の師である基俊からの影響に比して、まだそれほど論じられていないように思われる。管見では、黒田彰子氏が和歌における本説(典拠)の問題と、「みさび」という歌語、また『千載集』における俊頼詠のあり方について論じたものが見出せた<sup>6)</sup>が、本論文の課題である歌合判詞での影響関係については、ほとんど手つかずの状態といってよい。基俊だけでなく、俊頼もまた俊成の歌合判詞に何らかの影響を与えているのか、また、俊成を経た定家にはどのような影響が認められるのか、という問題は、院政期歌合の後代への影響という点でも追究すべき課題であると思われる。

本章では、俊頼・基俊が創出した歌合評語が、俊成・定家にどのように継承されているかを調査する。それを通じて、院政期歌合がどのように後代へ連続し、あるいは断絶したのかを検討する一助としたい。

### 第一節 歌合判者としての俊頼・基俊

考察に先立ち、まずは俊頼・基俊の歌合判者としての活動履歴をまとめておく。論述の都合上、序論と重なる部分もいくつかあるが、改めて確認しておきたい。左の〈表1〉・〈表2〉は、それぞれ俊頼・基俊が判者を務めた歌合を一覧したものである。

#### 〈表1〉・〈表2〉俊頼判歌合および基俊判歌合一覧

\*俊頼・基俊が判者を務めた歌合を一覧した。ただし、衆議判の執筆など、厳密には「判者」ではない場合も含んでいる。歌合名

称と番号は概ね『歌合大成』に拠るが、『類題鈔』などにより改めた場合がある。証本の現存するものはゴシックで示した。  
 \* 311の名称について、『歌合大成』は一括して「〔天治元年春〕権僧正永縁花林院歌合」とするが、それぞれの伝本の内題による名称を用いた。

\* 俊頼・基俊それぞれが判者としてだけでなく、歌人としても出詠していることが判明している歌合は、網掛けで示した（代作での出詠は含めない）。

\* 「判詞」項の記号は、それぞれ次の意味を示す。○：判詞現存、×：歌合証本は現存するが判詞を欠く、△：他文献に判詞逸文が残る、□：衆議判の執筆をした判詞が現存、■：その他、出詠歌に言及した資料が現存、―：不明

〈表1〉俊頼判歌合一覧

|     | 歌合名称                      | 規模     | 判詞 | 備考                     |
|-----|---------------------------|--------|----|------------------------|
| 242 | 康和二年(一一〇〇)四月二十八日宰相中将国信歌合  | 五題二十番  | □  | 衆議判・俊頼判詞執筆。二十卷本は判詞欠。   |
| 249 | 長治元年(一一〇四)五月二十六日左近衛中将俊忠歌合 | 十題十三番  | ○  | 知られるかぎり俊頼最初の判。孤本。      |
| 253 | 長治二年(一一〇五)七月〔木工頭俊頼女子達〕歌合  | 十題十番   | ○  | 歌人として出詠せず(ただし一首を代作)。   |
| 260 | 天仁二年(一一〇九)十月右兵衛督師頼歌合      | 不明     | △  | 袋草紙に判詞逸文。              |
| 296 | 元永元年(一一一八)十月二日内大臣忠通歌合     | 三題三十六番 | ○  | 二十卷本は零本。基俊と両判。         |
| 297 | 元永元年(一一一八)十月十一日内大臣忠通歌合    | 一題五番か  | ○  | 二十卷本は零本。判詞に漢文体が見られる。   |
| 298 | 元永元年(一一一八)十月十三日内大臣忠通歌合    | 三題十八番  | ×  | 俊頼は判定のみか。巻末に忠通との贈答。    |
| 300 | 元永二年(一一一九)七月十三日内大臣忠通歌合    | 三題三十三番 | ○  | 顕季(初判)に対する追判。          |
| 306 | 保安三年(一一二二)二月二十日無動寺歌合      | 五題?番   | △  | 類題鈔353。基俊と両判。袋草紙に判詞逸文。 |
| 311 | 〔天治元年(一一二四)春〕永縁奈良房歌合      | 五題三十五番 | ○  | 二十卷本。基俊と両判(追判)。孫教縁の代作。 |
| 314 | 天治元年(一一二四)五月無動寺歌合         | 五題?番   |    | 類題鈔354。夫木抄に四首(判詞ナシ)。   |

|     |                       |      |   |                |
|-----|-----------------------|------|---|----------------|
| 315 | 大治元年(一一二六)八月撰政左大臣忠通歌合 | 二題八番 | ○ | 知られるかぎり俊頼最後の判。 |
|-----|-----------------------|------|---|----------------|

〈表2〉 基俊判歌合一覧

|     | 歌合名称                       | 規模      | 判詞 | 備考                       |
|-----|----------------------------|---------|----|--------------------------|
| 242 | (康和二年(一一〇〇)四月二十八日宰相中将国信歌合) | 五題二十番   | ■  | 衆議判・俊頼判詞執筆。基俊は「戯評」執筆。    |
| 260 | (天仁二年(一一〇九)十月右兵衛督師頼歌合)     | 不明      | △  | 袋草紙に逸文。基俊は「難判」を提出。       |
| 287 | 永久四年(一一一六)八月十五日雲居寺結縁経後宴歌合  | 十題十五番   | ○  | 瞻西結構。知られるかぎり基俊最初の判。      |
| 296 | 元永元年(一一一八)十月二日内大臣忠通歌合      | 三題三十六番  | ○  | 二十巻本は零本。俊頼と両判。           |
| 305 | 保安二年(一一二二)九月十二日関白内大臣忠通歌合   | 四題三十五番  | ○  | 基俊単独判。二十巻本裏書判は当座の記録か。    |
| 306 | 保安三年(一一二二)二月二十日無動寺歌合       | 五題?番    | △  | 類題鈔353。俊頼と両判。袋草紙に判詞逸文。   |
| 311 | (天治元年(一一二四)春)奈良花林院歌合       | 五題三十五番  | ○  | 冷泉家本。俊頼と両判(初判)。子光覚の代作。   |
| 320 | 大治三年(一一二八)八月二十九日神祇伯頭仲西宮歌合  | 十題二十番   | ○  | 群書類従本のみ孤本。               |
| 329 | 長承三年(一一三四)九月十三日中宮亮頭輔歌合     | 三題三十六番  | ○  | 判詞に漢文体が見られる。             |
| 331 | 保延元年(一一三五)八月播磨守家成歌合        | 三題?番    | △  | 類題鈔441。袋草紙・袖中抄・夫木抄に判詞逸文。 |
| 332 | 保延元年(一一三五)八月播磨守家成歌合        | 不明      | △  | 類題鈔440。袋草紙・夫木抄に判詞逸文。     |
| 333 | 保延二年(一一三六)三月左京大夫家成歌合       | 二題?番    | △  | 類題鈔442。夫木抄に判詞逸文。         |
| 333 | (保延二年(一一三六)三月)左京大夫家成歌合     | 二題?番    | △  | 類題鈔443。夫木抄に判詞逸文。         |
| 337 | 保延三年(一一三七)閏九月中宮権亮経定歌合      | 三題?番    | △  | 夫木抄に判詞逸文。338と同一か。        |
| 338 | 保延四年(一一三八)(十一―十二月)或所歌合     | 不明      | △  | 袋草紙に判詞逸文。337と同一か。        |
| ※   | (康治元年(一一四二)正月十四日以前)琳賢古歌合   | 二十首(十番) |    | 『歌合大成』別25。無名抄による。        |

242は衆議判で、俊頼が判詞を執筆し、後に隆源が陳状を、基俊が「戯評」を提出した歌合であるから、厳密には両者ともに「判者」というわけではない。しかし、俊頼と基俊（特に俊頼）が当座の衆議をリードしたことは間違いないため、便宜上へ表1へおよびへ表2へに含めた。なお、管見のかぎり、これまで<sup>314</sup>は俊頼判の歌合として言及されていなかったようだが、<sup>7</sup>『類題鈔』<sup>354</sup>によって俊頼判の歌合に加えることができる。さらに『類題鈔』<sup>442・443</sup>によって、『歌合大成』では一括の歌合として扱われていた<sup>333</sup>が二度の歌合であることが判明した。なお、※で示した「琳賢古歌合」（『歌合大成』別25）は、『無名抄』「琳賢基俊をたばかりの逸話」<sup>8</sup>の逸話によって挙げられているもので、琳賢が『後撰集』からあまり知られていない歌二十首を選び出して番え、基俊に判を乞うた撰歌合である。『無名抄』では基俊を批判・揶揄する一連の章段の中に置かれた逸話であり、『歌合大成』はその存在を疑問視しているが、<sup>9</sup>『無名抄』の歌人逸話がかなりの部分で事実を含んでいると思われることから信憑性は高いとした小林一彦氏の説<sup>10</sup>に従い、一覽に掲げた。ただしこれは、その性質からいって他の歌合とは区別されるべきであろう。

さて、これらの表からわかることは、まず判者として歌壇で重用されたのは俊頼が先だということである。俊頼が正式な意味での「判者」として活動をはじめたのは長治四年（一一〇四）の<sup>249</sup>からで、基俊が初めて正式な意味での「判者」を務めた永久四年（一一一六）の<sup>287</sup>より、十二年も先行している。むしろ基俊は、<sup>242</sup>での当座の論難や「戯評」、また<sup>260</sup>の「難判」などにより、俊頼と対置されるべき人物として認識されていたように思われる。それが<sup>296</sup>の「両判」へとつながっていくのだろう。この「両判」は、忠通家での歌合における判者、すなわち指導者を選定するために講じられた形態であったと思われる、その結果は、表に明らかなように、俊頼が忠通家歌壇の指導者として選ばれたものと思われる（第二章参照）。俊頼はその後、基本的に忠通家での歌合が判者としての活動の中心となったと見られる。そして忠通家での歌合は、俊頼没後には催された記録がなく、指導者たる俊頼を失ったことで、<sup>315</sup>を最後に途絶えることとなったのであろう。

一方、基俊が判者として多くの歌合で活動するようになるのは、俊頼の没後が中心である。俊頼の生前は、俊頼との「両判」が多く、基俊は俊頼に次ぐ二番手と見られていたと思われ、俊頼が没したことによって歌合判者の第一人者と認識されるに至ったのであろう。特に家成家での歌合においては、知られるかぎり四度も判者を務めている。ただしいずれも証本が伝存せず、逸文が伝わるのみであるため、基俊晩年における歌合については資料が乏しく、不明な点も多い。晩年の歌合についてはひとまず措くこととしたい。

## 第二節 俊頼・基俊の歌合評語

では、俊頼・基俊が歌合で用いた評語を整理するところからはじめたい。ただし、歌合における「評語」は多岐にわたり、数や種類も膨大な量にのぼるため、ここではひとまず俊頼・基俊以前に「評語」としての使用が見出せない語を中心に検討することとしたい。次の〈表3〉は、その方針で私に抽出した俊頼・基俊の歌合評語六十七語の一覧に、俊成・定家に用例が存するか否かを示したものである。「評語」の認定をめぐっては恣意的であるとの難を免れないであろうし、検索は『新編国歌大観』所収の本文に拠っているものが大半のため、厳密な表とはいえないが、おおよその傾向はつかみうるであろう。

### 〈表3〉 俊頼・基俊の歌合評語一覧

\*『歌合大成』『新編国歌大観』をもとに、俊頼・基俊が歌合で用いた評語を抜き出し、五十音順に一覧して通し番号(ゴシック)を付した。検索対象は証本の伝存する歌合のみとした。ただし同じ語の打消表現や、形容詞化・動詞化・名詞化といった品詞変化の語などは、すべて一評語のバリエーションと捉え、点線で区別し同じ項目として扱っている。評語のバリエーションで、俊頼・基俊に用例がないものは( )に入れた。活用語は終止形(形容動詞は語幹)で示すことを原則とする。なお、例えば「聞きなれず」のように、打消表現を伴って用いられている用例は、一括して打消表現「聞きなれず」の項に入れているため、実際の語形とは異なる場合がある。

\*ここでの「評語」の範囲としては、「歌の表現・内容について直接的に評した語で、俊頼・基俊以前に評語としての使用が見られない語」とした。ただし、18「聞き所あり」、47「とどこほる」、49「なだらか」は、俊頼・基俊以前にも用例があるが、用例数が多いため特徴的な評語と判断し、表に入れた。

\*「俊頼」「基俊」の各項には、それぞれの用例の所在を、『歌合大成』番号(三ケタの算用数字)・歌合略称(左記参照)・題番(丸数字)で示す。用例には挙げたが、直接には和歌を評した語ではないものには△を、『新編国歌大観』所収本文に拠らずに二十巻本に拠った用例には★を、本文に不審が残るものは※をそれぞれ付した。\*を付した用例は「備考」項を参照。

242 国信：康和二年(一一〇〇) 四月二十八日宰相中将国信歌合 249 俊忠：長治元年(一一〇四) 五月二十六日左近衛中将俊

忠歌合 253 女子達：長治二年(一一〇五) 七月(木工頭俊頼女子達) 歌合 287 雲居寺：永久四年(一一一六) 八月十五日雲

居寺結縁経後宴歌合 296 忠通：元永元年(一一一八) 十月二日内大臣忠通家歌合 300 忠通：元永二年(一一一九) 七月十三

日内大臣忠通歌合 305 忠通：保安二年(一一二二) 九月十二日関白内大臣忠通歌合 311 花林院：〔天治元年(一一二四) 春〕

永縁奈良房歌合／奈良花林院歌合 315 忠通：大治元年(一一二六) 八月撰政左大臣忠通歌合 320 西宮：大治三年(一一二八)

八月二十九日神祇伯頭仲西宮歌合 329 頭輔：長承三年(一一三四) 九月十三日中宮亮頭輔歌合

\* 242 国信歌合は衆議判を俊頼が執筆したもので、その判詞中に見られる評語は、厳密には俊頼の評語とはいえないかもしれないが、便宜上「俊頼」の項目に入れた。ただし、そのうちで基俊の発言を引いているかと推測されるものは「基俊」の項目に入れた。その認定に際しては、日本古典文学大系『歌合集』(萩谷朴校注、岩波書店、一九六九)の注釈を参考にした。ただしこれも、厳密には基俊の評語とはいえないかもしれない。

\* 「俊成」「定家」の各項には、それぞれの評語について用例があるか否かを示し、用例数を算用数字で示した。記号の意味は以下の通り。◎：用例(五例以上)あり、○：用例(五例未満)あり、△：用例はあるが俊頼・基俊の用いた評語とは意味・用法が異なる、×：用例なし。

\* 「備考」項には評語の意味のほか、他の判者による用例を示したが、『新編国歌大観』検索に基づくため厳密ではない。

\* 35 「庶幾せず」の「俊成」項の用例数は、安井重雄氏論文<sup>[1]</sup>の計数に拠った(『新編国歌大観』検索では69例)。

| 8  | 7                                    | 6  | 5                        | 4   | 3                        | 2  | 1                        |  |    |
|--|--------------------------------------|--|--------------------------|---|--------------------------|--|--------------------------|--|----|
| 言ひ知る   | いとほし                                 | 逸興   | 幽玄                       | ありのまま   | あたらし                     | あさはなる  | 明け暮れのこと                  | 評語   |    |
| ×  | ×                                    | ×  | ×                        | 315 忠通・旅宿雁③   | 311 花林院・雪⑤               | 311 花林院・雪⑦<br>311 花林院・桜⑦   | 311 花林院・桜⑦<br>300 忠通・草花⑤ | 俊頼   |    |
| 329 顕輔・月⑨<br>320 西宮・女郎花 <small>寄恋</small> ⑫  | 287 雲居寺・風①<br>296 忠通・恋⑪<br>305 忠通・恋⑪ | 329 顕輔・恋⑩<br>311 花林院・雪①<br>311 花林院・桜④<br>311 花林院・桜①              | 329 顕輔・紅葉②<br>311 花林院・祝② | ×   | 305 忠通・野風④<br>305 忠通・山月② | 287 雲居寺・露⑤   | ×                        | 基俊   |    |
| ◎ 27   | ○ 1                                  | ×  | ◎ 15                     | ×   | ◎ 14                     | ×  | ×                        | 俊成   |    |
| ◎ 21   | ×                                    | ×  | ○ 4                      | ×   | ○ 3                      | ×  | ×                        | 定家   |    |
| <p>題意に則っていることをいうか。<br/>定家の用例中、打消表現が一例あり。</p> |                                      | <p>歌の内容に同情を寄せる評語。<br/>文治二年経房歌合（季経）に一例。<br/>俊成の例は千五百番歌合・一九七番。</p> |                          | <p>千五百番歌合（師光判）に二例あり。<br/>古今集真名序・大伴黒主評<small>（一四）</small>に拠るか。<br/>世俗を脱したような自由奔放な面白さをいう。<br/>深遠で容易にうかがい知れないさまを評する。<br/>谷山茂氏著書等<small>（一三）</small>参照。</p> |                          | <p>新奇さを否定的に評する語。<br/>俊成の用例については上條彰次氏に論文がある。<small>（一〇）</small><br/>表現に工夫がないことを難ずる語。他例ナシ。</p> |                          | <p>「普通のこと」の意で、発想の凡庸を難ずる語。<br/>頼阿に用例あり（第四章参照）。</p> <p>「浅離る」で、「少し離れている」の意か。<br/>六百番歌合難陳に用例あり。「おわりに」参照。</p> | 備考 |

| 17                                     | 16                                     | 15                                      | 14               | 13  | 12  | 11   | 10                                   | 9   |
|--|--|---|------------------|---|---|--|--------------------------------------|---|
| 聞きつかず                                  | 上下す                                    | 思ふ所あり<br>思ふ所なきにあらず                      | 思ふ所あり<br>(思ふ心あり) | 思ふ心なきにあらず                                 | おびたし                                      | おどろおどろし  | 妖艶<br>艶                              | うやひやか   |
| 296 忠通・残菊⑧<br>296 忠通・残菊②<br>296 忠通・残菊① | 300 忠通・草花⑨<br>300 忠通・草花⑧               | 311 花林院・雪⑤<br>311 花林院・郭公⑤<br>300 忠通・草花③ | 300 忠通・暮月④<br>×  | 296 忠通・恋⑨<br>311 花林院・桜⑥                   | 296 忠通・時雨⑥<br>242 国信・初恋③                  | ×<br>311 花林院・雪⑥  | ×<br>×                               | ×   |
| 311 花林院・祝④                             | ×                                      | ×                                       | ×                | ×   | 311 花林院・桜⑥<br>305 忠通・庭露⑥<br>305 忠通・野風⑤    | ×  | 329 顕輔・恋④<br>329 顕輔・恋⑩<br>329 顕輔・紅葉⑥ | 311 花林院・月①※   |
| ○<br>2                                 | ×                                      | ○<br>1                                  | ○<br>2           | ○<br>1                                    | ○<br>1                                    | ×  | ○<br>3                               | ×   |
| ×                                      | ×                                      | ×                                       | ○<br>4           | ×   | ×   | ×  | ◎<br>9                               | ×   |
| 顕輔に二例、清輔に四例あり。                         | 清輔に二例あり(後述)。<br>「上下が入れ替わっている」と語順を難じる語。 | 「思ふ所あり」を消極的という語であろう。                    | 表現に工夫があることをいうか。  | 俊頼・俊成のほか用例は見られない。<br>第三節参照。「くを思ふ心」などは除いた。 | 俊成の例は六百番歌合・落葉二番。<br>清輔に四例、教長・季経・通親に各一例あり。 | 「大袈裟である」意。他例ナシ。<br>「大袈裟である、仰々しい」の意。<br>六条宰相歌合(顕季判)に一例。 | 「穏やかである」意。他例ナシ。                      | 「みやびやか」の誤写か。いずれも未見。<br>通親に一例、師光・顕昭(いずれも千五百番歌合)に各四例。 |

| 26                  | 25              | 24                | 23            | 22             | 21                            | 20              | 19                        |                 |                    | 18            |               |              |               |              |               |              |              |                                 |
|---------------------|-----------------|-------------------|---------------|----------------|-------------------------------|-----------------|---------------------------|-----------------|--------------------|---------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|--------------|---------------------------------|
| 滑稽                  | こちたし            | 心細し               | 心ばしかをる        | 心にくし           | 苦しげ                           | 口惜し             | 聞きなれず                     | 聞きならはず          | 聞きなる               | 聞き所なし         | 聞き所少なし        | 聞き所あり        |               |              |               |              |              |                                 |
| ×                   | ×               | 311<br>花林院・月②△    | 311<br>花林院・桜③ | 311<br>花林院・郭公⑥ | ×                             | 300<br>忠通・草花⑤   | 253<br>女子達・千鳥⑩            | 242<br>国信・夜恋⑩   | ×                  | ×             | 296<br>忠通・残菊⑧ | ×            | ×             | ×            | 311<br>花林院・祝④ |              |              |                                 |
| 296<br>忠通・恋⑤★       | 242<br>国信・戯評    | 305<br>忠通・野風②     | 305<br>忠通・恋⑨  | 296<br>忠通・恋⑨   | ×                             | 320<br>西宮・紅葉③※  | 305<br>忠通・庭露③             | 296<br>忠通・恋⑦    | ×                  | 296<br>忠通・残菊① | 305<br>忠通・野風⑤ | 305<br>忠通・恋⑩ | 296<br>忠通・時雨⑤ | 329<br>顕輔・恋⑧ | 329<br>顕輔・恋⑨  | 329<br>顕輔・月⑫ | 329<br>顕輔・月⑫ | 320<br>西宮・荻 <small>寄恋</small> ⑩ |
| ×                   | ×               | ◎<br>22           | ×             | ○<br>1         | ×                             | ◎<br>7          | ◎<br>6                    | ○<br>1          | △<br>23            | ×             | ×             | ○<br>1       | ×             | ×            | ×             | ×            | ×            | ○<br>1                          |
| ×                   | ×               | ×                 | ×             | ×              | ×                             | ○<br>1          | ◎<br>6                    | ○<br>4          | △<br>13            | ×             | ×             | ×            | ×             | ×            | ×             | ×            | ×            | ×                               |
| 建長八年百首歌合（真観判）に用例あり。 | 京極派・三十番歌合に用例あり。 | 俊成の用例中二例は名詞「心細さ」。 | 他例ナシ。         | 清輔に二例、顕昭に三例あり。 | 石清水若宮歌合（定家判）・河上霞九番に「苦し」の用例あり。 | 書判に一例、清輔にも一例あり。 | 顕季（300忠通初判）に一例、305忠通・恋⑩の裏 | 俊成に「聞きならふ」三例あり。 | 基俊は肯定評価だが、ほかは否定評価。 |               |               |              |               |              |               |              |              | 長久二年弘徽殿女御歌合（義忠判）に一例あり。          |

| 34   | 33   | 32                       | 31                        | 30   | 29                           | 28                     | 27                                    |
|--|--|--------------------------|---------------------------|--|------------------------------|------------------------|---------------------------------------|
| したたか   | しきる  | 秀逸                       | さしごと                      | 支ふ   | さかさまなり                       | こはごはし                  | ことあり顔<br>ことありげ                        |
| ×  | 311 花林院・雪③<br>311 花林院・月②<br>300 忠通・草花⑥               | ×                        | 300 忠通・暮月⑥<br>300 忠通・尋失恋⑩ | 300 忠通・草花②<br>300 忠通・草花⑥   | ×                            | 300 忠通・草花④             | 296 忠通・残菊⑧<br>311 花林院・祝⑦              |
| 320 西宮・女郎花 <small>寄恋</small> ⑪<br>320 西宮・紅葉 <small>寄屋</small> ④<br>311 花林院・祝⑦<br>305 忠通・庭露⑦<br>305 忠通・庭露①<br>296 忠通・恋⑤<br>287 雲居寺・霧⑪<br>287 雲居寺・萩③ | ×  | 329 顕輔・恋①<br>311 花林院・郭公① | ×                         | 320 西宮・月 <small>寄述懐</small> ②<br>305 忠通・恋③<br>296 忠通・残菊①                       | 320 西宮・鹿 <small>寄曉</small> ⑤ | 305 忠通・庭露③             | ×                                     |
| ×  | ×  | ○1                       | ×                         | ◎6   | ×                            | ×                      | ×                                     |
| ×  | ×  | ◎11                      | ×                         | ○3   | ×                            | ×                      | ○3                                    |
| 清輔・通親・六百番歌合難陳に各一例。<br>伝統的な詠みぶりに則った堅実な歌を評価する。   | 他例ナシ。<br>副詞「しきりに」は意味が異なるため除いた。<br>表現の重複を難ずる語（第四章参照）。 | 他例ナシ。<br>教長にも一例あり。       | 他例ナシ。<br>表現に工夫がないことをいう語か。 | 「文字」について、支障をきたしていることをいう語。清輔にも一例あり。俊成・定家の用法については田野慎二氏論文 <small>(15)</small> 参照。 | 「文字続き」。清輔・六百番歌合難陳に各一例。       | 仙洞十人歌合（未詳）・千五百番歌合（季経）。 | 順徳院に一例あるが、方人の発言の引用。<br>ほか顕昭・後鳥羽院に各一例。 |

| 40                 | 39                                       | 38  |             | 37                 |             |                                      |             |            |            |            |             |             |            | 36         | 35         |                      |                        |                       |                  |
|--------------------|--|---|-------------|--------------------|-------------|--------------------------------------|-------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|----------------------|------------------------|-----------------------|------------------|
| たましひあり             | たくみ                                      | 俗累を出でず                                    |             | 俗に近し               |             | すべらかならず                              |             |            |            |            |             |             |            |            |            | すべらか                 | すげなし                   | 庶幾せず                  |                  |
| 296 忠通・残菊⑦         | 296 忠通・恋①<br>296 忠通・残菊④                  | ×   | ×           | 315 忠通・恋③          | 315 忠通・旅宿雁① | 311 花林院・月③                           | 311 花林院・郭公④ | 311 花林院・桜⑤ | 300 忠通・草花⑪ | 296 忠通・時雨⑤ | 253 女子達・暮秋⑧ | 249 俊忠・五月雨③ | 249 俊忠・郭公② | 242 国信・初恋① | 296 忠通・時雨⑪ | 253 女子達・暮秋⑧          | 296 忠通・時雨⑩             | ×                     |                  |
| ×                  | 296 忠通・残菊④                               | 311 花林院・祝②※                               | 311 花林院・桜①※ | 329 顕輔・恋⑦          | 311 花林院・郭公② |                                      |             |            |            |            |             |             |            |            |            | ×                    | ×                      | 296 忠通・恋⑩※            |                  |
| ×                  | ◎9                                       | ×   | ◎13         |                    |             |                                      |             |            |            |            |             |             |            | ×          | ○1         | ◎77                  |                        |                       |                  |
| ×                  | ◎21                                      | ×   | ×           |                    |             |                                      |             |            |            |            |             |             |            | ×          | ×          | ◎5                   |                        |                       |                  |
| 清輔二例、顕季・顕昭・知家に各一例。 | 季経五例、通親四例、師光四例。<br>清輔三例、六百番歌合難陳一例、顕昭十二例、 | 他例ナシ。『歌合大成』は「俗類に出でず」とするが、私意によって改めた。第五章参照。 |             | 六百番歌合難陳・通親・忠良に各一例。 |             | 俊頼の用法については藤原将寛氏論文参照。 <sup>(16)</sup> |             |            |            |            |             |             |            |            |            | 季経に一例あり。<br>顕昭に二例あり。 | 縁語など詞の連結がよく伴っていることを評す。 | 題に対する思い入れに欠ける意か。他例ナシ。 | 凡例に掲げた安井重雄氏論文参照。 |

| 48                   |   | 47         | 46                 | 45  | 44                             | 43                                     | 42  | 41   |
|----------------------|---|------------|--------------------|---|--------------------------------|--|---|--|
| 名残なし                 |   | とどこほる      | てづつ                | つめげ   | つぶぎれ                           | 重言                                     | たをやか  | たよりあり  |
| 296 忠通・残菊⑤           |   | 311 花林院・月④ | 311 花林院・桜①         | ×   | ×                              | ×                                      | ×   | ×  |
| 311 花林院・桜②           | 329 顕輔・恋⑨<br>329 顕輔・紅葉⑫<br>329 顕輔・紅葉⑨<br>311 花林院・月②<br>311 花林院・郭公④<br>296 忠通・恋④<br>296 忠通・残菊⑤   | ×          | 296 忠通・残菊③         | 311 花林院・桜②※                                     | 305 忠通・恋⑦<br>296 忠通・恋⑩★        | 311 花林院・雪⑤<br>311 花林院・桜⑥<br>296 忠通・残菊⑧ | 320 西宮・月 <small>寄述懐</small> ②<br>296 忠通・残菊①<br>287 雲居寺・九月尽⑮ | 320 西宮・菊 <small>寄祝</small> ⑮<br>320 西宮・鹿 <small>寄眺</small> ⑤<br>311 花林院・祝③ |
| ○1                   |   | ×          | ○2                 | ×   | ×                              | ×                                      | ×   | ×  |
| ×                    |   | ○3         | ×                  | ×   | ×                              | ×                                      | ×   | ×  |
| 俊成「―覚ゆ」、後鳥羽院「―多し」あり。 | 俊成「―覚ゆ」、後鳥羽院「―多し」あり。<br>なお、定家の用例はいずれも打消表現を伴う。<br>二例。<br>通能・顕昭・六百番歌合難陳に各一例、師光に<br>郁芳門院根合（顕房判）にも一例。<br>初例は東宮学士義忠歌合（義忠判）・取苗人題。<br>清輔二例、六百番難陳四例、季経一例。 |            | 清輔二例、六百番難陳四例、季経一例。 | 「つまつたような」の意か。他例ナシ。<br>「つぶぎれ」の誤写か。他例ナシ。<br>他例ナシ。 | 表現が細かく分断されていることを評するか。<br>他例ナシ。 | 表現の重複を指摘する語。<br>撰政家月十首歌合（真観判）に基俊判を引用。  | 詞続きの流麗さを評する語か。他例ナシ。   | 清輔二例、顕昭三例、季経一例、師光一例。   |

| 53                    | 52  | 51              | 50                                   | 49   |   |
|-----------------------|---|-----------------|--------------------------------------|--|---|
| ひま多し                  | ひたくち  | はるかにおぼゆ         | にほひ多し<br>にほひなし                       | なだらかならず<br>なだらか  |   |
| ×                     | 311 花林院・祝④<br>300 忠通・尋失恋⑦                     | ×               | 311 花林院・祝②<br>249 俊忠・蘆橋④             | 315 忠通・旅宿雁①<br>311 花林院・雪⑤<br>300 忠通・草花⑤<br>296 忠通・時雨⑨<br>315 忠通・恋③<br>315 忠通・旅宿雁②<br>311 花林院・祝⑥<br>311 花林院・月⑦<br>311 花林院・郭公⑤<br>311 花林院・郭公②<br>296 忠通・恋⑤<br>296 忠通・残菊⑧<br>296 忠通・残菊①<br>296 忠通・時雨⑦<br>296 忠通・時雨③ |   |
| 305 忠通・山月③            | ×   | 311 花林院・雪⑦      | 305 忠通・恋⑦                            | ×  |   |
| ×                     | ×   | ×               | ○1                                   | ○2   |   |
| ×                     | ×   | ○1              | ×                                    | ×  |   |
| 表現に抜かりがあることをいうか。他例ナシ。 | 章参照)。他例ナシ。<br>表現が露骨で工夫がないことを難ずる語(第四章参照)。他例ナシ。 | 第三節参照。ほかに類例はナシ。 | 俊成には「―少なし」二例あり。<br>*「―あり」一例、「―深し」一例。 | 「なだらかなり」の動詞化。他例ナシ。<br>顕季に一例(六条宰相実行歌合)。<br>教長・通親に各一例。   | ◎15<br>○1<br>伝統に則った詠みぶりを評価する語。<br>初例は康平六年丹後守公基歌合(範永判)・菊三番。東塔東谷歌合にもあり。<br>顕季に五例(いずれも300忠通・初判)<br>ほか、清輔に十二例、通能に三例、顕昭・教長・季経に各二例、通親に十一例、忠良に一例。<br>俊頼の用法は37「すべらか」「備考」項に前掲の藤原将寛氏論文参照。 |

| 58     |                          | 57             |            |            |            |            |            | 56   |                    | 55         |          | 54         |         |          |        |             |            |                          |           |
|--------|--------------------------|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|--|--------------------|------------|----------|------------|---------|----------|--------|-------------|------------|--------------------------|-----------|
| (耳馴る)  | 耳馴れず                     | 耳にとどまる         |            |            |            |            |            | 耳とまる   | 耳遠し                | 耳近し        | (見馴る)    | 見馴れず       | (見所少なし) | (見所多からず) | (見所多し) | 見所なし        | 見所あり       |                          |           |
| ×      | ×                        | 300 忠通・草花⑤     | 296 忠通・時雨⑪ | 311 花林院・祝② | 311 花林院・桜⑥ | 311 花林院・桜④ | 296 忠通・残菊① | 249 俊忠・恋⑫*   | 242 国信・遇不逢恋⑩       | 253 女子達・月⑦ | ×        | ×          | ×       | ×        | ×      | 296 忠通・残菊⑦△ | ×          |                          |           |
| ×      | 305 忠通・山月②<br>305 忠通・野風④ | ×              | ×          | ×          | ×          | ×          | ×          | ×  | ×                  | 305 忠通・恋⑭  | ×        | 311 花林院・雪⑦ | ×       | ×        | ×      | 305 忠通・野風①  | 329 顕輔・月①  | 320 西宮・萩 <sup>寄恋</sup> ⑩ | 305 忠通・恋⑧ |
| ×      | ×                        | ×              | ×          | ×          | ×          | ×          | ◎5         | ×  | ×                  | ×          | ×        | ×          | ○1      | ○1       | ○3     | ○2          | ○4         |                          |           |
| ○3     | ○1                       | △1             | △1         | △1         | △1         | △1         | ×          | △2   | ×                  | ○1         | ×        | ×          | ×       | ×        | ○3     | ○3          | ○3         |                          |           |
| 顕昭に一例。 | 前例のない表現を難ずる語。            | 定家の用例は打消表現を伴う。 |            |            |            |            |            | 表現が耳障りなことをいう。<br>*の用例は、俊頼が天徳内裏歌合を引用する中で用いたものだが、もとの天徳内裏歌合に「耳とまる」の語は見出せない。第三節参照。 | 定家の例はいずれも方人の発言を引く。 | 他例ナシ。      | 師光に一例あり。 | 打消表現は他例ナシ。 | 忠良に一例。  |          |        |             | 顕昭一例、師光七例。 | 「見るべきところがあがる」意。          |           |

|          | 67          | 66         | 65            | 64                                | 63            | 62             | 61                | 60                           | 59                           |                   |                    |                  |
|----------|-------------|------------|---------------|-----------------------------------|---------------|----------------|-------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------|--------------------|------------------|
| をさなぶ     |             | をさなし       | よみます          | やすらか<br>(やすらかならず)                 | やさし           | やうありげ          | 目も驚かず             | 目とどまらず                       | 明言をかす                        | むくつけげ             |                    |                  |
|          | 315 忠通・旅宿雁③ | 311 花林院・桜② | 311 花林院・月②    | 296 忠通・残菊⑩                        | 296 忠通・残菊⑥    | 300 忠通・暮月⑥     | 300 忠通・草花⑧        | 296 忠通・恋⑩                    | 296 忠通・恋⑦                    | ×                 |                    |                  |
|          | ×           | ×          | ×             | ×                                 | ×             | ×              | 329 顕輔・恋⑥*        | 320 西宮・薄 <small>寄恋</small> ⑭ | 320 西宮・鹿 <small>寄恋</small> ⑤ | 296 忠通・恋⑤         |                    |                  |
|          | ×           | ×          | ○1            | ○2                                | ○2            | ×              | ×                 | ×                            | ×                            | ×                 |                    |                  |
|          | ×           | ×          | ○1            | ○3                                | ○5            | ×              | ×                 | ×                            | ×                            | ×                 |                    |                  |
| 知家に用例あり。 |             | 他例ナシ。      | 六百番歌合難陳に二例あり。 | 表現が稚拙なことを難ずる語。<br>顕季・顕昭・季経に各一例あり。 | 清輔・顕昭・行家に各一例。 | 後鳥羽院に二十一例見出せる。 | 六百番歌合難陳に三例、顕昭に一例。 | 顕昭に四例あり。                     | *基俊の用例は漢文体で「不驚耳目」。           | 師光に打消表現を伴わない用例あり。 | 後の「制詞」に近いものか。他例ナシ。 | 「不気味である」の意。他例ナシ。 |

右の〈表3〉からわかることをいくつか整理しておきたい。まず一見して明らかなのは、俊頼と基俊の使用す

る評語で重なるものが少ないことである。〈表3〉に掲げた六十七の評語のうち、俊頼・基俊の両者に用例があるものは次の十三語しかない(カッコ内の数字はそれぞれの用例数)。

- |    |                    |    |               |    |               |
|----|--------------------|----|---------------|----|---------------|
| 3  | 「あたらし」(俊1基3)       | 13 | 「おびたたし」(俊4基1) | 17 | 「聞きつかず」(俊4基1) |
| 19 | 「聞きなる／聞きなれず」(俊1基4) | 22 | 「心にくし」(俊1基1)  | 28 | 「こはごはし」(俊1基1) |
| 30 | 「支ふ」(俊2基3)         | 39 | 「たくみ」(俊2基1)   | 47 | 「とどこほる」(俊1基7) |
| 48 | 「名残なし」(俊1基1)       | 49 | 「なだらか」(俊14基3) | 50 | 「にほひ」(俊2基1)   |
| 62 | 「目も驚かず」(俊2基1)      |    |               |    |               |

しかも多くの場合、両者の用例数には偏りがある。例えば47「とどこほる」などは、基俊に七例見られるのに対して、俊頼は一例のみである。逆に49「なだらか」では、基俊が三例しか見えないのに対して、俊頼には十四例も見られる。ここからは、俊頼・基俊の両者は相互にそれほど影響を与えず、また相互に影響を受けずに、それぞれが独自に歌合評語を創出していったということがうかがえるであろう。もちろん、これは証本が伝存する歌合のみを対象として調査した結果からの推測でしかないが、しかし俊頼・基俊の歌合判詞を読むと、その書き方はずいぶんと異なる<sup>(17)</sup>ように思われることは確かであり、それほど大きく外してはいないと思われる。

俊頼・基俊の使用した評語がその後どのように用いられたかを見てみると、まず、俊頼または基俊が用いた後、まったく評語としての用例が見られない語が、〈表3〉では次のように十八語ある。散佚した歌合の場合も考えあわせれば、新しく創出されても、後代に注目されないまま消えていった評語もかなりの数に上ると思われる。

- |    |            |    |                |    |             |    |            |
|----|------------|----|----------------|----|-------------|----|------------|
| 4  | 「ありのまま」(俊) | 9  | 「うやひやか」(基)     | 23 | 「心ばしかをる」(俊) | 31 | 「さしごと」(俊)  |
| 33 | 「しきる」(俊)   | 36 | 「すげなし」(俊)      | 38 | 「俗累を出でず」(基) | 42 | 「たをやか」(基)  |
| 43 | 「重言」(基)    | 44 | 「つぶぎれ／ふつきれ」(基) | 45 | 「つめげ」(基)    | 49 | 「なだらぐ」(俊)  |
| 52 | 「ひたくち」(俊)  | 53 | 「ひま多し」(基)      | 56 | 「耳近し」(基)    | 59 | 「むくつけげ」(基) |

60 「明言ををかす」 68 「をさなげ」（俊）

また、「備考」項において目につくのは清輔・顕昭・季経といった六条藤家歌人の存在である。彼らは清輔を中心に、特に俊頼の用いた歌合評語を用いる場合が多い。一部を挙げてみると、次のようになる。

13 「おびたたし」（清輔4・季経1） 16 「上下す」（清輔2） 17 「聞きつかず」（顕輔2・清輔4）

22 「心にくし」（清輔2・顕昭3） 34 「したたか」（清輔1・通親1）

37 「すべらか」（季経1・顕昭2） 40 「たましひあり」（顕季1・清輔2・顕昭1・知家1）

66 「よみます」（清輔1・顕昭1・行家1） 67 「をさなし」（顕季1・顕昭1・季経1）

このうち、例えば、40 「たましひあり」などは、俊頼が用いた後、顕季・清輔・顕昭・知家と、六条藤家・反御子左派の判者にのみ引き継がれている<sup>(18)</sup>。やはり俊頼・基俊の関わった歌合は、歌語のみならず評語（特に俊頼のもの）も、清輔を中心とする六条藤家歌人たちに多く引き継がれたと見られる。一例として、清輔にのみ引き継がれた16 「上下す」を例に見てみたい<sup>(19)</sup>。

○16 「上下す」

〈俊頼の用例〉

a 年をへてふるのゝ小野に匂へども猶めづらしき萩のはつ花<sup>(300)</sup> 忠通歌合・「草花」八番左・15・雅光、俊持

又判云、左歌は、「ふるのゝをのに」なんどいへるわたり、いひなれたる様なれども、おぼつかなし。

ふる野のうちに、又べちに「をの」といへる所のあるにや。さもなければ、たゞなどかはさもいはざらんといはん事は、證歌になるべき事にや。ふる野にさければ、めもおどろくまじけれど、「猶めづらし」といへるほど、心あり。さきにも、これがやうなる哥はきこえつれども、若、上下してまぎれてきこゆ。

……

b あだしのゝ花の錦やとこならん露ふしあかす女郎花かな<sup>(300)</sup> 忠通歌合・「草花」九番右・18・通経、俊持

又判云、……右歌に、「萩のにしきや床ならん」といへる事、おぼつかなし。もし、「とこにしき」といへるものゝあるをいへるにや。さらば、句上下したり。たゞ「床」といへるか。又、さるにても、「露ふしあかす」とはなに事ぞ。しらぬ事なり。もし、「露ふしす」などいへることのあるをよめるか。それにてはよまれたらんや。おぼつかなき事かな。……

〈清輔の用例〉

c 妻こふるさ夜ふけがたの鹿のねに声うちそへて秋風ぞ吹く

(365 仁安二年(一一六七) 八月太皇太后宮亮経盛歌合・「鹿」二番右負・28・為親)

左右、おなじさまにはべるに、右の「つまこふるさ夜ふけがた」、詞上下したるやうなり。「さ夜ふけがたに妻こふる」とぞいはまほしき。……

d 吹きはらふ月のあたりの雲みれば春はいとひし風ぞうれしき

(365 仁安二年(一一六七) 八月太皇太后宮亮経盛歌合・「月」八番右負・64・伊行)

右、「月のあたりのくもふきはらふ」とぞいはふべき。詞上下してきこゆ。大かたも玉しひなきやうなり。……

評語「上下す」の用例はこの四例のみである。俊頼の例は、bの場合、「はぎの錦やとこならん」(判詞所引の句を見ると、二十巻本が正しい本文と思われる)と詠んでいるのがわかりづらく、「とこにしき」のことであるうか、それならば句が入れ替わっている、という指摘であろう。aの場合には、「さきにも……」とあるのは、同じ300 忠通歌合・「草花」三番右の「をみなへし句ふは秋のさがなれど猶はつ花はめづらしきかな」(6・定信)を指すと思われる、傍線部「猶はつ花はめづらしきかな」とaの下句「猶めづらしき萩のはつ花」との類似性(入れ替わっただけであること)を指摘するのであろう。清輔の例c・dも語順が入れ替わっていることを指摘する文脈であるが、注意されるのは、俊頼はただ入れ替わっていること(あるいは、類似していること)を指摘するに

留めるだけであったものが、清輔においては積極的に添削を勧めるために「上下す」が用いられていることである。清輔は自身の歌合判詞において、俊頼の評語を学び、それを和歌表現の指導をするための評語へと発展させたのであろうと思われる。

さて、本章の課題である、俊成・定家への継承という点で見ればどうであろうか。まず数量的に多く継承された評語、すなわち五例以上の使用が見られ、〈表3〉中で「◎」の記号を付した評語を抜き出してみると、左のようになる（カッコ内の算用数字は用例数。「↑俊」「↑基」はどちらの影響を受けたかを、もとの用例が数量的に多いほうで示した）。

〈俊成・◎評語〉

- |                         |                 |                 |               |
|-------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 3 「あたらし」(14↑基)          | 5 「幽玄」(15↑基)    | 8 「言ひ知る」(27↑基)  | 10 「艶」(26↑基)  |
| 19 「聞きなる／聞きなれず」(23／6↑基) | 20 「口惜し」(7↑俊)   | 24 「心細し」(22↑基)  |               |
| 30 「支ふ」(6↑基)            | 35 「庶幾せず」(77↑基) | 38 「俗に近し」(13↑基) | 39 「たくみ」(9↑俊) |
| 49 「なだらか」(17↑俊)         | 57 「耳とまる」(5↑俊)  | 65 「やすらか」(19↑基) |               |

〈定家・◎評語〉

|                |                   |                         |
|----------------|-------------------|-------------------------|
| 8 「言ひ知る」(21↑基) | 10 「艶／妖艶」(11／9↑基) | 19 「聞きなる／聞きなれず」(15／6↑基) |
| 32 「秀逸」(11↑基)  | 35 「庶幾せず」(5↑基)    | 39 「たくみ」(21↑俊)          |
|                | 39 「たくみ」(21↑俊)    | 65 「やすらか」(8↑基)          |

一見して、やはり基俊の評語のほうが、圧倒的に俊成・定家に影響を与えていることが看取できる。これらのうち、例えば5「幽玄」や10「艶」、30「支ふ」、35「庶幾せず」、38「俗に近し」などはすでに俊成が基俊判詞から学んだ評語であることが指摘されている(ただし30「支ふ」は俊頼にも用例があり、また35「庶幾せず」については本文に問題が残る。35については第七章参照)。しかし俊成にも、俊頼判詞から影響を受けたと思われる例があることは注目されよう。39「たくみ」や49「なだらか」は基俊にも用例があるため、明確に俊頼の影響と

は言い切れないが、57「耳とまる」は基俊に用例がなく、俊頼の影響と推測できるであろう。なお、定家は俊成に比べて数量的に影響を受けたものが少なくなっているが、おそらくこれは、基俊―俊成―定家と評語が継承されていくなかで、使用する評語が取捨選択されていたからであろう。

次に、確実に影響を受けていると判断できるものとして、俊頼・基俊のどちらか一方のみが使用し、ほかの判者にも使用された形跡がない評語で、俊成・定家が使用したものを考える。〈表3〉から挙げると、俊成の場合は14「思ふ心なきにあらず／（思ふ心あり）」（↑俊頼）、定家の場合は27「ことあり顔」（↑俊頼）、51「はるかにおぼゆ」（↑基俊）の例が該当する。これらはほかに類例が見出せないことから、ひとまず影響例と見なしてよいであろう。

以上、見てきたように、やはり俊成・定家においては、主に基俊の用いた評語が大きな影響を与えているといつてよい。しかしながら、わずかに俊頼からの影響と考えられる例もあり、注目される。これらについては、次節で検討したい。

### 第三節 俊成・定家における俊頼・基俊の歌合評語

俊頼・基俊の創出した歌合評語を、俊成や定家はどのように享受したのか。基俊から俊成への影響についてはすでに指摘されているところでもあるので、ここでは俊頼からの影響、また基俊から一足飛びで定家へ影響を与えたものについて、いくつか見ていきたい。

○57「耳とまる／耳にとどまる」

〈俊頼の用例〉

①こひわびてあはれとばかりうちなびくことよりほかのなぐさめぞなき

(249 俊忠歌合・「恋」 十二番左負・23・女房三位云云)

左うたは、いとをかしうよまれて、げにさぞあるかしときこゆるを、天徳歌合に、もとのはじめの字とすゑのはじめの字とおなじきは、別のとがにはあらねども、みみとまる心ちぞするとさだめられてはべるやうにおぼゆるを、いかが。……

②初しぐれ音信しより水ぐきの岡の梢の色をしぞ思ふ (296 忠通歌合・「時雨」十一番右・22・時昌、俊勝)

俊云、……「初しぐれ」の哥、めづらしからねど、すべらかにきこゆ。「いろをしぞおもふ」ぞ、ふるき事よとみゝにとどまる心ちする。されど、「水ぐき」などよまれたればにや、まさりぞみゆる。

③紫にゝほへる菊は万代のかざしのために霜や置つる (296 忠通歌合・「残菊」一番左・25・上総、俊勝)

俊云、前哥はめづらしげなけれども、なだらかなり。はての「をきつる」ぞ、みゝにとまる心ちすれども、さまではいかゞ。……

④ことしもやあだにちりぬる山ざくらさもあさましきはなのくせかな

(311 永縁奈良房歌合・「桜」四番右負・8・湛秀)

左右共優也。……右、はての「くせかな」ゝどいへる、深難にはあらねど、みゝとまりてきこゆれば、猶左のかつべきにや。

〈俊成の用例〉

⑤あまくだるかみもひさしくみやゐして月ものどかにすみよしのうら

(381 嘉応二年(一一七〇)十月九日散位敦頼住吉社歌合・「社頭月」二十四番左負・47・静賢)

左、こころ、すがた、いとをかしくこそみえ侍れ。ただし、「神もひさしく」とおき、「月ものどかに」といへる両所の「も」の字こそ、みみとまるやうに侍りけれ。……

⑥紅葉ばのみな紅に散りしけば名のみなりける白河の関

(382 嘉応二年十月(十九日)建春門院滋子北面歌合・「関路落葉」九番右持・18・親宗)

……右歌、「名のみなりけり白川の関」といへる心をかしくみゆるを、「みな紅」の詞、「散りしけば」とおけるや、すこし耳にとまるらんとおもう給へし上に、……

〈定家の用例〉

⑦くれぬともなほあきかぜはおとづれよをぎのうはばのかれがれにだに

(千五百番歌合・冬一・八五六番右負・1711・雅経)

……かれがれのをぎのうはばのおとづれ、なにともみみにとどまり侍らず。

評語「耳とまる」については、俊頼が独自に用いた評語であり、後に俊成・定家・為家が用いたことを北島紬氏が指摘している。<sup>(21)</sup>俊頼が初めて用いた①では、上句と下句の「はじめの字」が同じである(いわゆる「平頭病」。ここでは「こ」ことを問題視し、天徳四年(九六〇)三月三十日内裏歌合(『歌合大成』55)を先蹤として「耳とまる」と評している。しかし、天徳内裏歌合の引用であるかのように述べているが、現存する天徳内裏歌合の証本に「耳とまる」の語はない。北島氏が指摘するように、俊頼が想定しているのは次の番であろう。

ことならばくもりの月となりななむこひしきかげやそらにみゆると

(55天徳四年三月三十日内裏歌合・「恋」十八番右持・37・中務)

……右歌のかみしものくのかみに、おなじもじぞあめる、にくさげにぞ、いかがさぶらふべきと奏すれば、左右のおほせなし。左の人申す、左はさるもじさぶらはすとまうすめれど、させる難にはあらぬにぞ。仍為持。

天徳内裏歌合では、①と同様に上句と下句の一字目が同じで、「にくさげにぞ」と評されているが、「耳とまる」とは言われていない。すなわち俊頼は①で、「にくさげ」を「みみとまる」と自らの表現に言い換えているのである。天徳内裏歌合では結果的に「させる難にはあらぬ」と不問に付されたが、俊頼にとっては重要な観点であったのであろう。以降、俊頼は、②「色をしぞ思ふ」、③「置きつる」、④「くせかな」という表現に対して「耳

とまる／耳にとどまる」を用いており、この評語は一貫して、表現に引っかけかりを覚える、耳障りな感じがする、というような否定的な意味で用いられている。

俊成の用例も、⑤では「神もひさしく」「月ものどかに」と助詞「も」の重複が、⑥では「みな紅に散りしけば」という表現（語選択・詞続き）が問題視され、「耳にとまる」が用いられている。すなわち、俊成は俊頼の用法を引き継ぎ、表現に違和感を覚えることを表明する評語として用いているのである。しかし、定家の用例⑦は明らかに用法が異なる。雅経詠は、途切れ途切れでもよいから「をぎのうはば」に秋風が「おとづれ」てほしい、と詠んでいるが、定家はそれにまったく関心を示さない。ここでの「耳にとどまる」は「氣に留める」というような意で、定家をそれを打消表現で用いて「少しも興味を引かれない」と否定的に評しているのである。「耳」の語は、雅経詠の「おとづれ」すなわち「音」に寄せてのものである。すなわち定家は、俊頼―俊成と用いられてきた評語「耳にとまる／耳にとどまる」の流れと無関係にこの語を用いていると思われる、定家の独自性が垣間見られるのである。<sup>(2)</sup>

○14 「思ふ心なきにあらず／（思ふ心あり）」

〈俊頼の用例〉

⑧ おさふればあまる涙はもる山のなげきにあたる雫なりけり（296 忠通歌合・「恋」九番右・65・忠隆、俊勝）

俊云、……次哥は、「あまる涙はもる山の」などいへる、思ふ心なきにはあらず。さもと聞ゆれば、勝とも申さんにかたからじ。

〈俊成の用例〉

⑨ ふかからぬ汀にあとをかきとめて御手洗河をたのむばかりぞ

（410 治承二年（一一七八）三月十五日権禰宜重保別雷社歌合・「述懐」二十一番右持・162・定家）  
……右、「御手洗川をたのむ」ゆゑに、ふかからぬことのはをかきとむらん、思ふ心なきにあらず。老

の心なん乱れて、勝負不分明。よりにて、猶持と申すべし。

⑩昔よりおもふ心にあるものを御手洗川のくみてしらなん

(410 治承二年三月十五日権禰宜重保別雷社歌合・「述懐」十七番右持・154・経正)

……右歌、又、そも、思ふ心ありてみえ侍れば、持とすべし。

⑪御手洗や清きながれにわたすらん数にはもれじみくづなりとも

(410 治承二年三月十五日権禰宜重保別雷社歌合・「述懐」八番右負・136・大輔)

……右歌、おもふ心、優には侍れども、位に心うつりて、汀のみくづ思ひわかず侍るなるべし。仍以左  
為勝。

歌合判詞に「思ふ心」の語を用いたのは俊頼が最初である（「くを思ふ心」などのように、「思ふ」の内容について述べている例は除く）。さほど特殊な語でもないと思われ、俊頼から俊成への影響関係として指摘するのはやや躊躇されるが、俊頼以降の用例が乏しく、管見では俊成が用いた以外に他例が見られないことに鑑み、ひとまず俊成の用例は俊頼の影響と見ておく。

実際に、俊頼の用例⑧と俊成の用例⑨は非常によく類似した例といえる。これらの「思ふ心なきに（は）あらず」は、「思ふ心あり」を消極的に述べたものである。⑧も⑨も、対象となる歌から一部あるいは全体的な表現・内容を取り上げて、そこから「思ふ心」を見出している。すなわち、これらの「思ふ心」とは、あくまでも歌自体から看取されるものであるといえ、「思ふ」の主体はそれぞれの歌の詠歌主体であると考えられる。⑧の場合は、「あまる涙はもる山の」（歌枕「守山」に涙が「漏る」意を掛ける）という表現・内容に、ままならぬ恋の嘆きに涙を流す詠歌主体の「思ふ心」が看取される、ということであろう。⑨も、「汀」の語頭「み」に「身を掛け、「取るに足らない歌を書き留めて、あとは賀茂社の神の叡慮に任せるのみ」と詠んでおり、俊成はそうした⑨の内容から、詠歌主体（もしくは作者）の「思ふ心」を見出しているものと思われる。俊頼は「恋」の情、

俊成は「述懐」の情という違いはあるものの、俊成の用法は俊頼のそれにきわめて類似しており、参考にした可能性を考えてもよいのではないだろうか。<sup>(2,3)</sup>ただし、俊成における「思ふ心」の用例は別雷社歌合の「述懐」題に集中しており、俊成は「思ふ心」を「述懐」の情のみに限定していたものと思われる。俊頼に学びつつも、実際に評語を使用するときには俊成独自の考えが現れているのである。

○27 「ことあり顔／ことありげ」

〈俊頼の用例〉

⑫ 露霜の暁おきの朝ごとにうつろひまさるしらぎくの花 (296 忠通歌合・「残菊」八番右・40・道経、俊負)

俊云、……右の方は、なだらかにこゝろもいとおかしくこそ。「あさをく霜の」などいふこそ聞なれ侍れ、是はことありがほなる物かな。猶さきのぞまさりたらん。

⑬ 左 上総君

かすがやまちえにさかゆるさかきばよろづよまでのきみがためか

右 式部君

君がよはいふはかりなしみよしのこがねがみねにみよをまつまで

(311 永縁奈良房歌合・「祝」七番持・69・70)

左、かすがやまなどにことよせて、いとわづらはし。

右、「こがねのみね」などは、みたけの御みやまのことにや、ことありげなる。いかにもまうしがたし。

おしこめて持などにて候べきにや。うたがらもさやうにぞ見ゆる。

〈俊成の用例〉

⑭ もろこしのみずしらぬよのひとばかり名にのみききてやみねとやおもふ

(六百番歌合・恋上・「聞恋」十八番左持・635・定家)

判云、「もろこしのみずしらぬよ」といへる、三史八代史などの賢者武士等の事をいへるにや。ことありげにて無指事にや。……但、左ももろこしまでおもひよりて侍るめれば、なぞらへて持などにや。

⑮ 時もとき空のけしきもたぐひなし秋の半の明がたの月

(建久六年(一一九五) 正月二十日民部卿経房歌合・「暁月」六番右負・104・成家)

……右、三五夜の明がた、下句は宜しく侍るを、初の句、「ときも時」といへる、事有りげにてことなる事なかるべし。以左為勝。

⑯ 降るゆきのちへに百重に積りみて白妙なれやみてぐらのしま

(建久六年正月二十日民部卿経房歌合・「深雪」九番左負・155・経家)

左、上句はことありげにて、「みてぐらのしま」、ことに事なくや侍らん。……

〈定家の用例〉

⑰ しらかしのつゆおくやまもみちしあればえだにも葉にも月ぞともなふ

(建暦三年(一一二二) 閏九月十九日内裏歌合・「深山月」二番右負・4・定家)

……右、「しらかしの露おく山」とつづけたるふることなども侍らぬを、ことありがほにきこえ侍らば、そのこととなくや。みちあるみよの月かげ、山のおくまでくもりなかるべき心を思ひけるに、こと葉のたらぬにぞ侍るべき。……

この「ことあり顔」「ことありげ」という評語も、俊頼以前に用例が見られない語である。特に「ことありげ」は、辞書類では中世以降の用例しか挙げられておらず、管見のかぎりでは俊頼の用例が文献上の初出と思われる。もう一方の「ことあり顔」は、『後撰集』に「見る時は事ぞともなく見ぬ時はこと有りがほに恋しきやなぞ」(恋一・588・よみ人しらず)とあるのを初例として、「ながめつつことありがほにくらしてもかならずゆめにみえばこそあらめ」(『後拾遺集』恋二・679・和泉式部)や、『堀河百首』で国信が「春の野を事ありがほにかへせども

うてる蕨はたばねだになし」(春・早蕨・131)、「立ちかへる道もはるけしよぶこ鳥事有がほに人なとがめそ」(同・喚子鳥・211)と二例詠むなど、院政期の少し前ごろから歌語として注目されはじめた語である。<sup>(25)</sup>俊頼はそれを歌合評語として、判詞に持ち込んだのであろう。

これらの評語はどちらも、対象とする歌のある表現について、何らかの含意がありそうだと述べるものと考えられるが、注意されるのは、どの用例においても基本的に評価される文脈には置かれていない点である。例えば、俊頼の「ことあり顔」の用例⑫では、「露霜の暁をきの朝ごと」という表現について、「朝置く霜の」などという表現であれば馴染みがあるが、ここではそうは詠まれていないので、何らかの意図があるのだろう、と推測している。しかし、そのように「ことあり顔」であることが肯定的評価につながっておらず、むしろ否定されるべき点として挙げられ、負を与えられているのである。すなわち、ここでの「ことあり顔」は、「何か含みのあることをひけらかしているような顔」のことで、多少なりとも「鼻につく」というようなニュアンスがあったのではないかと思われる。そもそも「ことあり顔」とは、さきに挙げた和歌での用例をまとめると、「言葉では何も表してはいないが、表情から何かいわくや含みがありそうな様子であることがうかがえる状態」を示す語といえるだろう。それを俊頼は「鼻につく」ものとして揶揄しているものと考えたい。俊頼の後、歌合判詞に「ことあり顔」は、定家の用例⑩まで見られない。ここで定家は自詠に対して「ことあり顔」を用いているが、定家判は、「しらかしのつゆおくやま」という表現が前例のない特異なものであるにもかかわらず、「ことありがほに」詠んだことよって問題視されなかったと述べている。問題視されなかった点をあえて記すということは、つまり、逆に自詠の注目すべき点を提示し、謙退のポーズとして「自嘲」しているように装っていると思われる。すなわち定家は、俊頼が批判的に用いた評語を、「自卑」の語として転用し、さらにそれを「自詠解説」の文脈に持ち込んだといえよう。

また、「ことありげ」の用例⑬は、第五章でも検討したが、右歌の詠む新奇な歌枕「こがねがみね」を大峯山

のことかと推測し、何らかの意味がありそうで「いかにもまうしがたし」と述べている。ここでの「ことありげ」は、「こがね（黄金）」の語を祝意に寄せようとした作意を感じ取っての発言であつたらう。しかし、ここでも俊頼はそうした作意を理由に勝とはせず、「おしこめて持などにて候べき」とした。これは左歌の詠む「かすがやま」についても、「春日とよまれたらむうたはいかゞまけむ」(『俊頼髓脳』九八才／二〇五頁)という故実が存したためで、祝意を有する山どうしが番えられた結果、互いの祝意を相殺してしまったことによるのであろう。ここでの「ことありげ」は新奇な歌枕に対する戸惑いの表明で、さきに見た「ことあり顔」ほどの批判的なニュアンスはさほど感じられないようにも思われるが、何か「思わせぶり」な表現であることを評している点では同様と見なせる。そして、俊成の用例⑭・⑮・⑯での「ことありげ」は、はつきりと批判的なニュアンスが含まれているようである。⑭「もろこしのみずしらぬよ」、⑮「時もとき」、⑯「降るゆきのちへに百重に積りゐて」という表現は、確かにいずれも典拠の求められそうな表現で、やはり「思わせぶり」な表現といえよう。俊成はそうした表現を「無指事」(⑭)、<sup>(14)</sup>「ことなる事なかるべし」(⑮)のように、たいしたことはない、と切つて捨てている(⑯の場合は、上句は思わせぶりであるのに、下句はたいしたことがないと批判している)。俊成の用例はどこか「思わせぶり」な表現を揶揄したり、あるいはそのような表現に対する戸惑いを表明するものであつた。しかし俊成は、それを強い批判の語として用いており、いわばさきに見た清輔の例と同様に、「指導」的な色合いを強くするように発展させたものと思われる。俊成は、基俊だけでなく俊頼の評語からも歌合判詞のあり方を学び、自ら発展させていったのであろう。

ここまで俊頼の評語が俊成・定家に享受されたと思われる例を見てきた。基俊に比べると数は少ないが、俊頼の評語もまた確かに俊成らに影響を与え、継承されていったと考えられる。

さらにもう一つ、基俊から俊成を経ずに、定家へ直接的に影響を与えたと思われる評語の例を指摘しておきたい。<sup>(27)</sup>

○51 「はるかにおぼゆ」

〈基俊の用例〉

⑱ シラユキノフリシキヌレバカツラキヤクメノイハ「ゞ」シソコトシラレズ

(311 奈良花林院歌合・「雪」七番左勝・55・上総)

左、無是非。 「クメノイハゞシ」マデ思ヨリケルゾ、アマリハルカニオボエ侍ヤ。 …… 左ヤイマスコシヨク侍ラン。

\*イハゞシ―底本「、」欠損。判詞所引の本文にあわせ、書陵部本によって補った。

〈定家の用例〉

⑲ いはしろののなかさえゆくまつかぜにむすびそへつる秋のはつしも

(千五百番歌合・秋四・七百九十七番右負・1593・定家)

…… 右歌、はつ霜むすぶといはんとばかりに、心もとけぬいはしろの松まではるかにおもひよりけん、まことに見どころなくや侍らん。

基俊が用いた「はるかにおぼゆ」に類する評語は、ほかには定家の一例が見出せるのみである。定家の用例は基俊から直接的に影響を受けたと見てよいだろう。基俊の用例⑱では、「雪」題において「クメノイハゞシ（久米の岩橋）」が雪に埋もれて所在がわからなくなった、と詠む掲出歌に対して用いられている。「久米の岩橋」とは、『俊頼髓脳』の挙げる説話によれば、役行者の依頼を受けた葛城の神（一言主神）が作ろうとした葛城山と吉野山をつなぐ橋で、葛城の神が自身の醜い姿を恥じて夜しか作業をしなかったために完成しなかったというものである<sup>(28)</sup>。「久米の岩橋」自体は架空のものであるため、そもそも雪に埋もれて「ソコトシラレズ」ということにはならない。しかし掲出歌の作者・上総はそこで発想を逆転させて、雪が一面に降り敷いたために「久米の岩橋」の所在がわからないのだ、と詠んでいるのであろう。基俊はこのように、「雪」題において「久米の岩橋」

にまで遠く発想を及ぼしたことを「はるかにおぼゆ」と評しており、これは発想が飛躍していることを批判的に指摘するものと思われる。

一方、定家の用例⑩は千五百番歌合でのものである。安井重雄氏は千五百番歌合の定家判詞について、単に判定理由を述べるものとしてのみあるのではなく、批評の対象となる歌への定家自身の「鑑賞」を加えて、「結番された両首を相手としてそれを読者にいかに読ませるかに主眼」(二〇五頁)を置いて書かれたものと論じている<sup>(29)</sup>。⑩の場合は自詠に対して用いられていることから、その判詞は「鑑賞」というよりも、自詠の「解説」としての側面があると思われる。判詞によれば、「はつしも」を「むすぶ」というために、「結び松」で知られる「いはしろの松」まで遠く発想を及ぼしたのだとしている。「まことに見どころなくや侍らん」は自卑の評でそのままには受け取れず、むしろ定家はここで積極的に自身の作意を開陳していると見るべきであろう。

ここで想起されるのが、さきに述べた27「ことあり顔」の用例⑪である。そこでも定家は自詠に対し、「自卑」そして「自詠解説」の文脈において「ことあり顔」を用いていた。自詠に対する判詞においては、自詠を批判的に評することが一般的であろうが、定家はそれを逆に利用して、自詠がいかに鑑賞されるべきか、そのあり方を規定していたように思われるのである。

### おわりに

本章では、俊頼・基俊の創出した歌合評語が、彼ら以降どのように享受されるのかについて概観した。そこから見出されたことについて、若干まとめておきたい。

俊頼・基俊の時代は、判者がいかに判詞を書くべきか、その書き方が模索された時期であった<sup>(30)</sup>。そのため、彼らを中心に新たな歌合評語が数多く創出されることとなる。俊頼・基俊の歌合評語は相互に重ならないものが多く、彼らがそれぞれ独自の価値観で歌合評語を生み出していったことがうかがえるが、実験的に多く作り出され

たこともあったためか、後代に引き継がれなかった評語も同時に多く生み出されている。例えば、〈表3〉から2「あさはなる」の場合を見てみたい。

○2「あさはなる」

〈俊頼の用例〉

⑳しらなみのたつたのかはにしきるかな山のさくらはちりにけらしも

(311 永縁奈良房歌合・「桜」七番左持・13・上総)

左哥は、「しきるかな」といへるこしのもじ、あさはなれてきこゆ。又、水のながれにつきて見たる、本意にあらず。なを「こずゑを見ばや」、「みやまがくれのはなを見ましや」などいへるは、さる(ママ)なむかひてあることをいふなり。これはうたあはせにもとめてよまむには、心ざしなし。……

㉑しらゆきのふりしきぬればかづらきやくめのいはしそことしられず

(311 永縁奈良房歌合・「雪」七番左勝・55・上総)

左、ふかきとがは見えぬ。「かづらきや」の「や」もじぞ、あさはなれてきこゆる。はしなどにかゝらば、「見えわたる」などいはしやな。わたらざるはしなれば、さはいひがたきにや。……

〈俊成時代の用例〉

㉒いまはただむかしがたりになりはててこひも我が身をはなれましかば

(六百番歌合・恋上・「旧恋」二十九番左勝・777・兼宗)

右申云、「はなれましかば」、あさはなれたり。……

判云、左、「あさはなれたり」とは、いかになれたるにか。いともえしらぬ詞に侍り。いかにもよろしからぬよしにや。……左歌、病なし。可勝にこそ侍れ。

\*左歌、病なし―他本多く「左あさなから」とする。この本文では、俊成は右方が述べた「あさはなる」の「あさ」を受け

ていることになる。

俊頼の用例⑳・㉑は、いずれも「もじ」が「あさはなれ」ていると評された例である。㉑は「こしのもじ」すなわち三句末尾の「かな」、㉑は「や」が、それぞれ指摘された「もじ」であろう。㉑は龍田川の「しらなみ」、すなわち川面に浮かぶ桜の花卉を見て、「山のさくらはちりにけらしも」と推測する歌であるが、三句末尾に「かな」を置くと、句切れが発生して上句と下句が分離しているように聞こえるであろう。㉑も、「かづらきや」と助詞「や」を三句末尾に置くと、「かづらき」と「くめのいはづし」が切れているように聞こえてしまう。すなわち、俊頼の評語「あさはなる」は、表現上つながっているべき箇所が離れているということを指摘する評語であったと考えられる。

しかし、六百番歌合での例㉒は、そうした表現上の問題を指摘しているものとは読めない。当該箇所については、「幾分離れた感じがする。ただし、『あさはなる』の語は、他に例を見ない」と注されているが、永縁奈良房歌合の用例㉑・㉒が見落とされていることはさておき、何がどのように「離れた感じ」なのか具体性を欠いている。確かに俊成も「いかにはなれたるにか」と述べているように、右方人の評はわかりにくい。いま対象となっている兼宗の歌は、「いまだ過去の恋に苦しむ我が身にとつては、それが「むかしがたり」になってしまつて、我が身を離れてくれたらどれほどよいか」との意であるが、これに対する右方人の評「あさはなれたり」とはどのような意味であろうか。推測すれば、右方人は二三句「むかしがたりになりはてて」をすでに完了した事態と見て、「はなれましかば」と反実仮想で詠まれているが、「むかしがたり」になっているほどであるからすでに「はなれ」ているのではないかと、と内容面の不整合を評したのではないかと思われる。

ともあれ、注意されるのは俊頼の用いた評語「あさはなる」がきちんと受け継がれていないということである。俊成も「あさはなる」の語を「いともえしらぬ詞」と述べており、もはやよくわからない語となっていたようだ。このように、多くの新しい評語が生み出されては消えていったと想像されるのである。

それでも、彼らの創出した歌合評語が、後代に先蹤として継承されていったことは間違いない。俊成が基俊の歌合判詞から多くを学んでいたことはすでに指摘されているが、俊成はそれだけでなく、俊頼の評語からも少ないながら影響を受けていたことが、本章の調査からいえると思われる。

ただし、総体としてみれば、やはり俊成の歌合判詞は基俊の影響が強いというべきであろう。俊頼の評語はむしろ、清輔を中心とした六条藤家の歌人たちに引き継がれているように思われる。すなわち「歌合評語・歌合判詞」という観点では、基俊―俊成、俊頼―清輔という大きな二つの流れを考えることができるのではないだろうか（もちろん明確に二分できるものではないが）。

そして、俊成から定家へという流れを見たとき、定家はまた俊成とは異なった享受をしているように思われる。俊成における評語の享受は、それを自身の判詞が持つ規範性に落とし込み、指導的な評語として力を持つような用い方を試みていることがうかがえる。一方で定家は、千五百番歌合の判詞で指摘されているように、歌とともに判詞を読むことでさらに歌への理解が深まるような、ひとつの「作品」として判詞を捉えていた。そうしたなかで定家は、特に自詠に対する判において、批評的なニュアンスを持つ評語を用いて判詞を書き、自詠に対する解釈・鑑賞のあり方を規定するように努めていたように思われるのである。

歌合評語の用い方は、院政期に俊頼・基俊らが向き合った「いかに判詞を書くべきか」という問いと密接に関わっているといえる。本章は評語の享受という一点から歌合史を点描したにすぎないが、院政期歌合においてさまざまな模索された歌合判詞・歌合評語の制作が、後代における歌合の方向性を決定づけたことは間違いないと思われる。

## 注

(1) 久保田淳『新古今歌人の研究』（東京大学出版会、一九七三）第二篇「藤原俊成の研究」第三章「歌論」

第二節「万葉集に対する態度」、田村柳壺「俊成歌論における万葉撰取について」（『後鳥羽院とその周辺』笠間書院、一九九八）初出『語文（日本大学）』39、一九七四・三。

(2) 渡部泰明『中世和歌の生成』（若草書房、一九九九）第二章「藤原俊成の歌合判詞」第一節「〈一句引用〉の姿」（初出『玉藻』24、『フェリス女学院大学紀要』24、一九八九・三）。

(3) 安井重雄「俊成判詞「其時も老僧ゆるさず」について」（『藤原俊成 判詞と歌語の研究』笠間書院、二〇〇六）初出『和歌文学研究』87、二〇〇三・一一）。

(4) 最近でも、山本真吾「古語辞典における歌論用語の扱いについて」（『和歌文学研究』113、二〇一六・一二）が歌論用語（歌合評語）「ささふ（支ふ）」について、基俊から俊成への影響例であることを指摘している。

(5) 『頭注密勘』の本文は、日本古典文学影印叢刊『頭注密勘』（日本古典文学会、一九八七）に拠った（二一九～二二三頁）。

(6) 黒田彰子『俊成論のために』（和泉書院、二〇〇三）第一章第一節「本説の整序——俊頼と俊成——」（初出・鈴木淳・柏木由夫責任編集『和歌 解釈のパラダイム』笠間書院、一九九八）、第二節「「みさび」考——俊頼と俊成（二）——」（初出『愛知文教大学論叢』2、一九九九・一一）、第三節「あすもこむ野路の玉川菽こえて——俊頼と俊成（三）——」（初出『愛知文教大学比較文化研究』2、二〇〇〇・一一）。黒田氏はこれらの論文で、俊成は俊頼の歌を高く評価しつつも、基俊が批判するような、俊頼詠における本説（典拠）が必ずしも原典に忠実でないという欠点を十分に自覚しており、俊頼を批判することを巧妙に回避しながら、俊頼が拡散した本説（典拠）を一本化するように動いていたと論じている。

(7) 田口暢之「比叡山における歌合——平安後期の無動寺を中心に——」（『日本文学』68・7、二〇一九・七）の「平安時代の寺社における歌合」の一覧表（一四～一五頁）は、<sup>314</sup>を立項するものの判者は「？」とする。また、安井重雄「平安期歌合における判者——主催者との関係を中心に、俊成に至る——」（『日本文学研究

- ジャーナル』12、二〇一九・一二)の【平安朝歌合判者一覧】(九〇一二頁)も314を漏らしている。
- (8) 『無名抄』には「いかなりけるにか、かの琳賢と基俊と中の悪しかりければ、『たばからん』と思ひて、ある時、後撰の恋歌の中に、人もいと知らず耳遠きかぎり、廿首を折り出だして、書き番ひて、かの人の許へ持ていにけり。『こゝに、人の異様なる歌合をして、勝ち負けを知らまほしくつかまつるに、つけて給らん』とて、取り出でたりければ、これを見て、後撰の歌といふことをふつと思ひ寄らず、思ふさまにやう／＼に難ぜられたりけるを……」(『琳賢基俊をたばかる事』・二〇五〜二〇六頁)とある。
- (9) 『歌合大成』別二五「考証」項(二〇八〇頁)参照。
- (10) 『歌論歌学集成』第七卷(三弥井書店、二〇〇六)補注七七(三二七頁)参照。
- (11) 安井重雄「俊成判詞の「不可庶幾」という評語について」(注(3)前掲安井氏著書 初出『自讃歌注研究 究会会誌』8、二〇〇〇・一〇)。
- (12) 上條彰次「『六百番歌合』の歌論評語「あたらし」考」、『千五百番歌合』の歌論評語「あたらし」考(『藤原俊成論考』新典社、一九九三 初出『国語国文』34・10、一九六五・一〇)。
- (13) 『谷山茂著作集一 幽玄』(角川書店、一九八二)所収の各論、久保田淳「幽玄とその周辺」(『中世和歌史の研究』明治書院、一九九三)、武田元治「『幽玄』——用例の注釈と考察——」(『風間書房』一九九四)など参照。
- (14) 『古今集』真名序には「大友黒主之歌、古猿丸大夫之次也。頗有逸興而躰甚鄙。如田夫之息花前也」(『新編国歌大観』に拠る)とある。
- (15) 田野慎二「歌合の批評語「支ふ」について——新古今時代歌合の判詞の一側面——」(『古代中世国文学』8、一九九六・五)。
- (16) 藤原將寛「俊頼判における歌合評語「なだらか」と「すべらか」の差違について」(『國文學論叢』62、二

〇一七・二一)。

(17) 俊頼・基俊のそれぞれがどのように歌合判詞を書いたかについては、浅田徹「歌合判詞史における白河院政期(一)・(二)・(三)」、『文藝と批評』8・3、5、8、一九九六・五、一九九七・五、一九九八・一〇副題は省略)を参照。特に基俊については(二)に、俊頼については(三)において論じられている。

(18) 藤原将寛「俊頼判における歌評語「たましひ」について」(龍谷大学国文学会口頭発表、二〇一八・六・三〇)で指摘された。なお、龍谷大学歌合輪読会「元永元年十月二日内大臣忠通家歌合 注釈(二)」、『古典文藝論叢』10、二〇一八・三)五一頁に、藤原氏によって「たましひ」の用例が整理されているが、そこでは本章で挙げたdでの用例(「玉しひなき心ち」)を漏らしている。

(19) 以下、引用する歌合の本文は、左記以外のものは『新編国歌大観』に拠る。ただし、六百番歌合・千五百番歌合については、小西甚一編著『新校六百番歌合 付・顕昭陳状』(有精堂、一九七六)、有吉保『千五百番歌合の校本とその研究』(風間書房、一九六七)によってそれぞれ異同を確認し、\*を付して注記した場合がある。

296 忠通歌合Ⅱ宮内庁書陵部蔵桂宮旧蔵本(書A)：第一章参照。

300 忠通歌合Ⅱ静嘉堂文庫蔵本(マイクロフィルム)：第四章参照。

311 永縁奈良房歌合Ⅱ天理図書館本(天理図書館善本叢書『平安鎌倉歌書集』八木書店、一九七七)：第五章参照。

311 奈良花林院歌合Ⅱ冷泉家本(冷泉家時雨亭叢書『歌合集 百首歌集』朝日新聞社、二〇〇二)：第五章参照。

(20) 注(11)前掲安井氏論文の注(4)に概ねまとめられているが、数点補足したい。まず安井氏が挙げているものではないものは、「支ふ」については本章注(4)前掲山本氏論文に指摘があり、「俗に近し」については大木

桃子「歌合判詞における「俗に近し」——今様の歌詞を詠み込んだ歌を中心に——」（『国語国文学研究』49、二〇一四・三）に整理がある。また、安井氏が挙げる「たけたかし」については、<sup>305</sup>忠通歌合の裏書判（「山月」三番）に見られるものであるが、これは鳥井千佳子氏が論じるように、基俊とは別人が記した当座の記録と思われる（『忠通家歌合新注』「解説」三九七頁、青簡舎、二〇一五）ため、基俊の評語としては挙げなかった。

(21) 北島紬「元永二年七月忠通歌合追判の判者と文体」（『詞林』62、二〇一七・一〇）。

(22) なお、為家の用例は、宝治元年（一二四七）九月後嵯峨院歌合・「五月郭公」二十九番に所見。ここでは題である「郭公」の鳴き声に寄せて「耳とまる」を用いているので、定家と同じく「興味を引かれる」の意で用いているものと思われる。

(23) なお、俊頼の用例⑧に関して、『袋草紙』所引の本文では「俊頼云、……次歌、あまるなみだ、心ありとて勝」（下・古今歌合難・四四七頁）とだけあり、こちらの本文では「思ふ心」が見出せない。ひとまず「思ふ心」を俊頼の用語と見ておくが、本文には不審も残る。

(24) 例えば『日本国語大辞典』（第二版、小学館、二〇〇二）は「ことありげ」の語義を「①ことさららしいさま、勿体ぶるさま」、「②何かわけのありそうなさま」と説明し、①の用例には『極楽寺殿御消息』（一三世紀中ごろ）を、②の用例には仮名草子『身の鏡』（一六五九年）などを挙げるのみである。

(25) 『源氏物語』胡蝶巻にも、光源氏が玉鬘に贈った歌に「うちとけてねもみぬものを若草のことあり顔にむすぼほるらむ」（胡蝶・③・一九〇頁）と用例がある。なお俊頼の詠歌に「ことあり顔」の用例は見出せない。

(26) 『俊頼髓脳』では、永承四年（一一〇四）十一月九日内裏歌合（『歌合大成』136）・「松」一番左で能因が詠んだ「かすがやまいはねのまつはきみがためちとせのみかはよろづよぞへむ」（1、『新編国歌大観』に拠る）

に対して、「大二条どのと申、関白殿（引用注・藤原教通）の、そのぎにさぶらはせ給て、いまだ判者のさだめ申されぬさきに」（九七ウ／九八オ／二〇四／二〇五頁）述べた発言として引く。春日が藤原氏の氏神であることによる発言である。

(27) 基俊から定家への直接的な影響について、注(17) 前掲浅田氏論文(二)は、「基俊の判詞は俊頼と比較すると文体の幅が大きい(二頁)く、和文体や漢文体・漢文訓読体など「いろいろな文体が試されている」(同)ことを指摘し、それは「自らの文章をより興趣に富むものにした」と望んだから(三頁)と論じているが、さらに注(3)で、「興味深いのは、基俊のこういった文体を復活使用した判詞が定家に見られることである」(一四頁)と指摘している。

(28) 『俊頼髓脳』では、「いはゞしよるのちぎりもたえぬべしあくるわびしきかづらきの神」(一一三ウ／二二六頁、『拾遺集』雑賀・1201・小大君)の説明として引かれている。説話の全文は左の通り。

この哥は、かづらきの山、よしの山とのほさまの、はるかなるほどをめぐれば、事のわづらひのあれば、延能行者といへる修行者の、この山の峯よりかの吉野山の峯にはしをわたしたらば、事のわづらひなく、ひとはかよひなんとて、その所にはする一言ぬしと申神に、祈申けるやうは、「神の神通は、佛にとる事なし。凡夫のえせぬことをするを神力とせり。ねがはくは、このかづらきの山のいたゞきより、かのよしの山のいたゞきまで、いはをもちてはしをわたし給へ。このねがひをかたじけなくもうけ給はゞ、たふるにしたがひて、法施をたてまつらむ」。申ければ、そらにこゑありて、「我この事を受けつ。あひかまへてわたすべし。たゞし、我かたちみにくゝして、みる人おぢおそりをなす。よなく／＼わたさむ」とのたまへり。「ねがはくは、すみやかにわたし給へ」とて、心経をよみていのり申しに、そのよのうちにすこしわたしして、ひるわたさず。延能それを見て、おほきにいかりて、「しからば、ごほうこの神をしばり給へ」と申。ごほうたちまちにかづらをもちて神をしばりつ。その神は、おほきなるいは

ほにてみえ給へば、かづらのまつはれて、かけぶくろなどにものをいれたるやうに、ひまはざまもなく  
まっはれて、いまにおはするなり。

(一一三ウ～一一五オ／二三六～二三九頁)

(29) 安井重雄 『千五百番歌合』定家判詞について」(浅田徹・藤平泉責任編集『古今集 新古今集の方法』笠  
間書院、二〇〇四)。

(30) 注(17) 前掲浅田氏論文(一) 参照。

(31) 新日本古典文学大系『六百番歌合』(久保田淳・山口明穂校注、岩波書店、一九九八 当該箇所担当は山  
口氏) 二七七頁。

## 第七章 俊成「不可庶幾」評と定家「閨の月影」詠

### はじめに

本章では、俊成が独自に発展させた院政期の歌合評語を、定家がどのように受け止めたのかについて考えたい。取り上げるのは、建久四年（一一九三）秋・六百番歌合に定家が出詠した次の歌である。<sup>(1)</sup>

かぜかよふあふぎに秋のさそはれてまづてなれぬるねやの月かげ  
（「扇」十一番左勝・261・定家）

判云、左の「ねや」は、詩歌にもつくりよむ事には侍れど、殊不可庶幾にや。右、……共不被甘心。又事不分明。「ねやの月」、猶まさるべきにや。

俊成による判は定家詠（以下、本章においては、この歌を「当該歌」と称す）を勝としている。しかし、それは必ずしも当該歌を評価しての判定ではなく、番えられた右歌（家隆詠）が低評価であったことによる相対評価にすぎない。特に俊成が問題視したのが、「ねや（閨）」の語であった。俊成はこの語について「殊に庶幾すべからざるにや」と、非常に強い調子でその使用を戒めているのである。

第六章で確認したように、「庶幾せず」は基俊が用いた歌合評語である（第六章〈表3〉の35参照）。ここで俊成は「閨」の語の使用を戒めていることから、俊成が院政期の歌合評語を取り入れ、自身の歌合判詞において指導的な意味合いを持つように試みた一例といえよう。

定家がこの批判をどのように受け止めたのかはわからない。しかし『拾遺愚草』では、さきの定家詠は次のように結句が「ねやの月かげ」から「とこの月かげ」へと改められている。

風かよふあふぎに秋のさそはれてまづてなれぬるとこの月かげ  
（『拾遺愚草』上・822）

管見では、『拾遺愚草』諸本に結句の異同は見られない。<sup>(2)</sup>すなわち単なる誤写や誤伝ではなく、定家自身の明確な意図に基づく改作と見なすべきであろう。いまこの改作については措くが、<sup>(3)</sup>五月女肇志氏のように、この改

作を俊成の批判を受け止めた結果とする見方がある<sup>(4)</sup>。確かに、改作の契機が俊成の批判にあったことは否めない。とはいえ、定家が俊成の批判を受け止めたかどうかはわからないのである。例えば、同じ六百番歌合から定家詠をもう一首挙げてみる。

ひきかくるねやのふすまのへだてにもひびきはかはるかねのおとかな（「衾」二十四番左負・587・定家）

判云、左歌、ひきかくるにかねのおとのへだたる様なりけるを、「遺愛寺のかね」など思ひやりてよみけるにや。而るを、『鐘』何故ぞ」と令申哉。又さもある事にや。……

この「衾」題で詠まれた定家詠もまた、「閨」の語を詠んでいる。しかし、こちらは『拾遺愚草』においても改められてはいないのである<sup>(5)</sup>。もちろん、ここでの俊成判は「閨」の語を直接に批判してはおらず、もっぱら「鐘」を詠む必然性について論じられている。そのため定家も「閨」の語を改めなかったとはいえるかもしれない。しかし、俊成の「殊に庶幾すべからざるにや」という強い調子の批判は、「閨」の語そのものの使用を戒める発言と読め、もし定家がこの批判を受け止めたのならば、この一首も改められてしかるべきであろう。すなわち定家は、「閨」を「不可庶幾」とした俊成の批判を、完全には受け止めていないと思われるのである。

本章では、この歌語「閨」に対する俊成の「不可庶幾」評が、基俊の評語を引き受けつつ、どのような背景で出されたものであるのか、「閨」の表現史をたどることで考察したい。また、定家の「閨」への意識も検討して、基俊―俊成と続く「不可庶幾」評が、定家にどのような影響をもたらしたのかについても考えたい。

### 第一節 俊成「不可庶幾」評と基俊の評語

まず、俊成の用いた「不可庶幾」という評語については、すでに安井重雄氏による詳細な分析がある<sup>(6)</sup>。安井氏は、この「不可庶幾」に類する評語は俊成判詞に七十七例あり、他の判者に比して使用数が圧倒的に多いことから、「俊成を代表する歌合評語の一つ」（一三九頁）であるとし、前述したように基俊に一例存することから「評

語そのものは基俊から学んだと思われる」（同）と指摘している。基俊の用例は、元永元年（一一一八）十月二日内大臣忠通歌合（『歌合大成』<sup>(7)</sup> 296）の次の例である。

恋すてふ恋は是にてかぎりてん後にもかゝる物もこそ思へ

（296 元永元年十月二日内大臣忠通歌合・「恋」十番右 67・宗国、基負）

基云、いづれもくゝとがむべきも侍らざるに、右は、「是にてかぎりてん」こそ、いみじう庶幾せず見え侍れ。「なにとてたえず」とあるは、いますこし哥めきてぞおもひたまふる。

安井氏もいうように、これが「庶幾せず」に類する評語の歌合判詞における初見と思われる。基俊の例は、「（恋は）是にてかぎりてん」という表現そのものを評しているのか、あるいは「もう恋はこれきりにしよう」ということを歌に詠むという発想自体を評しているのかわかりづらいが、いずれにしても基俊はこの歌のような詠み方を認めていないのであろう。ただし、安井氏は指摘していないが、この箇所は『歌合大成』が紹介する二十卷本断簡<sup>(8)</sup>では本文が大きく異なっており、そこでは「庶幾せず」は見られなくなるのである。

もとゝしいつれもとかむへきもほむへきもはへらさめるに<sup>(9)</sup>ことはこれにてかきりてむこそいみしうつふきれに見えはへれはなんとてたえずとあるはいますこしいひなれうためきてそおもふ給ふる（断簡M・後半部）

ここから考えられる可能性は、俊成が参照した基俊判詞が二十卷本と異なる別系統の本文で「庶幾せず」とあるものであったか、あるいは「不可庶幾」評はまったく俊成のオリジナルの評語であるか、のどちらかであろう。しかし、当該箇所が「庶幾せず」でなかったとしても、基俊には康和二年（一一〇〇）四月二十八日宰相中将国信歌合（『歌合大成』<sup>(42)</sup>）の「戲評」において、次のように「庶幾」を用いた例が確認できる。

契有りてわたりそめなば角田河かへらぬ水の心<sup>(9)</sup>かな

（242 康和二年四月二十八日宰相中将国信歌合・基俊戲評・42↑「後朝」六番左 11・俊頼）

此歌詞備六義、興入万端。就中腰句、非古歌、康和時勢粧也。是驚心自可以庶幾而已。

ここで基俊は、俊頼の歌を過剰に賞讃し、「康和の時勢の粧」であるとまで評して、このような歌を「庶幾」するばかりだ、と述べているが、これは俊頼に対する皮肉と見られ、基俊の真意はむしろ逆にあるだろう。すなわち基俊の意図としては、俊頼詠のような歌は「不可庶幾」である、と述べているものと考えて差し支えなく、やはり俊成の「不可庶幾」評も基俊の影響を受けていると見てよいと思われる。

さて、俊成における「不可庶幾」の用法について安井氏は、この種の評語が衆議判の場で現れないこと、権門の歌人に対しては使用していないことから、「判定を受ける作者たちに強い調子で指導を行う、あるいは強い調子で批判する語」(一四九頁)であると規定する。そして俊成は、詩歌伝統に則った表現に対しても「不可庶幾」を用いており、そうした「個人的な歌観による(特に詞の使用に対する)批判または指導意識を「不可庶幾」として歌合判の場に持ち込んでいる」(一五三頁)こと、それが「純粹な表現批評とは別個の、いわば歌壇状況を反映した政治的ともいえる意図からの発言」(一五八頁)でもあったことを論じる。今回の「閨」は、のちに概観するように、平安期から一定数詠まれてきている歌語である(俊成も「詩歌にもつくりよむ事に待れど」と述べている)。安井氏の指摘に従えば、俊成は「個人的な歌観」から「閨」を忌避したということであろうか。

最近、この「不可庶幾」という語については、日本語学からの論が提出された。山本真吾氏は、「不可庶幾」という語は記録体に用いられるものであることを指摘し、そこでは「複数の選択肢を想定して過去の先例に照らして判断を下す文脈で用いられていることが知られ、よって、《(彼此先例を勘案するに、それに拠るのは)よろしくない》といった含みを認めてよからう」(一九頁)と論じ、必ずしも「個人的主観的判断に限定されない」(同)ことを論じている。さらに浅田徹氏は山本氏の論を受けて、安井氏の論を引き合いに出しつつ「俊成は自分の主観的判断でしかないものを、あたかも有職故実に基づくものであるかのように述べていたと読めることになると思う」(二三頁)とコメントした。これらを敷衍すると、次のようなことがいえるのではないだろうか。すなわち、基俊の「戲評」における俊頼批判で「庶幾」が用いられているのは、基俊が「過去の先例に照らして」俊頼

の詠歌を批判しているからであるが、俊頼の「詠み口」を評価している俊成（第六章「はじめに」参照）には、それが「個人的主観的判断」に基づくもののように映り、「不可庶幾」のそうした側面を自らの歌合判詞において利用するに至ったのではないか。俊成は自身の「指導」的意図に基づき、基俊の評語を発展させたといえるだろう。

では、俊成の「指導」的意図とはどのようなものであったのだろうか。安井氏のいうように「歌壇状況を反映した政治的ともいえる意図」があるとするれば、当時の歌壇における「閨」の表現状況を検討することで、俊成の真意がある程度は推測することもできるであろう。以下、和歌における「閨」の表現史をたどり、俊成「不可庶幾」評の背景を考えることとしたい。

## 第二節 平安期和歌における「閨」

和歌において、「寢室」あるいは「寢所」の意としての「閨」が初めて詠まれた確実な例は、次の『万葉集』「貧窮問答歌」である。<sup>(12)</sup>

……伊等乃伎提、短物乎、端伎流等、云之如、楚取、五十戸長我許惠波、寢屋度麻侶、来立呼比奴、  
可久波可里、須部奈伎物能可、世間乃道、  
（廣瀬本『万葉集』卷五・892・山上憶良）

これは「楚」（鞭の意）を持つ「五十戸長」（現行訓「さとをさ」）が「寢屋度」まで来てわめき立てる、と詠むが、この「寢屋度」は、「寢宿」あるいは「閨戸」の意で、必ずしも「寢室」を意味しないともいう。<sup>(13)</sup> しかしいずれにしても、ここでは庶民の寝起きの場を指すものとみて差し支えない。とはいえ、本稿で扱うような、貴族のイメージする空間としての「閨」とは異なる用例と思われる。これを除くと『万葉集』に「ねや」の語は見られず、以降の和歌においても、平安初期まで「閨」の語はほぼ見出せない。

そもそも「閨」は、「閨怨詩」という言葉があることから察せられるように、もともとは漢詩の用語と意識

されていたようである。<sup>(14)</sup> すなわち「ねや」の語は、漢詩における「閨」、より限定的にいえば「閨怨」を容易に連想させる語であったのだろう。そして、和歌における最初期の例と考えられるのが、次の一首である。

君こずはねやへもいらじこ紫わがもとゆひにしもおくとも  
(『古今集』恋四・693・よみ人しらず)

あなたが来ないのならば、濃紫の元結に霜が降りたとしても寝室へ入らずに待っていよう、との意である。こでの「ねや」は男女が共寝をするための(特に女の)寝室として詠まれている。すなわち閨怨詩と同様に、「待つ女」を描写する具体的な素材として「閨」が選ばれているのである。この歌は『古今和歌六帖』にも重複して採られている(第一・671・しも、第五・3177・もとゆひ)が、『古今六帖』にはもう一首、「待つ女」を詠むために「閨」を用いた例がある。

君まつとねやしをればかきまより月はのぼりぬこじとてならし  
(『古今六帖』第一・350・ざふのつき)

この歌も「君まつとねやしをれば」と、女が男を待つ場所として「ねや」を詠んでいる。やはり閨怨詩を引き継いだ詠みぶりであろう。このように、平安初期における「閨」の歌は、閨怨詩的な独り寝の寂寥感を詠む歌でほぼ占められているといつてよい。<sup>(15)</sup>

また、三代集に「閨」を詠む歌は少なく、『古今集』の一例のほかは『拾遺集』の一例(雑下・529)のみである。<sup>(16)</sup> まだ「閨」は歌語(雅語)と認められていなかったのである。勅撰集に「閨」を詠む歌が多く採られるようになるのは、『後拾遺集』からのことである。ここでは「閨」を詠む歌が四首採られているが、新たな歌材との組み合わせが開拓されている点は注目される。

あられをよめる  
大江公資朝臣

すぎのいたをまばらにふけるねやのうへにおどろくばかりあられふるらし  
(『後拾遺集』冬・399)

題不知  
能因法師

ねやちかきむめのにほひにあさなあさなあやしくこひのまさるころかな  
(同・恋四・788)

月のよ中納言定頼がもとにつかはしける 彈正尹清仁親王

いたまあらみあれたるやどのさびしきは心にもあらぬ月をみるかな (同・雑一・846)

そのよかへしはなくて、二三日ばかりありてあめのふりけるひ、みこのもとにつかはしける

中納言定頼

あめふればねやのいたまもふきつらんもりくる月はうれしかりしを (同・847)

例えば二首目、788番の能因詠は、「やどちかく梅の花うゑじあぢきなくまつ人のかにあやまたれけり」(『古今集』春上・34・よみ人しらず)を踏まえて、『古今集』歌の「宿」を「閨」に変えて詠みなしたものである。そのように変えることで、「閨」に臥している詠歌主体(おそらく女)の姿が想起されることになり、一首に官能的な雰囲気を与えるものと思われる。これも「閨怨」の詠みぶりであるが、『古今集』を踏まえて「梅」と取り合わせたことが眼目であろう。また、399番の公資詠は、「閨」の屋根に「あられ」が降りかかり、激しく音を立てるさまを詠んでいる。管見の限り、「閨」と「霰」の組み合わせはこの歌が初例である(のちに『為忠家初度百首』で「閨上霰」が出題される)。さらに、847番の定頼詠では、「閨」に「もりくる月」を「うれし」いものと詠むが、このような趣向も和歌では先行例を見ない。このように、「閨」にさまざまな歌材を組み合わせる試みが、このころに芽生えていることが確認できる。そして847番で試みられた「閨」とそこに差し込む「月」を詠む趣向は、これ以降、当該歌まで引き継がれていく。

この趣向の淵源はどこに求められるであろうか。和歌に限らなければ、次の『和漢朗詠集』に載る漢詩が定頼詠に先行する例として挙げられる。

擣処暁愁閨月冷 裁将秋寄塞雲寒

(『和漢朗詠集』秋・擣衣・347・藤原篤茂)

標題の通り「擣衣」を詠む詩であるが、女が寒々とした月明かりの下で衣を擣つというのは、漢詩文では類型化された趣向である。またその場合、女は出征などで遠く離れた場所にいる夫を思って衣を擣つのであり、「閨

怨」の主題にも容易に結びつきうる。「閨」に「月」が差し込むという趣向は、そうした経緯によって生まれたものといえるだろう。その後、院政期に入って、『堀河百首』では「閨」が四首詠まれている。

a あしぶきのやどはまばらにかこひして照す螢に閨もかくれず (『堀河百首』夏・螢・467・国信)

b まちわびてかたしく袖のさむきかなわがねやよりや秋はたつらん (同・秋・立秋・563・国信)

c 秋の夜は閨にさし入る月影のあかぬにあくる山のはもをし (同・秋・月・795・基俊)

d にひばりのうしろの門田うゑしより秋は閨こそ定めざりけれ (同・雑・田家・1505・公実)

a・bはともに国信の詠で、国信は「閨」を二例詠んでいることになる。このうちbは「まちわびてかたしく袖」と「閨怨」の詠みぶりであり、「秋」に「飽き」を掛けている点でもそのことは確認できるが、aは題である「螢」に「閨」を組み合わせた点で先例を見ない詠み方となっている。「あしぶきのやど」や「まばらにかこひして」という表現から、粗末な家を詠んでいるものと思われるが、「照す螢」の光によつて「閨」が隠れることなく露わになっている、という下句からは、「閨」が本来は隠れているべきものであることが示されている。人の寝姿や、場合によっては情事に直接関わることになる「閨」は、本来は〈褻〉なるものとして位置づけられていたと見てよい。すなわちaは、本来は〈褻〉のものとして隠されているはずの「閨」を前景に押し出すことで新奇性を獲得しようとした歌と考えられるのである。

基俊のcは、さきに確認した「閨」に「月」が差し込むという趣向を取り入れたものである。結句には「やまのはぞうき」という異文があり、そちらを採る伝本数が多い<sup>(17)</sup>ことを考えると、本文としては「やまのはぞうき」が優勢と思われるが、いずれにせよ「閨にさし入る月影」を飽きることなく見ているうちに夜が明けてしまい、月の沈んでいった山の端を恨みがましく見ているという歌であろう(やはり本文は「山の端ぞ憂き」がよいか)。これも「閨怨」の情を詠んだものと見なしてよい。公実のdは、新しく開墾した「うしろの門田」<sup>(18)</sup>に稲を植えてからは「閨」が定まらない、と詠んでおり、「田家」という題意をあわせて考えると、これは田守をする農民が

落ち着いて眠れないという詠であろう。院政期に田園趣味的な歌が多く詠まれたことはすでに指摘があるが、dはそこに「閨」を取り合わせたことが眼目と思われる。これも「閨」が〈褻〉のものであることによるのだろう。

このように、『堀河百首』においては、a・dのように「閨」をむしろ「閨怨」から切り離して、〈褻〉なる側面に焦点を当てた歌が詠まれるようになる。一方でb・cのように「閨怨」の情も詠まれてきており、「閨怨」の詠み方が固まりつつ、その他の詠み方が模索されている時期といえるだろうか。

ほかに、院政期において詠まれた「閨」の歌はどうであろうか。管見に入った「閨」の作例を並べてみると、次のようになる。

e なが月の廿日の月ともろ友にねやへもいらであかしつるかな (『永久百首』秋・暁月・263・忠房)

f ねやのうへにあられたばしる夜半なれどいもとふすまはさえずぞ有りける (同・冬・衾・390・兼昌)

g さしながらまだをのえはくちなくにまがきもねやもあらぬ里かな (同・雑・故郷・549・仲実)

はなすだれのうちにふきいるといふだい

h たますだれふきまふかぜのたよりにも花のしとねやにしきける (『肥後集』44)

月とほくちかくてらすといふだいを、人のもとによみけるに

i ねやのうちにさしくる月のかげこそはもろこしまでもさしてゆくらめ (同・110)

おなじたび (引用注・撰津国への塩湯浴みの旅)のやどりにて、月をみて

j あしびたくこひにやつるねやのうへにしろくもりくる月のかげかな (同・173)

月あれたるやどをてらす

k ねやのうへのひまをかぞへてもる月はそらよりもけにくまもなきかな

(『散木奇歌集』秋・495、九五才／一九八頁)

たなかみにはべりけるころ、ふしたるところにゆきのふりはべりければよめる

1しばのいほのねやのあれまをもるゆきはわがあかそめ（書陵部本）のうはぎなりけり

（同・冬・655、一二六ウ／二六二頁）

mタされば蓬がねやのきりぎりす枕の下に声ぞ聞ゆる

（大治三年（一一二二）九月二十一日神祇伯頭仲南宮歌合・「虫タ」七番右・13・頭仲）

このうち、『永久百首』の三首は、eが「廿日の月」すなわち有明の月とともに詠んでいるが、下句は前掲『古今集』693番歌を踏まえており、「閨怨」の詠み方を引き継いだものといえる。fは「衾」に「臥す間」を掛け、恋人どうしの共寝を詠むと思われるから、主に独り寝が詠まれる「閨怨」からは距離をとっている。「閨」に「霰」を取り合わせるのは、前掲の『後拾遺集』399番歌に学んだのであろう。gは「斧の柄」が朽ちた故事（20）に「霰」それほど長い時間が経ったわけではないのに、「籬」も「閨」も荒れてなくなってしまうた、と故郷の荒廃を詠むが、「閨」を詠む必然性はそれほど感じられない。総じて、『永久百首』でも『堀河百首』のように、「閨」という比較的新しい歌材を詠むために、さまざま趣向を凝らしていたといえるだろう。

また、『肥後集』に三首（h・i・j）見られ、特にiとjでは「閨」に「月」が差し込むという趣向で詠まれていることは注目される。hは「花、簾の内に吹き入る」という題で詠まれたもので、風によって花が吹き入れられ、「閨」の中に「花のしとね」を敷いたことだ、と詠んでいる。「花のしとね」は、俊頼にも「たまゆかの花のしとねにいつくしき君をしなへてしたにだにねん」（書陵部本『散木奇歌集』恋下・1199）の例があり、恋の雰囲気を連想させる詞といえる（両者の生没年からいって、俊頼の用例が後のものであろう）。jもまた、詠歌主体が「こひにやつ」れているということを明確に詠んでおり、やはり恋歌の文脈で「閨」に「もりくる月の影」を詠んでいるといえよう。iは「月遠く近く照らす」という題で詠まれたもので、題の「近く」を「閨」で、「遠く」を「もろこし」で表現したものである。これは明確に「恋」を詠んだものではないが、あるいは「もろこし」に恋人がいるという設定で詠んだとも解釈できるのではないか。『肥後集』では、「閨」は恋の雰囲気を醸

し出す詞として詠まれていると考えられる。

俊頼の例（k・l）のうちkは、「閨」の隙間を数えていると、そこから漏れてくる「月」が、空にあるものよりも際立って「くまもな」に見える、と詠んでいる。「もる月」のほうが「くまもな」に見えるのは、詠歌主体の置かれた状況によるのであろう。ここでは詠歌主体は「あれたるやど」に在るということしか明示されず、旅寝か侘び住まいか判断できないが、いずれにしても「あれたるやど」に在るといふ寂寥感が「もる月」を「くまもな」く見せるのだと考えてよいと思われる。あるいはこれにも「閨怨」的な雰囲気を読み取れるかもしれない。lは四句の本文が混乱しており、ひとまず書陵部本の本文「かりそめ」を採り、粗末な柴の庵の閨の荒れ間から漏れてくる雪が私に降りかかってくるのだが、その雪はすぐ溶けるので「かりそめのうはぎ」である、と洒落て詠んだものと解しておく。すなわちlは田上での閑居のさまを詠むのであって、ここから「恋」の雰囲気を読み取るとは難しいであろう。

最後のmは大治三年（一一二二）九月二十一日神祇伯頭仲南宮歌合（『歌合大成』321、行尊判だが判詞は伝存せず）での詠である。これはよく知られた好忠の「なげやなげよもぎがそまのきりぎりすすぎゆく秋はげにぞかなしき」（『後拾遺集』秋上・273・題不知）の「蓬が杣」に拠ったものである。この好忠詠は、長能に「狂惑ノヤツナリ。『蓬が杣』ト云事ヤハアル」（『袋草紙』上・雑談、三八二頁）と評されたことで知られる奇想の歌であるが、院政期になると基俊が『新撰朗詠集』に採り（秋・虫・314）、また「さみだれに草くちにけり我がやどのよもぎが杣に蛩とびかふ」（『堀河百首』夏・蛩・473・師時）、「むぐらはひよもぎがそまとあれはててふりにし里は人かげもせず」（『永久百首』雑・故郷・553・常陸）と享受例が見られるようになる。院政期に求められた新奇さに、好忠詠が適合したのであろう。また、mの詠む「蓬が閨」は、院政期に現れた歌語「蓬が宿」<sup>23</sup>の影響も受けているかと思われる。すなわち、「蓬」の生い茂っているように荒れ果てた家の「閨」ということであろう。よって、そこで寝ると「枕の下に」虫の声が聞こえるのである。

院政期における「閨」の表現史を概観すると、まず第一に、平安初期から詠まれている「閨怨」の詠み方も引き継がれているが、それ以外の詠法が目立って出現するようになったことがわかる。『後拾遺集』から見える「霰」や「月」などの新たな歌材との組み合わせは、そのまま『為忠家後度百首』「閨上霰」題、『為忠家後度百首』「閨中月」題に引き継がれていく（家永香織氏が指摘するように、これは「閨」が歌題とされた最初と考えられる<sup>24</sup>）。為忠家歌壇では「閨」の語に関心が向けられていたらしい。また、「閨」の〈褻〉なる側面に着目した詠や、荒れ果てた家の「閨」を詠むようになるなど、「恋」的な要素から離れようとする歌も見られるようになる。これは逆にいえば、「閨」という語の持つ「恋」的な要素が、それだけ一般化していたことを示している。院政期は歌語「閨」の詠法を大きく拡大させた時代といつてよい。

さて、定家の詠んだ歌は「閨の月影」を詠んでいた。「閨」と「月」の組み合わせは、前述のように『後拾遺集』から詠まれ、院政期にさまざま試みられたものである。そして平安後期になると、『為忠家後度百首』において「閨中月」題が出されるようになった。そこで詠まれた歌を見てみたい。

n しづのめがふせやのねやのいたまよりをしくも月のもりてすむかな

（『為忠家後度百首』秋・閨中月・424・親隆）

o はしちかくあさまにねやをしつらひてそらゆくつきをいれぬよぞなき

（同・426・仲正）

p ひとりぬるねやのいたまのあはれよりさしきてやどる月のかげかな

（同・428・為盛）

q あしぶきののきのつまなきあづまやはねやまでつきのいるぞうれしき

（同・429・為経）

r 月のいるねやにあげたるひききものをおろすとみするよはのうき雲

（同・430・頼政）

これらの表現についてみると、r（頼政）のように「月」を隠す「よはのうき雲」を詠むといった例もあるが、特にp（為盛）・q（為経）のように、「月」を擬人化して、「閨」に（恋人は来ないが）「月」はやって来た、と詠む例が目につく。基本的に「閨怨」の詠み方を引き継ぎつつ、「擣衣」を媒介にして「月」という景物を取り

込んだ例といえよう。「閨」と「月」の組み合わせは、多く「恋」的な雰囲気をまとって詠まれているのである。

以上、平安期における「閨」の表現史をたどってきたが、ここからわかることは、おおよそ次のようなことである。まず「閨」は、漢詩における「閨怨」を基盤として受容されてきた。初期のころは雅語としては認識されていなかったようだが、『後拾遺集』のあたりからしだいに歌語として用いられることが広まっていく。特に院政期にそれが花開き、さまざまな詠み方が試みられるようになる。そして平安後期には、為忠家での両度百首において「閨」の結題が出題されるに至る。院政期に「閨」に注目が集まるのは、和歌表現の閉塞感を打破するために新たな歌材・趣向を開拓しようとする、院政期の表現志向の潮流によるものといえよう。

そして新古今時代前夜へとさしかかると、歌語「閨」への注目はますます高まっていく。私見では、その傾向が特に顕著に表れたのが六百番歌合であったと思われる。次節では、六百番歌合における「閨」の作例を検討し、新古今歌人に「閨」の語がどのように受け止められたのか見ていきたい。

### 第三節 六百番歌合における「閨」

六百番歌合では、「閨」を構成要素にもつ題は出されていない。にもかかわらず、この歌合において「閨」が詠まれた歌は十二首にもものぼる。この事実だけで、当代の歌人たちに「閨」の語が多大な関心をもって見られていたことがうかがえよう。

- |                                  |              |         |
|----------------------------------|--------------|---------|
| ① 夕すずみねやへもいらぬうたたねの夢をのこしてあくるしののめ  | (「夏夜」二十七番左負・ | 233・有家) |
| ② かぜかよふあふぎに秋のさそはれてまづてなれぬるねやの月かげ  | (「扇」十一番左勝・   | 261・定家) |
| ③ ゆふかぜのまのはぎはらふくままにねやあれぬとやうづらなくらむ | (「鶉」二十一番左勝・  | 341・季経) |
| ④ 秋かぜになびくをばなのゆふつゆやうづらがねやのあめとちるらん | (「鶉」二十三番右負・  | 346・家房) |
| ⑤ あけぬるかしぎのはねがきねやすぎて袖に月もるふかくさのさと  | (「鳴」二十二番右負・  | 404・隆信) |

⑥この葉をやとりのうはげにのこすらんねやのふすまもさゆる霜夜に (「衾」十九番右負・578・寂蓮)

⑦ひきかくるねやのふすまのへだてにもひびきはかほるかねのおとかな (「衾」二十四番左負・587・定家)

⑧ゆきの夜はおもふばかりもさえぬこそねやのふすまのしるしなりけれ (「衾」二十四番右勝・588・家隆)

⑨ねやのうちはなみだの雨にくちはててしのぶはしげるつまにぞ有りける (「忍恋」七番右負・614・家房)

⑩おのづからねやもるつきもかげきてひとりかなしなうき雲のそら (「寄雲恋」十一番右持・922・隆信)

⑪ひとりのみねやのいたまもあはずしてあめもなみだもところせきまで (「寄雨恋」二十二番左負・943・有家)

⑫きみまつとあれゆくねやのさむしろにはらはぬちりをはらふあき風 (「寄席恋」二十九番左持・1137・良経)

まず作者から見てみると、有家・定家・家房・隆信の四人がそれぞれ二首、そのほか季経・寂蓮・家隆・良経が一首と、御子左家系の歌人にやや多い傾向が見てとれるが、六条藤家の季経らも詠んでいることから、歌道家によって「闋」への好尚が分かれていたということはないといえるだろう。次に判定だが、勝とされた歌は②・③・⑧の三首のみで、⑩・⑫の二首は持、残り八首は負とされている。当該歌②を勝としながらも、「闋」の語を「殊に庶幾すべからざるにや」と評した俊成は、やはり一貫して「闋」を好んでいないということができよう。実際に俊成は六百番歌合において、次のように「闋」の語をくり返し批判している。

①夕すずみねやへもいらぬうたたねの夢をのこしてあくるしのため (「夏夜」二十七番左負・233・有家)

判云、左、「夢をのこして」といへる末句、いと宜しくきこえ侍り。かみの「ゆふすずみ」、「ねや」など、よむことにては侍れど、不可庶幾にや。右、……可為勝。

③ゆふかぜのまのはぎはらふくまにねやあれぬとやうづらなくらむ (「鶉」二十一番左勝・341・季経)

判云、左、「吹くまに」とおき、「ねやあれぬとや」などいへる、殊に不被庶幾にや。右、……病を見ざる遺恨に侍るべくや。「ねや」可勝にこそ。

⑩おのづからねやもるつきもかげきてひとりかなしなうき雲のそら (「寄雲恋」十一番右持・922・隆信)

判云、……右歌、「ねやもる月」、不可庶幾歟。但、……右は下句優なるべし。仍為勝。

すべてではないが、最終的な判定にかかわらず、俊成はくり返し「閨」の使用を戒めている。やはり俊成にとつて「閨」の語は忌避すべきものであったようだ。<sup>(25)</sup>

では、具体的にいくつかの歌の表現を見ていく。まず有家①の「ねやへもいらぬ」は、『新古今集』にも「君まつとねやへもいらぬまきのとにいたくなふけそ山のはの月」(恋三・1204・式子内親王)と類例があり、前掲『古今集』693番歌を踏まえた、いわば伝統的な表現である。『古今集』『新古今集』の例はいずれも独り寝の寂寥感を詠む、「閨怨」の伝統を踏まえたものと解せるが、①は「夕すずみねやへもいらぬうたたね」と続けることで、縁側で夕涼みをしているうちにうたた寝をしてしまったことを詠み、伝統から離れようとする。しかし、四句「夢をのこして」に注目すると、やはり「閨怨」が読み取れる。この句は、うたた寝から目覚めてもなお夢見心地である様子を詠んでいると思われるが、「夢」といえば即座に逢瀬が想起されよう。つまり、うたた寝をして夢の中で逢瀬を果たしたが、短い夏の夜は早くも明けてしまったという意に解釈できると思われる。

季経③・家房④はともに「鶉」題の歌である。「鶉」と「閨」の組み合わせは六百番歌合までにあまり用例が見られず、『夫木抄』に「くだらののささめがしたにふすうづらねやもあらはに冬はきにけり」(雑四・9749・冬歌中歌林に・道因)とあるのが唯一であろうか。また、④に近似した「うづらのねや」の形では、「このごろはうづらのねやもさえけらしかりたのくろにゆきはふりつつ」(『為忠家後度百首』冬・刈田雪・504・親隆)や「今朝見れば鶉のねやもあけにけり雪深草の野べのかや原」(『月詣集』十月・946・雪埋寒草・顕昭)の二首が先行例として見出せる。これらは「鶉」を擬人化して、その「閨」での独り寝を詠んでいるものと解せるが、「鶉」の独り寝といえは『伊勢物語』一二三段の「野とならばうづらとなりて鳴きをらむかりにだにやは君は来ざらむ」<sup>(26)</sup>、またそれを撰取した俊成の自讃歌「夕されば野べのあきかぜ身にしみてうづら鳴くなりふか草のさと」(『千載集』秋上・259)が容易に想起されよう。つまり、これらも本質的には「閨怨」を主題としている歌なのである。

隆信⑤の「しぎのはねがき」は、「暁のしぎのはねがきももはがき君がこぬ夜は我ぞかずかく」（『古今集』恋五・761・よみ人しらず）により、恋人が訪れない夜を暗示する表現である。下旬「袖に月もる」はいかにも新風的な表現で、俊成も判詞で「優に侍る」と評するが、これは涙で濡れた袖に月の光が差す様子を詠んでおり、結句「ふかくさのさと」も俊成自讃歌の影響下にあるとみられる。すなわち、全体の主題はやはり「閨怨」の情だが、表現の点で新風を達成しているといえようか。また「閨」についていえば、何か「閨」（の上）を「過ぎ」という趣向はこの歌が初例で同時代にも類例が見出せず（なお後代に「なみだこそ枕のもとにこぼれぬれ夜はのしぐれのねやすぐるのち」（『伏見院御集』1927・夜時雨）がある）、珍しい表現である。「過ぎ」のは直接には「鳴の羽搔き」の音だが、寝ずに待っていた夜が「過ぎ」という、時間経過をも表現するのである。

寂蓮⑥・定家⑦・家隆⑧の「ねやのふすま」は、六百番歌合初出の表現である。しかし、俊成に近い御子左家の新風歌人たちが揃って詠んではいるが、これ自体は特に創意のある新風表現とも思われない。歌語「閨」への意識の高まりと、「衾」の出題とが重なって生まれた表現であろう。とはいえ、定家⑦は、寝具をかぶったことで鐘の音の響きが変わって聞こえると詠み、「寒さ」を軸に一首を構成する⑥・⑧と比べ、何らかの新しさを模索していたことがうかがえる。ただし、「鐘」を詠む必然性をめぐって難陳があった。この「鐘」は、暁を告げる鐘の音と考えるのが自然であろう。暁の鐘は後朝の別れを告げるものだが、⑦の詠歌主体は閨にいたので、一晩中恋人の訪れを待っていて暁を迎えたと思われる。つまり、鐘の音が変わって聞こえるのは、単に衾をかぶっているからだけではなく、後朝の別れを告げる音と比べて独り寝の終わりを告げる音がつらく聞こえるということであろう。

隆信⑩の「ねやもるつき」からは、当該歌と同じく、さきの『後拾遺集』847番定頼詠や『為忠家後度百首』「閨中月」題詠の影響が看取されるが、この措辞としては最初期の例である。同時期に「いでしよりあれまくおもふふるさとにねやもる月をたれと見るらん」（『秋篠月清集』・治承題百首・旅・480）、「ふる里のねやもる月をある

じにて秋吹きかへす庭のまつ風」(『拾玉集』第四・緇素歌合・故郷冬月・3963)と用例が二首見られること(27)から、この時期に創出された措辞であるらしい。これらの表現もやはり、「月」を擬人化して「(恋人は来ないが)月は来た」という趣向からの派生と思われるが、⑩は「雲」という題意に寄せて、そうした「ねやもる月」ですらも光が消えて、「ひとりかなしな」と詠む。題意にうまく絡めながら「ねやもる月」を詠んだといつてよからう。

良経⑫には「きみまつ」とあり、「閨怨」の定番であるが、二句以降は「つまなくてあれゆくねやのうへとてや木の葉を風の吹きちらすなん」(『赤染衛門集』276)を下敷きにしていると思われる。これは夫匡衡を亡くした後、後の詠で、通う人がいなくなつて閨が荒れてゆく、ということであろう。赤染衛門詠は、眼前を風が木の葉を散らして吹くさまを「つまなくてあれゆくねやのうへ」と描写するものと思われる。一方⑬では、「あれゆく」のは「ねやのさむしろ」である。この語は文治二年(一一八六)十月二十二日大宰権帥経房歌合(『歌合大成』462)での詠に「くもりなきのきばの月にあくがれていくよがれしつねやのさむしろ」(「月」十七番右68負・殷富門院大輔)とあるのが初出と思われ、用例は少ない。季経執筆の判詞によると「『いくよがれしつねや』とてありなむ、『さむしろ』あまりなり」との難陳があり、「ねや」と「さむしろ」で語義に重複があるように感じられる詞であったことが難じられている。それを受けてか、⑭は「あれゆくねやのさむしろ」と続けることで、「あれゆく」のは「ねや」でもあり、また「さむしろ」でもあるというように、徐々に焦点化してゆくような手法を採り、よりいっそう寂しい情景を描いているのである。そこに「飽き」を響かせる「秋風」が吹くことで、恋人が訪れない寂しい独り寝を表現するのである。

以上のように、六百番歌合において詠まれた「閨」の歌からは、いずれも伝統的な「閨怨」の詠み方を引き継ぎつつも、新奇な歌材との組み合わせや趣向・詞続きの工夫によって、新たな表現を開拓しようとする意志が看取できると思われる。これらは院政期における「閨」の詠まれ方と軌を一にしているといえよう。当代歌人にとって「閨」は、恋歌の可能性を広げる歌語として受容されていたと思しい。六百番歌合では百題のうち半数に恋

題が出され、恋歌にさまざまな場面を設定することが要求された。このこともまた、「閨」の活発な受容に影響を与えたかもしれない。

とすると、俊成の執拗ともいえる「閨」批判は、そうした「氾濫」ともいえる表現状況に警鐘を鳴らそうとしたものではなかっただろうか。もちろん俊成の個人的な歌語意識もあつたろうが、俊成の「指導」的意図としてはそのようなことを考えたい。

#### 第四節 定家における「閨」

では次に、定家が歌語としての「閨」をどのように意識していたのかについて考えてみたい。まず気になるのは、俊成の「不可庶幾」という批判に、定家はどのように向き合っていたのか、ということである。安井重雄氏は、さきに引いた論で俊成の「不可庶幾」評の特質を明らかにしたのち、それがどれほどの規制力を有していたかについても仔細に検討している。それによれば、定家は俊成が「不可庶幾」とした表現をその後ほとんど詠まなくなるケースが多く、「基本的に定家は俊成の指導をよく受け入れているといえ」る、という。しかしながら、定家にも「批判は受けながらもどうしても捨てがたい詞があつた」ともいい、定家はそうした詞については「俊成の目には触れにくい場（または俊成没後）を選んで詠んだ」とまとめている。<sup>(28)</sup>

今回の「閨」の場合は、安井氏の調査で「不可庶幾」評の前後においてともに定家に作例があることが明らかにされており、後者のケースである。次に定家における「閨」の作例全八首を詠作年次順に掲出するが、ここでは特に表現に注目して見ていきたい。<sup>(30)</sup>

A 月まつといはでぞたれもながめつるねやにはうとき夏のよの空

（『拾遺愚草員外』29 〈建久元年（一一九〇）六月・一字百首・夏〉）

B 見るゆめはおぎのは風にとだえして思もあへぬねやの月かげ

〔拾遺愚草〕上・674（建久元年（一一九〇）九月・花月百首・月五十首）

C 衣うつおとは都のものにもあれあらしはうときねやの手枕

〔拾玉集〕第五・5196（建久元年（一一九〇）十月・東大寺棟上御幸時に慈円・良経と贈答した歌）

D かぜかよふあふぎに秋のさそはれてまづてなれぬるねやの月かげ

（六百番歌合・夏・「扇」十一番左勝261（建久四年（一一九三）秋）↓『拾遺愚草』上・822（改作）

E ひきかくるねやのふすまのへだてにもひゞきはかほるかねのをとかな

〔拾遺愚草〕上・849（建久四年（一一九三）秋・六百番歌合百首・冬・衾）

F 心からきく心ちせぬすまひ哉ねやよりおろすまつかぜの声

〔拾遺愚草〕中・1699（建久七年（一一九六）九月・韻歌百二十八首・山家）

G さむしろにはつしもさそひふく風をいろにさえゆくねやの月かげ

〔拾遺愚草〕下・2256（建仁三年（一一〇三）八月・良経家詩歌合・月明風又冷）

H 手なれつるねやの扇をゝきしよりともまくらもつゆこぼれつゝ

〔拾遺愚草〕上・1430（貞永元年（一一三二）四月・洞院撰政家百首・早秋）

まず詠作年次については、AとFの六首が建久年間と目立って多い。「閨」は、新風表現に傾斜していた建久期の定家が関心を抱いた語であったようだ。また、俊成没（元久元年（一一〇四）十一月三十日）後の詠はHしかない。六百番歌合後で俊成存命中の詠F・Gはいずれも良経家での催しで、「俊成の目に触れにくい場」であったかは不明だが、どちらも私的な催しで、少なくとも公的な場ではなかったようである。概ね安井氏の指摘通りとってよかるうが、詠作時期に偏りがある点は留意が必要であろう。

次に個々の表現を見てみると、まずAは「あしひきの山よりいづる月まつと人にはいひて君をこそまで」（『拾遺集』恋三・782・人麻呂）が踏まえられており、「月まつ」から「君まつ」を連想させる点で、やはり「閨怨」

的な詠み方である。しかし「いはで」と否定することで、「待つ」ことにすら倦んでしまった心を表現しようとするのであろう。「ねやにはうとき」とあるのは夏夜の寝苦しさをゆえであるが、一方で「待つ」ことのつらさも含んでいると思われる。Cは後白河院の東大寺棟上御幸に随行して宇治平等院に宿った際に慈円へ贈った十首歌(31)のうちの一首で、「擣衣の音は都でも聞いたが、宇治の里で聞く嵐の音(と擣衣の音)は慣れない」と詠む。表面上は旅寝の歌として詠まれているが、「衣うつ」「ねや」の語によって「閨怨」をも想起させよう。ここでは詠歌主体が「ねや」にいますが、聞こえてくる「衣うつおと」によって、詠歌主体とその「衣うつ」女とが重ねられていくように表現されているのではないか。Fは、「ねやよりおろす」という表現が特異である。風を「くよりおろす」という場合は、例えば「はつせやまみねよりおろすこがらしはあきたつ日こそすずしかりけれ」(『風情集』473・山寺立秋)のように「みね(山)よりおろす」などというのが普通だが、ここでは「ねやよりおろすまつかぜ」と、「松風」が「閨」から発生したように詠んでおり、「待つ」を響かせて「閨怨」を表現するものであろうか。それを「心からきく心ちせぬ」というのである。

定家詠においても「閨」の語は「閨怨」を意識させるものとして用いられているとあってよい。そして、特に注目されるのは、本章で問題とするDで詠まれた「ねやの月かげ」の句が、Bですでに試みられ、またGでも再び詠まれていることである。すでに指摘があるが、この句は定家の創出した句ではなく、『源氏物語』東屋巻の薰詠に見出せる句である。

尼君の方よりくだものまわれり。箱の蓋に、紅葉、蔦など折り敷きて、ゆるなからず取りませで、敷きたる紙に、ふつつかに書きたるもの、隈なき月にふと見ゆれば、目とどめたまふほどに、くだもの急ぎにぞ見えける。

やどり木は色かはりぬる秋なれどむかしおぼえて澄める月かな(弁の尼)

と古めかしく書きたるを、恥づかしくもあはれにも思されて、

里の名もむかしながらに見し人のおもがはりせるねやの月かげ(薫)

わざと返り事とはなくてのたまふ、侍従なむ伝へけるとぞ。

(東屋・⑥・一〇一〜一〇二頁)

東屋巻の末尾、弁の尼(薫の実父柏木の乳母の娘。宇治八の宮の北の方とは従姉妹にあたる)と薫が歌を贈答する場面である。薫はこの直前に浮舟を亡き大君の「形代」として宇治の邸へ引き連れてきており、弁の尼はそれを「やどり木は色かはりたる」と表現する。しかしやはり大君のことが思い出されて「むかしおぼえて澄める月」と薫に歌を贈った。それに対し薫は、「宇治」の名の通り「憂し」という気持ちは昔のまま変わらないのに、かつて見た人(大君)の顔は変わってしまった、と感慨を込めて詠むのである。結句の「ねやの月かげ」は、直接的には「おもがはり」に気づかせる光であるが、一方で「おもがはり」した大君、すなわち浮舟をも象徴的に指していよう。そして、薫がここで浮舟に対して「閨」の語を用いるのは、それまでの物語展開に関係がある。

琴は押しやりて、「楚王の台の上の夜の琴の声」と誦じたまへるも、かの弓をのみ引くあたりにならひて、いとめでたく思ふやうなりと、侍従も聞きあたりけり。さるは、扇の色も心おきつべき閨のいにしへをば知らねば、ひとへにめできこゆるぞ、おくれたるなめるかし。事こそあれ、あやしくも言ひつるかなと思す。

(東屋・⑥・一〇〇〜一〇一頁)

さきに引いた場面の直前である。ここで薫は、浮舟を自身の理想である大君のような女性にするべく、琴を教えようとする。そのなかで薫は次の詩句を誦じているのだが、この詩句が物語叙述のうえで大きな意味を持つことになる。

班女閨中秋扇色 楚王台上夜琴声

(『和漢朗詠集』冬・雪・380・尊敬(俗名橘在列))

これは標題を「雪」とするよう、雪を詠んだ詩である(第一句は雪の色を、第二句は雪の降る音を詠む)。薫は自身が弾いた琴の音を、楚の襄王が蘭台で奏でた琴の音(『文選』卷十三・宋玉「風賦」)になぞらえてこの句を誦じたのだが、そのために第一句の「班女(班婕妤)」の故事(『文選』卷七・「怨歌行」)がともに引き出さ

れてしまう。そのために、ここで浮舟と班女が重ねられることになり、浮舟のその後の展開に暗い影が落とされる——というのが、『源氏物語』の物語叙述なのである。つまり、定家が「扇」題で薫詠から句を取って用いるのは、そうした物語叙述の展開を踏まえるためといえよう。田中初恵氏は、定家における『源氏物語』の受容方法について、「巻全体を理会しての受容」であって、「場面の展開をふまえつつ、ある詞で……登場人物も象徴化させ「心」の側面にも眼を向け、引歌の風景も揺曳させる工夫をほらい余情を深めた」点に特徴があると論じる<sup>(33)</sup>。当該歌の場合も、定家は東屋巻の展開とその叙述をもとに、歌句だけでなく物語で引用された漢詩句をも摂取してその情景を揺曳させているといつてよい。すなわち改作前の当該歌は、上句「かぜかよふあふぎに秋のさそはれて」で班女のイメージと「秋（＝飽き）」を想起させ、「ねやの月かげ」によって浮舟へとそのイメージを広げつつ、それを「まづ手なれぬる」と薫の立場になつて詠む歌と理解することができよう。

さきに述べたように、定家はこの句をB・D・Gとくり返し詠んでいた。俊成から批判を受けながらも、定家は「閨の月影」という措辞にこだわり、容易には捨て去れなかったことが知られよう。むしろ建久から建仁期にかけての定家にとっては、かなり愛着のあつた表現ではなかつただろうか。そして、そうした感覚は定家ひとりのものでなかつたらしい。定家が詠んで以降、新古今当代歌人の間でこの「閨の月影」が盛んに摂取されているのである<sup>(34)</sup>。

秋の色はまがきにうとくなり行けど手枕なるるねやの月かげ

〔新古今集〕秋上・432・式子内親王（正治初度百首）

こひわたるなみだやそらくもるらんひかりもかはるねやの月かげ（同・恋四・1274・公経（千五百番歌合））

かぜさむみ木の葉はれ行くよなよなにのこるくまなきねやの月かげ（『式子内親王集』317・題不知）

ふしわびぬ秋のよながき呉竹のさ枝もりくる閨の月かげ

（建保四年（一一二六）閏六月九日内裏百番歌合・秋・117・康光）

あかつきの涙も袖にあらはれぬちりうちはらふ閨の月影

〔紫金和歌草〕 541 (建保三年(一一二五) 五月当座歌合)

秋ふかき軒ばの木の葉散りにけり嵐にはるるねやの月影

(同・850 (建保四年(一一二六) 三月ごろ・二百首和歌))

なれなれて秋にあふぎをおくつゆのいろもうらめしねやの月かげ

〔新勅撰和歌集〕 恋四・914・侍従具定母(俊成卿女、貞永元年(一一三二) 洞院撰政家百首)

このうち『式子内親王集』の一首のみは詠作年次が不明で、かつ結句の本文に揺れがあるが、それを除いて考えたとしても、定家詠B・D(当該歌)・G以降に「閨の月影」という句が広く受容されていることがわかる。流行という側面もあるだろうが、定家を含めた新古今当代歌人たちが、俊成の批判を超えて表現の領域を拡張していく様子が垣間見られるのである。

### おわりに

以上、「閨」の表現史をたどり、俊成の「不可庶幾」評の背景にあるものと、定家の歌語「閨」に対する意識を考えてきた。俊成は、基俊が和歌批評に用いた「庶幾」の機能を拡大させ、自身の「指導」的意図に基づいて歌語「閨」の使用を戒めた。それは、「閨」の持つ「褻」の側面への忌避感もあつたかもしれないが、何よりもこの「閨」の語が当時の歌壇において「氾濫」といえるほど溢れかえっていたことを問題視したのだろうと思われる。しかし、それでも新古今当代の歌人たちは「閨」を詠みつづけた。

そもそも定家は俊成とは違い、「閨」の語に抵抗感を抱いていなかったであろう。それゆえに、建久期には多く「閨」の語を詠み、「閨怨」の情を取り込むことで、さまざまな場面の歌に恋のイメージを付与しようとしていた。しかし、六百番歌合で当該歌の「閨」に対し強い調子で批判されたことが尾を引いたのか、その後しば

らく定家の詠作に「閨」の語はほぼ見られなくなる。

定家が再び「閨」を詠んだのは、貞永元年（一一三二）四月のことである。三十年近い年月を経て詠まれたHは、「手なれつるねやの扇をゝきし」と詠んでおり、当該歌と類想の歌と思われる（あるいは当該歌の焼き直しといってもよいかもしれない）。「なつはつるあふぎと秋のしら露といづれかまづはおかむとすらむ」（『新古今集』夏・283・忠岑）などを踏まえ、扇を置いて秋（＝飽き）が来ると、寝床も枕も露（＝涙）がこぼれる、と詠むが、やはりこれも「閨怨」の情を引き込んで恋歌に仕立てたものだろう。三十年を経ても、定家にとって歌語「閨」の持つイメージは一貫していたのである。

定家は父俊成の指導を受けながらも、歌語意識に関しては必ずしもその教えに染まりきらず、独自の意識を有していたといつてよい。本稿で取り上げた「閨」の事例は、むしろ俊成の異質さを示すものであったが、定家はそうした「異質」な俊成の教えをただ素直に受け入れるのではなく、時間をかけて消化していったものと思われる。

俊成の「不可庶幾」評は、院政期歌合における基俊の試みを受けて、俊成が自らの歌合判詞に強い指導力を持ち込もうとした一つの例であった。そうした俊成の強い指導を乗り越えることが、定家らの世代の次なる課題となったのだろうと考えられるのである。

## 注

(1) 以下、六百番歌合の本文は、現存最古の写本である日本大学総合学術情報センター蔵本を底本とする『新編国歌大観』に拠り、『拾遺愚草』『拾遺愚草員外』の本文は冷泉家本（それぞれ冷泉家時雨亭叢書『拾遺愚草上中』『拾遺愚草下 拾遺愚草員外 俊成定家詠草 古筆断簡』朝日新聞社、一九九三、一九九五）に拠った。

- (2) なお、宮内庁書陵部蔵御所本六家集(五〇一・五一一)所収『拾遺愚草』(『新編国歌大観』『新編私家集大成』底本)は四句を「まづ手になれぬ」とする。『拾遺愚草』の本文異同は、『新編私家集大成』の「解題定家」(赤羽淑)をもとに、赤羽淑編『名古屋大学本 拾遺愚草』(笠間書院、一九八二・二)のほか各種影印、ウェブ上の画像を参照して確認した。
- (3) この定家詠の改作については、初出稿「定家の歌語意識と改作——「閨の月影」の歌をめぐる——」(藤田保幸編『言語文化の中世』和泉書院、二〇一八)で言及した。なお、本章は院政期との連続性を問題とするため、初出稿を全面的に改稿している。
- (4) 五月女肇志「藤原定家の自詠改作」(『藤原定家論』笠間書院、二〇一一)一三六頁以下参照。なお、久保田淳「閨の月影」(『礫』170、礫の会、二〇〇〇・一二)も同様の見解を示している(五八頁)。
- (5) 御所本『拾遺愚草』は初句「ひきかづく」(自筆本「ひきかくる」)。二句は諸本異同なし。なお、小西甚一編『新校六百番歌合 付・顕昭陳状』(有精堂出版、一九七六)によれば、六百番歌合の諸本においてこの歌に異同はない。
- (6) 安井重雄「俊成判詞の「不可庶幾」という評語について」(『藤原俊成 判詞と歌語の研究』笠間書院、二〇〇六 初出『自讃歌注研究会会誌』8、二〇〇〇・一〇)一三八〜一七三頁。特に「ねや」については同書一五二頁参照。
- (7) 本文は宮内庁書陵部蔵桂宮旧蔵本(書A)に拠った(第一章参照)。
- (8) この断簡は現蔵者不明で写真も公開されていないため、『歌合大成』の翻刻(一八一―一九頁)に拠り、漢字をあてている箇所は仮名にひらいた。なお、同じ断簡Mの前半部(俊頼判)は『古筆学大成』に写真が掲載されている。
- (9) 本文は『新編国歌大観』(底本：宮内庁書陵部蔵本(一五〇・五二三))に拠った。ただし「戲評」42番歌

は結句の本文に問題がある。歌合本文での11番歌では結句「こころともがな」。

(10) 山本真吾「古語辞典における歌論用語の扱いについて」(『和歌文学研究』113、二〇一六・一二)。

(11) 浅田徹「質疑部分の司会を担当して」(注(10)前掲同誌)。

(12) 「貧窮問答歌」は『類聚古集』に未収のため、廣瀬本(『校本萬葉集』別冊一、岩波書店、一九九四)の本文と訓で掲げた。なお廣瀬本は句の切れ目をシロテン(白抜き点)で示しているが、読点で代用した。

(13) 吉野朋美「閨」(久保田淳・馬場あき子編『歌ことば歌枕大辞典』角川書店、一九九九)参照。例えば、和歌文学大系『萬葉集(二)』(稲岡耕二校注、明治書院、二〇〇二)は「寝屋戸」と本文を立て、「寝屋の戸口」と解している。

(14) 例えば、嵯峨朝の弘仁九年(八一八)ごろ編纂された『文華秀麗集』には、全一四三首中「閨」の字を含む詩が一五首見出せる。特に「艶情」部には、「奉和春閨情」と題する詩三首(51・菅原清公、52・朝野鹿取、53・巨勢識人)をはじめ閨怨詩が一首(51・61)並び、続く「楽府」部にも王昭君に取材する詩が五首(62・66)並んでいる。「閨怨」が漢詩において一般的な主題であったことが認められよう。検索は芳賀紀雄編『文華秀麗集索引』(和泉書院、一九八八)に、詩題と作品番号は日本古典文学大系『懷風藻 文華秀麗集 本朝文粹』(小島憲之校注、岩波書店、一九六四)に、それぞれ拠った。

(15) もちろん、例外もある。例えば、この時期に「閨」を多く詠んだ歌人として、好忠の存在が注目されるが、好忠の詠み方には奇矯なものも多い。数首例示する。

(1) わぎもこがひまなくおもふねやなれどなつのひるまは猶ぞふしうき (『好忠集』168)

(2) いもとわれねやのかざとにひるねして日たかき夏のかげをすぐさむ (同・178)

(3) きみまつとねやのいたどをあけおきてさむさもしらず冬のよなよな (同・341)

例えば(1)は、夏の昼間は暑くて(独り寝よりも)寝づらい、と詠む。(2)は、風が吹き込んでくる寝室の戸

のあたりで昼寝をしよう、と詠む。(3)は冬の閨での独り寝だが、寒さを忘れたと詠む。これらはいずれも独り寝のつらさを詠む「閨怨」の情とは性質が異なっており、好忠独自の捉え方といえよう。もちろん、こうした詠み方は、「閨」の表現史においては少数派である。

(16)「やまぶしものぶしもかくて心みつ今はとねりのねやぞゆかしき」(『拾遺集』雑下・529・健守法師)は「とねりのねや(舎人の閨)」を詠んでいる。これは散佚した古物語・口承文芸の類とされるが、石川徹『古代小説史稿——源氏物語と其前後——』(刀江書院、一九五八、四五〜五一頁)によれば、「少年と法師との同性愛」(四六頁)を主題とした、「内裏に召された法師が、宮中の舎人の宿所に忍び入る物語」(四八頁)という。

(17) 滝沢貞夫『堀河院百首全釈』(風間書房、二〇〇四) 上巻四七五頁の【校異】。

(18) 「うしろの門田」は不明だが、あるいは「うしろ」は地名か。注(17) 前掲滝沢氏注釈・下巻三六〇頁【校異】によれば、「うしろの」には「そしろの」(日本大学総合学術情報センター本ほか)、「そろいの」(松平文庫本)、「そぞろの」(志香須賀文庫本)、「そしろは」(梨木文庫本ほか)の異文があつて一定しない。同書は「そしろの門田(十代の門田)」と解している(「代」は面積の単位)。

(19) 竹下豊『堀河院御時百首』の自然表現——万葉集とのかかわりにおいて——(『堀河院御時百首の研究』風間書房、二〇〇四 初出…片桐洋一編『王朝和歌の世界 自然感情と美意識』世界思想社、一九八四)など。

(20) 『俊頼髓脳』に、「をのゝえはくちなばまたもすげかへむうき世の中にかへらずもがな」(一七四才／三五七頁、『古今六帖』第二・をののえ・1019)に対する注として、次の説話を載せる。

これは、仙人のむろに、ぬきをうちてあたりけるを、きこりのきて、をのといへる物もたりけるを、つがへて、このうつごをみけるに、そのをのゝえのくちてくだけなければ、あやしと思て、返て家のみ

れば、あともなく昔にて、しれる人もなかりけるとぞ。(一七四オ〜一七四ウ／三五七〜三五八頁)

これは仙境に迷い込んだ木こりが仙人の打つ碁を見てみると、斧の柄が朽ちてしまい、不思議に思つて家へ帰ると、非常に長い時間が経っていたという故事である。gの初句「さしなごら」には、碁を「指し」の意が掛かっているであろう。

(21) 冷泉家本にこの歌ナシ。本文は宮内庁書陵部本を底本とする『新編国歌大観』に拠った。

(22) 引用は冷泉家本に拠ったが、冷泉家本では四句を「わかあそひめの」と書いた後、「そひ」をミセケチにして「かそ」としている。なお、「あかそめ」は、「あか」を「赤」「闕伽」、「そめ」を「染め」「初め」などとあてることが考えられるが、いずれも「雪」との関連が見出せず不明である。

(23) 「まくずはふよもぎがやどのゆふかぜにうらみもまさるむしのこゑかな」(永久四年(一一一六)八月十五日雲居寺結縁経後宴歌合(『歌合大成』287)・「虫」十番右勝・20・敦隆)が初例で、「ひとりすむよもぎが宿に秋きてはきりぎりすこそ友に鳴きけれ」(『永久百首』秋・蜚・333・忠房)の例が見える。

(24) 家永香織『為忠家初度百首全釈』(風間書房、二〇〇七)二九四頁。また「閨中月」題については、同『為忠家後度百首全釈』(風間書房、二〇一一)二九五頁、および同書「解説」五八四頁参照。

(25) なお、久保田淳「歌ことば——藤原俊成の場合——」(『国語と国文学』78・8、二〇〇一・八)は、俊成が「閨」を忌避した理由について、「人間の褻なる姿態である寝姿を連想させ、さらにまた男女の性愛にもとづく姿をも連想させるために、これを避けようとしたのではないであろうか」(一一頁)、「身体に関する表現を排する意識は、その身体・生命を維持する飲食行為に関する表現を避けようとする意識にも通ずるであろう。この意識は『古来風躰抄』において、『万葉集』の時代は特別であったので、それを規範としてはならないという形で、鮮明に表明されていた」(一二三頁)と論じている。

(26) 『伊勢物語』の本文は、新編日本古典文学全集『竹取物語 伊勢物語 大和物語 平中物語』(福井貞助校

注・訳、小学館、一九九四）に拠った（二一五頁）。

(27) 良経詠について、久保田淳氏は建久六年（一一九五）三月以降、同七年十一月二十五日以前と推定している（『新古今歌人の研究』東京大学出版会、一九七三、七三一～七三四頁）。慈円詠については、山本一氏が「緇素歌合」の表題下に「番左將軍御歌」とあることから、「左將軍（良経）」が内大臣に任ずる建久六年十一月十日以前の詠と推定している（和歌文学大系『拾玉集下』明治書院、二〇一一・五、一六頁脚注）。慈円詠の詠作年次に問題は残るが、「ねやもる月」に関しては隆信⑩が初例といつてほぼよいかと思われる。

(28) 安井重雄「俊成判詞「不可庶幾」評の規制——定家・家隆を中心に——」（注（6）前掲安井氏著書）。なお、安井氏は「ねや」の語について、「用例検索が難しく、各人の家集のみによって示している」（一七五頁）と断っている（論旨に大きな影響はないと思われる）。本稿では主として『新編国歌大観』『新編私家集大成』の検索に基づいて定家詠の用例を示したが、両書に未収録の歌書等での検索はいまだ不十分であり、さらに詳細な用例検索の必要がある。

(29) なお、ほかに存疑の例として、「秋風に涙ぞきほふまじりなん昔がたりのみねの月かげ」（御所本『拾遺愚草』下・述懐・2709（承元二年（一一二〇）八）・石清水八幡講を企画する具親へ贈った歌）の異文注記が見出せる（本文は「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」（<http://toshoryo.kunaicho.go.jp/Kotenseki>）（二〇一七年九月二五日閲覧）で公開されている当該本の画像（一〇九九コマ目）に拠り、清濁を私に分かった）。ただし現存の『拾遺愚草』諸本において、「ねや」を本行本文に有する本は見出せず、また歌の内容からも、ここは「みね」の本文が妥当であろう。とはいえ、この異文注記からは、『拾遺愚草』の享受者が少なからず「ねやの月かげ」という句を意識していたらしいことがうかがえるように思われる。

(30) 以下、定家詠の解釈にあたっては、久保田淳校訂・訳『藤原定家全歌集』上下巻（ちくま学芸文庫、二〇一七 初刊『訳注 藤原定家全歌集』河出書房新社、一九八五、一九八六）に多くを拠った。

(31) 定家詠Cとその背景については、片山享「新風胎動——建久元年東大寺棟上御幸時の歌について——」（甲南女子大学国文学会編『日本のことばと文芸』第一集、一九七九・一二）に詳しい。

(32) 久保田淳氏の指摘。注(30)久保田氏注釈、新日本古典文学大系『六百番歌合』（久保田淳・山口明穂校注、岩波書店、一九九八）脚注、および注(4)前掲久保田氏論文参照。

(33) 田中初恵「定家の源氏物語受容」（『和歌文学研究』61、一九九〇・一〇）五一〜五二頁。また、ほかに五月女肇志「藤原定家の『源氏物語』撰取」（『国語と国文学』91・8、二〇一四・八）も、『源氏物語』における「登場人物相互の関係に強い関心を持ち、それを和歌の中で取り入れようと表現し、読者に伝えようという意図がある」（四七頁）と論じる。

(34) これらをめぐっては、すでに注(4)前掲久保田氏論文において、定家が当該歌以前にBを、また以後にGを詠んでいること、「閨の月影」の句が広く受容されたことが指摘されている。

(35) この歌は結句を「にはの月影」として『新古今集』に入る（冬・605）。また『式子内親王集』諸本でも、結句に「閨のうちかな」の異文があり、一定しない。小田剛『式子内親王全歌注釈』（和泉書院、一九九五

・一二）四六〇頁参照。

## 結語

本論文では、院政期歌合の特質とその和歌史上の位置づけを明らかにすることを目的として、いくつかの院政期歌合を具体的に論じてきた。扱うことのできたものは院政期歌合のうちのごくわずかにすぎず、ここから結論を下すことは性急に過ぎるが、ひとまず各章の内容をまとめ、そこから指摘できることと見通しを述べることで結論に代えたい。

### 第一節 各章のまとめ

第一部では、院政期を代表する歌合判者である俊頼・基俊が関わった歌合を論じた。まず取り上げたのは、元永元年（一一一八）十月二日内大臣忠通歌合（『歌合大成』<sup>296</sup>）である。この歌合は基幹本文となる二十巻本が断簡でしか伝存しておらず、これまでは別系統の諸本を底本として、二十巻本の断簡が現存する箇所はその本文で校訂しつつ読まれていた。しかしながら、二十巻本と別系統の諸本は本文が大きく異なっており、これらをとまとめにして校訂本文を作成することは、新たな混態本文を生み出すことになり、慎重でなければならぬであろう。そこで第一章では、まず別系統の諸本を整理・分類し、四類に分けて考えるとわかりやすいことを示した。そして、そのなかでは一類本が比較的穏当な本文を有していること、しかしその他の類にも見るべき点があることを述べ、一類本を底本としつつ、二類本・三類本で校訂を加えながら読むことを述べた。また、これまでほとんど触れられてこなかった慶應義塾図書館蔵本を紹介し、該本は一部に古態を残す本文を有しており、これによって今まで不審であった箇所が解決できることを示した。

第二章では、元永元年十月二日内大臣忠通歌合の大きな特徴である「両判」がいかなる目的で行われたものであったかを論じた。判者として招かれた俊頼・基俊は、当時すでに判者として有力な人物であると見なされていた

たが、忠通家での歌合への参加実績に関しては、この時点ではまだ乏しかった。平安期の歌合には、判者が複数いると思われる歌合が少なくとも九度指摘できるが、このうち両判者が披講の場に同席し、別個に判定を下していたことが確実にわかるのは、この歌合だけである。<sup>(1)</sup> すなわち、平安期の歌合において他に例を見ない行事形態であった。ここからこの歌合には特殊な事情が存したことが推測されるが、それは忠通家歌壇の歌合における判者（＝指導者）を選定するための措置であったと思われる。両判者の判詞を見ると、当座での衆議・難陳のやり取りを重視して穏当な判定を下す俊頼と、そうした点をまったく考慮しない基俊というように、両判者の判定方法は異なったものであったことがわかる。主催者・忠通は、判詞がそれぞれの判者の個性を示すものであることに自覚的で、判詞をもって今後の指導者を選任しようとしたのであろう。その結果、忠通家歌合での判者はこの後、多くの場合で俊頼が務めるようになる。しかし忠通家歌合では、俊頼以外にも顕季や基俊が判者に迎えられていることがあり、忠通はほかの判者による判詞を読むことを楽しみの一つにしていたように思われる。

第三章では、第一・二章を踏まえて、元永元年十月二日内大臣忠通歌合の詠歌表現と、それに対する判詞のあり方を検討した。忠通家歌壇は和歌の詠出を専門としない非専門歌人たちの占める割合が多く、主催者・忠通もまだ年少で和歌においては初学者であったと思われる。しかし、そこに俊頼・基俊という当代を代表する有力な歌人が披講に加わったことで、和歌批評への意識が深まり、参加者たちがさらに和歌へ励むことが期待できよう。この歌合で詠まれた詠歌表現に目を向けると、方人たちのなかには、それぞれ先例のない（または乏しい）表現や、従来にない詞続きの歌、あるいは和歌の伝統的な枠組みからは外れるような歌を出詠している者が見られた。これらはまさに「新しさ」を庶幾していたといえるだろう。そして両判者はこれらに対し、単にその表現の「新しさ」だけの評価せずに、その表現が一首の和歌のなかで適切に作用しているか、誤解を与えるような表現になっていないか、という点を重視して判定を下している。これは「新しさ」の否定ではなく、その「新しさ」を認めつつ、さらによりよいものに仕立てようとする意識の現れであろうと思われる。両判者はむしろ積極的に「新

しき」のある表現を取り上げ、それについての議論を促すことで、その表現への理解を深めようという意図があったのではないだろうか。そして俊頼・基俊もまた、自身では奇語や万葉語、新奇な典拠を積極的に詠出していた。忠通家の歌合は、そのような実験的な詠出と、それに対する批評を通して、和歌表現・和歌批評を深化させようとする場であったと思われる。

第四章では、元永二年（一一一九）七月十三日内大臣忠通歌合（『歌合大成』<sup>300</sup>）の追判を取り上げた。初判は顕季であるが、追判者には顕季・基俊・俊頼の各説がある。しかし、初判から追判で多く判定が変わっていることを根拠に顕季説は否定され、また基俊詠に対する追判に作者の意図を訝しんでいる箇所があることから、基俊説も成り立ちがたい。追判者は俊頼と見るのが妥当と思われる、実際に追判の判詞には、俊頼独自の評語「しきる」「あけくれのこと」「めなれてきこゆ」などが見え、また俊頼独自の戯評と思われる表現があるなど、特に永縁奈良房歌合（『歌合大成』<sup>311</sup>・甲本）の俊頼判とかなり共通する表現が見られることを指摘した。ここからは、判詞にはそれぞれの判者の個性が表れていることが確認される。すなわち判者たちは、歌合判詞に自らの個性が表れることに自覚的にならざるを得ず、それが判詞の書き方や、判詞自体を残すという方向性につながっていくこと、そして歌合判詞が人々に「読まれる」ものとして機能していくことを指摘した。

第五章では、興福寺の歌僧・永縁が主催した天治元年（一一二四）春・奈良花林院歌合（基俊判）／永縁奈良房歌合（俊頼判）を取り上げ、その詠歌表現と判詞を検討した。興福寺僧たちが中心となつて行われたこの歌合は、詠歌の質が低調と見られて従来さほど顧みられることがなかったが、京都の中央歌壇から見れば周縁に位置づけられるような興福寺僧たちの詠歌表現にも、万葉語の摂取、口語・俗語的表現、大和国の歌枕の新規開拓など、「新しさ」を庶幾した院政期和歌の潮流が見られることを指摘した。両判者の判詞は概ね批判的な調子が強く、そうしたことも低評価の一因であったと思われるが、これも第三章で見た忠通家歌合と同様に、両判者は「新しさ」を含む表現を積極的に取り上げ、注意を向けようとしていたのであろう。もちろん、勅撰集や私撰集の類

にもほとんど採られることがなく、詠歌の質は総じて低調であるといわざるをえないが、それでも「新しさ」を庶幾した表現が詠出され、それに対して批評がなされることによって、和歌表現・和歌批評が深まっていくという点では、京都の中央歌壇における忠通家歌合とそれほど大きくは変わらないといつてよいと思われる。

このように、第一部では、二名の判者によって二種類の判詞が書かれた歌合を主に考察した。このような「両判」という形態も院政期歌合の特質のひとつであろうが、ここでの検討を通して見出せたのは、これらの歌合においては、まず新奇な歌語・用語・典拠が用いられた歌など、「新しさ」を含む表現がさまざまに試みられ、それに対して二名の判者がそれぞれ異なる視点から批評を加えることで、和歌表現と和歌批評が深化していくという点である。そのように批評が深まっていく過程で、判者が書く判詞もまた、そのあり方が変わっていくことになる。それまで当座での言談による難陳のみに終始し、記録されることのなかった和歌に対する批評が、判詞に書かれることになったのである。そのため、和歌を批評するための評語が新たに必要とされた。また、評語だけでなく、戯評や文体の工夫など、和歌批評のスタイルもさまざまに試行錯誤が試みられていく。浅田徹氏によれば、歌合の判詞を判者が自ら執筆し、主催者に献上するようになったのもこの時期のことである。<sup>(2)</sup>歌合判詞が行事そのものの記録から、出詠歌へ批評を加え、判定を記録するものへと変遷したといえる。このころから、歌合を後世へ残そうとする意識が生じたといえるだろう（二十巻本の編纂もそれと軌を一にしていると思われる）。そして、清輔の『袋草紙』や『扶桑葉林』（散佚）などのように、「歌合の集成」といったことにも関心が向かうようになるのである。

第二部では、そのように後世へ残そうという意識を持っていた院政期歌合が、後代にどのように影響を与えていくのかを考察した。第六章では、院政期歌合の代表的判者である俊頼と基俊が創出した歌合評語を集成し、それらが後世の判者たちにどのように引き継がれているかを調査した。特に基俊の弟子である俊成と、その息定家に主眼を置いて検討したが、俊成は従来いわれているように、やはり基俊の影響が強いということがわかる。一

方、俊頼の評語は、むしろ清輔を中心とした六条藤家歌人たちに引き継がれていた。ここからは、歌合判詞の享受史において、基俊―俊成と、俊頼―清輔という大きな二つの流れを見てとることができる。ただし、もちろん俊成も清輔も俊頼・基俊の双方から影響を受けている例があり、あくまでも傾向としてそのようなことがいえるというものである。そして、評語の用法を検討すると、俊頼や基俊の時点では難点を指摘するにとどまっていた評語が、俊成や清輔のころになると明確に「指導」的な色合いを持つ評語として用いられている例が見られた。そしてさらに定家に至ると、例えば自詠に対する評において、「自卑」の体をとりつつ自ら鑑賞のポイントを解説するような判詞での用法も見られるようになる。俊頼・基俊が創出した院政期歌合の評語は、確実に後代に影響を与え、またそれぞれの時代で独自に発展を遂げていたのである。

第七章では、俊成が基俊に学んだ評語「不可庶幾」を例に、俊成の規範的な指導と、それに対する定家の反応を考察し、院政期歌合の評語が新古今時代においてどのように意識されていたのかを検討した。俊成の「不可庶幾」という評語は、ある表現の使用を戒めるもので、基俊から学びつつ俊成が独自に発展させた評語であるが、基本的な用法は大きく基俊からは外れていないように思われる。ただし俊成はこの評語を多用し、すでに広く詠まれるようになっていた語にも用いることがあった。定家が六百番歌合で詠んだ「閨」の語がこの例である。「閨」は平安初期のころは歌語としては認識されていなかったようだが、『後拾遺集』以降、特に院政期に広く普及した語であった。院政期にはさまざまな詠法が試みられ、「新しさ」を庶幾する院政期和歌の潮流によく合致した語であったのだろう。その流れは六百番歌合にも引き継がれ、俊成はそうした「氾濫」ともいえる状況を好ましく思わなかったものと推測される。しかし定家は「閨」の語を好んで詠んでいた。俊成に批判されて以降は控えるようになるものの、晩年にも詠んでいることから考えて、定家は俊成の規範に表面上は従いつつも、一方ではそこから逃れようとしていたとも思われる。ここからは、院政期歌合の評語が俊成において強い指導力を持つに至った一側面を見てよいように思われる。

このように、院政期歌合で試みられた評語の数々は、確かに後代に引き継がれ、清輔や俊成、そして定家に至って独自の発展を遂げていたことが見てとれるのである。

では、以上の考察を踏まえて、和歌史上において院政期歌合がどのように位置づけられるのか、現時点での見通しを述べたい。

## 第二節 和歌史上における院政期歌合の位置づけ

序論において、院政期に歌合が大きく変質を遂げたことを、先行研究によって述べた。院政期歌合においては、詠み出される和歌表現に新奇な歌語や典拠などが持ち込まれ、「新しさ」が求められたことはこれまでも指摘されている。しかしそれだけでなく、本論文で見えてきたように、歌合自体のあり方（「両判」という形態の登場や、判者の重要性が上がり、判詞を残して記録するように努めたことなど）、そして和歌批評の方法にも「新しさ」が求められ、試行錯誤がくり返されたのである。

院政期歌合における和歌批評の「新しさ」には、それまでは当座での言談による難陳に終始していたものが、判詞を書くことでその批評を長く記録することが求められるようになったことが大きく関係していると思われる。そこではまず、和歌を的確に批評し、詠出された「新しさ」を含む表現を、よりよい形で和歌の世界に定位させることが求められた。そのために、和歌を批評するための言葉、すなわち評語を發明し、歌合判詞に導入することや、他人がのちに読み返すものとしての表現や文体が求められたのである。実際、第六章で整理した評語の多くは、俊頼・基俊が歌合判詞に持ち込んだものである。これらがどのように導入されたのかについては、本論文では言及することができなかったが、例えば訓点資料や記録体など、「和歌」の外部に位置づけられるさまざまな言語位相からの影響が、日本語学の側から指摘されているし、俊頼についていえば、『俊頼髓脳』における漢籍を原拠とする説話が和文で書かれていることなど、和語による表現を深化させた存在であることが論じられて

いる。<sup>(5)</sup>このように、彼らが創出した評語がどのような来歴を持ち、和歌批評の文脈に組み込まれることになったのかについては、今後さらに検討すべき課題であろう。

従来、院政期における和歌の「新しさ」の説明には、歌語の本意の拡大や詠まれる対象の広範化、また歌語とされるものの範囲の拡充や、歌題の複雑化などのように、和歌の詠出行為における「新しさ」のみが挙げられることが多かったように思われる。<sup>(6)</sup>しかしながら歌合においては、詠出された歌だけでなく、そこで交わされる批評のあり方や「歌合」という行事それ自体のあり方にもまた「新しさ」が求められていたと考える。例えば、和歌を批評するための言葉——評語を新しく導入すること、それを判詞という形で記録し、後世にも伝えようとしていたことなどは、その表れと見ることができる。特に、忠通家での歌合はその好例であり、何よりも「両判」という新たな形態を生み出したことは注目に値しよう。ここでは和歌（歌人）だけでなく、判詞（判者）も番えられ、競わされているのである。いふなれば、〈判詞合〉とでもいうようなあり方が企図されているといえるだろう。ここからも、院政期における和歌批評への意識の高まりと、それを「作品」として享受しようとする意識がうかがえると思われる。そのような意味で、まさしく院政期歌合は、その和歌および和歌批評の表現にも、行事それ自体の形態にも「新しさ」が求められ、それを実現しようとして努めていたのであった。

そして、忠通家を中心に院政期歌合で行われた、複数の判者に判詞を書かせ、比較する（競わせる）という〈判詞合〉の考え方が最も色濃く引き継がれたのが、後鳥羽院の企画した千五百番歌合であったと思われる。<sup>(7)</sup>後鳥羽院はこの歌合において、歌壇の長老たる俊成やその息定家だけでなく、この時期すでに退潮の兆しがあった六条藤家の季経・顕昭にも判者を下命し、判詞を提出させている。この歌合は、実際に披講されることのなかったものではあるが、おそらく後鳥羽院は、判者それぞれが提出する判詞を読み比べること自体を楽しみ、そして和歌表現への知見を深めることを求めていたのであろう。後鳥羽院は忠通家歌合のあり方を学びつつ、<sup>(8)</sup>この和歌史上最大規模の催しを行ったのだと思われる。このように、院政期歌合のあり方は、平安末期を経て、新古今時代ま

で確かに引き継がれているのである。

院政期歌合は、「歌合」という行事のあり方そのものを新しくすることで、和歌表現や和歌批評を新しくし、より深化させていく営みであったと考えられるのである。

## 注

- (1) ただし、『歌合大成』<sup>248</sup>・長治元年(一一〇四)五月二十一日因幡権守重隆歌合は、両判者(為房・時範)が同席していた可能性がある(『歌合大成』など)。しかしこの歌合は判詞も伝存せず、両判者が判定を別個に下した形跡が見られないため、忠通歌合と同様には扱えないであろう。
- (2) 浅田徹「歌合判詞史における白河院政期(一)——序説・前史——」(『文藝と批評』8・3、一九九六・三)参照。
- (3) 安井重雄「俊成判詞の「不可庶幾」という評語について」(『藤原俊成 判詞と歌語の研究』笠間書院、二〇〇六 初出『自讃歌注研究会会誌』8、二〇〇〇・一〇)参照。
- (4) 山本真吾「古語辞典における歌論用語の扱いについて」(『和歌文学研究』113、二〇一六・一二)参照。
- (5) 小峯和明『院政期文学論』(笠間書院、二〇〇六)「IV 源俊頼論」の各論、岡崎真紀子『やまとことば表現論——源俊頼へ』(笠間書院、二〇〇八)など参照。
- (6) 家永香織『転換期の和歌表現 院政期和歌文学の研究』(青簡舎、二〇一二)、大野順子『新古今前夜の和歌表現研究』(青簡舎、二〇一六)など参照。
- (7) 千五百番歌合の成立等については、有吉保『新古今和歌集の研究 基盤と構成』(三省堂、一九六八)、および同『千五百番歌合の校本とその研究』(風間書房、一九六八)など参照。
- (8) 例えば貴人が「女房」と名乗って出詠するという方法も、後鳥羽院は忠通家の歌合から学んだのではない

かと思われる。兼築信行「女房」という出詠名（覚え書き）『礫』120、一九九六・一〇）、田渕句美子「女房ではない「女房」——高貴性と逸脱性——」『女房文学史論——王朝から中世へ——』岩波書店、二〇一九 初出『日本文学』51・6、二〇〇二・六）など参照。

付章 慶應義塾図書館蔵『内大臣家詞合 三十六番』翻刻（付・略校異）

〈凡例〉

- ・本章は、慶應義塾図書館蔵『内大臣家詞合 三十六番』（『歌合大成』296「元永元年十月二日内大臣忠通歌合」）の翻刻と略校異である。上段に翻刻を、下段に校異を示した。該本の略解題については、第一章第四節を参照されたい。
- ・底本に忠実に翻刻することを心がけ、旧字・異体字等も可能なかぎりもとの字形を保存して翻刻した。ただし、行間補入の一文については他の行と同じ大ききで翻刻し、行末尾に「※行間補入」と示した。
- ・丁の変わり目は、「（一オ）」などと示した。
- ・校異に使用した本は、一類本・書A・今、二類本・書B、三類本・群、の四本である。漢字仮名の別や異体字等は異同として挙げず、文意が異なるもののみを示す（ただし、読みに関わるもの等は挙げた）。判読不能な字は■、空白の箇所は□で示した。諸本それぞれの系統・略号については、第一章第二節を参照されたい。
- ・底本の調査・翻刻に際しては、慶應義塾大学三田メディアセンター・スペシャルコレクションご担当の方々に格別のご高配を賜った。記して深謝申し上げる。

【翻刻】

(空白)

内大臣家譚合 三十六番<sup>①</sup>

題

時雨 残菊 戀

讀人

左<sup>②</sup>

皇后宮攝津君<sup>③</sup>

少将君<sup>④</sup>  
俊頼朝臣女  
關白家女房

上総君

定信朝臣

信濃君  
永実女  
關白家女房

俊隆朝臣

右<sup>⑤</sup>

俊頼朝臣

┌ (一才)

① 三十六番—元永元年十月(群)

② 左—左方(群)

③ 歌人の配列—群ノミ異ナル(\*第一章注(3)参照)

④ 上総君—ナシ(書A・今)

└ (一ウ)

⑤ 右—右方(群)

女房

顯仲朝臣

師俊朝臣

盛方朝臣

忠房朝臣

重基朝臣

顯國朝臣

雅兼朝臣

道経朝臣

基俊朝臣

雅光朝臣

宗國朝臣

忠隆朝臣

信忠朝臣

兼昌朝臣

時昌朝臣

為實朝臣

判者

俊頼朝臣

基俊朝臣

「(二才)

一番 時雨

左 兩人共為勝

皇后宮攝津君

よもすから嵐のをとにたくひつゝこのはとゝもにふる時雨哉

右

俊頼朝臣

おほつかないかにしくるゝ空な<sup>⑥</sup>ら<sup>れは</sup>ん<sup>は</sup>うらこの山のかたみなせなる<sup>⑦</sup>

俊頼云さきの哥心も詞もめつらしからねと

させる難みえすのちの哥はかたみなせなるとそ

へたる言葉おほつかなしもし此山にさも可

讀事のあるにか只うらこの山といふにつきて

いはゝ哥詞ともおほえぬかな人<sup>⑨</sup>ゝも申され然者<sup>⑩</sup>

左勝とや申へき

基俊云木の葉とゝもにふるしくれかなと心にしみ<sup>⑪</sup>

「(二ウ)

⑥ な<sup>れは</sup>ら<sup>ん</sup>は ならは (書A・今・書B・群)

⑦ なる なり (群)

⑧ 哥 歌は (群)

⑨ いはゝ いかゝ (書A・今)

⑩ 申され 申されんは (書A)、申され

ん 然は (今・書B・群)

⑪ とゝも とも (書A)

⑫ かな かな (書A)

てをかしようおもひ給ふるに右の哥うらこの山  
はいかにかたみなせとはあるにか心えかたく侍  
り左まさりと申へき歟

① 哥—ナシ (群)

② 左—右 (書A)

二番

左 俊持基勝 女房

あやししくもしくれにかへる袂かないなのかさ原さして行とも

右 顯國朝臣

ぬるれともうれしくもあるかなもみちはの色ます雨の雫と思へは」(三才)

③ あるかな—あるか (群)

俊云前の哥はいなのかさ原なといへるわたりいひ

なれたり但しくれにかへるなといは衣のことにや

あらんつきの哥はけふ紅葉の下にたちてそ

の雫にぬれてこそうれしともよむへくれたゝ

大かたのしくれにぬれてこれは衣をそむるしくれな

れはうれしとてたちものかさらんあちきなくそ聞

ゆるともにおほつかなしと聞ゆれば持とや可定申

基云しくれにかへる袂はうれしくもあるかなと侍

次にはまさりてはへらん

三番

「(三ウ)

左 俊勝 少将君

しくれには色ならぬみのそてかさもぬるれはかほるものにそ有ける

④ 衣—右 (書A・今)

⑤ けふ—けふの (書A)

⑥ うれし—嬉しく (群)

⑦ とて—と (書A・今・書B・群)

⑧ さらん—さゝん (書A)

⑨ 聞ゆる—こゆる (書A)

⑩ 可定申—是申へき (書A)、是を申へき (今)

⑪ まさりて—まさりてや (書A・今)、増りてや (群)

右 基勝

雅兼朝臣

冬くれはちりしく庭のならの葉にしくれをとなふみ山への里

俊云前哥のいろならぬみといへるきたりける衣の

白かりけるにやわかみをいろこのみとにあらすと

いへるにや衣の白きならは色かはるといはんこと

かたしわかみをいろこのみならずといはゝそてかさ

かほらんことまたかたし大かた哥からはなたらかなり

後哥は古き哥をあしさまにとりなしたるとそ

みゆるならのはをちりしく庭とこそいふへけ

れちりしくにはのならのはと侍れは次第あしき

心ちそするこれはあなちのことを右哥の過難

避けれは猶可負にや

基云色ならぬみのそいかなるみにかとゆかしく

ぬるれはかほるなどよめる梅などをこそ古哥

にはかくよみて侍れ猶しくれをとなふみやま

へに立よりぬへくそ思給ふる

四番

左 基勝

顯仲朝臣

水とりの青羽の山やいかならん梢をそむる今朝のしくれに

右 俊勝

道経朝臣

一 (四才)

⑫とに―に (書A・今・書B・群)

⑬白き―いろき (書A・今)、いろしろ

き (群)

⑭かほらん―かほるらん (群)

⑮大かた―大かたは (今)

⑯後哥―後の哥 (書A・今・書B・群)

⑰とそ―と (群)

⑱を―の (群)

⑲右哥―古哥 (書A・今・書B)、ふる

き哥 (群)

⑳みのそ―身そ (書A・今・書B・群)

㉑ぬるれは―ぬれは (書A・今)、侍れ

は (書B)

㉒古哥―ふるき哥 (群)

㉓そ―ナシ (群)

一 (四ウ)

かきくもりあまの小舟にふくとまの下とをるまでしくれしにけり

俊云水鳥のあをはの山とつゝけて梢をそむると

いふほと無下にはなり次哥あまの小舟

にかゝらんほとおもひかけぬさまなれと過には

あらねは勝とや申へからん

基云水鳥のあをはの山など。いみしくふるめき

たれと右の哥のかきくもりあまの小舟に

ふくとまなどはへれは春雨五月雨などのやう

につ。くく〜とふるものにもあらねは下とをるまである

へしと覚え侍らす猶こすゑをそむるしくれ

少まさると可定申

五番

左 俊持

上総君

しくれにはすけのをかさも水もりてをちのたひ人ぬれやしぬらん

右 基勝

基俊朝臣

霜さえてかれゆくをのゝをかへなるならの朽葉にしくれふる也

俊云前哥に水もりてと云へるおほつかなし

後哥をかへなるすへらかにてたらすならの

朽葉もいかゝ朽なはをとつれすもやあらん

あなかちのことか

「(五ウ)

「(五オ)

①なれと―なれは(書A・今)

②あらねは―あらねと(書B)

③など。―なといへる(書A・今・書

B・群)

④はへれは―侍れと(群)

⑤可定申―是可申(書A・今)、定申へ  
し(群)

⑥上総君―上本ノマ君(書A)、上本ノマ君(今)

⑦水もりて―水こもりて(書A)

⑧前哥―哥(書A)、□哥(今)、前の

哥(書B)

⑨後哥―後の哥(書B)

⑩て―く(書A・今・書B・群)

⑪す―ナシ(書A・今)

基云しくれには菅の小笠も水もりてといへる  
詞なすらへ申へきかたなし水もるとは玉たれ  
のかめなどの石間⑭あらん心ちそ⑮すし侍るいかなる  
しくれのさまて侍るへきにか袂をかへすなとこそ  
よのつねのことにて侍れいとすくれたることな  
ければ⑰ならの朽葉にをとつれんしくれはいま少  
聞なれたる心ちそし侍る

六番

左 基持

師俊朝臣

「(六才)

さもこそは槿のまやふきうすからめもるはかりにもうつしくれかな

右 俊勝

雅光朝臣

木のはのみそむるかところおもひしにしくれは人のみにしみにけり⑱

俊云前哥槿のまやふきなといひなせたり⑲

すゑにうつ時雨とよめるそおほつかなきもし⑲

簫⑳と晴雨打窓聲といふ 聞ゆるをおもひて

よめるにやさりとも哥はよますはさらすもや㉑

あるへからんかゝる事をよまんとてはそのすちに㉒

いはてみくるしからすかまふるなり右これは俄㉓

なれはいたけに聞ゆるなる但いかなる色にかし㉔

みけんもしこののはの色にしまはをひたゝし㉕

「(六ウ)

⑫ 水もりて―水こもりて(書A)

⑬ もる―もり(書A・今)

⑭ 石間―石間に敷(書B)

⑮ ぞし侍る―そし侍る(書A・今・書B  
・群)

⑯ にて―にては(書A・今・書B・群)

⑰ ならの朽葉にをとつれんしくれはい  
ま―ナシ(書A)

⑱ うす―こす(書A)

⑲ にしみにけり―にもしみけり(書A  
・今)

⑲ いひなせたり―いひなせ(書A・今)、  
いひなれたり(群)

⑲ もし―よし(書A)

⑳ 簫と晴雨―肅と晴雨(書A)、番と晴  
雨(今)、簫と暗雨(書B・群)

㉑ は―に(群)

㉒ よます―不読(書A・今・書B)

㉓ らん―らす(書A)、ら□(今)

㉔ なる―なり(今、ナシ(群))

㉕ をひ―おもひ(書A・今)

くやあるへき松風のいろになと云へるこれも

なとかよまさらんしくれなとよめるは少まさりてそみゆる<sup>②</sup>

基云槿の<sup>③</sup>とま。ふきさこそうすくとも打とを

すまてふるらんしくれこそうち<sup>④</sup>にゐたらん人

おそろしかりぬへくおほえ侍れ代のはしまりにこそ

車のよこかなとの様にて雨はふり侍り<sup>⑤</sup>ければ

いとおそろしう侍ける時雨かな暗雨打窓声

なとそ唐の哥にも侍るかし風ふかれてよこさま

さはりたるかきをうつにこそ侍め<sup>⑥</sup>りされは窓

打雨にめをさましつゝなとよめるいとあはれ

に聞え侍ものを又しくれはよもの山の梢をそ

むるはさる事にて侍り人のみにはいかにしむにか

もりのしるしなどの様に聞え侍るかなこれ

はいつれもおなしほとにこそ

七番

左 兩人共勝<sup>⑦</sup>

定信朝臣

をとにさへたもとをぬらすしくれかな槿の板やのよはのね覚に

右

宗國朝臣

時雨とて柞の杜にたちよればこのほとゝもにふりかゝる哉

俊云前哥をとをきくに袂ぬるとよめる

「(七才)

①しくれ—うつ時雨(群)

②みゆる—聞ゆる(群)

③とま。ふき—まやふき(書A・今・書B・群)

④ふるらん—ふらん(群)

⑤みたらん—いさらん(書A・今)

⑥よこか—よこかみ(書A・今)

⑦ければ—けれ(群)

⑧うつ—うへ(書A・今)

⑨侍めり—侍るめれ(書A・今・書B・群)

⑩聞え侍—聞ゆる(今)

⑪いかに—ナシ(書A)

⑫共勝—共為勝(書B・群)

「(七ウ)

いとをかしさもあることゝきこゆ<sup>⑬</sup>次の哥もな  
たらかなり末の七文字をおもふへかりけるとみゆ  
されは前の哥勝にやあなおそろし<sup>⑭</sup>  
基云槇の板やのよはのしくれはことにめさま<sup>⑮</sup>  
しく聞え侍ものかな袂ぬらんもいとをかしく<sup>⑯</sup>  
侍り柞のもりあしうはみえねとめつらしけな  
き様なれはよはの<sup>⑰</sup>し<sup>⑱</sup>さめそけにさることゝは思給ふる

八番

左 兩判持<sup>⑱</sup> 盛方朝臣

神無月みむろの山のもみちはも色に出ぬへくふるしくれかな<sup>⑲</sup>  
右<sup>⑳</sup> 忠隆朝臣<sup>㉑</sup>

かみな月しくれてわたるたひことにいく田の杜を思こそやれ<sup>㉒</sup>  
俊云前哥神な月とは月次<sup>㉓</sup>の月の名なりみ<sup>㉔</sup>

むろ山とて神な月といはんことおほつかなし<sup>㉕</sup>  
證哥やあらん五文字の六文字ある七文字の八<sup>㉖</sup>  
文字あるは常の事なりそれはきゝよきにつき  
てよむなりこれはあらはにあまりたりと

聞ゆれはいかゝ有へからん次哥はふるきことゝこそ<sup>㉗</sup>  
みたまふれかれはおほつなき事おほしこれは  
ふるなれはおなしほとのことによ

一 (八才)

一 (八ウ)

⑬ 次の哥―次哥 (書A・今・書B・群)

⑭ おもふへかりける―思ふへかりけり  
(書B)、おもひかへける (群)

⑮ 前の哥―前哥 (書A・今・書B)

⑯ しく―して (書B)

⑰ し<sup>ね</sup>さめ―ね覚 (書A・今・書B・群)

⑱ 持―共為持 (群)

⑲ 左歌―ナシ (書A・今)

⑳ 右―ナシ (書A)

㉑ 忠隆朝臣―ナシ (書A・今)

㉒ 右歌―左歌ノ位置ニ写 (今)

㉓ 月次―次 (今)

㉔ みむろ山―みむろの山 (書B)

㉕ 六文字―六字 (書A・今)

㉖ 八文字―八字 (書A・今)

㉗ 次哥―次のうた (群)

基云此哥いづれもあしくはみえ侍らねは持とや  
侍へからん<sup>①</sup>

九番

左 俊持基勝

信濃君

かみな月たひゆく人もいつくにかたちかくるへきしくれもる山<sup>②</sup>

右

信忠朝臣

くらふ山いかゝこゆへき神な月このはとゝもに時雨ふる也

俊云前哥はかみな月たひとつくへしとも覚えす

いつくにかもなたらかにきこえ侍らぬものかな

後哥はくらふ山といひてくらしともいひ

くれぬともいひてこそいかゝこゆへきとはいふ<sup>④</sup>

へけれこのはとゝもにしくるといひてこえわ

つらふはおほつかなしこのはのちるをわつらふ

ならは。みちの哥とやきこゆるこれはあなかち<sup>⑥</sup>

のことなりたゝおなしほとにそみ給ふる

基云もる山のしくれはくらふ山には今すこしま

さりてや立かくるへきかけのなからんもこと<sup>⑦</sup>

はりとそおもひたまふる

┌ (九ウ)

①侍―申 (群)

②たひゆく人―旅。人 (書B)

③かくる―かへる (書A・群)、帰る (書

B)

④いふへけれ―見えけれ (書A)、云へ

けれ (今・群)

⑤しくる―時雨 (群)

⑥。みち―みち (書A・今・群)、道 (書

B)

⑦かくる―かへる (群)

⑧も―に (書A・今)

⑨俊勝―俊持 (書A・今・書B・群)

十番

左 俊勝<sup>⑨</sup>

忠房朝臣

なみよするあまのとまやのひまをあらみもるにてそしるよはのしくれは

右 基勝

兼昌朝臣

夕月夜入さの山のたかねよりはるかにめくる初しくれかな

俊云前哥はしくれすけなきやうにきこゆしく

れはをきゐてきゝあかすへきことならねとこれは

もるにはしめてしるといへはねいりたるかもり

てきぬのぬれければをきさはくとみゆもしもら

ましかはまたの日人つてにこそきかましとおほつ

かなくそきこゆる⑬後かの哥は山のたかねをめくる

といへることおほつかなしもろともに山めぐりする

と云へる哥はこの山にふるといへる事なりこれ

はおなしたかねをめくるといへれは行道し

けるときこゆるなりさも有なんにや偏ニ難

申にはあらすおほつかなきなりきゝあきら

めんほとは持とや可申

基云をしなへてところもわかすふるらんしく

れにあまのとまやまては思ひよらても侍ぬへかり

けることかな又槓の板やなどにはたゝかれ⑭

かれにてもしくれのをとはしり侍なんかし春雨

のいとをみたりをとせすしてもらんにや

「(二〇才)

⑩こそ―てそ(今・書B)、社(群)

⑪まし―まほし(群)

⑫そ―ナシ(書A・今)

⑬後かの哥―後の哥(書A・今)、かの哥

(書B)、後哥(群)

⑭こと―ナシ(書A・今)

⑮いへれは―いへは(群)

「(二〇ウ)

⑯たゝかれかれ―只かれ(書A・今)、

たゝかれ(書B)、たゝかる(群)

⑰は―を(群)

をとろかれ侍らん右の哥めをよろこはしむる<sup>①</sup>  
までもてあそひとはすへくもあらねともはるか<sup>②</sup>  
にめくる初しくれ今少心ありてや侍らん<sup>③</sup>

十一番

左

俊隆朝臣

さころものたもとはせはしかつけどもしくれのあめは心してふれ

右 兩判為勝

時昌朝臣

初しくれをとつれしより水茎のをかの梢の色をしそ思<sup>④</sup>

俊云小衣の哥心してふれといへるはぬれんことの

おしさにいへるかまたかつけどもといへることさきに<sup>⑤</sup>

あるへければ初時雨の哥めつらしからねとす

へらかにきこゆ色をしそ思そふるきことよと耳

にとまるとまる心ちするされと水茎などよまれ

たれはにやまさりてそみゆる<sup>⑥</sup>

基云狭衣といひてせはしとはいかによまれたる

にか四條大納言の式には淺哥重言とてわ<sup>⑦</sup>

ろきことにそして侍る右哥初しくれをとつれ

しよりといへるしくれはかやうにこそは侍らめと<sup>⑧</sup>

思給ふるをかの梢の色をおもふなといへるもいひ<sup>⑩</sup>

なれてをかしまさりたるにや<sup>⑪</sup>

「(一一才)

「(一一ウ)

- ① よろこは―よろいは (書B)
- ② はるかに―はるに (書A)
- ③ 侍らん―侍るらん (書A)

- ④ をかの―をのか (書B)

- ⑤ へければ―へきか (群)

- ⑥ てそ―そ (書A・今・書B)

- ⑦ 淺哥―満哥 (群)

- ⑧ と―ナシ (書B)

- ⑨ 梢―時雨 (書A・今)

- ⑩ いひなれて―いひて (書A・今)

- ⑪ をかし―おかしさ (群)

十二番

左 俊勝

重基朝臣

柞原くれなひふかくそめてけりしくれのあめは色なけれとも

右 基勝

為實朝臣

山里は櫛のから葉のちりしきてしくれのをとほはけしかりけり<sup>⑫</sup>

俊云柞原の哥は露霜などのみちそめ<sup>⑬</sup>

草木をうつろはするはわきも子かもすそ

よりをちたることなれはめつらしけなし山<sup>⑭</sup>

里の哥はならのから葉といへるいとにくきやう

なりかれはといはんにつゝかすはこそさもいはめ<sup>⑮</sup>

またしくれのをとほはけしといへることいかゝあ

らちの山のたかねより谷の<sup>⑯</sup>とほそをみおろし

ていはん心ちするさきの哥やすこしまさらん

基云左右哥から同程なれと左はしくれの心は<sup>⑰</sup>

なくてひとへに紅葉の哥にて侍れはならの

から葉は今少まさりてや侍らん<sup>⑱</sup>

一番 残菊

左 兩判為勝

上総君<sup>⑲</sup>

紫にゝほへるきくはよろつよのかさしのために霜やをきつる

右

俊頼朝臣

「(一二二ウ)

「(一二二オ)

⑫山里は―山家は(書A・今)、山家に  
は(群)

⑬から葉―<sup>かれ敷</sup>から葉(今)

⑭そめ―をそめ(群)

⑮山里―山家(書A・今・書B・群)

⑯かれは―かれ(書A・今)

⑰の―ナシ(群)

⑱とほそ―岩戸(書A・今)、岩と(書  
B・群)

⑲左右―左右の(群)

⑳哥から―うたからは(群)

㉑は―ナシ(今・群)、も(書B)

㉒は―ナシ(今・書B)

㉓少―すこし(書A・今)、すさし(書  
B)

㉔上総君―上■君(書A・今)

をのつからのこれるきくを初霜はわかをけはとそ思へらなる

俊云前哥はめつらしけなけれともなたらかなり

はてのをきつるそ耳にとまる心ちすれとも

さまてはいかゝ後哥にへらなるといへる事は末の

よには聞もつかすと人／＼申さるれともさる

ことゝきこゆとて左の勝とす

基云紫にゝほへる菊とまで哥めき侍れとも

かさしのためにといへるわたり又はてのをき

つるなとまてはも文字つゝきさゝへたるところ

おほかるやうにてたをやかなることすくなく

れは次哥のをのつから残れるきくなといへる

はてのへらなるもいかなることの文字つゝき

にかあらんも聞なれぬやうにおほゆれは

紫のかたには今一入そめまさりてむつまじう

そ思給ふる

二番

左

頭國朝臣

まそて<sup>⑫</sup>まて朝をく霜をはらふかなあへすうつろふ菊のおしさに  
「(二三ウ)

右 兩判為勝

師俊朝臣

露むすふ霜よのかすをかさぬれはたえてや菊のうつろひぬらん

「(二三オ)

① 後哥—後の哥(今)

② いへる—いふ(群)

③ 末のよ—世のすゑ(書A・今)

④ ことゝ—ことか(書A・今)

⑤ 哥めき—哥めきて(今)

⑥ にと—になと(書A・今)、となと(群)

⑦ なとまてはも—なとも(書A・今・書B・群)

⑧ はと—(書A・今・書B・群)

⑨ 次哥—哥(書A)、次のうた(群)

⑩ も—と(群)

⑪ そ—ナシ(群)

⑫ まて—もて(書A・今・書B・群)

⑬ の—ナシ(書A)

⑭ たえてや—たえてや(書A・今)、たへてや(書B・群)

俊云前哥はいとをかし但あへすうつろふと

いへること尋ぬへしきこえぬやうに覚え

侍るかなとりもあへす紅葉もあへすなとい

へる心詞<sup>⑱</sup>につきて心うるにたえすなといへる

詞にやたとひふるきこと葉なりともよみたる

ことあらんこの哥にてはきゝつかぬ心ちそする<sup>⑲</sup>

次哥は心詞いとをかし但これもおほつかなし

露結ふとはしめ<sup>⑳</sup>をかれたるはいかにもし露

むすひて霜となるといへることかそれなれはこ

よみなどにつきたることなれは一夜のことな

めりつきの夜よりは霜のかきりこそ

をくへけれ此哥の心はよことに露の霜に

なるやうにきこゆ<sup>㉑</sup>これはひかことならんおほつ

かなけれども文字つかひなと優なれはまさりて

そみゆる

基云左哥はすかた哥めきて侍れともまそて

もてそいとよま<sup>㉒</sup>ほしき言葉ともおほえぬ

又古の萬葉集に侍めりこれされはにや

古今の序には上古之哥存古質之語未<sup>㉓</sup>。

為教誡之端とそ申たるやうにおほえ侍る古

為耳目之翫徒

「(一四才)

⑮はーナシ(群)

⑯をかしーおかしう(群)

⑰きこえぬーきこえかぬ(書A・今)

⑱紅葉もあへすーナシ(群)

⑲心ーナシ(群)

⑳たえすーたへす(群)

㉑そーそそ(今)

㉒露結ふとはしめ<sup>ニ</sup>をかれたるはいかに

もしーナシ(書A・今)

㉓なるといへることかーなる<sup>といへる</sup>。ことか

(今)、なるといへるか(群)

㉔こーナシ(群)

「(一四ウ)

⑮よまゝほしきーよまほしき(群)

⑯にーにも(群)

⑰上古ー見上古(書A・今・群)

⑱未。為ー為耳目之翫徒為(書A・今)、

為耳目之翫徒為(書B・群)

今後撰拾遺<sup>并</sup>中比の哥合にこの言葉よ

みたりともみえすあそひにすることをは<sup>①</sup>

皆み侍めり此袖こそ延喜十二年の哥合

にもとよむてとよみてわらはれて講し<sup>②</sup>

侍らすなりになん心ちそし侍る右哥<sup>④</sup>

品すくれねと露結ふ霜よのかすなと

文字つゝきあしうも侍らねは猶露結<sup>⑤</sup>はれ

ぬへき心ちし侍り<sup>⑥</sup>

三番

左 顯仲朝臣

よろつよの焔のかたみになるものは君かよはひをのふるしら菊<sup>⑦</sup>

右 基俊朝臣

けさ<sup>⑧</sup>よ<sup>⑨</sup>りはさなから霜をいたゝきてをきなさひ行しらきくの花

俊云此哥祝にことよせてともかくも申かたし

次哥には翁さひゆくといへること慥にしらぬ<sup>⑨</sup>

ことなりたゝふるき哥につきて心うるに

翁さひと云ことは翁されといふ詞とこそ承

をきたるにこれは此心<sup>⑩</sup>にはたかへりよも

さは侍らしたしかなる事をうけ給て一定を可申

基云万代の焔のかたみになるものはいへる兼

「(一五才)

①をーと(群)

②とよむてーナシ(群)

③てーナシ(書B)

④なんーけん(書A・今・群)

⑤結<sup>はれ</sup>ぬーむすはれぬ(書A・今・書B・群)

⑥し侍りーそし侍る(群)

⑦なるーなす(群)

⑧よ<sup>み</sup>り<sup>は</sup>ーみれは(書A・今・書B・群)

⑨ふるき哥ー古哥(群)

⑩此心<sup>此</sup>ー心(書B)

⑪にはーに(書A・今)

「(一五ウ)

盛か名哥によくみなよみたるかなこれをはか<sup>⑫</sup>

しうこそ侍れなるものはといへるいとつめ<sup>⑬</sup>

けにみえ侍りさても下句よはひをのふる

白菊とそのことゝなくなんみえ侍る友則か<sup>⑭</sup>

哥に露なからおりてかさゝんとよめるまた<sup>⑮</sup>

九月九日忠岑貫之かもとへ<sup>⑯</sup>をくれる

かへし雫もてよはひのふてふ菊などそ<sup>⑰</sup>

よみて侍るかしさやうにてこそよはひのふる<sup>⑱</sup>

かたには侍れ右のさなから霜をいたゝきて<sup>㉑</sup>

をきなさひゆくとよめるのこれる菊はかやう

にもよみてんとみえ侍りひかことにや

四番

左 基持

雅兼朝臣

白妙の霜よにをきてみつれともうつろふ菊はまかはさりけり

右 俊勝

忠房朝臣

や<sup>㉒</sup>へ菊の花のたもとをあかすとや霜のうはきを猶かさぬらん

俊云前哥月もなく星もなくてよる霜<sup>㉓</sup>

まかふらんことかたし人／＼申されしもさるある<sup>㉔</sup>

ことゝきこゆ後哥はなのたもとをあかす思

はんことは誰か思ふへきそなをきたる人や入<sup>㉕</sup>

「(一六ウ)

「(一六オ)

⑫によく―にて(群)

⑬かな―哉と(書A・今)、也(群)

⑭なる―なす(群)

⑮ことゝ―こと(書A)

⑯また―ナシ(書A)

⑰へ―に(書A・今・書B・群)

⑱かへし―返しに(書A・今・群)

⑲侍るかし―侍るそかし(群)

⑳よはひ―よはひを(書A・今)

㉑かた―かたみ(書A・今・書B・群)

㉒侍れ―よく侍れ(書A・今・書B・群)

㉓さなから―さなからに(書A・今)

㉔やへ菊―八重(今)

㉕こと―事(書A・今・書B・群)

㉖さるあること―さる事有(群)

㉗は―ナシ(書A・今)

へきもし菊をぬしになしたるにやさらは<sup>①</sup>や  
へと云ことたかひぬされと哥からたくみなりま<sup>④</sup>  
さり<sup>②</sup>とたりとそみたまふる

基云この哥は白妙の霜よにをきてなと

よめるすこしいひなれたるをうつ

ろふ菊はまかは<sup>⑤</sup>すさりけりとよめるうつ

ろひなんきくを霜いかまかはすへき又

右哥のやへ菊のはなのたもとをあかす

とやとよめるこそいとおもひかけぬ<sup>⑦</sup>人のたも<sup>⑧</sup>

とにや菊のたもとにやとかた／＼おもひわ<sup>⑨</sup>

つらひはへるかな詞たくみなるやうに

てことたらぬ心<sup>⑩</sup>し侍<sup>⑪</sup>は勝負<sup>⑫</sup>のほとさ

ためかたくこそ

五番

左 俊持基勝<sup>⑬</sup>

信濃君

爍はてゝしもかれぬれと菊の花のこれる色は深みえけれ<sup>⑭</sup>

右

女房

白菊もうつろひにけりうき人の心はかりとなに思ひけん<sup>⑮</sup>

俊云前哥爍はてゝ霜かれぬといへる名残なき

心ちす爍はてぬれと菊は猶みゆれば末にのこ

「(一七才)

①さらは―されは(群)

②やへ―八重菊(群)

③されと―と(書A)

④まさりと―まさり(書A・今・書B  
・群)

⑤まかはす―まかは(書A・今・書B  
・群)

⑥やへ菊―八。菊(書B)

⑦ぬ―ね(書A・今)、す(群)

⑧の―ナシ(書A・今)

⑨わつらひ―悩(書A・今・書B)、な  
やみ(群)

⑩心―こゝち(群)

⑪侍は―侍れは(書B)、侍るは(群)

⑫勝負のほと―勝負。ほと(書B)

⑬基勝―ナシ(書A・今)

⑭けれ―けり(書A・書B・群)、ける  
(今)

⑮と―に(書A・今)

⑯前哥―前のうた(群)

「(一七ウ)

れる色はふかくみゆと侍る首尾あひたかへり<sup>⑰</sup>

後哥は人にわすられたるひとの恨たる<sup>⑱</sup>

に常によむふし<sup>⑲</sup>。戀<sup>なり</sup>の哥とそいふへき

きくの哥とはみえずされとさせることなき

哥におほつかなきことゝもあれは持とそ可申<sup>⑳</sup>

基云のこれる色はふかけれとみえけれりといへる<sup>㉑</sup>

なにごとゝみゆることなくていかにみえけるにか

また哥の躰もすくれてもあらず詞もとゝ

こほりたるやうにみえ侍りされと右哥の<sup>㉒</sup>

偏にきくを惜む哥とはみえていかにそや

かれくになりたらん男女のきくによそへ

て恨やりたらん心ちして題の心ふかゝ

らねは猶左のかつへきとそおもひたまふる<sup>㉓</sup>

### 六番

左 俊持

少将君

かれゆくをなけきやすらん初霜の菊のゆかりをくとおもへは<sup>⑳</sup>

右 基勝<sup>㉑</sup>

信忠朝臣

わかやとのまかきにやとる菊なくはなにゝつけてか人もとほまし」(一八ウ)

俊云前哥ふることにておもしろしと覚ることも

みえず又何なることもなし次哥もふり<sup>㉒</sup>

「(一八才)

⑰みゆーみえ(群)

⑱侍るーナシ(書B)

⑲はーナシ(書A)

⑳わすられーしられ(書A)、忘れ(今

・群)

㉑ふし。ーふしなり(書A・今・書B

・群)

㉒可申ー申へし(群)

㉓ふかけれとーふかく(書A・今・書

B・群)

㉔みえけれりーみえけり(書A・今・

書B・群)

㉕右哥ー右の哥(群)

㉖ちーナシ(書A・今)

㉗ねはーされは(群)

㉘とそーそと(書A)

㉙おもひー見(書A・今)

⑳なけきー難(書A)、歎(今・書B)

㉑をーに(書A・今)

㉒基勝ー基俊(書B)

㉓なくはーならば(今)

㉔何なることー問なるとも(書A)、問

なることも(今)

てめつらしけなしなくはなといへる腰の文

字つかひをさなきなりこれも持とぞ可申<sup>②</sup>

基云霜心なきものなれば偏<sup>③</sup>おしむを

なけくへきことにもあらず右哥は後中書

王の四條大納言にをくられける哥に花も

みなちりなんのちはわかやとのなにゝつけてか

ひとをまつへきといへる哥のすゑにて

侍これは少哥めきたれば右まさるとや申へからん

七番

左 基勝

定信朝臣

霜かれの菊なかりせはいとゝしく冬のまかきやさひしからまし

右 俊勝

雅光朝臣

しもかるゝはしめをみれば白菊のうつろふ色をゝしまさらまし<sup>⑧</sup>

俊云前哥きくなりとも霜枯なんのちは

冬のまかきのさひしからさらんことはいかゝある

へからんと人く申されしかさもやあるへからん

冬もふかくなりてこそ菊はみところなくな

らめあさからんほとはなとかさもよまさらん

とそきこゆるに後哥はおなしほどの哥なれと

いますこしたましゐある心ちす

「(一九ウ)

「(一九オ)

① なくは―ならば (今)

② そ―ナシ (群)

③ 偏<sup>ニ</sup>きくのほに (書A・今)、便に

(書B)、菊のたよりに (群)

④ も―て (群)

⑤ をくられ―被送 (書A・今・書B)、

送られ (群)

⑥ かるゝ―かゝる (書A・今・書B)、  
枯る (群)

⑦ みれは―みすは (書A・今・群)

⑧ しまさらまし―まさらまし (書A)、

まさらまし (今)、惜さらまし (群)

⑨ 霜―ナシ (書A)

⑩ さら―ナシ (今)

⑪ こそ―そ (書A・今)

⑫ きこゆるに―きこゆる (書A・今・

書B・群)

⑬ 後哥―後のうた (群)

基云左右おなしけれと冬のまかきさひ<sup>⑭</sup>  
しさ<sup>⑮</sup>からんといへる<sup>⑯</sup>そけに<sup>⑰</sup>さもやとみえたまふる

左 俊勝基持

盛方朝臣

冬かれにうつろひのこる白菊はうはゝに<sup>⑱</sup>残る<sup>⑲</sup>霜かとそみる  
右 道経朝臣

露霜のあかつきをきの朝ことにうつろひまさる白菊のはな

俊云冬枯<sup>⑲</sup>といへる文字聞つかぬ心ちして侍を<sup>⑳</sup>

万葉集によめることたしかにも覚侍らす

右のかたはなたらかに心もいとをかしくこそ

あさをく霜のなとい<sup>㉑</sup>へる<sup>㉒</sup>こそきゝなれ侍れ

これはことありかほなるものかな猶さきの

哥<sup>㉓</sup>そまさりたらん

基云左哥うつろひのこるといふ<sup>㉔</sup>わきたし

また花をうはゝにをける霜といふ<sup>㉕</sup>ま実

いみしきひかめなり右の哥はあかつきをき

とよめる又朝毎にといへる重言いづれもかちま

けのほとさたかにみえ侍らす持とや申へからん

九番

左 基持

重基朝臣

「(二〇才)

⑭ 左右—さ様 (書A・今)

⑮ さからん—からん (書A・今・書B)、  
く侍らん (群)

⑯ るそ—り (群)

⑰ けに—ナシ (群)

⑱ 残る—をける (書A・今・書B・群)

⑲ 枯—かれに (書A・今・書B・群)

⑳ 聞つかぬ—聞えかぬ (書A・今)、聞  
えかぬる (群)

㉑ して—し (書A)

㉒ いへる—いふ (書A・今・書B・群)

㉓ 哥—ナシ (書A・今)

㉔ わきたし—わきかたし (書A・今・  
書B・群)

㉕ いふま—□□ (書A)、□ (今)、ナ  
シ (書B・群)

⑳ の—ナシ (書A・今・書B・群)

「(二〇ウ)

爍かれてちくさのはなは残らねと独うつろふ白菊の花

右 俊勝

忠隆朝臣<sup>①</sup>

かきりなく君かちよへんしるしにや散のころらん宿のしらきく<sup>②</sup>

俊云あきくれての哥無指事その中

にもこのらねとゝいへる残りてそとやいふへき

さてこそひとりうつろふとはいふへけれ次

哥きく散といへる哥はなにゝあらねとなを

いかゝきこゆさはあれと祝心<sup>④</sup>よせたりなとかかたさらん<sup>(二一オ)</sup>

基云左右の哥心も詞もおなしほとなれは<sup>⑤</sup>

いつれとみえ侍らすこれもおなしほとなにや<sup>⑥</sup>

十番

左

宗國朝臣

うへしその心もをかぬ白菊はあたる露にうつろひにけり

右 兩判為勝

兼昌朝臣

きくの花よのまに色やかはれると霜をはらひてけさみつるかな

俊云前哥心もをかぬといへることにや後哥の

文字つかひはおさなけれども霜をはらふことは

さもときこゆまさりもやあらん<sup>⑦</sup>

「(二一ウ)

基云なにごとにてかは菊に心をきけん可

尋之右よのまのいろをおほつかなしとて<sup>⑧</sup>

① 忠隆朝臣—ナシ(今)

② 宿—窓(書A・今)

③ 無指事—させることなし(群)

④ 祝心<sup>ニ</sup>—橋門に<sup>ニ</sup>こと(書A)、指門に<sup>ニ</sup>こと(今)、<sup>此字ふしん</sup>■門に<sup>ニ</sup>こと(書B)、権

門に<sup>ニ</sup>こと(群)

⑤ の—ナシ(書A・今・書B)

⑥ にや—にそ(書A・今・書B)、にこそ(群)

⑦ も—ても(書A・今・群)

⑧ を—心(群)

霜をはらひみつらんこそ。をかしう侍れ猶  
こなたに老の心のとまりぬへき

十一番

左 兩判為持 信濃君

こけのむす岩ねに残る八重菊のやちよさくとも君そみるへき

右 時昌朝臣

霜かれにわれひとりとや白菊の色をかへても人にみすらん

俊云苔のむす岩ねに菊のゝこる證哥やあらん

もしなくはきはめてあらし末はことのほかかふ

りたり後哥はわれひとりとやいへる心ゆ

きてもきこえず人ゝやまひといふこと

に事きれる持とや申へからん

基云まかきをおきて岩ねにのこるらん菊

こそ松などの心ちし侍れ右われひとりと

きくのおもふらんもをしはかりことにこそ此

花ひらけてなといひて侍るはみる人の

思ふことにこそ侍れはいつれも勝負の

十二番

左 俊隆朝臣

⑨ こそ。をかしう―こそいとおかしう  
(書A・今・書B・群)

⑩ に―そ (書A・今・書B・群)

⑪ の―も (書A・今・群)

⑫ の―は (書A・今・群)

⑬ ②ゝこる―残れる (書A・今・書B・群)

⑭ て―ナシ (書A・今)

⑮ あらし―あしし (群)

⑯ いへる―といへる (書A・今・群)

⑰ きれる―きるゝ (群)

⑱ のこるらん―残らん (群)

⑲ 右―右の (書A・今・書B・群)

⑳ われ―ナシ (今)

㉑ ひらけて―開て (書A・今・書B・群)

㉒ は―ナシ (書A・今)

㉓ 俊隆―俊澄 (今)

霜かれにうつろひのこるむら菊はみる朝ことにめつらしきかな

右 兩判為勝<sup>①</sup>

為實朝臣

をく霜のなからましかは菊の花うつろふ色をけふみましやは<sup>②</sup>

俊云前哥させることなし村菊をさなけな<sup>③</sup>

り次哥は霜をきつれはうつろへる色もみせ

すところそいふへけれ霜をきてみゆといへること

たかひぬ但をきたれはひさしくありて<sup>④</sup>

みゆとよめるにや心えてはかちにもやせん<sup>⑤</sup>

基云此哥させる難はみえねと哥合の<sup>⑦</sup>

哥とはみえすなけ哥のやうにそ侍める右<sup>⑧</sup>

哥もさせることはなけれどもうつろふ色を<sup>⑨</sup>

けふみましやはといへる少いひなれたるやう<sup>⑩</sup>

に侍れはまさりたりと申へからん<sup>⑪</sup>

一番 戀

左 俊勝

攝津君

たくすたく室のやしまのけふりももなをたちまさる恋もする哉

右 基勝

頼國朝臣

さかつきのしみてあひみんとおもへはやくひしきことのさむるよもなき」(二三ウ)

俊云前哥たえすたくといへるひかことにや申<sup>⑬</sup>

へからん此むろの八島はまことの火をたく<sup>⑭</sup>

①勝―持(書A)

②みましやは―はみましや(今)

③させることなし―無指事(書A・今

・書B・群)

④ありて―有と(群)

⑤心えて―するえて(今)

⑥に―ナシ(群)

⑦哥―哥は(書A)

⑧侍める―侍るめる(今・書B・群)

⑨させることは―指事(書A・今)、指

事は(書B)

⑩み―ナシ(今)

⑪と―とや(書A・今・群)

⑫はや―とも(群)

⑬前哥―前のうた(群)

⑭いへる―いへるは(書A・今・書B

・群)

⑮に―と(群)

⑯は―ナシ(群)

⑰の―に(群)

⑱たく―たく(書A)

はあらず野中に清水のあるより氣のたつ<sup>19</sup>  
 かけふりのことくみゆるなりそれをたくとい  
 はんこといかゝ但まことのけふりとのみよみき<sup>20</sup>  
 たれはなとかさもいはさらんや哥からはあし  
 くもみえす後哥はたくみにておもしろけ<sup>21</sup>  
 れとかならずよまるへきやうのみえぬなり盃と  
 いひて酒ありなんやまたのむといへること大<sup>22</sup>  
 切なりさけもなく<sup>23</sup>てのむともいはては<sup>24</sup>。しゐ<sup>25</sup>ん  
 とするまた盃のとはしめに詠しいたさんも<sup>26</sup>  
 いかゝ有へからんこれはたくみにおもしろけれと<sup>27</sup>  
 ことたらす左は哥めきたれは勝と申へからん<sup>28</sup>  
 基云たえすたく室のやしまのけふりにも<sup>29</sup>  
 とよまれたれはいかに侍るにか此ところ<sup>30</sup>に火  
 たくとはいかにみえて侍にか室の八嶋といふ<sup>31</sup>  
 こと二つあり一には<sup>32</sup>。人の家<sup>33</sup>に有なり夏室<sup>34</sup>  
 ぬりたるをいふと<sup>35</sup>あるものにみえて侍りこ<sup>36</sup>  
 れはいつれによりてよまれたるにかいつれに<sup>37</sup>  
 てもたえすたくといふこといまたみたまはす  
 されはにや惟成哥にも風ふけは室のや<sup>38</sup>  
 しまの夕けふり心のうちにたちにけふ哉

「(二四才)

「(二四ウ)

- ①9 氣―。け(今)  
 ②0 き―ナシ(書B)  
 ②1 後哥―かの哥(書B)  
 ②2 いひて―いひては(書A・今・書B  
 ・群)  
 ②3 酒―酒の(書A・今)  
 ②4 て―ナシ(書A・今)  
 ②5 いはて―いはん(書A・今)  
 ②6 。しゐ<sup>い</sup>ん―いかゝしゐん(書A・今  
 ・書B・群)  
 ②7 に―にて(書A・群)  
 ②8 たらす―たえす(書A)  
 ②9 は―ナシ(群)  
 ③0 は―と(書B)  
 ③1 と―とや(書A・今・群)  
 ③2 けふり―焼(群)  
 ③3 たれ―たる(書A・今・書B・群)  
 ③4 一には。人の家<sup>下野にあり一には</sup>―一には下野にあ  
 り一には人の家に(書A・今・書B  
 ・群)  
 ③5 夏―夏は(書A・今)、爰は(群)  
 ③6 ある―式の(書A・今・書B)、或  
 (群)  
 ③7 よりて―ナシ(書A・今)  
 ③8 ふ―る(書A・今・書B・群)

とよめるたえすたくとけるとはみえすあ  
 さまのたけ富士の山なとそ煙不絶ためし  
 にはよみふるし侍めるたえすたく心を本  
 意にて此哥はよまれて侍めれはかやうに  
 尋申侍なり所見すくなくてさやうのこと  
 をみたまはぬにや右哥さかつきのしめて  
 あひみんと思へはにやとよめるはしめて  
 といふ心はけにめつらしくきこえ侍るに  
 こひしきことのさむるよもなきとはなにとよ  
 みたるにかさむるといふことは思ふに酔に  
 よせてよめるにこそ侍めれそれならば  
 なを酔といふ本文ありてやよくは  
 侍らんとひよひたるにても又いかなれは  
 さむるよもなくはありけるにか唐にこそ  
 千日酔たる人は侍けれそれも三年  
 か間こそ侍けれこれはいつといふことも侍ら  
 すもし法文に無明の酔などにや侍らん  
 それこそさむるよもなくは侍るなれ此哥なす  
 らへて申へきかたなし左哥たえすたくらん  
 よりは今少まさりていとをかしくそ侍る

「(二五才)

「(二五ウ)

①よめる―よめるも(書A・今・書B・群)

②たくとける―立ける(書A・今・書B・群)

③不絶―不絶たつ(今)、絶ぬ(群)

④める―めり(群)

⑤たく―たつ(今)、焼(群)

⑥侍―ナシ(群)

⑦はにや―はや(書A・今)、とも(群)

⑧にか―に。(書A)

⑨こと―事(書A・今・書B)、詞(群)

⑩それ―ナシ(書A・今)

⑪よひ―ゑひ(書A・今・書B・群)

⑫なくは―なくては(群)

⑬にや―や(群)

⑭て―ナシ(書A・今)

⑮申へき―可申(書A・今・書B)

⑯いと―ナシ(書B)

⑰しくそ―しう(書A・今)、しうそ(群)

二番

左 ⑱ 俊頼朝臣

くちをしや雲るかくれにすむたつも思ふ人にはみえけるものを

右 ⑲ 基俊朝臣

かつみれはなをそこひしきわきも子かゆつのつまくしいかてさゝまし

俊云前哥は心もえすことやう無極哥に

こそ侍めれ後哥ゆつのつまくしとは素戔

鳥尊の稲田姫にあひ初給し時御みつ

からにさし給ひし櫛なり此哥はかつみれとゝ

よまれたれは既にあひにける心なんみゆ

る末の句にかてさゝましとあれはまたさゝ

ぬとこそみゆれ本文にはたかひたるやうニみ

ゆるよみ人にたつぬへき事なりむかしうけ

たまはりしにはたかひたりひかことのおほ

えけるにや勝負無論

基云くちおしやなとよみたらんはかやう

の哥合などにいまたみ侍らす無下ニこそ

おほえ侍れ倭哥詩<sup>⑳</sup>などには詞をえりて

先花後實とそいふれ心<sup>㉑</sup>の人も申ける

されはにや諸家集并調合などにもこ

「(二六ウ)

「(二六オ)

⑱ ナシ—俊持(群)

⑲ ナシ—基勝(群)

⑳ は—は(書B)、と(群)

㉑ 前哥—前のうた(群)

㉒ 無極—極なき(書A・今)

㉓ こそ—そ(書A・今)

㉔ 後哥—後哥は(書A・今・書B)、後のうたは(群)

㉕ あひ初給し—相給し(書A)、逢初し(今)

㉖ 給ひし—給ふ(書A・今)

㉗ たつぬへき事—可尋事(書A・今・書B・群)

㉘ 無論—不諭(書B)

㉙ など—に—など(書A・今・書B・群)

㉚ 倭哥詩—和詩(書A・今)

㉛ には—は(書A・今・書B・群)

㉜ いふれ心<sup>㉜</sup>の—いふれつの(書A・書B)、いにしへの(今・群)

の言葉よみたりとみえず況や又はしめ<sup>①</sup>  
 の句にもあらず又雲みかくれにすむた<sup>②</sup>  
 つといふこと倭哥にいまた見出し侍らす  
 唐の文の中にやとうたかはれ侍る若世説  
 と云文に鳴鶴日下といへる心をよまれたる  
 にや次の句にあをき雲をひらひて白  
 き鶴をみるとこそ云たれ雲みかくれに  
 とふなといはんことこそ侍らめ鶴といひ  
 なから雲のうち<sup>④</sup>にすみ侍るへきこそ淮南<sup>⑤</sup>  
 鶴そ雲みには入侍りけれ又もしはつるみ<sup>⑥</sup>  
 といふこと<sup>⑦</sup>にや然者源近公相鶴経と云文  
 につるみ百八十歳にて雌雄あひみて侍<sup>⑧</sup>  
 らんといふことは侍れさらは人といふことはい<sup>⑩</sup>  
 かに可謂にか又雲みかくれにすむと云と<sup>⑪</sup>  
 いふ所もなければことほりともおほえず大  
 かたこの哥は詞も心も不及そみ給ふる右  
 哥詞にあやまつところもなく哥からも  
 あしからねは少<sup>⑫</sup>よろしきとはひかことにや<sup>⑬</sup>

「(二七才)

「(二七ウ)

① 況や又はしめの句にもあらずナシ  
 (書A・今)、又はしめの句にもあら  
 ず(書B)

② たつ―田鶴(群)

③ 鳴鶴―鶴鳴(書B)

④ うち―中(書A・今・書B・群)

⑤ 淮南―淮南(書A・今・群)

⑥ つるみ―つる(群)

⑦ こと―事候(書A・今)

⑧ つるみ―つるは(群)

⑨ 侍らんといふ―はらめる(群)

⑩ いか―いか(書A・今)

⑪ と云と―と(書A・今・群)

⑫ 少―ナシ(群)

⑬ よろしき―よろし(書A・今・書B

・群)

いはぬまの下はふ芦のねをしけみひまなき恋を君しるらめや<sup>⑭</sup>

右 雅兼朝臣

〔※空白行〕

俊云前哥いとおかしさせること不見後哥<sup>⑮</sup>  
は汝かためつらきと女をいはんことはなまけ<sup>⑯</sup>  
にやあるへき女房などはわれにしな<sup>⑰</sup>くたり<sup>⑱</sup>  
たれと詞はうやまひてこそいふめれさせる<sup>⑲</sup>  
證なくは前哥勝にもや<sup>⑳</sup>

「(二八才)」

基云此哥可難事も侍らさめりそれか<sup>㉑</sup>  
中にも下はふ芦は今少やさしくそみ給ふる<sup>㉒</sup>

四番

左 兩判為勝 上総君

恋こふる君か<sup>㉓</sup>心の月ならばをよはぬみにも影はみてまし<sup>㉔</sup>

右 顯仲朝臣

いのらん神のたゝりはなさるともあふてふことにみをはけかさし<sup>㉕</sup>

俊哥前哥は人を月になすは天徳の哥合<sup>㉖</sup>

におよはぬみをもといふにそうたかはれへ<sup>㉗</sup>

き後哥は人にしられたる哥とそみゆるさは

よむらんやは證哥そ入へき又おとこのも

とよりのりを。するとよみをこせたらん<sup>㉘</sup>

「(二八ウ)」

⑭ しるらめや—知らめや(群)

⑮ させること—指事(書A・今・書B

・群)

⑯ は—ナシ(群)

⑰ と—こと(書A・今)

⑱ なまけ—なめけ(群)

⑲ くだり—へたり(書A・今)

⑳ たれと—けれと(書A)

㉑ 證—證哥(書A・今・群)

㉒ にもや—にや(群)

㉓ 哥—ナシ(書A・今)

㉔ 可難事—可難申事(書A・今・書B

・群)

㉕ 中—事(書B)

㉖ やさしく—やさしう(書A・今・書

B・群)

㉗ こふる—わふる(書A・今・群)

㉘ 心—雲ゐ(書A・今・書B・群)

㉙ は—ナシ(書A)

㉚ さし—まし(書B)

㉛ 哥—云(書A・今・書B・群)

㉜ は—ナシ(書A)

㉝ れ—る(書A・今・書B・群)

㉞ を。する—をなんする(書A・今・

書B・群)

かへしなとにそかくはよみやるへきみしらぬに似たり負ぬるにや<sup>①</sup>

①にそかくは―にかく(群)

基云左哥君か雲ゐの月ならはといへる文字つゝき優なるやうにみえ侍を及はぬみをも<sup>②</sup><sup>③</sup>とある天曆哥合に中務か雲ゐの月と

②を―ナシ(書A・今)  
③をも―にも(書A・今・群)

よみたるを思ひてよまれたるにやこひ

しきかけはいとよくこそみえ侍るに言葉<sup>④</sup>

④こそ―ナシ(群)

とゝこほりたるやうにこそ右いのるとも神の

―(二九才)

たゝりまては有なんあふてふことに身をは

⑤とも―らん(書A・今・書B・群)  
⑥まて―なとまて(書A・今・書B・群)

けかさしといへるいかにと心えかたしあふと

⑦は―ナシ(群)

いふことはいかなるものなれはみをはけかす

⑧みそ―み(書A・今)

へきにかみそなどにおち入たらん心ちし侍り

いづれもおかしき心はなけれと雲ゐの月は今少よろしくや侍らん

五番

左 俊持<sup>⑨</sup>

師俊朝臣

⑨持―勝(書A)

つれなさのためしは誰そたれにても人なけかせむはてはすくやは

右 基勝

定信朝臣

―(二九ウ)

あふことをまつのみきはにとしふれはしつえに浪のかけぬ日そなき〔※行間補入〕

俊云前哥はすかた詞ことにしてともかくも

申かたし後哥はあふことを松の汀にとい  
へるほと哥めきたれともしつえに浪のか  
けぬ日そなきといへるわたり戀の哥とも  
みえず涙をかけたらましかはさもやと聞  
えなまし左は戀の心みゆれと躰詞  
優ならず右はなたらかなれと戀のこゝろ  
すくなし仍持と申へし<sup>⑭</sup>

基云此哥は詞滑て詩にこそ侍めれいみ

しく色としくはらくろけにおもひよりて<sup>⑮</sup>

侍りつる戀かなゝかとものとくゝるかへしといふ<sup>⑯</sup>

文にこそかゝる詞はみ給ひしかよしや草葉

のとよみたることも侍めれとそれはいとをかしう<sup>⑰</sup>

つゝきたるにこれはいとむくつけにきこえ<sup>⑱</sup>

侍るさてあふことをまつの汀になとよめる<sup>⑲</sup>

ことわたりまことにおかしくこそ次句のしつ<sup>⑳</sup>

えに浪のかけぬ日そなきとしたゝかに見え<sup>㉑</sup>

侍めり小町か哥にむかひたるやうにみ給ふ<sup>㉒</sup>

るものはこれは右勝と申へし

六番

左 俊持

少将君

「(三〇才)

⑩ は―ナシ (書A)

⑪ そ―ナシ (群)

⑫ と―ナシ (書A・今)

⑬ は―ナシ (書A・今)

⑭ 申へし―可申 (書A・今・書B・群)

⑮ て―にて (書A・今)

⑯ 色と―色く (書A)、けつく (群)

⑰ 侍りつる―侍つる (書A・書B)、侍る (今・群)

⑱ むくつけ―むくつけ (書A・今・書B)

⑲ ことわたり―わたり (書A・今・書B・群)

⑳ したゝか―いとしたゝか (書A・今・書B)、いとゝたしか (群)

㉑ は―かな (書A・今・群)

㉒ 右―ナシ (書A)

「(三〇ウ)

うかりける汀に生ふるうきぬ繩①くることなくていくよ経ぬらん②

右 基勝 信濃君

よとゝもにそてのみぬれて衣河戀こそわたれあふせなければ

俊云左右哥③共に指難④みえすふるめかしき

にはつねのことなれはひとしとや申へからん⑤

基云これはいつれも⑥くよろしうみたまふる

あふせなくて恋わたらんこそいと⑦おかしけれ

七番

左 兼昌朝臣

恋せしとおもひなるせ⑧による浪の

右 兩判為勝 雅光朝臣

たまもかるしのふの浦のあまたにもいとかくそてはぬるゝものかは⑨

俊云いつれもくおかし但前哥は初五文字⑩

明言を⑪くかしたれはうちきくにおもひ出られ

ぬふるき人もかやうの言葉さるへしとそ申され⑫

これをとるへきにや⑬

基云これかかれもひかことにはあらねとなるせ⑭

よる浪の下句のこしたいくしく苦し⑮

けに見え侍⑯しのふのうらのあまよりもけに

ぬるらんそてこそ今少恋⑰まさりてみ給ふる⑱

「(三二才)

「(三二ウ)

① 繩―なは (書A・今・書B)  
② なくて―絶て (書A・今)

③ 哥―ナシ (群)

④ 指―させる (群)

⑤ には―は (書A・書B・群)、ナシ (今)

⑥ も―ナシ (書A・今)

⑦ おかし―をし (書A・今)

⑧ 浪の―浪ホナマの (書A・今)

⑨ かく―よく (書A・今)

⑩ 明言―明云 (書A・今)

⑪ くホナマかし―おかし (書A)

⑫ ふるき人―古人 (群)

⑬ そ―こそ (書A・今・書B)

⑭ よる―よする (群)

⑮ たいくしく―たひくしく (書A・今)、たひくしく (書B)、たえくしく (群)

⑯ 恋―ナシ (書B)

⑰ る―も (書A)、ナシ (今)、れ (書B・群)

八番

左 俊持基勝

盛方朝臣

山のはにはつかの月のはつ／＼にみしかはりにやくは恋しき

右

信忠朝臣

恋すてふみなひとことに人みはやいとわれはかりあらしと思

俊云前哥は古哥にかゝる哥のある心ちするは

ひかおほえにやすゑやすこしかはりたらん

次哥はもしつゝきこはけにそきこゆるお

なしほとるの哥にや

「(三二才)

基云左哥はつかの月のいつるよりはてまで

しつのをたまきくりかへしいそのかみふるき

哥ともものとすゑにてめつらしけなく侍と

人ことにみきよりは哥めきたれは猶左のかちにや

九番

左 基勝

道経朝臣

あふことのいま。かた野となりぬれはかりにとひこし人もとひこす

右 俊勝

忠隆朝臣

をさふれはまる涙はもる山のなけきにあたる雫なりけり

俊云前哥は交野となりなはかりにくとこそ

いふへけれこすといへはたかひたり次哥は

「(三二ウ)

⑱ 人―とひ (群)

⑲ 次哥―次の哥 (群)

⑳ きこゆる―聞る (群)

㉑ みき―みる (書A・今・書B・群)

㉒ いま。―今は (書A・今・書B・群)

㉓ まる―あまる (書A・今・書B・群)

㉔ こそ―ナシ (群)

㉕ いへは―いへるは (書A・今・群)

あまる涙はもるやまのなといへるおもふ心  
なきに<sup>①</sup>あらずさもとときこゆれは勝とも申  
さんにかたからし

基云此哥共<sup>②</sup>にいつれもくことなる難もなく  
心とゝめたることも侍らぬ中にもかりにをと  
する人なからんは今すこし心ほそくそみえ侍る

十番

左 俊持基勝

忠房朝臣

うき人をわすれはてなてわすれ川<sup>③</sup>なとてたえす恋わたるらん」(三三三才)

右

宗國朝臣

恋すてふこひはこれにてかきりてんのちにもかゝるものをこそおもへ<sup>④</sup>

俊云前哥はなにもなしこれほどの哥は

めもとろかすおくの哥はこれにてかきりてん<sup>⑤</sup>

といひたれはこの人外<sup>⑥</sup>にことひとを恋しと<sup>⑦</sup>

いへるにやまたあすよりはこひしといはん<sup>⑧</sup>

ことかたしたしかにもきこえねはおほつかな<sup>⑨</sup>

し同程の哥にや

基云いつれもくとかむへきも侍らさるに右は<sup>⑩</sup>

これにてかきりてんとこそいみしう庶幾せす<sup>⑪</sup>

みえ侍れなにとてたえすとあるは今少哥

「(三三三ウ)

①に―には(書A・今・書B・群)

②共に―ナシ(今)

③なとて―なにとて(書A・今・書B・群)

④を―も(書A)

⑤と―こと(書A)

⑥人―人の(群)

⑦を―ナシ(書A・今)

⑧ね―ぬ(今・群)

⑨いつれも―いつれも(書B)

⑩は―ナシ(群)

⑪とこそ―こそ(書A・今・書B・群)

めきてそ思ひ給ふる<sup>⑫</sup>

十一番

左 俊勝基持 重基朝臣

あふことをそのとし月とちきらねはいのちや恋のかきり成らん

右 俊隆朝臣

よとゝにもえこそわたれ吾恋はふしのたかねの煙ならねと

俊云前哥あしくもみえず次哥ことの

ほかにふるめかし仍前哥を可為勝

基云あふことをその年月と契らねて

いのちを恋のかきりにて侍らんこそあはれ

に心くるしく侍るに又よとゝにもえ

わたらん人もいとをしされはをとりても

みえ侍らすひとしくそみえ侍る

十二番

左 俊勝 為實朝臣

わか恋はたかしのはまにゐるたつの尋てゆかにかたもおほえす

右 基勝 時昌朝臣

あふことのたのむる人のなきときはみをうきものとおもひぬる哉

俊云左右哥同程とそみ給ふるはしめの哥は  
「(三四ウ)

いさゝかことあるさまなれば指事なしおくの

⑫てーナシ(書B)

⑬もえー雲(書A・今)

⑭前哥をー前のうた(群)

⑮可為勝ー勝たるへし(群)

⑯契らねてーちきらて(書A・今)、契

らて(書B・群)

⑰をーをを(書A)

⑱にーナシ(群)

⑲もえーえ(今)

⑳みえーナシ(書A・今・書B・群)

㉑みえーナシ(群)

㉒のーを(書A・今・書B)

㉓みをー世を(書B)、よを(群)

㉔左右哥ー左。哥(書B)、左右のうた(群)

㉕とそーと(書A・今・書B・群)

㉖はしめのー始の(書B)、初(群)

㉗はーと(群)

㉘指事なしー指てことなし(群)

㉙おくのーナシ(群)

哥はしたることなしゐるたつのたつね  
てゆかんかつと申へからん

基云わか恋はたかしの濱の哥なをかみに

波といひてたかしのとはいはゝやとこそ見

給ふれ忠房のかへしに貫之よみたるに

も奥津波たかしのはまとそよみたる濱

はいづくにもおほかるに。たかしのはまのふし

にてことたらはてすゝろにおほえ侍るも老

ほけにたる心なるに僻覚にも侍らんかし

右哥身をうきものとおもひたらん今少

なたらかなるやうにそみ給ふる

基俊判奥に獻する哥

身をゝきてなとやうき世をおしむらん

ことほりしらぬわか心かな

「(三五才)

① 哥はしたることなし—ナシ (群)

② て—てや (書A・今)

③ 給ふ—給ふる (群)

④ に—ナシ (書B)

⑤ に。—にこの (書A・今・書B・群)

⑥ たらはて—たかひて (群)

⑦ も—ナシ (今・群)

⑧ たらん—たらんと (書A)、たらんそ

(群)

⑨ 今—ナシ (書A・群)

⑩ そ—ナシ (群)

⑪ 給ふる—給侍る (書A・今・書B)、  
給ひはへる (群)

⑫ をゝきて—をきて (書A)、をおきて

(群)

⑬ おしむ—うらむ (書A・今・群)

「(三五ウ)

右哥合者法性寺関白忠通公家  
調合也 于時内大臣

此一冊宗牧宗養兩筆本  
以令書写者也

「(三六才)

(空白)

「(三六ウ)

(翻刻了)

\*奥書―第一章第四節参照。